

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	証券取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成19年6月20日
【事業年度】	第7期（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）
【会社名】	株式会社新生銀行
【英訳名】	Shinsei Bank, Limited
【代表者の役職氏名】	代表執行役社長 ティエリー ポルテ
【本店の所在の場所】	東京都千代田区内幸町二丁目1番8号
【電話番号】	03-5511-5111（代表）
【事務連絡者氏名】	グループ財務管理部次長 杉山 寿啓
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区内幸町二丁目1番8号
【電話番号】	03-5511-5111（代表）
【事務連絡者氏名】	グループ財務管理部次長 杉山 寿啓
【縦覧に供する場所】	株式会社新生銀行大阪支店 （大阪市中央区瓦町三丁目5番7号） 株式会社新生銀行名古屋支店 （名古屋市中区栄三丁目1番1号） 株式会社新生銀行大宮支店 （さいたま市大宮区桜木町一丁目9番1号） 株式会社新生銀行ららぽーと支店 （千葉県船橋市浜町二丁目1番1号） 株式会社新生銀行横浜支店 （横浜市西区南幸一丁目9番13号） 株式会社新生銀行神戸支店 （神戸市中央区三宮町三丁目7番6号） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

(1) 当連結会計年度の前4連結会計年度及び当連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

		平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
		(自平成14年 4月1日 至平成15年 3月31日)	(自平成15年 4月1日 至平成16年 3月31日)	(自平成16年 4月1日 至平成17年 3月31日)	(自平成17年 4月1日 至平成18年 3月31日)	(自平成18年 4月1日 至平成19年 3月31日)
連結経常収益	百万円	201,166	172,359	248,641	529,057	560,016
連結経常利益	百万円	33,990	47,391	54,454	71,471	23,172
連結当期純利益 (△は連結当期純損失)	百万円	53,030	66,404	67,435	76,099	△60,984
連結純資産額	百万円	679,837	730,000	786,667	855,335	933,253
連結総資産額	百万円	6,706,971	6,343,755	8,576,328	9,405,013	10,837,683
1株当たり純資産額	円	124.80	287.94	329.65	380.20	308.60
1株当たり当期純利益 (△は1株当たり当期純 損失)	円	18.09	46.03	46.78	53.16	△45.92
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	円	13.08	32.75	34.98	37.75	—
連結自己資本比率 (国内基準)	%	20.10	21.13	11.78	15.53	13.13
連結自己資本利益率	%	15.62	16.99	15.08	14.92	△13.42
連結株価収益率	倍	—	17.92	13.03	15.49	—
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	390,408	△343,431	232,048	△280,998	416,847
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	△242,571	412,178	△300,798	135,741	△395,165
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	△140,456	△50,560	73,793	323,713	△90,903
現金及び現金同等物の 期末残高	百万円	138,991	157,178	162,226	340,713	271,493
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	2,252	2,380	5,013 [1,018]	5,407 [1,524]	5,364 [1,207]

(注) 1. 当行及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

2. 当行は、平成16年4月1日をもって、長期信用銀行から普通銀行に転換致しました。

3. 連結純資産額及び連結総資産額の算定にあたり、平成18年度から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。

4. 「1株当たり純資産額」、「1株当たり当期純利益(又は当期純損失)」及び「潜在株式調整後1株当たり当期純利益」(以下、「1株当たり情報」という。)の算定に当たっては、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)を適用しております。1株当たり純資産額は、企業会計基準適用指針第4号が改正されたことに伴い、平成18年度から繰延ヘッジ損益を含めて算出しております。

また、平成18年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、連結当期純損失が計上されているため記載しておりません。

なお、これら1株当たり情報の算定上の基礎は、「第5 経理の状況」中、1「(1)連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。

5. 連結自己資本比率は、平成18年度から、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当行は国内基準を採用しております。

なお、平成16年度及び平成17年度は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成5年大蔵省告示第55号に定められた算式に基づき、平成15年度以前は、長期信用銀行法第17条において準用する銀行法第14条の2の規定に基づく平成5年大蔵省告示第56号に定められた算式に基づき算出しております。

6. 平成14年度の連結株価収益率については、当行株式が非上場かつ非登録であるため、平成18年度の連結株価収益率については、連結当期純損失が計上されているため記載しておりません。

7. 従業員数は、嘱託及び臨時従業員の平均雇用人員を[ ]内に外書きで記載しております。なお、平成15年度以前の臨時従業員数は、その総数が従業員数の100分の10未満であったため、記載を省略しております。

8. 平成15年7月29日付で普通株式2株を1株とする株式併合を行っております。

当該株式併合に伴う影響を加味し、遡及修正を行った場合の1株当たり情報を参考までに掲げると以下の通りとなります。

		平成14年度
		(自平成14年 4月1日 至平成15年 3月31日)
1株当たり純資産額	円	249.59
1株当たり当期純利益	円	36.18
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	円	26.15

## (2) 当行の当事業年度の前4事業年度及び当事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第3期	第4期	第5期	第6期	第7期
決算年月		平成15年3月	平成16年3月	平成17年3月	平成18年3月	平成19年3月
経常収益	百万円	189,919	162,890	173,068	197,284	232,034
経常利益	百万円	38,089	44,806	46,697	60,497	47,146
当期純利益 (△は当期純損失)	百万円	59,091	65,320	68,097	74,890	△41,960
資本金	百万円	451,296	451,296	451,296	451,296	451,296
発行済株式総数	千株	普通株式 2,717,075 甲種優先株式 74,528 乙種優先株式 600,000	普通株式 1,358,537 甲種優先株式 74,528 乙種優先株式 600,000	普通株式 1,358,537 甲種優先株式 74,528 乙種優先株式 600,000	普通株式 1,358,537 甲種優先株式 74,528 乙種優先株式 600,000	普通株式 1,473,570 甲種優先株式 74,528 乙種優先株式 300,000
純資産額	百万円	680,374	729,280	788,945	853,046	658,866
総資産額	百万円	6,763,710	6,406,313	6,396,302	7,208,651	8,728,921
預金残高	百万円	2,272,868	2,307,413	3,156,271	4,000,819	4,991,263
債券残高	百万円	1,888,405	1,362,261	1,246,862	1,021,419	703,908
貸出金残高	百万円	3,673,158	3,217,804	3,443,721	3,961,246	5,075,281
有価証券残高	百万円	1,768,003	1,508,204	1,820,753	1,809,798	2,062,064
1株当たり純資産額	円	124.99	287.41	331.33	378.51	319.68
1株当たり配当額 (内1株当たり中間配当額)	円 (円)	普通株式 1.11 甲種優先株式 13.00 乙種優先株式 4.84 (普通株式 — 甲種優先株式 — 乙種優先株式 —)	普通株式 2.22 甲種優先株式 13.00 乙種優先株式 4.84 (普通株式 1.11 甲種優先株式 6.50 乙種優先株式 2.42)	普通株式 2.58 甲種優先株式 13.00 乙種優先株式 4.84 (普通株式 1.29 甲種優先株式 6.50 乙種優先株式 2.42)	普通株式 2.96 甲種優先株式 13.00 乙種優先株式 4.84 (普通株式 1.48 甲種優先株式 6.50 乙種優先株式 2.42)	普通株式 2.66 甲種優先株式 13.00 乙種優先株式 4.84 (普通株式 1.66 甲種優先株式 6.50 乙種優先株式 2.42)
1株当たり当期純利益 (△は1株当たり当期純損失)	円	20.32	45.23	47.27	52.27	△32.14
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	円	14.57	32.21	35.32	37.15	—
単体自己資本比率 (国内基準)	%	19.90	20.84	22.13	24.45	18.79
自己資本利益率	%	17.70	16.70	15.21	14.67	△9.27
株価収益率	倍	—	18.24	12.90	15.76	—
配当性向	%	5.46	4.91	5.46	5.66	—
従業員数	人	1,801	1,754	1,704	1,701	1,767

(注) 1. 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

2. 平成16年4月1日をもって、長期信用銀行から普通銀行に転換致しました。
3. 純資産額及び総資産額の算定にあたり、第7期（平成19年3月）から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号）を適用しております。
4. 「1株当たり純資産額」、「1株当たり当期純利益（又は当期純損失）」及び「潜在株式調整後1株当たり当期純利益」（以下、「1株当たり情報」という。）の算定に当たっては、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」（企業会計基準第2号）及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第4号）を適用しております。1株当たり純資産額は、企業会計基準適用指針第4号が改正されたことに伴い、第7期（平成19年3月）から繰延ヘッジ損益を含めて算出しております。
- また、第7期（平成19年3月）の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当期純損失が計上されているため記載しておりません。
- なお、これら1株当たり情報の算定上の基礎は、「第5 経理の状況」中、2「（1）財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。
5. 第7期（平成19年3月）中間配当についての取締役会決議は平成18年11月15日に行いました。
6. 自己資本比率は、第7期（平成19年3月）から、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当行は国内基準を採用しております。
- なお、第5期（平成17年3月）及び第6期（平成18年3月）は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成5年大蔵省告示第55号に定められた算式に基づき、第4期（平成16年3月）以前は、長期信用銀行法第17条において準用する銀行法第14条の2の規定に基づく平成5年大蔵省告示第56号に定められた算式に基づき算出しております。
7. 第3期（平成15年3月）の株価収益率については、当行株式が非上場かつ非登録であるため、また、第7期（平成19年3月）の株価収益率については、当期純損失が計上されているため、記載しておりません。
8. 第7期（平成19年3月）の配当性向については、当期純損失が計上されているため記載しておりません。
9. 平成15年7月29日付で普通株式2株を1株とする株式併合を行っております。
- 当該株式併合に伴う影響を加味し、遡及修正を行った場合の1株当たり情報を参考までに掲げると以下の通りとなります。

		第3期
1株当たり純資産額	円	249.98
1株当たり当期純利益	円	40.64
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	円	29.14
1株当たり配当額 (内1株当たり中間配当額)	円 (円)	普通株式 2.22 甲種優先株式 13.00 乙種優先株式 4.84 (普通株式 — 甲種優先株式 — 乙種優先株式 —)

## 2【沿革】

昭和27年12月	長期信用銀行法に基づき株式会社日本長期信用銀行を設立（資本金15億円）
昭和28年3月	外国為替業務認可
昭和45年4月	東京証券取引所及び大阪証券取引所に株式上場
昭和56年11月	リッチョーワイド発売
平成3年11月	長期信用債券（2年）発売
平成8年11月	長銀信託銀行株式会社（現新生信託銀行株式会社、現連結子会社）を設立
平成10年10月	金融再生法に基づき特別公的管理の開始 東京証券取引所及び大阪証券取引所の株式上場廃止
平成10年12月	長期信用債券（1年）発売
平成11年9月	ニュー・エルティエーシービー・パートナーズ・シー・ヴィ（パートナーズ社）が当行の普通株式の一括譲渡に係わる最優先交渉先に決定
平成11年12月	当行・預金保険機構・パートナーズ社間で当行の普通株式の一括譲渡に係わる基本合意書締結
平成12年2月	当行・預金保険機構・パートナーズ社間で株式売買契約締結
平成12年3月	特別公的管理終了し、パートナーズ社が当行の経営権を取得
平成12年4月	証券投資信託の窓口販売業務開始
平成12年5月	長期信用債券（3年）発売
平成12年6月	行名を「株式会社日本長期信用銀行」から「株式会社新生銀行」に変更
平成12年10月	郵便貯金との提携開始（ATM、相互送金提携）
平成13年5月	証券子会社として新生証券株式会社（現連結子会社）を開業
平成13年6月	新生総合口座「PowerFlex」取り扱い、インターネットバンキング、ATM24時間365日稼働開始
平成13年12月	株式会社アイワイバンク銀行（現商号：株式会社セブン銀行）とのATM提携開始
平成14年3月	京浜急行電鉄株式会社とのATM提携開始
平成15年3月	初のインストア・ブランチであるららぽーと支店開設
平成16年2月	東京証券取引所市場第一部に株式上場
平成16年4月	長期信用銀行から普通銀行へ転換
平成16年9月	株式会社アプラスを連結子会社化
平成17年3月	昭和リース株式会社を連結子会社化

（平成19年3月31日現在 国内本支店29、海外支店1、海外駐在員事務所1）

### 3【事業の内容】

当行グループ（当行及び当行の関係会社）は、平成19年3月31日現在、当行、連結子会社（株式会社アプラス、昭和リース株式会社等95社）並びに関連会社（持分法適用会社。シンキ株式会社等27社）で構成され(\*)、銀行業務を中心に、証券業務、信託業務など総合的な金融サービスに係る事業を行っております。当行連結決算におきましては、子会社95社を連結し、関連会社27社すべてに持分法を適用しております。

(\*)他に非連結子会社90社あり

当行グループの事業に係わる位置付けは次のとおりであります。

#### 〔銀行業務〕

当行の本店のほか国内支店、一部の連結子会社及び一部の関連会社（持分法適用会社）において、預金業務、債券業務、貸出及び債務保証業務、内国為替業務、外国為替業務、有価証券投資業務、商品有価証券売買業務、証券化業務、クレジットトレーディング業務、ノンリコースファイナンス業務、M&A業務、企業再生業務、コンシューマーアンドコマースシャルファイナンスビジネス業務などを行っております。

#### 〔証券業務〕

国内連結子会社の新生証券株式会社において、証券化業務、債券引受販売業務などを行っております。

#### 〔信託業務〕

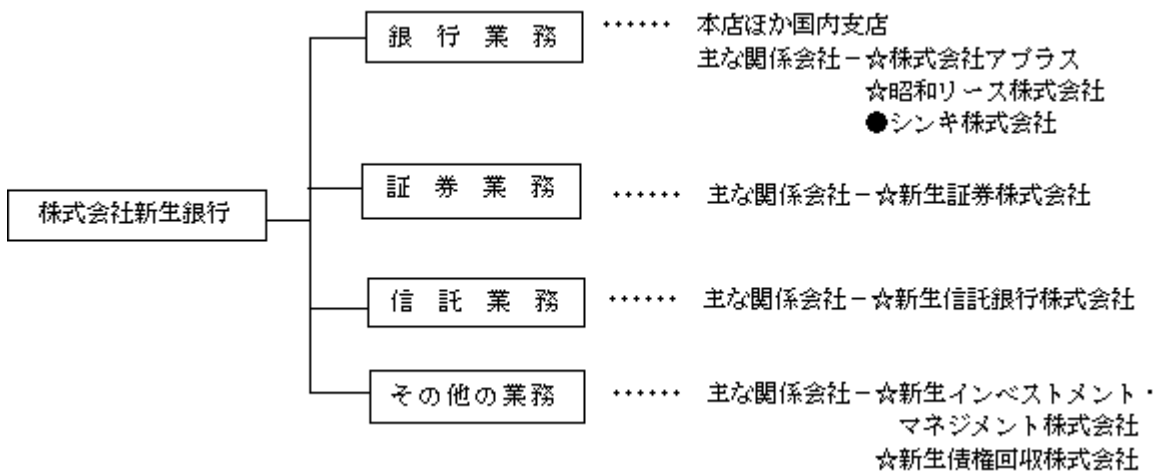
国内連結子会社の新生信託銀行株式会社において、金銭債権信託業務、有価証券信託業務、特定金外信託業務などを行っております。

#### 〔その他の業務〕

国内連結子会社の新生インベストメント・マネジメント株式会社において、投資信託委託業務、投資顧問業務などを、同じく、国内連結子会社の新生債権回収株式会社において債権の管理回収業務を行っております。

以上述べた事項を事業系統図によって示すと次のとおりであります。

(☆は連結子会社、●は持分法適用会社)



なお、当行グループの事業を戦略分野別に区別すると、インスティテューショナルバンキング部門、コンシューマーアンドコマースシャルファイナンス部門及びリテールバンキング部門に大別されます。これらの部門の業務内容につきましては、「第一部 企業情報 第2 事業の状況」中、「4 事業等のリスク」の「1. 当行の経営戦略について」をご参照ください。

#### 4 【関係会社の状況】

平成19年3月31日現在

名称	住所	資本金又は 出資金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の 所有割合 (%)	当行との関係内容				
					役員の 兼任等 (人)	資金 援助	営業上の取引	設備の 賃貸借	業務提 携
(連結子会社) 新生信託銀行株式会社	東京都千代田区	5,000	信託業	100.0	7 (2)	—	預金取引関係 金銭貸借関係	—	—
新生インフォメーション・テクノ ロジー株式会社	東京都品川区	100	システム 開発業	100.0	4 (2)	—	預金取引関係	—	—
新生証券株式会社	東京都千代田区	5,500	証券業	100.0	— (—)	—	預金取引関係 金銭貸借関係 保証取引関係	—	—
新生インベストメント・マネジメ ント株式会社	東京都千代田区	495	資産運用業	100.0	4 (1)	—	預金取引関係	—	—
長和建物株式会社	東京都品川区	10	不動産賃貸 業	100.0	3 (—)	—	預金取引関係 金銭貸借関係	当行へ建 物を賃貸	—
ライフ住宅ローン株式会社 (注) 9	東京都中央区	1,000	金融業	100.0 (100.0)	5 (—)	—	預金取引関係 金銭貸借関係	—	—
新生プロパティファイナンス株式 会社 (注) 9	東京都港区	250	金融業	100.0	4 (—)	—	預金取引関係 金銭貸借関係	—	—
新生銀ファイナンス株式会社	東京都千代田区	10	金融業	100.0	5 (—)	—	預金取引関係	—	—
新生債権回収株式会社	東京都千代田区	500	債権管理回 収業	100.0 (100.0)	8 (—)	—	預金取引関係	—	—
株式会社ワイエムエス・シック ス (注) 1	東京都港区	100,000	持株会社	100.0	7 (—)	—	預金取引関係	—	—
株式会社アプラス (注) 2, 7	大阪市中央区	25,000	総合信販業	68.9 (68.9)	6 (2)	—	預金取引関係	—	—
全日信販株式会社	岡山県岡山市	1,000	信販業	97.3 (97.3)	4 (1)	—	金銭貸借関係	—	—
昭和リース株式会社 (注) 7	東京都新宿区	24,300	リース業	96.3	9 (—)	—	預金取引関係	—	—
昭和オートレンタリース株式会社	東京都渋谷区	300	リース業	100.0 (100.0)	1 (—)	—	預金取引関係	—	—
Shinsei Bank Finance N.V.	オランダ領アン ティールキュラ ソー島	千米ドル 2,100	金融業	100.0	3 (—)	—	預金取引関係 金銭貸借関係 保証取引関係	—	—
Shinsei Capital (USA) ,Ltd.	米国デラウェア 州	千米ドル 0	金融業	100.0	5 (3)	—	金銭貸借関係 預金取引関係	—	—
Shinsei International Limited	英国ロンドン市	千英ポンド 3,000	証券業	100.0	— (—)	—	預金取引関係	—	欧州に おける 投資情 報の紹 介
Shinsei Finance (Cayman) Limited (注) 1	英国領ケイマン 諸島グランドケ イマン	千米ドル 795,250	金融業	100.0	2 (—)	—	金銭貸借関係	—	—



名称	住所	資本金又は出資金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の所有割合 (%)	当行との関係内容				
					役員 の兼任等 (人)	資金 援助	営業上の取引	設備の 賃貸借	業務提携
Shinsei Finance II (Cayman) Limited (注) 1	英国領ケイマン諸島グランドケイマン	千米ドル 715,350	金融業	100.0	2 (-)	-	金銭貸借関係	-	-
Uchisai Partners, L.P. (注) 1, 5	英国領ケイマン諸島グランドケイマン	千米ドル 462,903	金融業	- [100.0]	- (-)	-	-	-	-
その他75社 (注) 8	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(持分法適用関連会社) シンキ株式会社 (注) 2	東京都新宿区	12,665	金融業	36.4	3 (-)	-	預金取引関係 金銭貸借関係	-	-
株式会社ラフィアキャピタル	東京都港区	10	プライベート・エクイティ・ファンドの運営	50.0	3 (-)	-	アドバイザー・サービス	-	-
Hillcot Holdings Limited	英国領バミューダハミルトン市	千米ドル 24	保険持株会社	33.7	2 (1)	-	-	-	-
日盛金融控股股份有限公司 (注) 6	中華民国台北市	百万ニュー 台湾ドル 40,628	金融持株会社	32.9 (32.9)	3 (2)	-	-	-	-
楽天モーゲージ株式会社 (注) 6	東京都港区	500	金融業	50.0	4 (-)	-	預金取引関係 金銭貸借関係	-	-
新生マッコーリーアドバイザー株式会社 (注) 6	東京都千代田区	400	投資アドバイザー業	50.0	5 (-)	-	預金取引関係	-	-
その他21社 (注) 8	-	-	-	-	-	-	-	-	-

- (注) 1. 上記関係会社のうち、株式会社ワイエムエス・シックス、Shinsei Finance (Cayman) Limited、Shinsei Finance II (Cayman) Limited及びUchisai Partners, L.P.は、特定子会社に該当します。
2. 上記関係会社のうち、有価証券報告書を提出している会社は、株式会社アプラス及びシンキ株式会社であります。
3. 「議決権の所有割合」欄の( )内は、子会社による間接所有の割合(内書き)であります。
4. 「当行との関係内容」の「役員兼任等」欄の( )内は、当行の役員(内書き)であります。
5. Uchisai Partners, L.P.の「資本金又は出資金」については、同社貸借対照表上の純資産残高を記載しております。また、同社の「議決権の所有割合」欄の[ ]内は、「自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係にあることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者」又は「自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者」の業務執行権の所有割合(外書き)であります。
6. 日盛金融控股股份有限公司は株式取得により、楽天モーゲージ株式会社及び新生マッコーリーアドバイザー株式会社は設立により、当連結会計年度から持分法を適用しております。
7. 上記関係会社のうち、株式会社アプラス及び昭和リース株式会社については、経常収益(連結会社相互間取引を除く)の連結経常収益に占める割合が10%を超えております。  
昭和リース株式会社の平成19年3月期の経常収益は153,296百万円、経常利益は7,744百万円、当期純利益は11,544百万円、純資産額は43,440百万円、総資産額は558,264百万円であります。  
株式会社アプラスは有価証券報告書を提出しているため、主要な損益情報等の記載は省略しております。
8. 重要性の乏しい関係会社については、その社数のみを記載しております。
9. ライフ住宅ローン株式会社については、新生プロパティファイナンス株式会社が保有していた同社の全株式を平成19年5月18日付で住友信託銀行株式会社に売却しております。

## 5【従業員の状況】

### (1) 連結会社における従業員数

平成19年3月31日現在

	銀行業務	証券業務	信託業務	その他	合計
従業員数（人）	4,848 [1,178]	126 [1]	95 [14]	295 [14]	5,364 [1,207]

- (注) 1. 従業員数は、海外の現地採用者を含んでおります。  
2. 嘱託及び臨時従業員数は、[ ]内に当連結会計年度の平均人員を外書で記載しております。

### (2) 当行の従業員数

平成19年3月31日現在

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（千円）
1,767	37.8	10.3	9,082

- (注) 1. 従業員数は、海外の現地採用者1人を含み、嘱託及び臨時従業員195人を含んでおりません。  
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。  
3. 平均年間給与は、出向者を含んでおりません。  
4. 当行の従業員組合は、新生銀行従業員組合と称し、組合員数は1,127人であります。労使間においては特記すべき事項はありません。

## 第2【事業の状況】

### 1【業績等の概要】

#### ◆ 金融経済環境

当連結会計年度のマクロ経済金融環境を顧みますと、日本経済はいざなぎ景気を超える戦後最長の景気拡大局面を継続しております。第3四半期のGDP伸び率は年率5.5%と高く、年度成長率は2%を確保する見通しです。消費者物価は、エネルギー価格反落の影響もあって、なお0%に近い水準で推移しておりますが、中長期的にはデフレへの回帰リスクは小さくなったとみられております。公的資金を注入された銀行も返済を加速させているほか、長期間に亘って減少傾向を続けていた貸出の伸びも増加に転じてきており、金融システム全体の強化がみられました。

こうした実体経済のもと、日本銀行は昨年3月に量的緩和政策を解除したのに続き、7月にゼロ金利政策を解除して、無担保オーバーナイトコールレートの誘導水準をゼロから0.25%へ引き上げました。また、今年2月には、追加利上げを決定し、誘導水準は0.25%から0.5%へ引き上げられました。順調な経済を反映して、長らく続けられてきた超低金利政策から脱却し、正常な金利水準に向けた金融政策が続けられていくとみられます。

海外経済も引き続き良好な拡大を続けております。主要先進国だけでなく、エマージング諸国経済も順調な成長局面にあり、一時懸念されたエネルギー価格高騰の影響も限定的なものにとどまりました。世界経済の牽引役を担ってきた米国経済は、住宅セクターの減速の個人消費への影響をなお見極める必要がありますが、潜在成長率に近い成長は確保できるものと見込まれております。

世界的にインフレ率の低い中での成長が継続しており、政策金利の引き上げも穏やかなものにとどまっております。主要国の政策金利が引上げられているとはいうものの、世界全体での貯蓄超過構造に変化はなく、流動性状況は依然として潤沢な環境にあります。

金利市場は、日本銀行の引締めを懸念して、利回りが上昇する展開となりましたが、その後、インフレの落ち着きを好感して、二度の利上げにもかかわらず、債券利回りは低下傾向で推移しました。

株式市場は、昨年4月に日経平均で17,500円を回復したのち、金利上昇と慎重な業績予想を嫌気して反落しましたが、良好な実体経済を反映して徐々に上昇し、本年2月には日経平均は平成12年以来となる18,000円を回復しました。

円は、日本経済回復に伴う対ドルでの買いにより、5月に109円まで上昇しましたが、依然として大きな金利差と個人資産の国際分散投資の流れが継続していることから、一時122円台まで下落しております。

全体として、日本経済は企業部門好調、個人消費はやや力強さを欠く展開、と総括できますが、今後個人部門にも成長の恩恵としての所得増加が見込まれることから、引き続き経済を下支えすることが期待されております。

一方で、消費者金融、クレジットカード、信販業界を取り巻く環境は厳しさを増しております。「ヤミ金融問題」、「多重債務者問題」の顕在化を受け、いわゆる「貸金三法（貸金業の規制等に関する法律、利息制限法、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律）」の改正の検討が進められてきましたが、平成18年1月13日に最高裁からいわゆるグレーゾーン金利に関する司法の判断として、利息の制限額を超える額の金銭の支払につき「任意の支払い」を否定した判決が出たことにより改正議論が一挙に進展し、平成18年12月20日には各改正法が公布されました。

この貸金三法の大幅な改正は、多重債務問題の解決に向けた抜本的かつ総合的な対策として、上限金利の引下げ、総量規制の導入、参入規制の強化を柱にしており、消費者金融、クレジットカード会社、信販会社、利用者へ大きな影響を及ぼすものであり、このため貸金業界は抜本的なビジネスモデルの再構築を迫られることとなりました。具体的には、日本公認会計士協会により「消費者金融会社等の利息返還請求による損失に係る引当金の計上に関する監査上の取扱い」が公表されたことを受けて、グレーゾーン金利に関し、貸金業界の大手5社だけでも1兆円を超える利息返還損失引当金が計上されることとなり、各社とも軒並み赤字決算となりました。

#### ◆ 企業集団の営業の経過及び成果

##### （3つの戦略分野）

当行は、健全な財務体質と、インスティテューショナルバンキング、コンシューマーアンドコマースファイナンス、リテールバンキングを3つの戦略分野とするビジネスモデルをベースに、法人及び個人のお客さまに、幅広い金融商品・サービスを提供しております。

#### <インスティテューショナルバンキング分野>

当行グループは、お客さまに対して、伝統的な法人向け金融商品・サービスだけではなく、新しく付加価値の高い金融商品・サービスをご提供することにより、収益基盤の多様化・安定化を着実に図っております。

従来より強化しているノンリコースローン、証券化及びクレジットトレーディングなどの分野において、当行は主要プレーヤーとしての地位を確立しております。さらに、キャピタルマーケット関連業務、アドバイザー業務、アセットマネジメント業務などの成長性が高い分野においても順調な成果を上げております。

平成18年5月、当行は、台湾の金融持株会社である日盛金融控股股份有限公司との間で、戦略的投資を行うことで合意しました。当行の不良債権ビジネスにかかるノウハウだけでなく、法人及び個人向けビジネスにおける経験並びに最新のITを活用し、日盛グループの競争力の強化を図っております。

平成18年7月には、オーストラリアのマッコーリー銀行との間で、折半出資の合弁会社、新生マッコーリーアドバイザー株式会社を設立しました。同社は、テレコミュニケーション、メディア及び交通等、日本のインフラ並びに関連セクターにおける資産の買収・管理に関連するアドバイザー業務を展開しております。

また、平成18年10月、楽天株式会社との合弁会社、楽天モーゲージ株式会社が営業を開始しました。同社は、インターネットを活用した住宅ローン専業で、住宅金融公庫と提携し、“フラット35”を主力商品として取り扱っております。

なお、中小企業向け貸出につきましては、社長を委員長とする中小企業向け貸出取引推進委員会を定期的に開催するなど全行的に取り組み、お客さまのニーズに応じております。

#### <コンシューマーアンドコマースシャルファイナンス分野>

平成17年3月期の株式会社アプラス、昭和リース株式会社の買収を通じて、当行グループの中核業務の一つとなったコンシューマーアンドコマースシャルファイナンス分野は、個品割賦、クレジットカード、消費者ローン、リースなどの幅広い商品・サービスを中小事業者や個人に対して提供しております。

同分野のグループ会社については、貸金業法の改正による上限金利の引下げが実施されることや過払金の返還請求に伴う負担など、業界を取り巻く環境は厳しさを増しておりますが、営業力のさらなる強化を図るとともに、徹底した合理化・経費削減に取り組み、加えてシステムやリスク管理など当行の持つノウハウを活用した経営効率化を推進することにより、収益力・競争力の一層の向上を図っております。

当行子会社である株式会社アプラスは、貸倒引当金及び利息返還損失引当金のより保守的な計上、希望退職実施を含む経営変革の実施に伴うリストラ関連費用の計上に伴い、平成19年3月期の連結当期純損失は293億円となりました。当行は、同社の経営変革を一層着実なものとするため、当行執行役員副社長のクラーク・グラニンジャーを同社代表取締役社長に派遣するなど経営陣を強化し、平成19年3月に同社が実施した第三者割当増資200億円を引受け、同社の資本増強を図っております。

なお、当行の持分法適用会社であるシンキ株式会社は、日本公認会計士協会が平成18年10月13日に公表した「消費者金融会社等の利息返還請求による損失に係る引当金の計上に関する監査上の取扱い」に基づき、より保守的に引当金の計上を行ったことなどに伴い損失を計上したため、平成19年3月期に当行持分法損失として146億円を計上しました。

#### <リテールバンキング分野>

リテールバンキング分野においては、店舗とインターネットやコールセンターなどのリモートチャネルを効果的に組み合わせたビジネスモデルの構築に取り組んでおり、利便性の高い価値ある商品・サービスをご提供できるよう心がけております。

総合口座「Power Flex」（パワーフレックス）の新規開設は、引き続き堅調に推移し、口座数は平成19年3月末には従来からの口座を含め190万口座を超えております。お客さま基盤の拡大に加え仕組預金や投信・年金保険等の投資商品も好評をいただいております。個人預かり資産残高は4兆6,000億円となっております。また、住宅ローンについても、繰上返済手数料無料や長期固定金利タイプの取扱いを開始したことなどの商品性が評価され、「パワースマート住宅ローン」の平成19年3月末の残高は5,400億円に達しております。

当行は、平成18年4月より、日本初となるインターネットで申込可能な投資型年金保険（引受保険会社：ウインタール・スイス生命保険株式会社）の取扱いを開始いたしました。

また、平成18年11月、当行は、インド最大の投信会社であるUTI Asset Management Company Pvt. Ltd.と提携し、同年12月から「新生・UTIインドファンド」の取扱いを開始しております。

店舗につきましては、6月に日本橋フィナンシャルセンター（東京都）を開設いたしました。また、東京地下鉄株式会社（東京メトロ）ネットワークにおけるATM設置駅数は37駅（平成19年3月31日現在）となっております。

当行は、“Color your life”というブランドコンセプトのもと、お客さまの人生に豊かさと彩りを添えるお手伝いをしたいと考えております。今後ともお客さまのニーズに合った商品・サービスをタイムリーに投入することにより、お客さまの利便性をより一層高めるとともに、お客さま基盤の拡大を図ってまいります。

#### （財務体質の強化）

財務体質の強化につきましては、引続き不良債権の最終処理に取り組んだ結果、金融再生法ベースの開示債権は平成19年3月末現在で279億円となり、不良債権比率は0.53%となっております。資金調達面では、コスト削減に向けた調達構造の見直し・多様化を進めております。格付の向上やお客さまからの信任の高まりに伴い、預金・債券ともに調達コストは低位安定しております。預金については、個人のお客さまとの取引も着実に増加するなど、調達基盤が拡大しております。

格付につきましては、日本格付研究所が平成18年6月に当行長期優先債務格付をAマイナスからAに引き上げております。

#### （自己資本）

銀行に対する自己資本比率規制の新たな枠組み（バーゼルⅡ 日本においては平成19年3月末より適用）において、信用リスクの算出手法として基礎的内部格付手法（F-I-R-B）の使用につき金融庁より承認を受けております。

これは当行自身の内部格付制度とパラメーター推計値に基づき信用リスクを計測することが認められたものであり、当行の高度なリスク管理能力を規制資本の計算に活用することが可能となると共に、実際のリスクに見合ったより合理的な所要規制資本が算出されることを意味しております。併せてオペレーショナル・リスクについては粗利益配分手法（TSA）の使用、またマーケットリスクにつき内部モデル手法の使用についても承認を受けております。当行はこれらの高度な手法を採用する銀行に相応しい内部管理体制の維持向上・情報開示の充実に努めていくと考えております。

#### ◆ 業績の概況

以上のような事業の経過のもと、当連結会計年度の業績は以下のとおりとなりました。なお、連結会社は銀行業以外に一部で証券、信託等の事業を営んでおりますが、それらの事業の全セグメントに占める割合が僅少であるため、事業全体の業績を記載しております。

#### （概要）

当行グループの当連結会計年度末における連結総資産は10兆8,376億円（前連結会計年度末比1兆4,326億円増加）となりました。主要な勘定残高といたしましては、預金・譲渡性預金が5兆4,209億円（同比1兆3,491億円増加）で、債券は7,032億円（同比3,156億円減少）、貸出金につきましては5兆1,463億円（同比1兆587億円増加）となりました。

損益面では当連結会計年度の経常収益は5,600億円（前連結会計年度比309億円増加）、経常費用は5,368億円（同比792億円増加）となりました。この結果、連結経常利益は231億円（同比482億円減少）となり、特別利益152億円、特別損失1,041億円、法人税等32億円（費用）、法人税等調整額246億円（収益）、少数株主利益166億円（費用）を加えた連結当期純損失は609億円（前連結会計年度は連結当期純利益760億円）となりました。

#### （預金・譲渡性預金）

当連結会計年度に預金は1兆263億円増加いたしました。これは主に個人のお客さまからの預金が新型預金商品の販売もあって引き続き増加したことによるものです。また、譲渡性預金は当連結会計年度に3,228億円増加し、預金・譲渡性預金合計の年度末残高は前連結会計年度末比1兆3,491億円増加の5兆4,209億円となりました。

#### （債券・社債）

上記のような顧客戦略に加え、普通銀行への転換を踏まえて、資金調達の軸足を債券から預金へとシフトし続けており、債券発行残高は徐々に減少しております。債券は当連結会計年度に3,156億円減少し、年度末発行残高は7,032億円となりました。一方、社債に関しては海外での劣後債発行もあって当連結会計年度中に1,024億円増加して年度末発行残高は4,004億円となっております。

#### （貸出金）

貸出金については、大企業を中心に景況感が堅調に推移して企業の資金需要が回復するとともに、当行ではお客さまに様々なソリューションを提案して、積極的に取り組みました。様々な営業活動によって貸出金は当連結会計年度に合計1兆587億円増加し、年度末残高は5兆1,463億円となりました。

#### （有価証券・特定取引資産）

当連結会計年度の有価証券は3,601億円増加して、年度末残高は1兆8,546億円となり、また特定取引資産は1,098億円増加し、年度末残高は3,033億円となっております。

#### （経常損益）

収益につきましては、資金運用収益が前連結会計年度比477億円増加して1,728億円となりましたが、これは主に、貸出金残高の増加によって貸出金利息が前連結会計年度比223億円増加して1,268億円となったことや、有価証券利息配当金が前連結会計年度比154億円増加して323億円となったことによるものです。また非資金運用収益においても、引続き投資銀行業務を戦略業務として推進し、経常収益は前連結会計年度比309億円増加して5,600億円となりました。

一方、経常費用のうち、資金調達費用については前連結会計年度比345億円増加となる773億円にとどまり、資金運用収益から資金調達費用を控除したネット収益は、前連結会計年度比131億円増加して954億円となりました。ただ、リテール分野でのお客さま数及び取引数の増加等により営業経費が増加したほか、「貸金業の規制等に関する法律」の改正等を踏まえて、当行子会社である株式会社アプラス及び当行の持分法適用会社であるシンキ株式会社が利息返還損失引当金を計上したため、その他経常費用が増加しました。その結果、経常費用は5,368億円と前連結会計年度比792億円増加し、当連結会計年度の経常収益と経常費用をネットした経常利益は前連結会計年度比482億円減少の231億円となりました。

#### (当期純損益)

特別利益につきましては前連結会計年度比115億円増加の152億円となりました。これは主に、英国所在で資金運用業の持分法適用会社BlueBay Asset Management Ltd. が上場し、当行は同社株式を放出して売却益116億円を得たことによるものです。一方、特別損失につきましては、当行子会社の株式会社アプラスにかかるのれん及び無形資産の減損を計上したほか、株式会社アプラスでリストラ関連費用を計上したこと等により前連結会計年度比1,026億円増加の1,041億円となりました。このため、前連結会計年度では税金等調整前当期純利益737億円を計上いたしましたが、当連結会計年度は税金等調整前当期純損失657億円となりました。

少数株主利益につきましては、主に当行子会社が発行した優先出資証券にかかる配当支払いによって、前連結会計年度比113億円費用増加となる166億円（費用）となりました。

以上により、税金等調整後の当期純損益も前連結会計年度の当期純利益760億円から当連結会計年度は当期純損失609億円になりました。

銀行単体の税引後当期純損益につきましても、前事業年度の当期純利益748億円から当事業年度は当期純損失419億円となって、経営健全化計画の目標当期純利益730億円を達成できませんでした。

#### (純資産の部)

当連結会計年度末の純資産の部合計は9,332億円となりました。純資産の部は当連結会計年度から、従来の資本の部（前連結会計年度末の残高8,553億円）に少数株主持分（前連結会計年度末の残高2,618億円）等を加えて表示することになったものです。自己株式につきましては、平成18年8月17日に公的資金の一部返済の一環として株式会社整理回収機構が保有していた当行普通株式のうち175,466千株を市場取引で取得し、平成18年11月16日付でこのうち85,000千株を消却しており、当連結会計年度末の残高は725億円となっております。

当連結会計年度末より適用となりました新基準（バーゼルⅡ）による連結自己資本比率（国内基準）は13.13%となっております。なお旧基準にて算出した場合の連結自己資本比率は13.73%となり、前連結会計年度末比1.80ポイント低下しておりますが、これは主に自己株式の保有の影響によるものであります。

#### (キャッシュ・フロー)

連結キャッシュ・フローにつきましては、営業活動によるキャッシュ・フローは、貸出金の増加等に対して預金、譲渡性預金及びコールマネーの増加等により4,168億円の収入（前連結会計年度は2,809億円の支出）、投資活動によるキャッシュ・フローは、有価証券の取得が売却・償還を上回ったこと等により3,951億円の支出（同1,357億円の収入）、また、財務活動によるキャッシュ・フローは、自己株式の取得及び劣後特約付借入金の返済等に対して、劣後特約付社債の発行等により909億円の支出（同3,237億円の収入）となりました。この結果、当連結会計年度末の現金及び現金同等物の残高は、前連結会計年度末に比べ692億円減少し、2,714億円となりました。

## (1) 国内・海外別収支

当連結会計年度は、「国内」においては、資金運用収支は907億円（前連結会計年度比71億円増）、役員取引等収支は453億円（同2億円増）、特定取引収支は177億円（同97億円減）、その他業務収支は888億円（同69億円増）となりました。

「海外」においては、資金運用収支は139億円（同120億円増）、役員取引等収支は35億円（同21億円増）、特定取引収支は0億円（同0億円増）、その他業務収支は37億円（同33億円増）となりました。

この結果、相殺消去後の「国内」と「海外」の合計は、資金運用収支が前連結会計年度比185億円増加し1,037億円、役員取引等収支は同9億円増加し464億円、特定取引収支は同97億円減少し178億円、その他業務収支は同58億円増加し881億円となりました。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額 (△)	合計
		金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）
資金運用収支	前連結会計年度	83,567	1,901	250	85,217
	当連結会計年度	90,766	13,949	938	103,777
うち資金運用収益	前連結会計年度	124,120	2,739	1,830	125,029
	当連結会計年度	170,999	15,019	13,199	172,818
うち資金調達費用	前連結会計年度	40,553	838	1,579	39,811
	当連結会計年度	80,232	1,069	12,261	69,041
役員取引等収支	前連結会計年度	45,155	1,412	1,071	45,496
	当連結会計年度	45,370	3,569	2,490	46,449
うち役員取引等収益	前連結会計年度	68,267	1,544	1,547	68,263
	当連結会計年度	70,304	4,147	3,593	70,858
うち役員取引等費用	前連結会計年度	23,111	131	476	22,767
	当連結会計年度	24,933	578	1,103	24,409
特定取引収支	前連結会計年度	27,513	—	—	27,513
	当連結会計年度	17,799	9	—	17,809
うち特定取引収益	前連結会計年度	27,665	—	—	27,665
	当連結会計年度	18,119	9	—	18,128
うち特定取引費用	前連結会計年度	152	—	—	152
	当連結会計年度	319	—	—	319
その他業務収支	前連結会計年度	81,856	471	—	82,328
	当連結会計年度	88,824	3,791	4,458	88,157
うちその他業務収益	前連結会計年度	268,138	473	—	268,611
	当連結会計年度	271,960	3,791	4,477	271,274
うちその他業務費用	前連結会計年度	186,281	1	—	186,283
	当連結会計年度	183,136	0	18	183,117



(注) 1. 「国内」とは、当行（海外店を除く）及び国内に本店を有する連結子会社（以下「国内連結子会社」という）であります。

「海外」とは、当行の海外店及び海外に本店を有する連結子会社（以下「海外連結子会社」という）であります。

2. 資金調達費用は金銭の信託運用見合費用（当連結会計年度8,280百万円、前連結会計年度2,918百万円）を控除して表示しております。
3. 相殺消去額は、「国内」と「海外」の間の内部取引額を記載しております。

## (2) 国内・海外別資金運用／調達の状況

当連結会計年度は、「国内」においては、資金運用勘定平均残高は前連結会計年度比18.89%の増加、利回りは同0.34ポイント上昇し2.42%、資金調達勘定平均残高は同24.18%の増加、利回りは同0.41ポイント上昇し1.09%となりました。

「海外」においては、資金運用勘定平均残高は前連結会計年度比595.66%の増加、利回りは同1.30ポイント低下し4.86%、資金調達勘定平均残高は同43.22%の減少、利回りは同4.37ポイント上昇し7.87%となりました。

この結果、相殺消去後の「国内」と「海外」の合計は、資金運用勘定平均残高は前連結会計年度比18.97%増加し7兆855億円、利回りは同0.34ポイント上昇し2.44%となり、資金調達勘定平均残高は同21.56%増加し7兆1,899億円、利回りは同0.29ポイント上昇し0.96%となりました。

### ① 国内

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額（百万円）	金額（百万円）	(%)
資金運用勘定	前連結会計年度	5,954,943	124,120	2.08
	当連結会計年度	7,080,059	170,999	2.42
うち預け金	前連結会計年度	115,267	2,357	2.05
	当連結会計年度	182,780	4,157	2.27
うちコールローン及び買入手形	前連結会計年度	100,990	22	0.02
	当連結会計年度	70,850	210	0.30
うち買現先勘定	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うち債券貸借取引支払保証金	前連結会計年度	10,311	30	0.30
	当連結会計年度	127,418	480	0.38
うち有価証券	前連結会計年度	1,720,902	15,994	0.93
	当連結会計年度	1,749,913	30,449	1.74
うち貸出金	前連結会計年度	3,731,315	104,435	2.80
	当連結会計年度	4,615,698	126,986	2.75

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額（百万円）	金額（百万円）	(%)
資金調達勘定	前連結会計年度	5,927,837	40,553	0.68
	当連結会計年度	7,361,193	80,232	1.09
うち預金	前連結会計年度	3,577,159	16,922	0.47
	当連結会計年度	4,502,274	33,202	0.74
うち譲渡性預金	前連結会計年度	199,762	62	0.03
	当連結会計年度	332,026	1,176	0.35
うち債券	前連結会計年度	1,152,951	4,709	0.41
	当連結会計年度	795,633	3,006	0.38
うちコールマネー及び売渡手形	前連結会計年度	127,441	95	0.08
	当連結会計年度	403,557	5,652	1.40
うち売現先勘定	前連結会計年度	632	0	0.00
	当連結会計年度	—	—	—
うち債券貸借取引受入担保金	前連結会計年度	4,983	27	0.55
	当連結会計年度	84,069	245	0.29
うち商業・ペーパー	前連結会計年度	96,407	160	0.17
	当連結会計年度	186,792	906	0.49
うち借入金	前連結会計年度	1,145,455	15,387	1.34
	当連結会計年度	1,154,455	11,244	0.97
うち社債	前連結会計年度	126,608	3,052	2.41
	当連結会計年度	533,944	21,630	4.05

(注) 1. 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、一部の国内連結子会社について各月毎の残高に基づく平均残高を利用しております。

2. 「国内」とは、当行（海外店を除く）及び国内連結子会社であります。

## ② 海外

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額（百万円）	金額（百万円）	（%）
資金運用勘定	前連結会計年度	44,454	2,739	6.16
	当連結会計年度	309,249	15,019	4.86
うち預け金	前連結会計年度	1,377	62	4.50
	当連結会計年度	7,522	165	2.20
うちコールローン及び買入手形	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うち買現先勘定	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うち債券貸借取引支払保証金	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うち有価証券	前連結会計年度	20,645	1,869	9.05
	当連結会計年度	296,745	14,599	4.92
うち貸出金	前連結会計年度	21,992	799	3.63
	当連結会計年度	4,796	251	5.25
資金調達勘定	前連結会計年度	23,931	838	3.50
	当連結会計年度	13,588	1,069	7.87
うち預金	前連結会計年度	745	0	0.05
	当連結会計年度	388	1	0.28
うち譲渡性預金	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うち債券	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うちコールマネー及び売渡手形	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うち売現先勘定	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うち債券貸借取引受入担保金	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うちコマース・ペーパー	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額 (百万円)	金額 (百万円)	(%)
うち借入金	前連結会計年度	604	8	1.35
	当連結会計年度	7,914	489	6.19
うち社債	前連結会計年度	22,580	829	3.67
	当連結会計年度	5,285	579	10.96

(注) 1. 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、一部の海外連結子会社について各月毎の残高に基づく平均残高を利用しております。

2. 「海外」とは、当行の海外店及び海外連結子会社であります。

### ③ 合計

種類	期別	平均残高 (百万円)			利息 (百万円)			利回り (%)
		小計	相殺消去額 (△)	合計	小計	相殺消去額 (△)	合計	
資金運用勘定	前連結会計年度	5,999,397	43,474	5,955,923	126,860	1,830	125,029	2.10
	当連結会計年度	7,389,309	303,720	7,085,589	186,018	13,199	172,818	2.44
うち預け金	前連結会計年度	116,645	810	115,835	2,419	50	2,369	2.05
	当連結会計年度	190,302	658	189,644	4,323	38	4,284	2.26
うちコールローン及び買入手形	前連結会計年度	100,990	—	100,990	22	—	22	0.02
	当連結会計年度	70,850	—	70,850	210	—	210	0.30
うち買現先勘定	前連結会計年度	—	—	—	—	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—	—	—	—	—
うち債券貸借取引支払保証金	前連結会計年度	10,311	—	10,311	30	—	30	0.30
	当連結会計年度	127,418	—	127,418	480	—	480	0.38
うち有価証券	前連結会計年度	1,741,548	20,066	1,721,482	17,863	983	16,879	0.98
	当連結会計年度	2,046,658	296,051	1,750,607	45,048	12,738	32,309	1.85
うち貸出金	前連結会計年度	3,753,308	22,597	3,730,711	105,234	796	104,438	2.80
	当連結会計年度	4,620,494	7,010	4,613,483	127,237	422	126,815	2.75
資金調達勘定	前連結会計年度	5,951,768	37,268	5,914,499	41,391	1,579	39,811	0.67
	当連結会計年度	7,374,782	184,857	7,189,924	81,302	12,261	69,041	0.96
うち預金	前連結会計年度	3,577,905	810	3,577,094	16,922	50	16,872	0.47
	当連結会計年度	4,502,663	658	4,502,004	33,203	38	33,164	0.74
うち譲渡性預金	前連結会計年度	199,762	—	199,762	62	—	62	0.03
	当連結会計年度	332,026	—	332,026	1,176	—	1,176	0.35
うち債券	前連結会計年度	1,152,951	—	1,152,951	4,709	—	4,709	0.41
	当連結会計年度	795,633	—	795,633	3,006	—	3,006	0.38
うちコールマネー及び売渡手形	前連結会計年度	127,441	—	127,441	95	—	95	0.08
	当連結会計年度	403,557	—	403,557	5,652	—	5,652	1.40
うち売現先勘定	前連結会計年度	632	—	632	0	—	0	0.00
	当連結会計年度	—	—	—	—	—	—	—

種類	期別	平均残高（百万円）			利息（百万円）			利回り （%）
		小計	相殺消去額 （△）	合計	小計	相殺消去額 （△）	合計	
うち債券貸借取引受入 担保金	前連結会計年度	4,983	—	4,983	27	—	27	0.55
	当連結会計年度	84,069	—	84,069	245	—	245	0.29
うちコマースナル・ペ ーパー	前連結会計年度	96,407	—	96,407	160	—	160	0.17
	当連結会計年度	186,792	—	186,792	906	—	906	0.49
うち借入金	前連結会計年度	1,146,060	22,597	1,123,462	15,395	796	14,598	1.30
	当連結会計年度	1,162,370	7,010	1,155,359	11,734	422	11,312	0.98
うち社債	前連結会計年度	149,188	13,572	135,616	3,882	732	3,149	2.32
	当連結会計年度	539,229	176,905	362,324	22,209	11,800	10,409	2.87

（注） 1. 当連結会計年度の資金運用勘定は無利息預け金の平均残高（140,319百万円）を、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高（631,893百万円）及び利息（8,280百万円）を、前連結会計年度の資金運用勘定は無利息預け金の平均残高（171,209百万円）を、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高（503,926百万円）及び利息（2,918百万円）を、それぞれ控除して表示しております。

2. 相殺消去額は、「国内」と「海外」の間の内部取引額を記載しております。

(3) 国内・海外別役務取引の状況

当連結会計年度は、「国内」においては、役務取引等収益は703億円（前連結会計年度比20億円増）、役務取引等費用は249億円（同18億円増）となりました。

「海外」においては、役務取引等収益は41億円（同26億円増）、役務取引等費用は5億円（同4億円増）となりました。

この結果、相殺消去後の「国内」と「海外」の合計は、役務取引等収益は前連結会計年度比25億円増加し708億円、役務取引等費用は同16億円増加し244億円となりました。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額 (△)	合計
		金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）
役務取引等収益	前連結会計年度	68,267	1,544	1,547	68,263
	当連結会計年度	70,304	4,147	3,593	70,858
うち預金・債券・貸 出業務	前連結会計年度	6,763	—	—	6,763
	当連結会計年度	13,561	—	—	13,561
うち為替業務	前連結会計年度	950	—	0	950
	当連結会計年度	1,025	—	0	1,025
うち証券関連業務	前連結会計年度	4,882	364	363	4,882
	当連結会計年度	1,617	1,756	1,215	2,157
うち代理業務	前連結会計年度	5,846	0	—	5,846
	当連結会計年度	4,334	0	—	4,334
うち保証業務	前連結会計年度	30,421	—	6	30,415
	当連結会計年度	26,657	—	1	26,655
役務取引等費用	前連結会計年度	23,111	131	476	22,767
	当連結会計年度	24,933	578	1,103	24,409
うち為替業務	前連結会計年度	6,322	2	0	6,325
	当連結会計年度	7,270	12	0	7,283

(注) 1. 「国内」とは、当行（海外店を除く）及び国内連結子会社であります。

「海外」とは、当行の海外店及び海外連結子会社であります。

2. 相殺消去額は、「国内」と「海外」の間の内部取引額を記載しております。

(4) 国内・海外別特定取引の状況

① 特定取引収益・費用の内訳

当連結会計年度は、「国内」においては、特定取引収益は181億円（前連結会計年度比95億円減）、特定取引費用は3億円（同1億円増）となりました。

「海外」においては、特定取引収益は0億円（同0億円増）、特定取引費用は該当がありませんでした。

この結果、相殺消去後の「国内」と「海外」の合計は、特定取引収益は前連結会計年度比95億円減少し181億円、特定取引費用は同1億円増加し3億円となりました。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額 (△)	合計
		金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）
特定取引収益	前連結会計年度	27,665	—	—	27,665
	当連結会計年度	18,119	9	—	18,128
うち商品有価証券収益	前連結会計年度	7,796	—	—	7,796
	当連結会計年度	1,513	—	—	1,513
うち特定取引有価証券収益	前連結会計年度	2,236	—	—	2,236
	当連結会計年度	6,356	—	—	6,356
うち特定金融派生商品収益	前連結会計年度	17,632	—	—	17,632
	当連結会計年度	10,250	9	—	10,259
うちその他の特定取引収益	前連結会計年度	—	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—	—
特定取引費用	前連結会計年度	152	—	—	152
	当連結会計年度	319	—	—	319
うち商品有価証券費用	前連結会計年度	—	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—	—
うち特定取引有価証券費用	前連結会計年度	—	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—	—
うち特定金融派生商品費用	前連結会計年度	—	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—	—
うちその他の特定取引費用	前連結会計年度	152	—	—	152
	当連結会計年度	319	—	—	319

(注) 1. 「国内」とは、当行（海外店を除く）及び国内連結子会社であります。

「海外」とは、当行の海外店及び海外連結子会社であります。

2. 内訳項目はそれぞれの収益と費用で相殺し、収益が上回った場合には収益欄に、費用が上回った場合には費用欄に、それぞれの純額を記載しております。

3. 相殺消去額は、「国内」と「海外」の間の内部取引額を記載しております。

② 特定取引資産・負債の内訳（未残）

当連結会計年度は、「国内」においては、特定取引資産は3,033億円（前連結会計年度比1,098億円増）、特定取引負債は992億円（同507億円減）となりました。

「海外」においては、特定取引資産は該当がなく、特定取引負債は0億円（同0億円増）となりました。

この結果、相殺消去後の「国内」と「海外」の合計は、特定取引資産は前連結会計年度比1,098億円増加し3,033億円、特定取引負債は同507億円減少し992億円となりました。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額 (△)	合計
		金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）
特定取引資産	前連結会計年度	193,581	—	—	193,581
	当連結会計年度	303,389	—	—	303,389
うち商品有価証券	前連結会計年度	7,609	—	—	7,609
	当連結会計年度	12,427	—	—	12,427
うち商品有価証券派 生商品	前連結会計年度	16,000	—	—	16,000
	当連結会計年度	8,973	—	—	8,973
うち特定取引有価証 券	前連結会計年度	34,768	—	—	34,768
	当連結会計年度	186,150	—	—	186,150
うち特定取引有価証 券派生商品	前連結会計年度	1,726	—	—	1,726
	当連結会計年度	3,555	—	—	3,555
うち特定金融派生商 品	前連結会計年度	133,475	—	—	133,475
	当連結会計年度	91,624	—	—	91,624
うちその他の特定取 引資産	前連結会計年度	—	—	—	—
	当連結会計年度	657	—	—	657
特定取引負債	前連結会計年度	149,990	—	—	149,990
	当連結会計年度	99,201	53	—	99,255
うち売付商品債券	前連結会計年度	—	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—	—
うち商品有価証券派 生商品	前連結会計年度	23,682	—	—	23,682
	当連結会計年度	16,224	—	—	16,224
うち特定取引売付債 券	前連結会計年度	—	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—	—
うち特定取引有価証 券派生商品	前連結会計年度	494	—	—	494
	当連結会計年度	884	—	—	884
うち特定金融派生商 品	前連結会計年度	124,525	—	—	124,525
	当連結会計年度	81,950	53	—	82,004
うちその他の特定取 引負債	前連結会計年度	1,287	—	—	1,287
	当連結会計年度	142	—	—	142



- (注) 1. 「国内」とは、当行（海外店を除く）及び国内連結子会社であります。  
「海外」とは、当行の海外店及び海外連結子会社であります。
2. 相殺消去額は、「国内」と「海外」の間の内部取引額を記載しております。

(5) 国内・海外別預金残高の状況

○ 預金の種類別残高（末残）

種類	期別	国内	海外	相殺消去額 (△)	合計
		金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）
預金合計	前連結会計年度	3,914,974	—	588	3,914,385
	当連結会計年度	4,944,405	—	3,674	4,940,730
うち流動性預金	前連結会計年度	1,268,866	—	0	1,268,865
	当連結会計年度	1,597,957	—	—	1,597,957
うち定期性預金	前連結会計年度	2,336,231	—	—	2,336,231
	当連結会計年度	2,931,633	—	—	2,931,633
うちその他	前連結会計年度	309,876	—	587	309,288
	当連結会計年度	414,814	—	3,674	411,139
譲渡性預金	前連結会計年度	157,373	—	—	157,373
	当連結会計年度	480,199	—	—	480,199
総合計	前連結会計年度	4,072,347	—	588	4,071,758
	当連結会計年度	5,424,605	—	3,674	5,420,930

- (注) 1. 「国内」とは、当行（海外店を除く）及び国内連結子会社であります。  
「海外」とは、当行の海外店及び海外連結子会社であります。
2. 流動性預金＝通知預金＋普通預金＋当座預金  
定期性預金＝定期預金
3. 相殺消去額は、「国内」と「海外」の間の内部取引額を記載しております。

(6) 国内・海外別債券残高の状況

○ 債券の種類別残高（末残）

種類	期別	国内	海外	相殺消去額 (△)	合計
		金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）
債券合計	前連結会計年度	1,018,909	—	—	1,018,909
	当連結会計年度	703,298	—	—	703,298
うち利付長期信用債券	前連結会計年度	998,898	—	—	998,898
	当連結会計年度	684,284	—	—	684,284
うちその他	前連結会計年度	20,010	—	—	20,010
	当連結会計年度	19,014	—	—	19,014

(注) 1. 「国内」とは、当行（海外店を除く）及び国内連結子会社であります。

「海外」とは、当行の海外店及び海外連結子会社であります。

2. 利付長期信用債券には、「利付長期信用債券（利子一括払）」を含んでおります。

3. 相殺消去額は、「国内」と「海外」の間の内部取引額を記載しております。

## (7) 国内・海外別貸出金残高の状況

## ① 業種別貸出状況（残高・構成比）

業種別	平成18年3月31日		平成19年3月31日	
	貸出金残高 (百万円)	構成比 (%)	貸出金残高 (百万円)	構成比 (%)
国内（除く特別国際金融取引勘定分）	4,003,690	100.00	5,052,269	100.00
製造業	165,686	4.14	189,425	3.75
農業	27	0.00	13	0.00
林業	16	0.00	3	0.00
漁業	17	0.00	909	0.02
鉱業	6,477	0.16	6,617	0.13
建設業	21,950	0.55	19,961	0.40
電気・ガス・熱供給・水道業	99,760	2.49	80,185	1.59
情報通信業	31,630	0.79	27,595	0.54
運輸業	409,226	10.22	391,903	7.76
卸売・小売業	90,234	2.26	117,595	2.33
金融・保険業	949,668	23.72	1,091,686	21.61
不動産業	1,030,055	25.73	1,390,453	27.52
各種サービス業	173,882	4.34	369,911	7.32
地方公共団体	75,229	1.88	63,815	1.26
その他	949,824	23.72	1,302,189	25.77
海外及び特別国際金融取引勘定分	83,870	100.00	94,037	100.00
政府等	472	0.56	916	0.97
金融機関	—	—	—	—
その他	83,397	99.44	93,121	99.03
合計	4,087,561	—	5,146,306	—

(注) 「国内」とは、当行（海外店を除く）及び国内連結子会社であります。

「海外」とは、当行の海外店及び海外連結子会社であります。

② 外国政府等向け債権残高（国別）

期別	国別	外国政府等向け債権残高（百万円）
平成18年3月31日	インドネシア共和国	48
	その他（1ヶ国）	1
	合計	50
	（資産の総額に対する割合：％）	（0.00）
平成19年3月31日	インドネシア共和国	46
	その他（1ヶ国）	1
	合計	48
	（資産の総額に対する割合：％）	（0.00）

（注） 「外国政府等」とは、外国政府、中央銀行、政府関係機関又は国営企業及びこれらの所在する国の民間企業等であり、日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号に規定する特定海外債権引当勘定を計上している国の外国政府等向けの債権残高を掲げております。

[次へ](#)

(8) 国内・海外別有価証券の状況

○ 有価証券残高（末残）

種類	期別	国内	海外	合計
		金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）
国債	前連結会計年度	478,578	—	478,578
	当連結会計年度	750,410	—	750,410
地方債	前連結会計年度	81,136	—	81,136
	当連結会計年度	53,255	—	53,255
社債	前連結会計年度	516,766	—	516,766
	当連結会計年度	345,778	—	345,778
株式	前連結会計年度	50,494	—	50,494
	当連結会計年度	33,506	—	33,506
その他の証券	前連結会計年度	324,618	42,895	367,514
	当連結会計年度	530,490	141,242	671,733
合計	前連結会計年度	1,451,594	42,895	1,494,489
	当連結会計年度	1,713,439	141,242	1,854,682

(注) 1. 「国内」とは、当行（海外店を除く）及び国内連結子会社であります。

「海外」とは、当行の海外店及び海外連結子会社であります。

2. 「その他の証券」には、外国債券及び外国株式を含んでおります。

(単体情報)

(参考) 当行の単体情報のうち、参考として以下の情報を掲げております。

1. 損益状況 (単体)

(1) 損益の概要

	前事業年度 (百万円)	当事業年度 (百万円)	増減 (百万円)
	(A)	(B)	(B) - (A)
業務粗利益	102,931	101,829	△1,101
経費 (除く臨時処理分)	73,257	77,626	4,369
人件費	29,689	30,405	716
物件費	39,752	43,626	3,874
税金	3,815	3,594	△221
業務純益 (一般貸倒引当金繰入前・のれん償却前)	――	24,202	――
のれん償却額	――	――	――
業務純益 (一般貸倒引当金繰入前)	29,673	24,202	△5,471
一般貸倒引当金繰入額	――	――	――
業務純益	29,673	24,202	△5,471
実質業務純益	69,182	54,969	△14,212
うち債券関係損益	3,408	5,165	1,756
臨時損益	33,741	31,223	△2,517
株式関係損益	△4,870	5,512	10,383
金銭の信託運用損益	39,508	30,767	△8,741
不良債権処理損失	560	1,887	1,327
貸出金償却	187	1,887	1,700
個別貸倒引当金繰入額	――	――	――
特定海外債権引当勘定繰入額	――	――	――
その他の債権売却損等	372	――	△372
その他臨時損益	△336	△3,168	△2,831
経常利益	60,497	47,146	△13,350
特別損益	6,142	△102,161	△108,303
うち固定資産処分損益	△119	△884	△765
税引前当期純利益 (△は税引前当期純損失)	66,639	△55,015	△121,654
法人税、住民税及び事業税	△5,991	△2,779	3,212
法人税等調整額	△2,260	△10,276	△8,016
当期純利益 (△は当期純損失)	74,890	△41,960	△116,851

- (注) 1. 業務粗利益＝(資金運用収支＋金銭の信託運用見合費用)＋役員取引等収支＋特定取引収支＋その他業務収支
2. 実質業務純益＝業務粗利益＋金銭の信託運用損益－経費(除く臨時処理分)  
 金銭の信託運用損益は臨時損益に含まれますが、当行が注力している投資銀行業務部門の損益であることから、本来業務にかかる損益ととらえております。
3. 業務純益＝業務粗利益－経費(除く臨時処理分)－一般貸倒引当金繰入額
4. 「金銭の信託運用見合費用」とは、金銭の信託取得に係る資金調達費用であり、金銭の信託運用損益が臨時損益に計上されているため、業務費用から控除されているものであります。
5. 臨時損益とは、損益計算書中「その他経常収益・費用」から一般貸倒引当金繰入額を除き、退職給付費用のうち臨時費用処理分等を加えたものであります。
6. 債券関係損益＝国債等債券売却益－国債等債券売却損
7. 株式関係損益＝株式等売却益－株式等売却損－株式等償却
8. 前事業年度の貸倒引当金は全体で5,498百万円の取崩超のため、また当事業年度の貸倒引当金は全体で2,086百万円の取崩超のため、それぞれその金額を特別利益に計上しております。
9. 当事業年度は、子会社株式評価損99,392百万円、投資損失引当金繰入額15,908百万円を特別損失に計上しております。

(2) 営業経費の内訳

	前事業年度(百万円) (A)	当事業年度(百万円) (B)	増減(百万円) (B)－(A)
給料・手当	25,752	26,602	850
退職給付費用	2,375	2,020	△355
福利厚生費	3,248	3,412	163
減価償却費	6,791	7,007	215
土地建物機械賃借料	5,915	5,986	71
営繕費	1,914	2,065	151
消耗品費	1,205	906	△299
給水光熱費	724	768	44
旅費	829	836	7
通信費	2,295	2,146	△149
広告宣伝費	2,433	2,933	499
租税公課	3,815	3,594	△221
その他	16,557	19,585	3,028
計	73,860	77,865	4,004

(注) 損益計算書中「営業経費」の内訳であります。

2. 利鞘（国内業務部門）（単体）

	前事業年度 (%)	当事業年度 (%)	増減 (%)
	(A)	(B)	(B) - (A)
(1) 資金運用利回 ①	1.16	1.30	0.14
貸出金利回	1.42	1.38	△0.04
有価証券利回	0.68	1.15	0.47
(2) 資金調達原価 ②	1.79	1.77	△0.02
資金調達利回 ③	0.35	0.45	0.10
預金利回	0.22	0.44	0.22
債券利回	0.40	0.37	△0.03
(3) 総資金利鞘 ①-②	△0.63	△0.47	0.16
(4) 資金運用利回-資金調達利回 ①-③	0.81	0.85	0.04

(注) 1. 「国内業務部門」とは本邦店の居住者向け円建諸取引であります。

(但し特別国際金融取引勘定を除く)

2. 預金には譲渡性預金を含んでおります。

3. ROE（単体）

	前事業年度 (%)	当事業年度 (%)	増減 (%)
	(A)	(B)	(B) - (A)
実質業務純益ベース	13.49	10.97	△2.52
業務純益ベース（一般貸倒引当金繰入前・のれん償却前）	——	4.55	——
業務純益ベース（一般貸倒引当金繰入前）	5.33	4.55	△0.78
業務純益ベース	5.33	4.55	△0.78
当期純利益ベース	14.67	△9.27	△23.94

4. 預金・債券・貸出金の状況（単体）

(1) 預金・債券・貸出金の残高

	前事業年度 (百万円)	当事業年度 (百万円)	増減 (百万円)
	(A)	(B)	(B) - (A)
預金（末残）	4,158,192	5,471,462	1,313,269
預金（平残）	3,946,318	4,893,597	947,279
債券（末残）	1,021,419	703,908	△317,510
債券（平残）	1,158,654	797,037	△361,616
貸出金（末残）	3,961,246	5,075,281	1,114,034
貸出金（平残）	3,612,352	4,443,469	831,117

(注) 預金には譲渡性預金を含んでおります。



## (2) 個人・法人別預金残高（国内）

	前事業年度（百万円）	当事業年度（百万円）	増減（百万円）
	(A)	(B)	(B) - (A)
個人	3,081,691	3,545,887	464,195
法人	893,531	1,282,513	388,981
合計	3,975,222	4,828,400	853,177

(注) 譲渡性預金及び特別国際金融取引勘定分を除いております。

## (3) 消費者ローン残高

	前事業年度（百万円）	当事業年度（百万円）	増減（百万円）
	(A)	(B)	(B) - (A)
消費者ローン残高	454,561	562,225	107,664
住宅ローン残高	454,561	562,225	107,664
その他ローン残高	—	—	—

## (4) 中小企業等貸出金

		前事業年度	当事業年度	増減
		(A)	(B)	(B) - (A)
中小企業等貸出金残高	① 百万円	2,102,808	2,892,352	789,544
総貸出金残高	② 百万円	3,911,548	5,001,984	1,090,436
中小企業等貸出金比率	①/② %	53.76	57.82	4.06
中小企業等貸出先件数	③ 件	35,967	43,225	7,258
総貸出先件数	④ 件	36,404	43,702	7,298
中小企業等貸出先件数比率	③/④ %	98.80	98.91	0.11

(注) 1. 貸出金残高には、海外店分及び特別国際金融取引勘定分は含まれておりません。

2. 中小企業等とは、資本金3億円（ただし、卸売業は1億円、小売業、サービス業は5千万円）以下の会社又は常用する従業員が300人（ただし、卸売業は100人、小売業は50人、サービス業は100人）以下の会社及び個人であります。

## 5. 債務の保証（支払承諾）の状況（単体）

## ○ 支払承諾の残高内訳

種類	前事業年度		当事業年度	
	口数（件）	金額（百万円）	口数（件）	金額（百万円）
手形引受	—	—	—	—
信用状	1	0	—	—
保証	140	30,984	115	18,357
計	141	30,985	115	18,357

[次へ](#)

6. 内国為替の状況（単体）

区分		前事業年度		当事業年度	
		口数（千口）	金額（百万円）	口数（千口）	金額（百万円）
送金為替	各地へ向けた分	15,957	9,526,440	18,817	12,641,663
	各地より受けた分	7,704	14,617,587	9,532	18,438,099
代金取立	各地へ向けた分	12	18,758	11	15,195
	各地より受けた分	0	8,724	0	9,056

7. 外国為替の状況（単体）

区分		前事業年度	当事業年度
		金額（百万米ドル）	金額（百万米ドル）
仕向為替	売渡為替	6,161	7,032
	買入為替	0	1
被仕向為替	支払為替	9,180	4,430
	取立為替	191	95
合計		15,533	11,559

(自己資本比率の状況)

(参考)

自己資本比率は、平成19年3月31日から銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第19号。以下、「告示」という。）に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。なお、平成18年3月31日は銀行法第14条の2の規定に基づき自己資本比率の基準を定める件（平成5年大蔵省告示第55号。以下「旧告示」という。）に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

また、当行は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては基礎的内部格付手法を採用するとともに、マーケット・リスク規制を導入しております。

連結自己資本比率（国内基準）

項目		平成18年3月31日	平成19年3月31日
		金額（百万円）	金額（百万円）
基本的項目 (Tier 1)	資本金	451,296	451,296
	うち非累積的永久優先株	270,443	159,443
	新株式申込証拠金	—	—
	資本剰余金	18,558	18,558
	利益剰余金	375,555	245,499
	自己株式（△）	12	72,560
	自己株式申込証拠金	—	—
	社外流出予定額（△）	—	2,587
	その他有価証券の評価差損（△）	—	—
	為替換算調整勘定	3,781	2,952
	新株予約権	—	517
	連結子法人等の少数株主持分	183,845	180,769
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	173,268	173,725
	営業権相当額（△）	—	—
	のれん相当額（△）	—	158,066
	企業結合等により計上される無形固定資産相当額（△）	68,181	19,826
	連結調整勘定相当額（△）	226,692	—
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額（△）	—	16,561
	期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額（△）	—	9,183
	繰延税金資産の控除前の基本的項目計 (上記各項目の合計額)	—	—
繰延税金資産の控除金額（△）	—	—	
計 (A)	738,150	620,808	
うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券 (注1)	91,039	91,279	

項目		平成18年 3月31日	平成19年 3月31日
		金額 (百万円)	金額 (百万円)
補完的項目 (Tier 2)	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の 45%相当額	—	—
	一般貸倒引当金	44,878	13,986
	適格引当金が期待損失額を上回る額	—	—
	負債性資本調達手段等	374,635	565,761
	うち永久劣後債務 (注2)	100,500	197,661
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株 (注3)	274,135	368,099
	計	419,513	579,748
	うち自己資本への算入額 (B)	419,513	522,052
準補完的項目 (Tier 3)	短期劣後債務	—	—
	うち自己資本への算入額 (C)	—	—
控除項目	控除項目 (注4) (D)	42,290	137,784
自己資本額	(A) + (B) + (C) - (D) (E)	1,115,373	1,005,076
リスク・アセ ット等	資産 (オン・バランス) 項目	5,344,996	5,585,892
	オフ・バランス取引等項目	1,835,500	1,458,159
	信用リスク・アセットの額 (F)	7,180,496	7,044,051
	マーケット・リスク相当額に係る額 ( (H) / 8% ) (G)	—	196,237
	(参考) マーケット・リスク相当額 (H)	—	15,698
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額 ( (J) / 8% ) (I)	—	411,804
	(参考) オペレーショナル・リスク相当額 (J)	—	32,944
	旧所要自己資本の額に告示に定める率を乗じて得た額 が新所要自己資本の額を上回る額に25.0を乗じて得た 額 (K)	—	—
	計 ( (F) + (G) + (I) + (K) ) (L)	7,180,496	7,652,092
連結自己資本比率 (国内基準) = E / L × 100 (%)		15.53	13.13
(参考) Tier 1 比率 = A / L × 100 (%)		10.27	8.11

- (注) 1. 告示第28条第2項 (旧告示第23条第2項) に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等 (海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。) であります。
2. 告示第29条第1項第3号 (旧告示第24条第1項第3号) に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
  - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
  - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
  - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
3. 告示第29条第1項第4号及び第5号 (旧告示第24条第1項第4号及び第5号) に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
4. 告示第31条第1項第1号から第6号 (旧告示第25条第1項) に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、及び第2号 (旧告示第25条第1項第2号) に規定するものに対する投資に相当する額が含まれております。

単体自己資本比率（国内基準）

項目		平成18年 3月31日	平成19年 3月31日
		金額（百万円）	金額（百万円）
基本的項目 (Tier 1)	資本金	451,296	451,296
	うち非累積的永久優先株	270,443	159,443
	新株式申込証拠金	—	—
	資本準備金	18,558	18,558
	その他資本剰余金	—	—
	利益準備金	8,567	9,784
	任意積立金	—	—
	次期繰越利益	368,012	—
	その他利益剰余金	—	257,360
	その他	173,268	173,725
	自己株式（△）	6	72,555
	自己株式申込証拠金	—	—
	社外流出予定額（△）	—	2,587
	その他有価証券の評価差損（△）	—	—
	新株予約権	—	517
	営業権相当額（△）	—	—
	のれん相当額（△）	—	—
	企業結合により計上される無形固定資産相当額（△）	—	—
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額（△）	—	14,384
	期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額（△）	—	8,016
	繰延税金資産の控除前の基本的項目計 （上記各項目の合計額）	—	—
繰延税金資産の控除金額（△）	—	—	
計 (A)	1,019,696	813,698	
うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券 (注1)	91,039	91,279	

項目		平成18年 3月31日	平成19年 3月31日
		金額 (百万円)	金額 (百万円)
補完的項目 (Tier 2)	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の 45%相当額	—	—
	一般貸倒引当金	34,337	1,909
	適格引当金が期待損失額を上回る額	—	—
	負債性資本調達手段等	296,635	464,974
	うち永久劣後債務 (注2)	22,500	116,661
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株 (注3)	274,135	348,312
	計	330,973	466,883
	うち自己資本への算入額 (B)	330,973	466,883
準補完的項目 (Tier 3)	短期劣後債務	—	—
	うち自己資本への算入額 (C)	—	—
控除項目	控除項目 (注4) (D)	7,143	86,844
自己資本額	(A) + (B) + (C) - (D) (E)	1,343,527	1,193,737
リスク・ア セット等	資産 (オン・バランス) 項目	4,502,078	5,068,350
	オフ・バランス取引等項目	991,990	823,049
	信用リスク・アセットの額 (F)	5,494,069	5,891,400
	マーケット・リスク相当額に係る額 ( (H) / 8% ) (G)	—	221,279
	(参考) マーケット・リスク相当額 (H)	—	17,702
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額 ( (J) / 8% ) (I)	—	238,354
	(参考) オペレーショナル・リスク相当額 (J)	—	19,068
	旧所要自己資本の額に告示に定める率を乗じて得た額 が新所要自己資本の額を上回る額に25.0を乗じて得た 額 (K)	—	—
	計 ( (F) + (G) + (I) + (K) ) (L)	5,494,069	6,351,033
単体自己資本比率 (国内基準) = E / L × 100 (%)		24.45	18.79
(参考) Tier 1 比率 = A / L × 100 (%)		18.56	12.81

- (注) 1. 告示第40条第2項 (旧告示第30条第2項) に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等 (海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。) であります。
2. 告示第41条第1項第3号 (旧告示第31条第1項第3号) に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
  - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
  - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
  - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
3. 告示第41条第1項第4号及び第5号 (旧告示第31条第1項第4号及び第5号) に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
4. 告示第43条第1項第1号から第5号 (旧告示第32条第1項) に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額が含まれております。

次へ

(\*) 優先出資証券の概要

当行は、「海外特別目的会社の発行する優先出資証券」を以下のとおり発行し、連結自己資本比率（国内基準）における「基本的項目」の中の「うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券」及び単体自己資本比率（国内基準）における「基本的項目」の中の「その他」に計上しております。

発行体	Shinsei Finance (Cayman) Limited	Shinsei Finance II (Cayman) Limited
発行証券の種類	配当非累積型永久優先出資証券	同左
償還期日	定めなし	同左
任意償還	平成28年7月以降の各配当支払日に任意償還可能（但し、金融庁の事前承認が必要）	同左
発行総額	775百万米ドル	700百万米ドル
払込日	平成18年2月23日	平成18年3月23日
配当支払日	毎年7月20日（但し、当該日が営業日でない場合は翌営業日とする）	毎年7月25日（但し、当該日が営業日でない場合は翌営業日とする）
配当率	平成28年7月の配当支払日までの配当期間については固定配当率（年6.418%）が適用される。それ以降の配当期間については変動配当率が適用されるとともにステップアップ配当が付与される。	平成28年7月の配当支払日までの配当期間については固定配当率（年7.16%）が適用される。それ以降の配当期間については変動配当率が適用される。なお、ステップアップ配当は付与されない。
配当支払に関する条件概要	以下の強制的配当停止事由及び任意配当停止事由のいずれにも該当しない場合、本優先出資証券に対して満額の配当が行われる。	同左
	強制的配当停止事由 破産事由、更生事由、清算事由、民事再生事由、支払不能事由、政府による宣言（注1）が発生した場合には、配当の支払は停止される。配当可能利益制限又は優先株式配当制限が適用される場合には、その適用に応じて配当は停止又は減額される。停止又は減額された配当は翌期以降に累積しない。	同左
	配当可能利益制限 当行の配当可能金額（前年度末の配当可能利益から当年度に当行優先株式（注2）に対して行われた又は行われる配当を控除した額。本優先出資証券と類似する証券が存在する場合は配当可能金額はさらに調整される。）が本優先出資証券の当年度の配当額を下回る場合には、その配当可能金額を上限として本優先出資証券に対する配当は支払われる。当年度に配当可能金額が無い場合には、配当は支払われない。停止又は減額された配当は翌期以降に累積しない。	同左
	優先株式配当制限 当行優先株式への配当が減額又は支払われない場合には、本優先出資証券に対する配当も同割合に減額され又は支払われない。停止又は減額された配当は翌期以降に累積しない。	同左



発行体	Shinsei Finance (Cayman) Limited	Shinsei Finance II (Cayman) Limited
配当支払に関する条件概要(続き)	<p>任意配当停止事由</p> <p>当行は以下のいずれかの場合にはその裁量により配当を停止もしくは減額（監督事由でない場合）することができる。但し、下記(2)の場合でも、当行が当行優先株式に配当を行う場合には、同割合で本優先出資証券に対しても配当を支払うものとする。停止又は減額された配当は翌期以降に累積しない。</p> <p>(1) 監督事由（注3）が発生した場合。</p> <p>(2) 直近に終了した会計年度について当行が当行普通株式に対する配当を行わない場合。</p>	同左
残余財産請求権	当行優先株式と実質的に同順位	同左

- (注) 1. 破産事由：破産法に基づく破産手続の開始決定  
更生事由：会社更生法に基づく会社更生手続の開始決定  
清算事由：会社法に基づく解散や清算手続の開始  
民事再生事由：民事再生法に基づく民事再生手続の開始決定  
支払不能事由：①債務不履行又はその恐れのある場合、又は当該配当により債務不履行又はその恐れのある場合。  
②債務超過であるか又は当該配当により債務超過となる場合。  
政府による宣言：監督当局が、当行が支払不能又は債務超過の状態にあること、あるいは当行を公的管理下に置くこと、又は第三者に譲渡することを宣言した場合。
2. 当行により直接発行され、配当支払に関して最も優先順位の高い優先株式。
3. 当行の自己資本比率又は基本的項目の比率が、銀行規制により要求される最低水準を下回っているか、又は当該配当により下回ることとなる場合。

(\*) 平成18年4月以降同年9月末日までに期限前償還を実施した永久劣後債務108,923百万円につきましては、同年3月31日現在の連結自己資本比率（国内基準）及び単体自己資本比率（国内基準）における自己資本額には含めておりません。

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、当行の貸借対照表の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が証券取引法(昭和23年法律第25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は貸貸借契約によるものに限る。)について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2. 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3. 要管理債権

要管理債権とは、3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4. 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1. から3. までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定額

債権の区分	平成18年3月31日	平成19年3月31日
	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	7	9
危険債権	207	108
要管理債権	211	162
正常債権	40,865	52,667

## 2【生産、受注及び販売の状況】

「生産、受注及び販売の状況」は、銀行業における業務の特殊性のため、該当する情報がないので記載しておりません。

## 3【対処すべき課題】

### 1. 経営健全化計画の達成

当行グループは、子会社である株式会社アプラスにかかるのれん及び無形資産の減損を行ったことを主因として、609億円の連結当期純損失を計上いたしました。また、それに伴い、単体におけるアプラス優先株式の減損とアプラス普通株式への投資損失引当金の計上、並びに持分法適用会社であるシンキ株式会社の普通株式への投資損失引当金の計上等を主因として、単体業績は当期純損失419億円となりました。

この結果、経営健全化計画における平成19年3月期当期純利益計画730億円を大きく下回ることとなりました。公的資金による資本注入を受けている銀行として、経営健全化計画を達成できなかったことは誠に遺憾であり、3つの戦略分野それぞれにおける収益基盤の強化、経費の効率的運用を含めた業務の改善に向けて、全行が一丸となって業務に取り組んでまいります。

### 2. 広告表示の改善

当行は、平成19年3月28日に、公正取引委員会より、平成18年8月から同年10月まで使用していた、定期預金「パスワード定期プラス」のチラシについて、不当景品類及び不当表示防止法第4条第1項第2号の規定に違反（有利誤認）するとして、同法第6条第1項の規定に基づく排除命令を受けました。

このような事態に至ったことについて、当行は、広告表示チェック体制における消費者の視点からのチェックが不十分であったこと等が問題であったと考えております。お客さまをはじめとする関係各位にご心配をおかけしたことを深くお詫び申し上げます。

当行では既に平成18年12月4日より、改訂を加えたチラシを使用し、違反状態は解消しているほか、平成19年1月より、「パスワード定期プラス」のメリット・留意点（リスク）をおもて面に並列して表示するなど、全く新しいタイプのチラシを使用しております。また、再発防止策として、消費者の視点により当行の広告をチェックしていただく「消費者広告チェック制度」を創設したほか、広告審査委員会を設置するなど、広告チェック体制の見直しを実施しております。

当行は、今回の排除命令を厳粛かつ真摯に受け止め、今後とも、消費者の視点に立った、よりわかりやすい広告表示に努めてまいります。

### 3. お客さまのニーズに応える商品・サービスの提供による長期的・安定的な収益の計上

当行グループは、多様化・高度化するお客さまのニーズに対して、付加価値の高い商品・サービスをご提供していくために、新たな商品・業務分野の開拓に積極的に取り組んでおります。今後も、最新のテクノロジーを活用した柔軟性の高いシステム基盤をベースとして、従来以上にお客さまのニーズにお応えする様々な商品・サービスをスピーディーにご提供することを通じて、長期的・安定的な収益の計上を目指してまいります。

### 4. グループ競争力・収益力の向上

当行は、グループ会社を含めたバーゼルⅡのスムーズな運用とリスク管理の高度化及びリスク・リターンの的確な把握を通じて、経営資源の最適な配分を実現し、バランスのとれた業務運営に努めるとともに、徹底した合理化に取り組むことにより、グループ全体の競争力・収益力の向上を図ってまいります。また、資本の質を維持すると同時に、資本を有効に活用し、業容の拡大に努めてまいります。

なお、当行子会社である新生信託銀行株式会社は、平成18年4月26日に、金融庁より、銀行法第26条第1項及び金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第8条の2に基づく行政処分（不動産管理処分信託業務の新規受託業務にかかる1年間の業務停止命令）を受けました。

当行は、同行に対する業務停止命令を厳粛に受け止め、同行に対する業務監督委員会を設置して監督を強化しており、改善が必要と指摘を受けた不動産管理信託業務態勢のみならず、同行全体におけるガバナンス・コンプライアンス態勢の見直しと強化並びに事務や社内体制の整備に努めております。

## 5. コーポレート・ガバナンスの強化と透明性の高い経営

当行は、委員会設置会社として、経営監督機能の強化と迅速な意思決定が可能な経営体制を確立しております。取締役会に加えて過半が社外取締役から構成される指名委員会、監査委員会及び報酬委員会を設置し、経営の監督にあたるとともに、執行役に対して大幅に業務執行権限を委譲することで機動的かつ効率的な運営を行える体制を確保しております。当行グループは、内部統制体制の構築及び運用並びに監査機能のレベルアップを図るとともに、利用者の利便性向上やお客さま保護を念頭においたコンプライアンス体制の強化を図るなど法令遵守の一層の徹底に努めてまいります。加えて上場企業として、投資家の目線に立った適時、適切かつ透明性の高い情報開示に取り組んでまいります。

当行は、“新生ビジョン”である「顧客に信頼される金融のソリューションを提供することにより、顧客・社員・株主の価値を継続的に高めていく、日本のすぐれた金融サービス企業」でありたいと考えています。

そのために、顧客重視、誠実さ、責任、チーム・ワーク、社会性という5つの“新生バリュー”を常に実践すべく、この考え方を全社員に徹底するとともに、あわせて新しいコーポレートブランドの構築並びに積極的なCSR活動を経営戦略の重要な柱として取り組んでまいります。

加えて、当行では、SPB（Shinsei Strategy, Plans and Budgets）と呼ぶ経営管理手法を導入し、営業部門のみならず間接部門においても戦略目標、目標に対するアクションプランを設定し、予算と一体管理しており、定期的な進捗状況のモニタリングを通じて、新生ビジョンの実現性を高めております。SPBの主要子会社への導入を進めるとともに、経営陣がより戦略についてフォーカスし、部門間にまたがる課題について議論する場を定期的に設けるなど、SPBの目的である戦略の確認と共有やお客さまの視点に立った中長期的課題への取組みに注力しております。

## 4【事業等のリスク】

以下において、当行及び当行グループ（当行並びにその連結子会社及び関連会社）の事業その他に関するリスク要因となる可能性があると考えられる主な事項を記載しております。また、必ずしもそのようなリスク要因に該当しない事項についても、投資者の投資判断上、重要であると考えられる事項については、投資者に対する積極的な情報開示の観点から以下に開示しております。なお、当行は、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の対応に努める所存であります。

本項においては、将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は本有価証券報告書提出日現在において判断したものであります。

### 1. 当行の経営戦略について

当行は、平成12年3月に民間銀行として再スタートして以降、資産内容を健全化し財務体質の強化を図るとともに、債券・預金・貸出・内国為替・外国為替・有価証券投資・デリバティブ等の従来からの伝統的な銀行業務に加えて、収益基盤の多様化、安定化を図るために、投資銀行業務とリテールバンキング業務を拡充・強化してまいりました。さらに、近時は投資銀行業務、リテールバンキング業務に次ぐ第三の柱としてコンシューマーアンドコマースファイナンス・ビジネスの積極的事業展開を図っております。

当行は、財務の健全性を維持し、長期的・安定的な収益の計上を実現することを経営目標の根幹に据えておりますが、そのために当行は、以下の戦略を中心に、伝統的な預貸業務中心の運営といった過去の金融慣行・枠組みにとらわれることなく、顧客のニーズの変化に合わせ、新しく、かつ競合相手より優れた商品・サービスを提供してまいります。

- ・法人業務においては、投資銀行業務を推進する金融商品部門と顧客担当の法人部門を「インスティテューショナルバンキング部門」として有機的に融合し、顧客の有する事業・財務上の様々なニーズに最適なソリューションを迅速に提供する体制を整えました。同部門では、伝統的な融資業務に加え、手数料収入を中心とする非金利収入を継続的に増やすべく、証券化、クレジットトレーディング、ノンリコースファイナンス、M&A、企業再生などの投資銀行業務を積極的に推進しております。

証券化：顧客又は当行の保有する資産を裏付けとする証券を発行し、資金を調達する業務であります。当行は、債券引受販売業務などを行う新生証券株式会社や、金銭債権信託業務などを行う新生信託銀行株式会社、債権の管理回収業務を行う新生債権回収株式会社などの子会社と共に、当該業務を推進しております。

クレジットトレーディング：貸出債権やリース料債権等の売買業務であります。当行は、当該業務の事務管理などを行う新生銀ファイナンス株式会社（旧商号：株式会社ビーエムファイナンス）や新生債権回収株式会社などの子会社と共に当該業務を推進しております。当該業務で購入した資産を証券化するなど、当該業務と証券化業務は密接な関係にあります。

ノンリコースファイナンス：貸出の対象となる資産（主として不動産）から生じるキャッシュ・フローを元利払いの原資とする貸出業務であります。

M&A：企業（あるいはその一部の事業部門）の売却、買収、合併、提携等に係るアドバイザー業務であります。

企業再生：リストラクチャリングに取り組む企業に対して、財務体質の強化や資産の効率化、事業再編など、企業の収益力と競争力を高めるためのソリューションを提供する業務であります。

さらに、今後の豊富なビジネス機会が期待できるコンシューマーアンドコマースファイナンス・ビジネスを、投資銀行業務、リテールバンキング業務に次ぐ第三の戦略の柱と位置付け、積極的な事業展開を図っております。

コンシューマーアンドコマースファイナンス・ビジネス：中小企業及び個人顧客の資金ニーズに対応するサービスを提供する業務であります。平成16年9月に子会社化いたしました大手信販会社である株式会社アプラス（以下「アプラス」という。）及び平成17年3月に子会社化いたしました大手リース会社である昭和リース株式会社（以下「昭和リース」という。）をはじめ、新生ビジネスファイナンス株式会社や、新生プロパティファイナンス株式会社などのコンシューマーアンドコマースファイナンス・ビジネスを営む子会社と共に当該業務を推進しております。

消費者金融（コンシューマーファイナンス）分野につきましては、下記24.に記載のとおり上限金利の引下げ及び総量規制の導入が実施されることや過払金の返還請求に伴う負担などにより取り巻く環境は厳しさを増しておりますが、営業力のさらなる強化を図るとともに、徹底した合理化・経費削減に取り組み、加えてシステムやリスク管理など当行の持つノウハウを活用した経営効率化を推進することにより、収益性・効率性が高いコンシューマー・アンド・コマースファイナンスの事業基盤を構築してまいります。

- ・平成13年6月にスタートした新しいリテールバンキング業務においては、低コストで利便性の高いインターネット、ATM、コールセンター及びフィナンシャルセンターなどのサービス・チャネルの展開をベースに、富裕層顧客へのコンサルティングや資産運用サービス、仕組預金等の新型定期預金をはじめ、顧客ニーズに合った金融商品・サービスを拡充してまいります。投資信託委託業務・投資顧問業務などを営む子会社である新生インベストメント・マネジメント株式会社などと共に当該業務を推進しております。また、平成17年6月には、楽天証券株式会社との提携による証券仲介業務につきましても、サービスを開始いたしました。
- ・当行は、先進的なリスク管理手法・アプローチにより、信用リスク、市場リスク、流動性リスク、事務関連リスク、法務・コンプライアンスリスク等、多様なリスクの管理厳正化・高度化を図っております。これにより、不良資産の発生を最小限に抑え、財務の健全性を維持すると共に、安定的な収益拡大を目指します。
- ・IT分野においては、インスティテューショナルバンキング、リテールバンキングにおける新しい金融商品・サービスの提供、並びに収益、リスク管理の厳正化・高度化を実現するため、大型機中心ではないオープン系のシステムを採用するなど、従来の金融機関の常識にとらわれない最新の技術による情報システムの構築と事務の合理化・効率化を推進しております。今後とも、当行の収益力・競争力の向上を実現するため、効果的なITの活用を進めてまいります。

当行のビジネスモデルは伝統的な銀行業務と革新的な投資銀行業務、リテールバンキング業務及びコンシューマー・アンド・コマースファイナンス・サービスを組み合わせたものですが、日本のマーケットでは比較的新しいものです。これらの業態の組合せは相互に補完し合うものであり長期的には継続的利益を上げるために有効であると考えておりますが、その理解が正しいという保証はありません。また、当行グループの業務拡大のためには顧客に当行グループのビジネスモデルが認知される必要がありますが、当行グループのビジネスモデルが顧客にとって馴染みの薄いものである場合、顧客に認知されにくい可能性があります。

## 2. インスティテューショナルバンキング業務の戦略的拡充について

当行は、インスティテューショナルバンキング業務の拡充のため企業向け貸出及び貸出以外の業務を強化する戦略を掲げております。当行がかかる戦略を実行するに際しては、わが国経済全体の景気動向に加えて、下記のような重要なリスク及び課題に直面しております。

- ・法人顧客ベースの規模が、国内大手銀行グループより小さいため、既存の顧客に対する貸出増強には限界がある可能性があります。
- ・わが国の銀行業界における過当競争により、他行の貸出利率が当行が考えるリスク見合いより低い水準となった場合、新規融資獲得における競争力に欠けることがあります。
- ・当行が経営資源を投入しているノンリコースローンやレバレッジドファイナンス等の新しい貸出形態は、わが国市場において伸びてはいますが、更なる成長やその収益性の維持・拡大が保証されているわけではありません。
- ・政府並びに政府系金融機関が企業再生を主導・関与することにより、企業再生に対する融資及びアドバイザリー業務の機会が縮小したり、収益性が低下する可能性があります。
- ・わが国の銀行業界における競争が厳しいことから、貸出利率における利幅の増加や債務者のリスクに応じた適切な貸出金利設定が困難となる場合があり、全体としての取引関係の維持及び関連業務の獲得のため、当該顧客の信用格付に鑑みて適切と判断される利率より低い貸出利率で貸付を実行しなければならないことがあります。

### 3. コンシューマーアンドコマースファイナンス・ビジネスの経営環境について

当行は、平成16年9月にアプラス（大阪証券取引所市場第一部上場）を子会社化（発行済普通株式数の約67%を取得）し、平成17年3月に昭和リースを子会社化（同約96%を取得）したことにより、当行のコンシューマーアンドコマースファイナンス・ビジネスを大きく拡大しました。

また、これまでに、上記のほか、例えば、新生プロパティファイナンス株式会社（旧商号：株式会社エイクイオン）及びアポロファイナンス株式会社の買収、帝人ファイナンス株式会社からの個品割賦事業の譲受、N I Sグループ株式会社（旧商号：株式会社ニッシン）との合弁事業、シンキ株式会社（以下「シンキ」という。）に対する資本・業務提携並びに株式会社ユニコ・コーポレーションからの事業譲受を通じて、中小企業向け融資、消費者金融（コンシューマーファイナンス）及び個品割賦市場等に参入してきました。

これらの買収が成功するかどうかは、1つには、これらの企業の効率性や収益性を強化するために業務運営及び提供する商品を改善することができるかどうかにかかっています。我々の直面している課題には、取引先との緊密な関係を維持する必要があること、オートローン・オートリース業務のように、いくつかの商品は市場規模が縮小していること、及びアプラスやその他の子会社の業務の効率性を向上させるために当行のIT技術を用いることが困難な可能性があること等が含まれます。これらの目標を達成できない場合、当行の収益が減少し、収益の多様化を目標とする当行の取組みが阻害される可能性があります。

アプラス及びその他のコンシューマーファイナンス・ビジネスについては、最近の上限金利及びいわゆる「グレーゾン金利」の取扱に関する法令及び規制の変更により影響を受け、当行は当連結会計年度において、アプラスの買収に伴って計上したのれん及び無形資産の減損を実施するとともに、当行の持分法適用関連会社であるシンキに係る持分法による投資損失を計上いたしました。下記4.において述べるアプラスの経営変革がアプラスの収益性を回復するのに十分でない場合、又は、シンキがコンシューマーファイナンス業界の経営環境の変化に対応するために採る方策が十分でない場合、コンシューマーファイナンス・ビジネスが当行グループの経営成績に将来に亘って悪影響を与え続ける可能性があります。（法令及び規制の変更については下記24.をご参照ください。）

コンシューマーファイナンス業界が新たな上限金利規制へ移行する過程で、アプラス及びシンキはさらなる貸付費用（クレジットコスト）の増加という影響を受けるものと予想されます。返済期限を迎えたコンシューマーローンの債務者は、借り換えが不可能な場合、かかる返済金の支払ができなくなる可能性があります。こうした債務者は複数の貸主から借入れを行っておりますが、改正法の成立後、アプラス及びシンキを含む多くの貸金業者は、厳格化された信用査定基準に従って、これらの債務者に対する追加貸付を制限しております。こうした債務者が貸金業者から借入れを続けることができなくなると、アプラスやシンキからのローンも含め、既存のローンについて債務不履行となる可能性があります。アプラスは平成19年3月期に追加の引当てを実施していますが、昨今の急速な状況変化に鑑みれば、状況変化による影響が予想を上回る可能性があります。

### 4. アプラスの経営変革について

コンシューマーファイナンス業界の急速な状況変化に対応するため、アプラスは平成19年1月16日、経営変革の実施について公表しました。当該経営変革の主な内容は、大幅な人員削減、既存店舗や業務センターの統廃合、並びに引下げ後金利の前倒し適用、及び割賦購入やコンシューマーファイナンスといった主要なビジネス・ラインにつき厳格なリスクマネジメントを行うことからなります。また、アプラスの経営陣の強化も行いました。

当該経営変革の実行にあたって直面する課題は、下記のようなものがあります

- ・コンシューマーファイナンス業界に影響を与えている急速な状況変化により、他社との競争環境及び業務規制においてさらなる予期しない変化に直面する可能性があります。
- ・コスト削減努力が不十分であったり、或いは、それがアプラスの業務運営を混乱させる可能性があります。
- ・成長を達成するための業務上の提携や新商品が、期待したほどの発展性を持たない可能性があります。

かかる経営変革を支援するため、平成19年3月26日、当行は総額200億円のアプラスの新規優先株式を引受けました。かかる追加資本によって、アプラスは十分な純資産を維持することができ、これにより、他の投資家によって保有されているD種優先株式について早期償還請求権（現金を対価とする取得請求権）の発動を回避することができ、さらに、アプラスがその他の資金調達を継続することが容易になるものと考えられます。しかしながら、アプラスがさらなる損失を出して状況が悪化した場合、あるいはコンシューマーファイナンス業界に対する認識のためにアプラスが通常の方法により資金調達を行うことに制限を受ける場合、アプラスが追加支援を必要とする可能性があります。

## 5. アプラス及びシンキの引当金について

「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」（以下、「出資法」という。）の改正以前から、「利息制限法」は貸付金額に応じて年15%から年20%を、貸付債権に適用できる上限金利として定めていました。そして、「出資法」の上限金利と「利息制限法」の上限金利との差額は一般に「グレーゾーン」金利あるいは超過利息と呼ばれていました。「利息制限法」の下では、超過利息の支払を定める契約は、かかる超過部分に関して無効であるとされます。しかし、かかる利息制限にかかわらず、「貸金業の規制等に関する法律」（以下、「貸金業規制法」という。）では、超過利息の支払が任意になされ、かつ貸金業者が貸付実行及び返済に関する各種書面交付義務を遵守している限りは、「出資法」の上限金利以下であれば、超過利息の支払は有効であるとされておりました。しかし、平成18年1月の最高裁判所の判決では、超過利息の支払は原則として任意になされたものとはみなされないものとされました（詳細は下記24.をご参照ください）。

アプラス及びシンキは過払金返還及びそれに関連する貸倒損失について引当金を計上しておりますが、過払金返還のための引当てに関する平成18年10月日本公認会計士協会公表の監査委員会報告を適用した影響もあり、平成18年9月中間期に、両社は引当金を増額しました。さらに、上限金利を引き下げる改正法が平成18年12月20日に最終的に成立したことを受けて、アプラスは、大手貸金業者が高リスク債務者への貸付を制限することやそれによって生じる債務不履行の増加及び過払金返還請求の最新の動向を含む、マーケットの変化を考慮して、再度引当金計上の前提を検討し、その結果平成19年3月期に相当額の追加引当てを行いました。また、シンキも、同様に、平成19年3月期に引当金の積み増しを行いました。

しかしながら、アプラス及びシンキの引当金額は過去の経験に基づく要素をもとに計算されており、これは将来的に発生する過払金返還請求を考慮するために適切ではない可能性があるため、アプラス及びシンキの現在の引当金額が過払金返還請求によって生じる損失に対処するために十分であるという保証はありません。アプラス及びシンキの現在の引当金額が将来の過払金返還請求及び関連する貸倒損失への対応として不十分である場合、アプラス及びシンキに将来追加の費用が生じる可能性があり、当行グループの財務成績に相当な影響が及ぶ可能性もあります。

## 6. フルサービス型のリテールバンキング業務への参入について

当行は、平成13年6月に、フルサービス型のリテールバンキング業務を開始し、リテールバンキング業務に必要な人員及び情報システムに多大な経営資源を投入しています。当行のリテールバンキング業務を将来に亘って拡大していくに当たって直面している課題には、以下のようなものがあります。

- ・ 当行は、参入後順調に顧客基盤を拡大してきましたが、メガバンクと呼ばれる他の大手銀行と比較した場合には、相対的にリテール顧客基盤の規模がまだ小さいため、当行が企図する収益性を実現できない可能性があります。
- ・ ATMやテレホンバンキング、インターネットバンキングで24時間365日いつでもお取引頂けるといった当行が提供するサービスに匹敵するサービスを、競合他社も提供し、或いは提供しようとしており、これにより、他社との差別化が困難となる可能性があります。
- ・ 当行が導入する投資商品が、顧客に受け入れられない可能性があります。
- ・ 顧客の嗜好が、当行の手数料収入源のひとつとなっている仕組預金から、他へ移り変わっていく傾向を示しており、当行はこの局面に適切に対応していく必要があります。
- ・ 将来の規制や行政処分が当行のリテールバンキング業務の成長を阻害する可能性があります。



## 7. 金融商品及びサービスの範囲の拡大について

当行の主要な事業戦略は、金融商品、サービス及び投資活動の範囲を拡大することであり、今後もそのような事業戦略を実施してまいります。アプラス、昭和リースその他のコンシューマーアンドコマースファイナンス・ビジネスの買収もまた事業多様化の一環です。インスティテューショナルバンキング部門は業務活動を拡大しており、海外市場への投資も含め、様々な資産への投資を検討しております。フルサービス型のリテールバンキング業務開始もあり、当行は提供する業務内容を着実に拡大させております。また、平成17年6月には楽天証券株式会社との提携により、顧客に株式取引サービスの提供も開始いたしました。当行は、その事業活動を拡充するにあたり、以下を含むリスク及び課題に直面いたします。

- ・新規の業務活動は、見込みどおりとは限らず、また、収益を生むものとなる保証もありません。
- ・当行は、新規事業活動を監督し、指導することのできる人材を獲得し、継続的に雇用することが必要となります。
- ・情報システム、特に顧客が直接にアクセスできるサービスをさらに拡充する必要があります。

## 8. マーケットの変動及び不安定要因による影響について

当行は、債券、株式、デリバティブ商品等の多種の金融商品に対し、日本の国内外において、広く取引・投資活動を行っております。これらの活動による業績は、金利、外国為替、債券及び株式市場の変動等により変動します。例えば、金利の上昇は、一般的に、債券ポートフォリオに悪影響を与えます。さらに、当行のポートフォリオ中の債券に対する信用格付けの格下げもしくはデフォルトは、当行業績に悪影響を与える可能性があります。当行が当行の取引・投資に関連して、将来において投資による損失を計上しない保証はありません。

## 9. ローン及びその他の資産への投資に関するリスクについて

当行は、クレジットトレーディングや証券化業務において、住宅ローン、不良債権、売掛債権、リース資産等の多様な資産に対する投資を行っており、最終的には、これを回収、売却もしくは証券化することを目的としております。また、特定の資産又は特定の格付けもしくは種類の有価証券を集中的に保有する場合があります。かかる営業資産から得られる当行収益が予想より少ない場合（当行により証券化された資産のプールにおいて、当行グループ自身が残余持分を保有している場合におけるその残余持分の価値の下落を含む）には、当行及び当行グループの損益及び財政面が悪影響を受ける可能性があります。こうした当行が取得できる資産の市場規模及びその価格は常に変動していることから、当行が魅力的な投資機会を常に得られるとは限らず、投資活動の結果が大きく変動する場合があります。

## 10. 海外業務の拡大による新たなリスクについて

当行の業務の大部分は日本国内におけるものですが、その他の市場（とりわけ、不良債権に対する投資）における事業・投資の可能性について積極的に検討しております。たとえば、平成17年5月には、当行は新設の在英国子会社であるShinsei International Limitedを通じて、ユーロ債の引受け及び資本市場のアドバイザー業務を開始いたしました。また、平成17年6月に、当行はドイツにおいて、ドイツの銀行等と共同で不良債権の買取・再編並びに処理を専門に行う合弁会社を設立し、額面価額で約4.3億ユーロ（平成19年3月末円換算額：約676億円）の不良債権を取得しました。さらに、平成18年7月には、当行は台湾の金融持株会社である日盛金融控股股份有限公司に対し、合計113億台湾ドル（合意時円換算額約402億円）の戦略的投資（普通株式及び優先株式の取得）を行いました。当行が海外において行う業務活動は、下記のような一般的に国際的な業務及び投資に関連するリスク及び課題に直面する可能性があります。

- ・外貨建資産及び負債に関連する金利及び為替リスク
- ・金融サービスの提供及び直接投資に関連する税務及び規制環境の相違
- ・社会的、政治的及び経済的な状況の変化
- ・能力があり、地域市場の知識の豊富な従業員の雇用の必要性

このようなリスクは、当行の投資経験の浅い資産及び地域に投資する場合に高まる可能性があります。

## 11. リスクマネジメントポリシーの有効性について

当行は、リスクマネジメントポリシー及びそのための手続の確立に向け、注力してきており、今後もその予定であります。しかしながら、当行は急速に事業を発展させているため、かかるポリシー及び手続が、リスクの認識及び管理に際して十分に機能しない可能性があります。当行のリスク管理方法には、過去の市場動向の観測を基準にしているものがあるため、将来のリスク・エクスポージャーを必ずしも正確に予測できない可能性があります。業務上の諸リスク及び法規制に対応するためには、多くの取引及び事象の検証に基づいて、ポリシー及び手続を適切に制定、改廃する必要があり、そうした調整が充分に行われるまではこのようなポリシー及び手続は、効果が十分でない可能性があります。また、当行が買収する可能性のある事業については、より広範な統合手続の中の一環として行わなければならないため、リスクマネジメントポリシーの実施及び管理が特に困難なものとなる可能性があります。

## 12. 訴訟及び預金保険機構によるこれに関する補償について

当行は、平成12年3月より前の当行の行為に関連する訴訟の当事者となっております。預金保険機構、ニュー・エルティアーシービー・パートナーズ・シー・ヴィ及び当行の間の平成12年2月9日付株式売買契約書（以下「株式売買契約書」という。）のもとで、当行は、平成12年3月1日以前の事実に関する訴訟により負担した費用に対する補償を含め、預金保険機構より訴訟等に関連して一定の補償を受けることが可能となっております。かかる補償は、当該費用を含め特定の損失について当初の50億円を超える部分について行なわれます（株式売買契約書の詳細については、「第一部 企業情報 第2 事業の状況」中の「5 経営上の重要な契約等」をご参照ください）。当行は、50億円全額の引当金を平成13年3月期に計上しております。個々に又は総額で当行の営業成績に重大な悪影響を及ぼすと予想される平成12年3月より前の当行の行為に関連する継続中又は提起されるおそれのある訴訟又はその他の裁判手続きは存在しないと考えております。但し、預金保険機構による補償の範囲又は補償金額の支払手続に関して、今後紛争が発生しない保証はありません。

なお、株式会社イ・アイ・イーインターナショナル（以下「E I E I」という。）が北マリアナ諸島連邦サイパンの裁判所において再開していた当行に対する損害賠償請求訴訟に関しましては、当行は、平成16年5月23日、E I E I及びその関係者との間で、当該訴訟その他日本国内外で同日現在係属中であった訴訟にかかる全ての紛争について和解の合意に達しました。当行は、同年6月16日に和解金218億円をE I E Iの破産管財人に対して支払い、また、和解条項の履行として、当該訴訟その他当行とE I E I及びその関係者との間に存在する全ての訴訟の取下げが行われました。

当行は、平成16年12月27日、E I E I 関連訴訟により当行に生じた損失、費用及び経費について、預金保険機構に対して、約134億円の補償請求を行いました。平成17年4月28日、当行は預金保険機構から、上記補償は株式売買契約書に基づく補償対象にならないものを含んでおり、請求には応じることが出来ない旨の通知を受領しました。

当行といたしましては、当行が行った上記補償請求には理由があり、これを拒絶した預金保険機構の通知には理由がないと考えております。

当行としましては、公正かつ透明性のある法的手続きにて解決することが望ましいと判断し、平成17年7月19日、預金保険機構に対して上記約134億円の支払を求める訴えを東京地方裁判所に提起いたしました。

平成18年3月には、当行は、預金保険機構に対して、上述の株式売買契約書に基づく、又はこれに関連する補償として、合計約270億円の支払いを求める追加的な請求を行いました。預金保険機構は当行がこれまでに行った請求の一部を認め、平成18年9月に当行が引当金を計上した上記の50億円を控除して約226億円を支払いました。

上記E I E Iに関する請求及び平成18年3月の補償請求に関する不足分の請求のほか、当行は、預金保険機構に対して、当行の前身である日本長期信用銀行に関する税金及びその他の責任について、追加的に特定の補償を請求しており、また今後とも請求する可能性があります。

上記の50億円は、平成18年3月の請求にかかる預金保険機構の当行に対する支払い及びE I E Iに関する請求の両方から控除されているため、当行がE I E Iに関する請求に勝訴した場合、当行は、勝訴した額に加えて、かかる50億円の支払いを受ける権利があると考えています。

当行は、当行の預金保険機構に対する訴訟（現在係属中の訴訟を含む。）について、勝訴できない可能性があります。それぞれの事案について、当行は潜在的な請求権の範囲を評価し適正な引当金を積んでいますが、かかる引当金が当行の被る損失をカバーするのに十分でない可能性があります。

### 13. 貸倒引当金の十分性について

当行は、顧客の状況、当行が保有する担保の価値及び経済全体の見通しに基づいて、貸倒引当金の額を決定しています。当行の実際の貸倒損失は、予測したそれと大きく異なり、引当額を大幅に上回る可能性があります。そのような場合には、当行の貸倒引当金が不十分となる可能性があります。経済状況の悪化により当行が前提及び見通しを変更したり、担保価値が下落したり、又はその他の要因により当行の予測を上回る悪影響が生じた場合には、当行は、貸倒損失に備えて引当金を増やす必要があります。

当行は、一定の貸付金の購入・回収を目的として設立された基金に関する出資について引当金を計上するなど、貸出金以外の資産項目についても、それらの資産項目に関連する潜在的な信用リスクからの損失に備えるため、貸倒引当金を計上しております。当行は、現状の貸倒引当金計上額で、当行が認識する信用リスクからの損失を十分にカバーしていると考えておりますが、今後、これら以外に信用リスクからの損失が発生しない保証はありません。なお、「第一部企業情報 第2 事業の状況」中、「7 財政状態及び経営成績の分析」の「2. 財政状態の分析 (2) 不良債権の状況」欄もご参照ください。

### 14. ローン・ポートフォリオにおける大口貸出先への集中について

平成19年3月31日付で、当行の上位10位までの貸出先は、当行の単体ベースの貸出金残高の約25.5%を占めており、このうち、公的セクター（その大半が高い信用格付けを有する）が、約40.9%を占めております。かかる主要な取引先の業績悪化又は当行との関係の著しい変化により、当行の業績及び財政状況が悪影響を受ける可能性があります。また、公的セクターに関しては、これらの民営化もしくはリストラクチャリングにより信用力が低下したり、貸出需要が減少する可能性があります。

平成19年3月31日現在、当行グループの有する貸出金にかかる債務者のうち、連結ベースで不動産分野の占める割合は27.0%になりますが、その半分程度はノンリコースローンであります。同日現在において次に高い集中度を示しているのが21.2%を占めている金融・保険業分野です。当行の貸出先である公的セクターのいくつかは、当行の業種別貸出分類では金融・保険業に含まれております。当行グループの消費者金融会社向けの貸出金は、金融・保険業分野に対する貸出金の約12%、当行グループの有する貸出金の約3%をそれぞれ占めています。

### 15. 資金調達について

近年、資金調達方法を多様化させていますが、下記のとおり、資金の効率的な調達が困難となるリスクがあります。

- ・今後、リテールバンキング業務及び同業務にかかる預金の営業基盤・顧客基盤の拡大のテンポが伸び悩む可能性があります。
- ・国内の公社債市場の変化や市況動向により、金融債もしくはその他の債券を発行することに制限が生ずる可能性があります。
- ・日本銀行によるさらなる短期金利に係る方針の変更により、金融市場における資金需給が変化した場合、当行の資金調達に何らかの影響を受ける可能性があります。
- ・当行は、普通銀行への転換を行ったこととの関係で、平成26年4月に金融債を発行できなくなります。その場合に、金融債以外の債券もしくはその他の資金調達方法を代替手段として十分に整備できない可能性があります。
- ・人々の認識や市場環境の著しい変化により、資金調達のコストが増加し、又は十分な流動性を確保することが予期に反して困難となる可能性があります。

### 16. 信用格付けの影響について

格付機関により信用格付けが下げられると、銀行間市場での短期資金調達あるいは資本調達活動等において相手方との取引を有利な条件で実施できず、又は一定の取引を行うことができない可能性があります。そのため、当行の資金調達コスト増加ないし流動性の制約、デリバティブ取引あるいは信託業務上の制約等により当行及び当行グループの損益・財務面が悪影響を受ける可能性があります。

## 17. 有能な従業員の雇用について

既存の市場における当行の地位及び顧客基盤を最大限活かすために、卓越した商品知識・技術及び専門的で豊富な経験や実績を有した従業員を採用し、活用することが事業戦略上重要であります。当行は、投資銀行業務、リテールバンキング業務や財務会計などのさまざまな分野において、豊富な実績と経験を有する従業員を必要としております。さらに、情報システムにおけるインフラを維持し、向上させるためには、熟練した技術者を雇用し、訓練し、かつ定着させる必要があります。当行は、他の銀行のみならず、証券会社及びその他の金融機関との間で、このような従業員の採用において競合関係にありますので、当行が有能な人材を採用し、定着させられる保証はありません。

## 18. 重要な経営陣の退社による事業への影響について

事業を引き続き成功させることは、当行の代表執行役社長であるティエリー・ポルテを含む執行役等、上級経営陣の業務能力にかかっています。これら上級経営陣の誰かの将来における退社が、当行の業務遂行に悪影響を与える可能性があります。

## 19. 情報システムへの依存について

当行の業務の中でも、とりわけリテールバンキング業務においては、その業務戦略の一つとして、当行の情報システム及びインターネットにより顧客にサービスを提供しております。この方法は費用効率がよいものではありませんが、当行の業務はシステムの容量及び信頼性に大きく依存しております。平成18年4月末に、リテールバンキングのデータベースへのアクセスが一時的に遮断され、その結果、約4時間に亘って、ATMからの引き出しが10万円までに制限されるとともに当行のインターネット・バンキングサービスが利用できなくなりました。さらに、平成18年4月下旬から5月上旬にかけて、時間帯によって当行のインターネット・バンキングサービスの動作遅延が生じた日が数日ありました。これら以外には、広範囲な顧客へのサービスの停止が生じたことはありませんが、顧客数及び取引数の増加もしくはその他の理由により、今後ともサービスの停止が生じない保証はありません。また、当行のハードウェア及びソフトウェアは、人為的なミス、地震等の自然災害、停電、妨害行為、コンピューターウイルス等の事故もしくはインターネットプロバイダー等の第三者からのサポートサービスの中断により、損害を受け、又は機能しなくなる可能性があります。

当行の情報システムは、バックアップ機能をあらゆる場面で備えており、東京もしくは大阪において、データ及び機能を回復することができるように設計されておりますが、これらの機能が十分である保証はありません。さらに、当行のバックアップ・プランは、サービスの大規模な中断時に生じるおそれのあるあらゆる偶発事象に対処できない可能性があります。

当行の情報システムやノウハウについては、楽天証券株式会社との合併事業による個人顧客向け株式取引業務の提供等の新規サービスやアプラスのコンシューマーアンドコマースファイナンス・ビジネス等の新規事業にも適用するなど、それらの活用に努めています。こうした新規のサービスや事業の当行の情報システムへの統合にあたっては、その時期が遅れることや別の問題に直面する可能性があり、当行がこうした情報システム統合から期待するような業務効率の向上やその他の恩恵を実現できる保証はありません。

## 20. 年金制度及び年金資産に関するリスクについて

当行の年金資産の時価が下落した場合や、将来の退職給付債務の予測計算の基礎に関する事項が変動した場合（年金資産の期待運用収益率が低下するなど）には、年金費用計上額が増加する可能性があります。当行は、平成15年度においては期待運用収益率を2.2%に引き下げて計算（平成14年度は3.1%）しており、退職給付費用計上額は2億円増加いたしました。今後も当該期待運用収益率を2.2%からさらに引き下げた場合、今以上に退職給付費用計上額が増加する可能性があります。

さらに、退職給付制度が変更された場合、当行は未認識の過去勤務債務に関する費用を認識しなければならない可能性があります。また、利子率を巡る環境の変化や他の要因が未積立退職給付債務額や毎年の費用処理額に悪影響を及ぼす可能性があります。

## 21. 金融サービス市場における競合について

規制緩和、当行を含む国内銀行による収益源の多様化に対する取組み並びに外国企業及び外人投資家の台頭により、わが国の金融サービス市場は極めて競争の激しいものとなっております。当行は、数多くの金融サービス企業と競争関係にあり、当行より優位に立つ企業もあります。当行の主要な競争相手は以下のとおりです。

- ・大手銀行：わが国における大手銀行グループは、資産、顧客ベース、支店数、及び従業員数の観点から見ても、当行より規模が大きく、また、これらの銀行グループは、様々な投資銀行業務を行っており、かつ、子会社もしくは関係会社として証券会社を有しているうえ、当行同様その収益源を多様化する戦略を採っています。さらに、大手銀行グループ同士の経営統合が成功した場合には、日本の金融市場における競争がより激しくなる可能性があります。また、上記の大手銀行グループのほとんどは、政府が保有していた株式を消却するとともに金融庁への健全化計画の提出義務から解放され、より柔軟な経営が可能となる可能性があります。
- ・証券会社/投資銀行：国内の証券会社及び主要な外国投資銀行の日本における関係会社を含み、当行は、コーポレート・アドバイザー及び投資活動を含む様々な事業領域において、このような企業との競争関係にあります。
- ・その他の銀行：信託銀行、地方銀行、一部の海外商業銀行の日本支店及びリテール専門のオンライン・バンク等とは、これらのその他の銀行が営むそれぞれの分野において競争関係にあります。
- ・政府系金融機関：日本のリテールバンキング部門においては、日本郵政公社が運営する郵便貯金が依然として最大の預貯金総額を有しております（なお、平成17年10月14日に「郵政民営化法」等の郵政民営化に関連する一連の法律が成立し、平成19年に日本郵政公社を民営化し10年間の移行期を経て最終的な民営化を実現することが決定されました）。また、政府系金融機関については、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」が平成18年5月26日に成立し、平成20年度に、国民生活金融公庫等の4つの機関を1つに統合し、また、日本政策投資銀行及び商工組合中央金庫を民営化（政府全額出資の株式会社に転換）し、その後、概ね5年から7年を目途として完全民営化することなどが予定されています。これらの政策が実現されなかった場合や、新たな形で政府の金融市場への参画が当行の事業に悪影響を及ぼす可能性があります。
- ・消費者金融会社及びノンバンク：当行が子会社を通じて行っている業務において競争関係にあります。
- ・その他の金融サービス提供者：当行もしくは当行の子会社、関連会社は、債権回収会社及びプライベート・エクイティ・ファンド並びに他の投資家と競争関係にあります。

当行の業務にかかる競争は今後も激化を続けることが見込まれ、当行が現在及び将来の競争相手と効果的に競争できない可能性があります。

## 22. 金融機関に対する監督官庁による広範な規制について

近年、わが国の金融サービス市場においては大幅な規制緩和が実施されていますが、当行は依然として、金融機関としての広範な法令上の制限及び監督官庁による監視を受けます。さらに、当行及び当行の関係会社は、金融当局による自己資本規制その他の銀行業務規制に加えて、業務範囲についての制限を受けており、これによって、ビジネスチャンスを追求できないことがあります。当行及び当行のいくつかの関係会社は、業務全般及び貸出資産分類に関して、金融庁もしくはその他の政府機関により検査を受けております。関連法規及び規制の遵守を怠った場合には、当行又は当行のそれらの関係会社が銀行法第26条その他の法令に基づく「業務改善命令」や「業務停止命令」といった行政処分を受けることなどにより、当行又は当行のそれらの関係会社の業務に制限を受けたり、評価が悪化することがあります。検査の結果、当行の証券子会社である新生証券株式会社は、「顧客に関する非公開情報を親法人等から受領する行為」があったとして、平成18年1月27日に金融庁から業務改善命令を受け、再発防止策を講じました。また、当行の信託銀行子会社である新生信託銀行株式会社は、不動産管理信託業務において、引き受けを行おうとする不動産の受託審査・査定を適正に行わないなど信託法第20条及び信託業法第28条第2項（いわゆる善管注意義務）違反などの法令違反行為が認められたこと、並びに法令等遵守（コンプライアンス）及び経営管理（ガバナンス）態勢などに重大な不備が認められたことを理由として、平成18年4月26日に、不動産管理処分信託業務の新規受託業務にかかる業務停止等の命令を受けました。かかる業務停止命令により、新生信託銀行株式会社は、平成18年5月11日から平成19年5月10日までの間、不動産管理処分信託の新規受託業務を行うことができませんでした。当行は、新生証券株式会社に対する業務改善命令及び新生信託銀行株式会社に対する業務停止命令を厳粛に受け止め、再発防止のためにコーポレートガバナンス及び内部のコンプライアンス手続を強化するための抜本的な措置をとっています。

当行並びにその子会社及び関連会社は、コンシューマーアンドコマースファイナンス業務に関する規制、とりわけ貸金業法（「貸金業規制法」「出資法」「利息制限法」）の規制に服しています。これらの法令に係る最近の最高裁判所や金融庁による解釈及び平成18年12月20日に成立した改正法により、アプラスや当行の関連会社であるシンキのコンシューマーファイナンス業務は影響を受けてきました。金融庁や他の政府機関によるコンシューマーファイナンス業務に対する規制上の監視強化によって、かかる業務に従事する当行の子会社や関連会社が適用法令の遵守を怠ったことが判明した場合、これらに対する行政措置がとられる可能性があります。

金融庁及びその他の規制機関は、最近、当行を含む銀行のリテール顧客に対する仕組預金商品の販売に関する監視及び検査を強化しています。仕組預金は通常の預金と異なる投資リスクを内包しているため、銀行は各顧客の知識、経験及び資産の状況に応じて仕組預金の性質や詳細について適切な説明をすることを求められます。仕組預金は当行のリテール預金のかなりの部分を占めており、金融庁や他の規制機関はこの分野の当行を含む銀行による開示実務を精査しています。当行の仕組定期預金商品の広告について、取引条件が一般消費者に誤認されるとして、平成19年3月28日、公正取引委員会は当行に対して排除命令を発令しました。この問題は既に解消済みですが、当行は、今回の排除命令を厳粛かつ真摯に受け止め、今後とも消費者の視点に立ったよりわかりやすい広告表示に努めてまいり所存であり、再発防止のため、当行は「消費者広告チェック制度」を創設したほか、広告審査委員会を設定いたしました。さらに、平成18年に成立し、平成18年から平成19年にかけて段階的に施行される金融商品取引法には、仕組預金やその他の投資商品についての開示義務を強化する規定が盛り込まれています。これに伴って、銀行法上も、デリバティブ預金、外貨預金及び通貨オプション組入型預金等の投資性の強い預金について、広告等に関する規制や契約締結前の書面交付義務、適合性原則等、金融商品取引法上の行為規制が準用されることが予定されています。これらの新たな規制の導入に伴い、当行は、内部コンプライアンス体制のより一層の強化をはかる所存ですが、これらの遵守を怠った場合は、民事責任を負い又は行政上の措置を受ける可能性があります。

### 23. 自己資本比率規制について

当行は、銀行法及び金融庁長官の告示に基づく自己資本比率規制に服しています。当行は、海外に支店等の営業拠点を有しない銀行として、自己資本比率を4.0%以上に保つことが義務付けられているのみですが、最近の各事業年度においては、海外に支店等の営業拠点を有する銀行の基準である8.0%を優に上回る自己資本比率を維持しています。最低比率を維持できない場合には、当行は行政処分や処罰を受ける可能性があり、間接的に当行の業務遂行能力に影響を受ける可能性があります。当行が将来追加的な資本を必要となる要因としては、以下のようなものがあります。

- ・将来における重要な事業又は資産の取得：当行は、コンシューマーアンドコマースファイナンス・ビジネスを買収によって拡大してきました。また、不良債権やその他の金融資産の市場にも積極的に参加してきました。当行が将来、魅力的な機会を見出した場合、当行はこれらの機会を追求するために必要な追加的な資本を必要とする可能性があります。
- ・政府の保有する当行株式の追加的な償還：政府は、現在、当行の2種類の優先株式を保有しており、これらは平成19年及び平成20年に強制的に普通株式に転換（当行が優先株式の取得と引換えに行う普通株式の交付をいいます。）されます。当行は、政府が保有する優先株式を買い戻す義務を負っていませんが、かかる買戻しを行えば、当行が現在負っている金融庁への健全化計画の提出及び履行状況の報告の義務がなくなります。かかる買戻しを行うおうとする場合、当行は追加的な資本を必要とする可能性があります。なお、政府が保有する残余の2種類の優先株式の残余財産分配優先権の額は2,168億円です。
- ・バーゼル銀行監督委員会による自己資本に関する新バーゼル合意（「バーゼルⅡ」）に沿った新しい自己資本比率規制が平成19年3月末から金融庁により導入されました。新しい自己資本比率規制における主な変更点には、各銀行が有する行内格付を利用して借り手のリスクを反映する内部格付手法の（金融庁の承認を得ての）採用、オペレーショナルリスクに関するリスク資産の割当て、及びリスク評価方法及び自己資本比率についての当局による検証等があります。当行は基礎的内部格付手法を採用しておりますが、内部格付手法においては債務者の信用状況の悪化等により所要規制資本が増大する可能性があります。なお、平成19年3月末における当行の連結自己資本比率は13.13%、Tier 1比率は8.11%でありました。

当行が、かかる状況に対処するための又はその他の理由による追加的な資本増強を適切な時期に行えず、又は資本増強が困難な状況に直面した場合、当行によるビジネスチャンスの追及や事業戦略の遂行は制約される可能性があります。

## 24. コンシューマーアンドコマースファイナンス・ビジネスにかかる法的規制等について

当行のコンシューマーアンドコマースファイナンス・ビジネスにおけるカード・ローン等の融資業務事業（以下「貸金業事業」という。）は、「貸金業規制法」、「利息制限法」及び「出資法」の適用を受けております。

現在、「出資法」の貸付上限金利は年29.2%であり、これを超える金利で貸付を行うことはできません。

また、「利息制限法」第1条第1項で、金銭を目的とする消費貸借上の利息の契約は、利息の最高限度（元本金額により年利15%乃至20%）の超過部分について無効とするとしてされておりますが、「貸金業規制法」第43条で、同法所定の書面が金銭貸付時及び弁済時に債務者等に交付され、かつ、当該超過部分について債務者が利息として任意に支払った場合、その支払が同法に規定する書面が交付された契約に基づく支払に該当するときは、「利息制限法」第1条第1項の規定にかかわらず、有効な利息の債務の弁済とみなすとしてされております。

しかし、貸金業業界において、「貸金業規制法」に定める契約書記載事項等の不備を理由に、「利息制限法」に定められた利息の最高限度額の超過部分（超過利息）について返還を求める訴訟がこれまでに複数提起され、これを認める判決も幾つか下されております。最高裁判所は、平成18年1月、貸付けに関する契約書に、債務者が超過利息を含む約定利息の支払を遅滞したときには期限の利益を喪失する旨の特約が含まれる場合、特段の事情がない限り、当該超過利息は任意に支払われたとは認められないとする判断を下しました。金融庁も、かかる最高裁判所の判断に従った貸金業規制法の施行規則の改正を行いました。当行の貸金業事業も含め、多くの貸金業者が用いる貸付けに関する契約書には、このような期限の利益喪失特約条項が設けられていることから、最高裁判所の判断及び金融庁による貸金業規制法の施行規則改正は、当行の貸金業事業を含む貸金業一般に対して重大な悪影響を与える可能性があります。かかる最高裁判所の判断等の結果、超過利息について支払いを拒む債務者や、既に支払った超過利息の返還を求める債務者が増加した場合、当行の貸金業事業に悪影響を与える可能性があります。

さらに、平成18年12月20日に成立した出資法の改正法によれば、3年以内に、上限金利は現行の年29.2%から年15%乃至20%（貸付金額による）に引き下げられることとなります。改正法では、一人の顧客に対して貸し付けることのできる総額についても新たな規制を課しています。

アプラスのコンシューマーファイナンス商品の一部及びシンキのコンシューマーファイナンス商品のほぼ全部について、現行の上限金利である年29.2%と新たな上限金利との中間の金利が設定されています。従って、上限金利の引き下げにより、アプラスやシンキがこれまで貸付から得ることができた収益が減少することとなり、また、多くの既存の顧客に対する貸付が利益に繋がらなくなる可能性があります。当行グループでは、新規顧客を中心とする一部の顧客については直ちに引き下げ後の上限金利を適用して貸付を行い、また、その他の顧客については原則として今後2年間で適用金利を引き下げる予定です。また、さらなる業務規制が課せられることによって当行グループのコンシューマーアンドコマースファイナンス・ビジネスが影響を受ける可能性があります。例えば、金融庁が追加して課した貸付金の回収における手続要件を遵守することにより、回収費用が増加したり、当期中の回収に遅れが生ずることとなります。

当行グループの信託銀行である新生信託銀行株式会社は、消費者金融会社がオリジネータ及びサービサーを務める消費者向けローンのポートフォリオの証券化において受託者を務めています。上記で述べたように、消費者金融会社は、現在、「グレーゾーン」や「超過利息」と呼ばれる一定の金利の法的上限を超える支払利息の払戻請求にさらされています。新生信託の証券化取引に含まれる消費者向けローンの証券化のオリジネータたる消費者金融会社が倒産した場合、かかるローンの債務者は、かかるローンの法的な債権者である新生信託に対して、超過利息の払戻しを求める可能性があります。新生信託は、消費者金融会社及び信託財産に対して補償請求権を持ち、信託財産にかかる債務の支払いについては、一定の預託金を充てることが可能であり、新生信託はかかる払戻請求に対して法令上の抗弁を持ちうると考えていますが、オリジネータの倒産時において、証券化取引に含まれている消費者ローンに関して生じる超過利息の払戻に関する責任を負わない保証はありません。

平成12年2月17日に施行された「特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律」により、支払不能に陥るおそれのある債務者は、裁判官と当該債務者の営む事業の性質に応じて必要な法律、税務、金融、企業の財務、資産の評価等に関する専門的な知識経験を有する民事調停委員とで構成される調停委員会による調停を通じて、債権者と交渉の上、支払期日の変更等の債務等の調整を行うことができるようになりました。

平成13年4月1日に施行された改正民事再生法により、経済的破綻状態にある個人ローンについて、破産手続開始決定を受けることなくローン返済を繰り延べることができる幾つかの選択的な手続が導入されました。

また、平成17年1月1日に施行された改正破産法の施行により破産手続きの簡素化・迅速化が図られました。

これらの法制度導入の結果、貸主から法律上の保護を求める個人（当行グループの顧客を含む。）の数が増加し、そのために、返済計画の長期化及び未回収ローンの増加という事態を招くおそれがあり、当行の業績に影響を及ぼす可能性があります。

当行のコンシューマーアンドコマースファイナンス・ビジネスにおける総合あっせん事業及び個品あっせん事業は「割賦販売法」の適用を受けており、これにより各種の事業規制（取引条件の表示、書面の交付、契約解除等に伴う損害賠償等の額の制限、割賦購入あっせん業者に対する抗弁、支払能力を超える購入の防止、継続的役務に関する消費者トラブルの防止等）を受けております。特に割賦購入あっせん業者に対する抗弁に関連し、顧客が指定商品又は指定権利につき販売業者に対し抗弁を有する場合、それをもって割賦購入あっせん業者への支払を停止し又は支払を免れることが可能となる場合があります。このような事態が多数生じた場合、当行の業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、当行のコンシューマーアンドコマースファイナンス・ビジネスが直接適用を受けるものではありませんが、当行のコンシューマーアンドコマースファイナンス・ビジネスの提携先の中に「特定商取引に関する法律」（以下「特定商取引法」という。）の適用を受ける提携先があります。「特定商取引法」は、特定商取引（訪問販売、通信販売及び電話勧誘販売に係る取引、連鎖販売取引、特定継続的役務提供に係る取引並びに業務提供誘引販売取引）に関する法令ですが、これまでにクーリングオフの延長、役務取引や電話勧誘販売の規制、特定継続的役務における指定役務の追加等の改正が実施されてまいりました。同法の適用を受ける提携先の動向によっては、総合あっせん事業及び個品あっせん事業に影響を及ぼす可能性があります。

## 25. 個人情報等の保護について

近年、企業や金融機関等が保有する個人に関する情報や記録の漏洩又は不正アクセスに関する事件が多発しています。平成17年4月より「個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）」が全面的に施行されたことに伴い、当行としても、個人情報を保有する金融機関として、個人情報保護法に従い個人情報の保護に努めております。しかしながら、万一事故があった場合、それによる損害に対し賠償を行わなければならない事態が発生し、又は監督機関の処分を受ける可能性があります。さらに、そうした事故が発生することにより、当行の営業やブランドに対する一般の認識に悪影響が及ぶおそれがあり、その結果として顧客や市場の当行に対する信用が低下する可能性があります。

## 26. わが国の金融システム全般の不振に伴うリスクについて

わが国の金融システムの健全性に懸念が持たれた場合、当行を含む銀行の業務及び財政状態に、以下のような影響を与える可能性があります。

- ・わが国の金融市場に関する否定的な報道により、預金者からの信頼が損なわれ、当行の企業イメージ又は当行の株価が悪影響を受ける可能性があります。
- ・国際金融市場において、当行を含む国内金融機関がリスク・プレミアムの要求もしくは信用規制を受ける可能性があります。それにより、当行の海外での資金運用・調達に影響を受ける可能性があります。
- ・政府は、社会経済全体の利益を保護する政策を導入する可能性があります。それは個々の銀行の株主の利益とは反する場合がある可能性があります。
- ・金融庁は、当行を含む銀行に対する定期検査又は特別検査の結果、規制、会計等についての政策を変更する可能性があります。

## 27. 政府が現在保有する当行の優先株式の売却、普通株式への転換及びその売却の可能性について

預金保険機構及び整理回収機構は、当行の2種の優先株式全てを保有しております。預金保険機構が保有する第二回甲種優先株式は、平成19年6月20日現在、360円の転換価額で優先株主の請求により当行の普通株式に転換（当行が優先株式の取得と引換えに行う普通株式の交付をいいます。以下同様。）することができます（転換期間は平成10年10月1日から平成20年3月31日まで。但し、転換価額は株式分割等により調整されます）。整理回収機構が保有する第三回乙種優先株式は、平成19年6月20日現在、735円の転換価額で当行の普通株式に転換することができます（転換期間は



平成17年8月1日から平成19年7月31日まで。但し、転換価額は株式分割等により調整されます)。さらに、第二回甲種優先株式及び第三回乙種優先株式の転換価額は、普通株式の時価を下回る価額で新株を発行する場合その他一定の場合にも調整されます。第二回甲種優先株式は平成20年4月1日に、また第三回乙種優先株式は平成19年8月1日に、それぞれ普通株式に一斉転換されます。なお、第二回甲種優先株式及び第三回乙種優先株式の発行条件の詳細については、「第一部 企業情報 第4 提出会社の状況」中、「1. 株式等の状況」の「(1)株式の総数等 ②発行済株式」をご参照ください。

当行は、優先株式を償還する法的義務を負っておりません。また、預金保険機構及び整理回収機構は、当行の優先株式を売却するかもしくは転換期間中に、優先株式を普通株式に転換し、公開市場等で売却することができます。平成18年7月、預金保険機構は第三回乙種優先株式の半数を普通株式200,033千株に転換し、翌8月に東京証券取引所の立会時間外取引であるToSTNeT-2により売却しました。これを受けて、当行は当該転換にかかる普通株式の87.7%に相当する175,466千株を当該ToSTNeT-2取引により総額1,321億円で買い入れました。その余の普通株式は一般投資家によって購入されました。平成19年6月20日現在の転換条件に基づき転換された場合、第二回甲種優先株式は、当行の潜在株式調整後の普通株式の約14.1%に相当し、第三回乙種優先株式は、当行の潜在株式調整後の普通株式の約8.6%に相当します。転換による普通株式は政府により売却される可能性があり、実際に売却された場合には、当行の普通株式の市場価格に影響を与える可能性があります。

## 28. 当行の経営に対する政府の影響力について

当行の第二回甲種及び第三回乙種優先株式の保有者である政府は、当行の経営に影響力を有します。定款の変更もしくは合併等により優先株主に損害を及ぼすおそれがある場合には、優先株主による種類株主総会での承認が必要になります。また、優先配当額の支払がない場合には、優先株主は、普通株主と共に議決権を行使できます。かかる優先株式は政府が希望すれば現在でも普通株式に転換することが可能であり、また、前述のとおり平成20年4月1日及び平成19年8月1日に、それぞれ普通株式に一斉転換されます。金融庁は、平成17年10月28日に、「公的資金（優先株式等）の処分の考え方について」を公表し、公的資本増強により取得した優先株式等の処分について、「納税者の利益」の立場により重きを置いた財産管理という観点を踏まえ、公的資本増強行の経営の健全性の維持及び市場への悪影響の回避を前提としつつ、金融システム安定化の果実として公的資金から生じる利益を確実に回収することを基本とするの方針を確立しました。また、預金保険機構に対し、公的資本増強行を巡る局面の変化に応じ、今後とも、公的資本増強行自らの資本政策に基づく申出による処分を基本としつつ、あわせて、優先株式の商品性やその時点での株価の状況等を踏まえ、適切かつ柔軟な対応を行いうるようしておくよう求めました。預金保険機構は、これを踏まえ、同日、「資本増強のために引受け等を行った優先株式等の処分に係る当面の対応について」を公表し、金融機関からの申出があった場合の対応に加え、新たに、申出がなくても処分を検討する場合の考え方・判断基準を示しました。上記基本方針に沿って、平成18年7月に預金保険機構は第三回乙種優先株式の半数を普通株式200,033千株に転換し、翌8月に東京証券取引所の立会時間外取引であるToSTNeT-2により売却しました。それを受けて、当行は当該転換にかかる普通株式の87.7%に相当する175,466千株を当該ToSTNeT-2取引により総額1,321億円で買い入れました。その余の普通株式は一般投資家によって購入されました。しかし、政府が残余の当行の優先株式をいつまで保有するかは明らかではありません。

整理回収機構から公的資金を受ける際に、当行は、法律に基づき経営健全化計画を作成し、これを定期的に見直しするよう義務づけられました。平成17年8月には、監督当局である金融庁に対して、直近の経営健全化計画を提出しております。当行は、平成19年3月期において、子会社であるアプラスの優先株式の減損と同社普通株式への投資損失引当金の計上並びに関連会社であるシンキの普通株式への投資損失引当金の計上等を主因として、当期純損失419億円を計上いたしました。この結果、当行の経営健全化計画における平成19年3月期当期純利益計画730億円を大きく下回ることとなったことから、当行は、金融庁から金融庁が監督上必要と考える措置を取るよう命令される可能性があります。なお、当行は、平成13年10月に、中小企業に対する貸出に関連し、計画目標を達成するよう業務改善命令を受けましたが、当行は、これに対し中小企業に対する貸出に関しては計画目標を達成することができました。今後も、政府が当行経営に必要な応じて影響を与える可能性があります。政府は、株主及び監督当局の両方の立場から、当行の経営陣が当行の戦略全般に沿っていないと考える活動を求める可能性があります。

## 29. 当行による募集株式の発行・自己株式の処分による影響について

当行の取締役会は、通常は株主総会決議を経ずに、発行可能株式総数の範囲内で募集株式を発行することができません。将来当行が新規に募集株式を発行し、又は自己株式を処分した場合、株式が希薄化するおそれがあります。募集株式の発行等及びその可能性があることが、当行の株式の市場価格に影響を及ぼす可能性があります。

## 30. 普通株式の配当に関する制約について

当行の普通株式の配当につきましては、下記のとおり経営健全化計画等に基づく制約を受けております。

1. 原則として、経営健全化計画に記載された普通株式配当金の数値が当該年度の配当金の上限であると考えられております。
2. 普通株式の配当利回りは、優先株式の配当率以下とすることを原則とします（平成11年3月12日付金融再生委員会「申請金融機関に対する資本増強の基本的考え方及び審査結果について」に基づくもの）。

かかる制約により、当該年度の当行の利益に照らして十分な配当が行われたいおそれがあります。

## 31. 将来における規制変更の影響について

当行は現時点の規制に従って業務を遂行していますが、将来における法律、規則、政策、実務慣行、法解釈、財政及びその他の政策の変更並びにそれらによって発生する事態が、当行の業務運営や業績等に悪影響を及ぼす可能性があります。しかし、どのような影響が発生しうるかについて、その種類・内容・程度等を予測することは困難であり、当行がコントロールしうるものではありません。

なお、税制改正により、資本の金額又は出資金額が1億円を超える法人に対して、付加価値額及び資本等の金額を課税標準とする外形標準課税が、平成16年4月1日以後に開始する事業年度から適用され、平成18年度においては、当該外形標準課税による税負担は約9億円でありました。

## 5【経営上の重要な契約等】

預金保険機構、当行及びニュー・エルティアーシービー・パートナーズ・シー・ヴィは、当行の普通株式の売却に関して、平成12年2月9日、株式売買契約書を締結しました。この売却は、平成12年3月1日に完了しました。同売却取引の主要な条件には、以下のような内容が含まれていました。

- ・ニュー・エルティアーシービー・パートナーズ・シー・ヴィは、当行の既発行普通株式の全部（単位未満株式212株を除く）を10億円で、及び当行の新規発行普通株式3億株を1,200億円で取得する。
- ・預金保険機構は、当行の第二回甲種優先株式7,452万8千株を引き続き保有するが、他の発行済優先株式はすべて消却される。
- ・整理回収機構は、新たに発行される第三回乙種優先株式6億株を発行価額2,400億円で引き受ける。
- ・当行株式の売却直前に、預金保険機構は、金融再生法に基づき、当行の債務超過を解消すべく資金を注入する。

政府が保有する第二回甲種優先株式及び第三回乙種優先株式の発行条件の詳細については、「第一部 企業情報 第4 提出会社の状況」中、「1. 株式等の状況」の「(1)株式の総数等 ②発行済株式」に記載されています。

同契約書に基づき、預金保険機構は、一定の損失について50億円を超える部分を当行に補償することに同意しましたが、その損失には以下のような内容が含まれます。

- ・平成12年3月1日から3年間について、表明及び保証の違反から生じた損失
- ・平成12年3月1日現在発生又は存在していた行為等から生じた偶発的な債務から生じた損失
- ・平成12年3月1日以前に提起され同日現在継続していた訴訟手続及び同日以降に当行に関連して提起された訴訟のうち、同日以前に発生した事項に関するものから生じた損失

本補償に係る実際の当行による請求、預金保険機構による審査、支払等の手続は今後も継続することとなります。なお、「第一部 企業情報 第2 事業の状況」の「4. 事業等のリスク」中の「12. 訴訟及び預金保険機構によるこれに関する補償について」もご参照ください。

その他、同契約書に基づく以下の権利・義務は既に終了しております。

① 金融再生委員会は、ニュー・エルティアーシービー・パートナーズ・シー・ヴィに当行普通株式を売却するのに先立ち、金融再生法第72条第4項の規定に基づき、当行の貸出債権その他の資産が当行の特別公的管理が終了した後当行が引き続き保有する資産として適当であるか否かの判定を行いました。預金保険機構は、他の表明及び保証のほかに、売却時に当行が保有していた貸出関連資産について期間3年の解除権を認めました。解除権は、1債務者につき1億円を超える債権（平成12年3月以降に更新、借換え又はロールオーバーされた貸出関連資産を含む）に適用され、所定の条件が充足される場合、当行は、解除権行使により、当該債務者に対する貸出関連資産のすべてを当該資産の残存額から平成12年2月29日現在の貸倒引当金を控除した金額の受取りと引き換えに預金保険機構に譲渡することができました。かかる解除権行使のための所定の条件には、以下のような内容が含まれていました。

- ・正常先の債権等について、元本・利息の3ヶ月以上の延滞が生じたこと、実質債務超過又は繰越損失が発生していること等により、瑕疵の存在が推定されること、かつ、
- ・貸出関連資産が2割以上減価すること。

なお、解除権の行使に関して預金保険機構との間に存在した紛争につきましては、同機構との間で全て解決済みです。

② 当行が保有していた国内株式約2.3兆円（時価ベース）の株式ポートフォリオを、原則として平成12年1月31日現在の時価に基づき預金保険機構に譲渡する旨定められていました。これらの株式の大部分は、顧客との株式の持ち合いによるものでした。当行の銀行取引上の混乱を避けるため、預金保険機構は、これらの株式を当行の信託銀行子会社に信託し、5年間当行の同意なくこれらの株式を売却しないことに同意しましたことから、当行はまた、

これらの株式の議決権とこれらの株式を買い戻す権利（但し、かかる買戻しによって預金保険機構に損失が生じる場合には、預金保険機構は、これらの株式の当行への売却を拒否できる）を留保していました。これらの取決めの継続期間は平成17年3月1日までであり、また、同契約書に定める条件に従って延長可能な株式につきましては最も遅い場合で平成18年2月末まで延長されましたが、これらの取決めはいずれも期間満了に伴い解消しております。

- ③ 預金保険機構が所有する当行優先株式の時価総額が5,000億円を超えている場合に、ニュー・エルティアーシービー・パートナーズ・シー・ヴィが預金保険機構に対しその一部の売却を求めることができる権利が定められておりましたが、平成17年2月にニュー・エルティアーシービー・パートナーズ・シー・ヴィ等による当行普通株式の現物分配が実施されたことから、ニュー・エルティアーシービー・パートナーズ・シー・ヴィはそれ以降かかる権利を行使しないことが預金保険機構との間で合意されています。

なお、当行は、上記以外にも他社と各種契約を締結しておりますが、そのうちのいくつかは、「第一部 企業情報 第2 事業の状況」の「1. 業績等の概要」で言及しているとおりであります。

## 6 【研究開発活動】

該当ありません。

## 7【財政状態及び経営成績の分析】

当連結会計年度の財政状態及び経営成績の分析は、以下のとおりであります。

### 1. 経営成績の分析

#### (1) 連結損益の状況

資金運用収益は、貸出金残高の増加等によって貸出金利息が前連結会計年度比223億円増の1,268億円となったことや、有価証券利息配当金が同154億円増の323億円となったこと等により、同比477億円増加して1,728億円となりました。一方、資金調達費用につきましては、同比345億円増の773億円にとどまったことから、資金運用収益から資金調達費用を控除したネット収益は、前連結会計年度の822億円に対して当連結会計年度は954億円へと増加しております。

非金利収益におきましては、引き続き戦略3分野に注力したものの、仕組預金の販売が伸び悩んだことや、市場部門や証券化ビジネスが不安定で低調な市場環境の中で十分に業績を伸ばせなかったこと等から、役員取引等収益、特定取引収益、その他業務収益合計で前連結会計年度比42億円減の3,602億円となり、また、その他経常収益は同比125億円減の269億円となりました。

一方、役員取引等費用、特定取引費用、その他業務費用は合計で同比13億円減の2,078億円に、その他経常費用は同比115億円増の806億円に、営業経費は同比344億円増の1,710億円となりました。その他経常費用増加の主たる要因は、当行子会社である株式会社アプラス（以下、「アプラス」という。）及び当行の持分法適用会社であるシンキ株式会社（以下、「シンキ」という。）が、「貸金業の規制等に関する法律」の改正等を踏まえた対応を行ったことによるものです。アプラスの引き当て増等に伴い貸倒引当金繰入額が増加したほか、同社に係る利息返還関連費用の計上、シンキの当期純損失計上に伴う同社に係る持分法投資損失の計上等であります。また、のれん及び無形資産の償却額を除いた営業経費も、商品開発や顧客サポート機能の強化を続けていることや連結子会社増に伴い増加（同比136億円増）いたしました。なお、のれん（前連結会計年度は連結調整勘定）及び無形資産の償却額は、前連結会計年度（計294億円）はその他経常費用に含まれておりましたが、当連結会計年度（計208億円）は営業経費に含まれております。

以上の結果、経常利益は同比482億円減の231億円となりました。

特別損益につきましては、特別利益・特別損失ネットで、前連結会計年度は22億円の利益計上であったのに対して、当連結会計年度は888億円の損失計上となりました。

当行の持分法適用会社であったBlueBay Asset Management Limited（英国所在）の上場の際に同社株式売却益116億円等を特別利益に計上した一方で、特別損失には、当期純損失を計上したアプラスに係るのれん及び無形資産の減損損失計951億円や、同社及び全日信販株式会社に係るリストラクチャリング（経営変革）関連費用64億円、等を計上いたしました。

このため、前連結会計年度では税金等調整前当期純利益737億円を計上いたしました。当連結会計年度は税金等調整前当期純損失657億円となりました。

法人税、住民税及び事業税32億円（費用）（前連結会計年度は37億円（費用））、法人税等調整額246億円（収益）（同114億円（収益））、少数株主利益166億円（費用）（同52億円（費用））を計上し、前連結会計年度の当期純利益760億円から当連結会計年度は当期純損失609億円となりました。

<連結>

	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日) (億円)	当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日) (億円)	増減 (億円)
経常収益	5,290	5,600	309
資金運用収益	1,250	1,728	477
役務取引等収益	682	708	25
特定取引収益	276	181	△95
その他業務収益	2,686	2,712	26
うちリース収入	1,683	1,641	△42
うち割賦収入	289	348	58
その他経常収益	394	269	△125
経常費用	4,575	5,368	792
資金調達費用	427	773	345
役務取引等費用	227	244	16
特定取引費用	1	3	1
その他業務費用	1,862	1,831	△31
うちリース原価	1,521	1,482	△39
うち割賦原価	14	10	△3
営業経費	1,365	1,710	344
のれん償却額	—	125	—
無形資産償却額	—	82	—
その他の営業経費	1,365	1,502	136
その他経常費用	690	806	115
うち貸倒引当金繰入額	259	484	224
うち連結調整勘定償却額	203	—	—
うち無形資産償却額	90	—	—
<b>経常利益</b>	<b>714</b>	<b>231</b>	<b>△482</b>
特別損益	22	△888	△911
うち固定資産処分損益	△2	14	16
うち子会社／関連会社株式売却益	25	116	90
うちのれん減損損失	—	550	550
うち無形資産減損損失	—	400	400
うちアプラスリストラクチャリング費用 (注2)	—	64	64
税金等調整前当期純利益 (△は純損失)	737	△657	△1,394
法人税、住民税及び事業税	37	32	△4
法人税等調整額	△114	△246	△132
少数株主利益	52	166	113
<b>当期純利益 (△は純損失)</b>	<b>760</b>	<b>△609</b>	<b>△1,370</b>
当期純利益 (キャッシュベース) (注3)	1,019	353	△666

1株当たり当期純利益 (△は純損失)	53円16銭	△45円92銭	△99円08銭
同上 (キャッシュベース)	72円16銭	23円82銭	△48円34銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (注1)	37円75銭	—	—
同上 (キャッシュベース)	50円55銭	18円41銭	△32円14銭
1株当たり純資産	380円20銭	308円60銭	△71円60銭
潜在株式調整後1株当たり純資産	421円62銭	355円09銭	△66円53銭

(注) 1. 計算上の当連結会計年度の潜在株式調整後1株当たり当期純損失は、△31円79銭であります。

2. 希望退職に係る特別退職金及び退職給付費用、ソフトウェア評価損、並びに、店舗統廃合等の構造改革に係る費用であります。
3. キャッシュベースの当期純利益とは、のれんに係る償却・減損額、及び無形資産償却・減損額とそれに伴う繰延税金負債取崩を除いたベースであり、以下のとおりであります。なお、前連結会計年度は、アプラス及び昭和リースの連結に伴うものに限定しております。

(単位：億円)

当期純損失	△609
無形資産償却 (+)	+82
無形資産償却に伴う繰延税金負債取崩 (△)	△33
のれん償却 (+)	+125
無形資産減損 (+)	+400
無形資産減損に伴う繰延税金負債取崩 (△)	△162
のれん減損 (+)	+550
当期純利益 (キャッシュベース)	353

なお、無形資産償却に伴う繰延税金負債取崩とは、無形資産の会計上の認識時に対応する繰延税金負債も計上することになっており、このため、事後の無形資産の償却にあたって、対応する繰延税金負債も逐次、償却に比例して取り崩すものであります。

4. 連結ベースのビジネスライン別の業務粗利益・経費・実質業務純益・不良債権処理額・実質業務純益（不良債権処理額勘案後）は、以下のとおりであります。なお、これらは当行の経営管理上の区分であり、基本的に当行単体（経営健全化計画ベース）と同様の基準で作成しております。あくまで、当行の経営管理上の計数であり、連結財務諸表記載の計数ではありません。

	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日) (億円)	当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日) (億円)
インスティテューショナルバンキング		
業務粗利益	1,167	1,173
外国為替、デリバティブ、株式関連	314	128
不動産ノンリコースファイナンス	202	178
コーポレートローン	179	201
クレジットトレーディング	149	171
証券化	129	112
プリンシパルインベストメンツ	58	107
その他キャピタルマーケット	50	63
その他	83	208
経費	396	434
実質業務純益	770	738
不良債権処理額 (△取崩)	△49	△40
実質業務純益 (不良債権処理額勘案後)	820	778
コンシューマーアンドコマースファイナンス		
業務粗利益	1,197	1,122
アプラス	851	932
昭和リース	228	250
その他子会社等	117	△60

	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日) (億円)	当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日) (億円)
経費	604	681
アプラス	430	522
昭和リース	105	109
その他子会社等	68	50
実質業務純益	593	440
アプラス	420	410
昭和リース	122	141
その他子会社等	49	△111
不良債権処理額	346	538
アプラス	304	491
昭和リース	31	30
その他子会社等	10	17
実質業務純益 (不良債権処理額勘案後)	246	△98
アプラス	116	△81
昭和リース	91	111
その他子会社等	38	△128
リテールバンキング		
業務粗利益	424	361
預金・債券関連非金利収益	183	96
預金・債券関連ネット金利収益	133	146
アセットマネジメント	74	93
貸出	32	26
経費	348	377
実質業務純益	76	△15
不良債権処理額	4	1
実質業務純益 (不良債権処理額勘案後)	72	△16
A L M / 経営勘定 / その他		
業務粗利益	△52	26
経費	10	6
実質業務純益	△62	20
不良債権処理額	0	19
実質業務純益 (不良債権処理額勘案後)	△63	0
合計		
業務粗利益	2,737	2,683
経費	1,359	1,499
実質業務純益	1,377	1,183
不良債権処理額	301	519
実質業務純益 (不良債権処理額勘案後)	1,075	664



5. 指標算式は以下をご参照ください。

指標算式

○ 1株当たり当期純利益

$$\frac{\text{連結損益計算書上の当期純利益} - \text{普通株主に帰属しない金額}^{*1}}{\text{普通株式の期中平均株式数}^{*2}}$$

○ 潜在株式調整後<sup>\*3</sup> 1株当たり当期純利益

$$\frac{\text{連結損益計算書上の当期純利益} - \text{普通株主に帰属しない金額}^{*1} + \text{当期純利益調整額}^{*4}}{\text{普通株式の期中平均株式数}^{*2} + \text{普通株式増加数}}$$

○ 1株当たり純資産

$$\frac{\text{連結貸借対照表の純資産の部の合計額}^{*5} - \text{控除する金額}^{*6}}{\text{期末発行済普通株式数}^{*2}}$$

○ 潜在株式調整後<sup>\*3</sup> 1株当たり純資産

$$\frac{\text{連結貸借対照表の純資産の部の合計額}^{*5}}{\text{期末発行済普通株式数}^{*2} + \text{普通株式増加数}}$$

\*1 優先株式の配当金総額

\*2 自己株式を除く

自己株式控除後期中平均普通株式数（連結）

前連結会計年度 1,358,521,302株 当連結会計年度 1,380,628,230株

自己株式控除後期末普通株式数（連結）

前連結会計年度末 1,358,520,547株 当連結会計年度末 1,377,145,285株

\*3 潜在株式調整後期中平均普通株式数（連結）

前連結会計年度 2,015,832,613株 当連結会計年度 1,917,803,242株

潜在株式調整後期末普通株式数（連結）

前連結会計年度末 2,028,676,851株 当連結会計年度末 1,811,061,968株

\*4 当行の優先株は転換型であることから、優先株式の配当金総額

\*5 期末純資産の部合計から、期末新株予約権及び期末少数株主持分を控除

\*6 優先株式発行金額及び優先株式配当額

なお、1株当たり当期純利益（キャッシュベース）及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益（キャッシュベース）につきましても、上記算式に準じて算出しております。

## (2) 単体損益の状況

資金利益は、貸出金残高の増加等による貸出金利息の増加や有価証券利息配当金の増加等により、前事業年度比66億円増の597億円となりました。

非金利収益である役務取引等利益・特定取引利益・その他業務利益は、仕組預金関連収益の減少やインスティテューショナルバンキング業務での市場部門が十分に業績を伸ばせなかったこと等から、合計で同比164億円減の728億円となりました。

経費（除く臨時処理分）は、商品開発や顧客サポート機能の強化を続けているため、同比43億円増の776億円となっております。

以上の結果として実質業務純益は同比142億円減の549億円となり、それに臨時損益を加味した経常利益は同比133億円減の471億円となりました。

特別損益は、前事業年度の61億円の利益計上に対して、当事業年度は1,021億円の損失計上となりました。貸倒引当金取崩益20億円（前事業年度は54億円）や、当行の持分法適用会社であったBlueBay Asset Management Limited（英国所在）の上場の際しての同社株式売却益115億円等を特別利益に計上した一方で、特別損失には、当期純損失を計上したアプラスの優先株式評価損980億円や、アプラス及びシンキの普通株式に対する投資損失引当金繰入額159億円（アプラス92億円、シンキ66億円）等を計上いたしました。

このため、前事業年度では税金等調整前当期純利益666億円を計上いたしましたが、当事業年度は税金等調整前当期純損失550億円となりました。

法人税、住民税及び事業税27億円（収益）（前事業年度は59億円（収益））、法人税等調整額102億円（収益）（同22億円（収益））を計上し、前事業年度の当期純利益748億円から当事業年度は当期純損失419億円となりました。この結果、経営健全化計画における当事業年度の当期純利益の目標については未達となりました。

<単体>

	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日) (億円)	当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日) (億円)	増減 (億円)
業務粗利益 (注1)	1,424	1,325	△98
資金利益	531	597	66
役務取引等利益 (注1)	509	458	△51
うち金銭の信託運用損益	395	307	△87
特定取引利益	202	149	△53
その他業務利益	180	120	△60
うち債券関係損益	34	51	17
経費 (除く臨時処理分)	732	776	43
人件費	296	304	7
物件費	397	436	38
税金	38	35	△2
<b>実質業務純益 (注1)</b> (一般貸倒引当金繰入前・ 金銭の信託運用損益加算後)	691	549	△142
臨時損益 (注2)	△86	△78	8
株式関係損益	△48	55	103
不良債権処理損失	5	18	13
貸出金償却	1	18	17
個別貸倒引当金繰入額	—	—	—
特定海外債権引当勘定繰入額	—	—	—
その他の債権売却損・処分損等	3	—	△3
退職給付関連費用	9	14	5
その他臨時損失・費用 (注2)	23	99	76
<b>経常利益</b>	604	471	△133
特別損益	61	△1,021	△1,083
うち固定資産処分損益	△1	△8	△7
うち貸倒引当金取崩益 (注3)	54	20	△34
うち関連会社株式売却益	—	115	115
うち子会社株式評価損	—	993	993
うちアプラス優先株式評価損	—	980	980
うち投資損失引当金繰入額	—	159	159
アプラス普通株式投資損失引当金 繰入額 (注4)	—	92	92
シンキ普通株式投資損失引当金繰 入額 (注5)	—	66	66
税引前当期純利益 (△は純損失)	666	△550	△1,216
法人税、住民税及び事業税	△59	△27	32
法人税等調整額	△22	△102	△80
<b>当期純利益 (△は純損失)</b>	748	△419	△1,168

(注) 1. 金銭の信託運用損益は、当行が注力している投資銀行業務部門の損益であることから本来業務にかかる損益ととらえており、業務粗利益・役務取引等利益・実質業務純益に加えて報告しております。

2. 臨時損益には、金銭の信託運用見合費用を含めております。

3. 貸倒引当金は全体で取崩超のため、取崩額を特別利益に計上しております。

4. 156,690千株×59.26円 (1株当たりの簿価243.26円、同平成19年3月末時価184円)

5. 25,607千株×258.63円 (1株当たりの簿価591.63円、同平成19年3月末時価333円)

## (3) ROA、ROE

## &lt;連結&gt;

		前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日) (%)	当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日) (%)	増減 (%)
ROA (注1)	当期純利益ベース	0.8	△0.6	△1.4
	同上 (キャッシュベース)	1.2	0.4	△0.8
ROE (注2)	当期純利益ベース	14.9	△13.4	△28.3
	同上 (キャッシュベース)	20.3	7.0	△13.3
潜在株式調整後 ROE (注3)	当期純利益ベース	9.3	△8.1	△17.4
	同上 (キャッシュベース)	12.4	4.7	△7.7
修正ROE (注4)	キャッシュベース当期純利益	18.8	6.7	△12.1

## &lt;単体&gt;

		前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日) (%)	当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日) (%)	増減 (%)
ROE (注2)	実質業務純益ベース	13.49	10.97	△2.52
	当期純利益ベース	14.67	△9.27	△23.94

(注) 1～(期首総資産+期末総資産)/2を計算上、分母として用いております。なおキャッシュベース当期純利益を用いて算出する際の分母は、のれん及び無形資産を除いた総資産の期首・期末平均であります。

当期純利益－優先株式配当額

$$2\sim\text{算出式} : \frac{\text{当期純利益} - \text{優先株式配当額}}{\text{(期首の普通株式に係る純資産額} + \text{期末の普通株式に係る純資産額)} / 2}$$

$$3\sim\text{算出式} : \frac{\text{当期純利益}}{\text{(期首純資産の部合計} - \text{期首新株予約権} - \text{期首少数株主持分}) + \text{(期末純資産の部合計} - \text{期末新株予約権} - \text{期末少数株主持分})} / 2$$

$$4\sim\text{算出式} : \frac{\text{キャッシュベース当期純利益}}{\text{[ (期首純資産の部合計} - \text{期首新株予約権} - \text{期首少数株主持分}) - \text{期首のれん} - \text{期首無形資産} \times (1 - \text{実効税率}) ] + \text{[ (期末純資産の部合計} - \text{期末新株予約権} - \text{期末少数株主持分}) - \text{期末のれん} - \text{期末無形資産} \times (1 - \text{実効税率}) ]} / 2}$$

(分子) 当期純利益から、のれんに係る償却・減損額及び無形資産償却・減損額とそれに伴う繰延税金負債取崩を除いたもの。なお前連結会計年度は、アプラス及び昭和リースの連結に関するものに限定しております。

(分母) 純資産の部合計から、新株予約権、少数株主持分、のれん及び無形資産とそれに伴う繰延税金負債を除いたものの期首・期末平均。

#### (4) 不良債権処理額

不良債権処理額の推移は以下のとおりであります。

単体ベースにつきましては、貸倒引当金（一般貸倒引当金、個別貸倒引当金、特定海外債権引当勘定）全体で取崩超のため、取崩額を特別利益に計上しております。

連結ベースでの不良債権処理額が単体比多くなっておりますのは、アプラス及び昭和リースの経常的なものを含む信用コストが加わっているためであります。前連結会計年度比、不良債権処理額が増加しておりますのは、主にアプラスにおける一部回収の遅延、引当基準の厳格化、並びに利息返還関連費用（総額115億円のうち16億円を個別貸倒引当金繰入額として計上）への対応によるものであります。

##### <連結>

	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日) (億円)	当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日) (億円)	増減 (億円)
貸倒引当金繰入額	259	484	224
一般貸倒引当金繰入額	300	335	35
個別貸倒引当金繰入額 (△取崩額)	△40	148	188
特定海外債権引当勘定繰入額 (△取崩額)	△0	0	0
貸出金償却・債権処分損	15	15	0
リース原価に含まれる不良債権処理額	26	19	△7
合計	301	519	217

##### <単体>

	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日) (億円)	当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日) (億円)	増減 (億円)
貸倒引当金繰入額 (△取崩額)	△54	△20	34
一般貸倒引当金繰入額	41	52	10
個別貸倒引当金繰入額 (△取崩額)	△96	△73	23
特定海外債権引当勘定繰入額 (△取崩額)	△0	0	0
貸出金償却・債権処分損	5	18	13
合計	△49	△1	47

## 2. 財政状態の分析

### (1) 連結貸借対照表

連結貸借対照表の主要勘定の推移は、以下のとおりであります。

<連結>

	平成18年3月末 (億円)	平成19年3月末 (億円)	増減 (億円)
資産の部合計	94,050	108,376	14,326
うち貸出金	40,875	51,463	10,587
うち有価証券	14,944	18,546	3,601
うち無形資産 (注)	681	198	△483
うちのれん／連結調整勘定	2,266	1,580	△686
うち支払承諾見返	8,134	7,544	△590
負債の部合計	82,878	99,044	16,165
うち預金・譲渡性預金	40,717	54,209	13,491
うち債券・社債	13,169	11,037	△2,131
うち借入金	12,057	11,226	△830
うち支払承諾	8,134	7,544	△590
少数株主持分	2,618	—	—
純資産の部／資本の部合計	8,553	9,332	779
うち少数株主持分	—	2,896	—

(注) 平成18年3月末は、「その他資産」に含まれる企業結合により計上される無形固定資産を記載しております。

総資産……貸出金や有価証券の増加等により、前連結会計年度末（平成18年3月末）比1兆4,326億円増となりました。

貸出金……大企業を中心に景況感が堅調に推移して企業の資金需要が回復するとともに、お客様に様々なソリューションを提供して積極的に取り組んだこと等に伴い、同比1兆587億円増となりました。

有価証券…国債残高を増やしたほか、リスクリターンを十分に吟味した上で外国証券への投資を増やした等の結果、同比3,601億円増となりました。

なお、その他有価証券で時価のあるものの評価差額は以下のとおりであります。

<連結>

	平成18年3月末 評価差額 (億円)	平成19年3月末 評価差額 (億円)	増減 (億円)
株式	55	10	△45
債券	△46	△33	13
国債	△45	△36	8
地方債	△0	△0	0
社債	△0	3	4
その他	26	105	78
合計	35	82	46

上記評価差額について、実効税率や少数株主持分相当額等を勘案後の金額（平成18年3月末22億円、同19年3月末50億円）を、連結貸借対照表の純資産の部にその他有価証券評価差額金として計上しております。

無形資産・のれん……アプラス、昭和リース及びそれらの連結子会社に対する全面時価評価法の適用により、両社の資産・負債の時価評価を行った結果、当連結会計年度末（平成19年3月末）現在で、以下のとおり無形資産及びのれんを連結貸借対照表に計上しております。

平成18年度は、利息返還関連への対応や経営変革実施に伴うリストラクチャリング関連費用の計上により当期純損失を計上したアプラスに係る無形資産及びのれんの減損を実施しております。

	償却方法・期間	平成19年3月末 残高 (億円)	平成18年度償却額 (億円)	平成18年度減損額 (億円)
アプラス				
無形資産		122	71	400
商標価値	定額法 (10年)	19	6	31
商権価値 (顧客関係)	級数法 (10年)	22	19	49
商権価値 (加盟店関係)	級数法 (20年)	80	45	319
のれん	定額法 (20年)	1,172	101	550
昭和リース				
無形資産		76	11	――
商標価値	定額法 (10年)	15	1	――
商権価値 (顧客関係)	級数法 (20年)	49	5	――
契約価値 (保守契約関係)	定額法 (契約残存 年数による)	3	3	――
契約価値 (サブリース契約 関係)	定額法 (契約残存 年数による)	7	0	――
のれん	定額法 (20年)	415	23	――
合計				
無形資産		198	82	400
のれん		1,588	124	550

- (注) 1. アプラスののれん残高及びのれん償却額には、全日信販株式会社買収に係る金額 (75億円及び8億円) を含めております。なお、全日信販株式会社買収に係るのれんについては、償却期間は10年であります。
2. 上記以外の子会社に係るものとして、のれん残高については所謂「逆のれん」が別途7億円あり、のれん償却額については別途0.2億円あります。
3. アプラス・昭和リース両社の無形資産償却に伴い両社合計で繰延税金負債を33億円取り崩し、また、アプラスの無形資産減損に伴い繰延税金負債を162億円取り崩しております。

支払承諾見返……主として、アプラスの信用保証業に係る保証残高を当行連結貸借対照表上の支払承諾見返に計上しているものであり、当該保証残高の減少に伴い当勘定も前連結会計年度末比590億円減となりました。

預金・譲渡性預金……個人預金が新型預金商品の販売もあって引き続き増加したこと、譲渡性預金残高が増加したこと等から、同比1兆3,491億円増となりました。

なお、定期預金 (除く、非居住者円預金・外貨預金) の残存期間別残高は以下のとおりであります。

<連結>

	平成18年3月末 (億円)	平成19年3月末 (億円)	増減 (億円)
定期預金合計	23,362	29,316	5,954
3カ月未満	3,174	8,813	5,639
3カ月以上6カ月未満	2,234	4,731	2,496
6カ月以上1年未満	3,850	1,605	△2,245
1年以上2年未満	3,187	500	△2,686
2年以上3年未満	422	6,904	6,481
3年以上	10,492	6,760	△3,731

債券・社債……普通銀行への転換を踏まえて、資金調達軸足を債券から預金へシフトし続けていること等から、債券は同比3,156億円減少いたしました。一方、社債は海外での劣後特約付社債の発行等により同比1,024億円増加しました。

なお、債券の残存期間別残高は以下のとおりであります。

<連結>

	平成18年3月末 (億円)	平成19年3月末 (億円)	増減 (億円)
債券合計	10,189	7,032	△3,156
1年未満	3,847	1,294	△2,552
1年以上2年未満	1,398	1,577	179
2年以上3年未満	1,682	1,335	△346
3年以上4年未満	1,444	1,455	10
4年以上	1,816	1,369	△447

借入金……アプラス及び昭和リース等の当行子会社の、当行以外の第三者からの借入金が含まれております。主としてアプラス及び当行の借入金の減少により、同比830億円減となりました。

当行単体の貸借対照表の推移は、以下のとおりであります。

<単体>

	平成18年3月末 (億円)	平成19年3月末 (億円)	増減 (億円)
資産の部合計	72,086	87,289	15,202
うち貸出金	39,612	50,752	11,140
うち有価証券	18,097	20,620	2,522
負債の部合計	63,556	80,700	17,144
うち預金・譲渡性預金	41,581	54,714	13,132
うち個人預金	30,816	35,458	4,641
うち債券・社債	14,684	12,663	△2,020
純資産の部／資本の部合計	8,530	6,588	△1,941

なお、当行単体の貸出金の残存期間別残高は以下のとおりであります。

<単体>

	平成18年3月末 (億円)	平成19年3月末 (億円)	増減 (億円)
貸出金合計	39,612	50,752	11,140
1年以下	12,542	14,599	2,057
1年超3年以下	8,851	11,836	2,985
3年超5年以下	7,473	9,832	2,359
5年超7年以下	2,867	3,459	591
7年超	7,693	10,920	3,227
期間の定めのないもの	185	103	△81
うち固定金利	——	——	——
1年以下	——	——	——
1年超3年以下	1,170	875	△295
3年超5年以下	1,318	1,784	465
5年超7年以下	1,440	995	△444
7年超	6,260	6,161	△98
期間の定めのないもの	42	68	26
うち変動金利	——	——	——
1年以下	——	——	——
1年超3年以下	7,680	10,961	3,280
3年超5年以下	6,154	8,048	1,893
5年超7年以下	1,427	2,463	1,036
7年超	1,433	4,758	3,325
期間の定めのないもの	142	34	△108

(注) 残存期間1年以下の貸出金については、固定金利、変動金利の区別をしております。



(2) 不良債権の状況

① リスク管理債権

リスク管理債権及び貸倒引当金の推移は以下のとおりであります。

リスク管理債権とは、銀行法に基づく開示債権であり、貸出金を元本及び利息の返済状況等に基づき「破綻先債権」「延滞債権」「3カ月以上延滞債権」「貸出条件緩和債権」に区分したものであります。開示対象資産は貸出金のみであり、この点、金融再生法の開示基準に基づく債権と異なります。なお、「第一部 企業情報 第2 事業の状況」中、「4 事業等のリスク」の「13. 貸倒引当金の十分性について」もご参照ください。

<連結>

債権区分	平成18年3月末 (億円)	平成19年3月末 (億円)	増減 (億円)
破綻先債権額	18	17	△1
延滞債権額	363	218	△144
3カ月以上延滞債権額	31	47	16
貸出条件緩和債権額	428	364	△64
合計 (A)	841	648	△193
貸出金残高 (末残)	40,875	51,463	10,587
貸出金残高比 (%)	2.1	1.3	△0.8
貸倒引当金 (B)	1,448	1,472	24
引当率 (B/A×100) (%)	172.1	227.2	55.1

(注) 1. 貸倒引当金は、一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定の合計であります。

2. 「その他資産」に含まれる割賦売掛金のうち、平成18年3月末現在で、破綻先債権額は13億円、延滞債権額は36億円、3カ月以上延滞債権額は13億円、貸出条件緩和債権額は162億円、平成19年3月末現在で、破綻先債権額は2億円、延滞債権額は31億円、3カ月以上延滞債権額は17億円、貸出条件緩和債権額は102億円であります。なお、これらは、上表の各債権額には含まれておりません。

<単体>

債権区分	平成18年3月末 (億円)	平成19年3月末 (億円)	増減 (億円)
破綻先債権額	5	6	0
延滞債権額	204	106	△98
3カ月以上延滞債権額	0	0	△0
貸出条件緩和債権額	210	161	△48
合計 (A)	421	274	△146
貸出金残高 (末残)	39,612	50,752	11,140
貸出金残高比 (%)	1.1	0.5	△0.6
貸倒引当金 (B)	1,114	1,069	△44
引当率 (B/A×100) (%)	264.5	389.2	124.7

(注) 貸倒引当金は、一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定の合計であります。

② 金融再生法の開示基準に基づく債権

金融再生法の開示基準に基づく債権及び貸倒引当金の推移は以下のとおりであります。

金融再生法の開示基準に基づく債権とは、金融再生法に基づく開示債権であり、貸出金、外国為替、未収利息、仮払金、当行保証付私募債等について（但し、要管理債権は貸出金のみ）、債務者の財政状態や経営成績等に基づき、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」「危険債権」「要管理債権」に区分したものであります。

<単体>

債権区分	平成18年3月末 (億円)	平成19年3月末 (億円)	増減(億円)
破産更生債権及び これらに準ずる債権	7	9	2
危険債権	207	108	△100
要管理債権	211	162	△49
合計 (A)	425	279	△146
(参考) 要注意債権以下	1,193	1,207	13
総与信残高(末残)	41,290	52,946	11,656
総与信残高比 (%)	1.0	0.5	△0.5
保全額 (B)	329	221	△107
貸倒引当金	254	146	△108
担保保証等	74	75	0
保全率 (B/A×100) (%)	77.4	79.3	1.9

当行単体の不良債権額は約300億円程度であり、総与信残高に対する金融再生法開示債権額の割合は0.5%となっております。なお、連結ベースでは、アプラス等の子会社における貸出金があることから、不良債権額は約650億円程度となっておりますが、貸出金残高に占めるリスク管理債権額の割合は1.3%に留まっております。

なお、正常先を含めた債務者区分毎の引当率は以下のとおりであります。

		平成18年3月末 (%)	平成19年3月末 (%)	増減 (%)
実質破綻・破綻先	無担保部分の	100.00	100.00	—
破綻懸念先	無担保部分の	89.91	82.35	△7.56
要管理先	無担保部分の	51.32	57.13	5.81
その他要注意先	債権額の	9.43	15.63	6.20
	無担保部分の	29.99	43.68	13.69
正常先	債権額の	0.40	0.34	△0.06

(3) 自己資本比率

平成19年3月末より、銀行の自己資本比率規制に係る新たな枠組み（「バーゼルⅡ」）が導入されました。

この新規制における主な変更点には、各銀行が有する行内格付を利用して借り手のリスクを反映する内部格付手法の導入（但し、金融庁の承認が必要）、オペレーショナル・リスクに係るリスク・アセットの算出などがあります。

当行は、信用リスクの算出手法として基礎的内部格付手法を、オペレーショナル・リスクの算出手法として粗利益配分手法を、またマーケット・リスクの算出方法として内部モデル手法を、それぞれ金融庁の承認を得て採用しております。基礎的内部格付手法の採用については、当行自身の内部格付制度とパラメータ推計値に基づき信用リスクを計測することが認められたものであり、当行の高度なリスク管理能力を規制資本の計算に活用することが可能になると共に、実際のリスクに見合ったより合理的な所要規制資本が算出されることを意味しております。

自己資本比率の推移は以下のとおりであります。

所謂「公的資金」の返済の一環としての自己株式の取得（平成18年8月に1,321億円取得。同年11月に639億円消却）や、バーゼルⅡ適用により外部格付を有しない証券化商品が新たに控除項目に加わったこと、及び、オペレーショナル・リスクに係るリスク・アセットが加わったこと等の要因により、自己資本比率は前連結会計年度末比2.40ポイント減の13.13%となっております。

連結自己資本比率（国内基準）

項目	平成18年3月31日 (億円)	平成19年3月31日 (億円)	増減 (億円)
(1) 自己資本比率 (%)	15.53	13.13	△2.40
Tier 1比率 (%)	10.27	8.11	△2.16
(2) 基本的項目 (Tier 1)			
資本金	4,512	4,512	—
うち非累積的永久優先株	2,704	1,594	△1,110
資本剰余金	185	185	—
利益剰余金 (注1)	3,755	2,454	△1,300
自己株式 (△)	0	725	725
社外流出予定額 (△)	—	25	—
為替換算調整勘定	37	29	△8
新株予約権	—	5	—
連結子法人等の少数株主持分			
うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	1,838	1,807	△30
	1,732	1,737	4
のれん相当額 (△)	—	1,580	—
企業結合等により計上される無形固定資産相当額 (△)	681	198	△483
連結調整勘定相当額 (△)	2,266	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本相当額 (△)	—	165	—
期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額 (△)	—	91	—
計	7,381	6,208	△1,173
うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券	910	912	2
(3) 補完的項目 (Tier 2)			
一般貸倒引当金	448	139	△308
負債性資本調達手段等	3,746	5,657	1,911
うち永久劣後債務	1,005	1,976	971
うち期限付劣後債務	2,741	3,680	939
計	4,195	5,797	1,602
うち自己資本への算入額	4,195	5,220	1,025

項目	平成18年3月31日 (億円)	平成19年3月31日 (億円)	増減 (億円)
(4) 控除項目	422	1,377	954
(5) 自己資本額 (2)+(3)-(4)	11,153	10,050	△1,102
(6) リスク・アセット			
資産 (オン・バランス) 項目	53,449	55,858	2,408
オフ・バランス取引等項目	18,355	14,581	△3,773
マーケット・リスク相当額に係る額	—	1,962	—
オペレーショナル・リスク相当額に係る額	—	4,118	—
計	71,804	76,520	4,715
(7) 繰延税金資産計上額 (注2)	163	373	210
(8) (7) / (2) (%)	2.2	6.0	3.8

(注) 1. 平成18年3月31日の利益剰余金は、社外流出予定額 (39億円) 控除後の数値を記載しております。

2. 連結貸借対照表に計上された繰延税金資産から繰延税金負債を控除した額であります。

のれん相当額、企業結合等により計上される無形固定資産相当額及び連結調整勘定相当額

・ アプラス及び昭和リース等の子会社化に伴い発生した所謂「のれん代」であります。

リスク・アセット・平成19年3月31日時点の算出より、オペレーショナル・リスクに係るリスク・アセット額とともに、マーケット・リスク規制の導入によるマーケット・リスクに係るリスク・アセット額が加わっております。

なお、オフ・バランス取引項目には、アプラスの信用保証業に係る保証残高を中心とする支払承諾見返勘定が含まれております。支払承諾見返 (所謂、保証取引) は、銀行経理においては貸借対照表に計上されておりますが、現金を伴わない取引であることや一般事業会社の経理においては貸借対照表に計上されないこと等を勘案し、リスク・アセットの分類上はオフ・バランス取引項目として分類されております。

また、税効果会計に関して当行は今後1年間の収益見込みに基づき繰延税金資産を計上しており、繰延税金資産 (繰延税金負債とのネット後) が基本的項目に占める比率は約6.0%となっております。

### 第3【設備の状況】

#### 1【設備投資等の概要】

当連結会計年度の主要な設備投資は、当行における業務の効率化等のためのシステム投資や、リテール業務の強化のための店舗の開設等を中心に、総投資額は96億円となりました。

なお、当連結会計年度における重要な設備の売却は以下のとおりであります。

	会社名	事業(部門) の別	店舗名 その他	所在地	設備の内容	期末帳簿価額 (百万円)	売却年月
国内連結子会社	昭和リース株式会社	リース部門	本社	東京都新宿区	オフィス	2,357	平成18年5月

## 2【主要な設備の状況】

当連結会計年度末における主要な設備の状況は次のとおりであります。

銀行部門

平成19年3月31日現在

	会社名	店舗名その他	所在地	土地		建物	動産	合計	従業員数 (人)
				面積 (㎡)	帳簿価額 (百万円)	帳簿価額 (百万円)	帳簿価額 (百万円)	帳簿価額 (百万円)	
当行	—	本店	東京都千代田区ほか	—	—	3,170	787	3,957	1,046
	—	大阪支店	大阪市中央区	—	—	463	52	516	49
	—	札幌支店	札幌市中央区	—	—	348	31	380	20
	—	名古屋支店	名古屋市中区ほか	—	—	380	50	430	35
	—	福岡支店	福岡市中央区	—	—	411	37	449	23
	—	仙台支店	仙台市青葉区	—	—	601	50	651	22
	—	金沢支店	石川県金沢市	—	—	272	32	305	17
	—	高松支店	香川県高松市	—	—	222	28	250	20
	—	広島支店	広島市中区	—	—	280	29	310	23
	—	横浜支店	横浜市西区	—	—	404	30	435	25
	—	新宿支店	東京都新宿区ほか	—	—	325	52	377	27
	—	池袋支店	東京都豊島区	—	—	221	44	266	16
	—	渋谷支店	東京都渋谷区	—	—	433	58	491	20
	—	梅田支店	大阪市北区ほか	—	—	1,255	146	1,402	29
	—	上野支店	東京都台東区	—	—	230	29	259	14
	—	東京支店	東京都中央区	—	—	335	25	361	14
	—	神戸支店	神戸市中央区	—	—	266	23	289	15
	—	大宮支店	さいたま市大宮区	—	—	164	23	188	16
	—	難波支店	大阪市中央区	—	—	279	42	322	23
	—	京都支店	京都市下京区	—	—	355	34	389	15
	—	吉祥寺支店	東京都武蔵野市	—	—	361	33	395	15
	—	藤沢支店	神奈川県藤沢市	—	—	190	18	208	11
	—	汐留シオサイト支店	東京都港区	—	—	151	23	175	7
	—	八王子支店	東京都八王子市	—	—	173	18	192	10
	—	六本木ヒルズ支店	東京都港区	—	—	216	28	244	7
	—	目黒支店	東京都品川区	—	—	191	17	208	7
	—	広尾支店	東京都渋谷区	—	—	215	24	240	5
	—	ららぽーと支店	千葉県船橋市	—	—	145	26	172	12
	—	二子玉川支店	東京都世田谷区	—	—	7	20	28	7
	—	ケイマン支店	英国領ケイマン諸島 グランド・ケイマン 島	—	—	—	—	—	—
—	駐在員事務所	ニューヨーク	—	—	6	4	11	2	
—	事務センター	東京都品川区ほか	—	—	2,324	3,971	6,296	215	
—	その他の施設	東京都新宿区ほか	1,186	80	342	3	427	—	

その他

	会社名	店舗名その他	所在地	設備の内容	土地		建物	動産	合計	従業員数 (人)
					面積 (㎡)	帳簿価額 (百万円)	帳簿価額 (百万円)	帳簿価額 (百万円)	帳簿価額 (百万円)	
国内連結 子会社	長和建物株 式会社	当行目黒プロ ダクションセ ンター	東京都品川区	賃貸用オフ イス	3,833	6,315	2,563	0	8,878	- [-]
	有限会社ド ルフィン・ ジャパン・ インベス トメント	当行本店	東京都千代田区	賃貸用オフ イス	5,998	32,438	19,977	19	52,436	- [-]

- (注) 1. 当行の主要な設備の大部分は、店舗、事務センターであるため、銀行部門に一括計上しております。  
 2. 当行の連結子会社からの賃借分を除いた本表記載の建物の年間賃借料は2,691百万円であります。  
 3. 動産は、事務機械3,081百万円、その他2,740百万円であります。  
 4. 上記にはソフトウェア13,391百万円は含まれておりません。

### 3 【設備の新設、除却等の計画】

当連結会計年度末現在において計画中である重要な設備の新設、除却等は該当ありません。

## 第4【提出会社の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (1)【株式の総数等】

##### ①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	2,500,000,000
優先株式	674,528,000
計	3,174,528,000

##### ②【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数(株) (平成19年3月31日)	提出日現在発行数(株) (平成19年6月20日)	上場証券取引所名又は登録証券業協会名	内容
普通株式	1,473,570,944	1,473,570,944	東京証券取引所 (市場第一部)	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当行における標準となる株式
第二回甲種優先株式	74,528,000	74,528,000	—	(注) 1
第三回乙種優先株式	300,000,000	300,000,000	—	(注) 2
計	1,848,098,944	1,848,098,944	—	—

(注) 1. 第二回甲種優先株式(平成10年3月31日発行)の内容は次のとおりであります。

#### (1) 優先配当金

##### ① 優先配当金

期末配当金を支払うときは、優先株主又は優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、優先株式1株につき年13円の優先配当金を支払う。ただし、当該事業年度において優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金を控除した額とする。

##### ② 非累積条項

ある事業年度において優先株主又は優先登録株式質権者に対して支払う期末配当金の額が優先配当金の額に達しないときは、その不足額は、翌事業年度以降に累積しない。

##### ③ 非参加条項

優先株主又は優先登録株式質権者に対しては、優先配当金を超えて配当は行わない。

##### ④ 優先中間配当金

中間配当金を支払うときは、優先株主又は優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、6円50銭の優先中間配当金を支払う。

#### (2) 残余財産の分配

残余財産を分配するときは、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、優先株主又は優先登録株式質権者に対し、優先株式1株につき1,300円を支払う。これを超えて、残余財産の分配は行わない。

#### (3) 優先株主の請求による普通株式への転換(当行が優先株式の取得と引換えに行う普通株式の交付をいう。以下同様。)

##### ① 転換を請求し得べき期間

平成10年10月1日から平成20年3月31日までとする。ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するため基準日を定めたときは、その翌日から当該株主総会終結の日までの期間を除く。



② 当初転換価額

優先株式1株につき326円とする（なお、平成15年7月29日付の普通株式2株を1株とする株式併合に伴う影響を加味すると652円）。

③ 転換価額の修正

平成11年9月16日以降平成19年9月16日まで、毎年9月16日に終了する30連続取引日に東京証券取引所における普通株式の毎日の終値の平均値が、転換価額を1円以上下回る場合には、転換価額は、その直後の10月1日に当該平均値に修正される。ただし、当該平均値が360円未満となる場合は、修正後転換価額は360円とする（なお、上記に基づき平成11年10月1日より転換価額は360円に修正済み）。

④ 転換価額の調整

普通株式の時価を下回る価額で発行する場合その他一定の場合には、転換価額の調整をマーケットプライス方式により行う。

(4) 普通株式への一斉転換

平成20年3月31日までに転換請求のなかった優先株式は、平成20年4月1日をもって、優先株式1株の払込金相当額を定款第11条の9に定める当銀行の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値で除して得られる数の普通株式に転換される。ただし、優先株式1株に対して普通株式2株を上限とし、普通株式の併合又は分割が行われた場合には、2株に普通株式1株の併合又は分割後の株数を乗じた株数を上限とする。

(5) 議決権

優先株主は、株主総会において議決権を有しない。ただし、当行定款第11条の2で定める優先配当金が支払われない場合は、その間議決権を有する。

(6) 新株予約権等

法令に定める場合を除き、優先株式について株式の併合又は分割は行わない。優先株主には、新株予約権又は新株予約権付社債の割当てを受ける権利を与えない。

(7) 平成11年6月29日開催の定時株主総会より平成13年6月29日開催の定時株主総会まで、旧商法第242条第1項ただし書の規定により議決権を有しておりました。

2. 第三回乙種優先株式（平成12年4月1日発行）の内容は次のとおりであります。

(1) 優先配当金

① 優先配当金

期末配当金を支払うときは、優先株主又は優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち本優先株式1株につき、年4円84銭の優先配当金を支払う。ただし、当該事業年度において優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金を控除した額とする。なお、第一回優先配当金は平成12年4月1日から平成13年3月31日までの1年間に対応する4円84銭を支払うものとする。

② 非累積条項

ある事業年度において優先株主又は優先登録株式質権者に対して支払う期末配当金の額が優先配当金の額に達しないときは、その不足額は、翌事業年度以降に累積しない。

③ 非参加条項

優先株主又は優先登録株式質権者に対しては、優先配当金を超えて配当は行わない。

④ 優先中間配当金

中間配当金を支払うときは、優先株主又は優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、2円42銭の優先中間配当金を支払う。

(2) 残余財産の分配

残余財産を分配するときは、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、優先株主又は優先登録株式質権者に対し、本優先株式1株につき400円を支払う。これを超えて、残余財産の分配は行わない。

(3) 優先株主の請求による普通株式への転換

① 転換を請求し得べき期間

平成17年8月1日から平成19年7月31日までとする。ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するため基準日を定めたときは、その翌日から当該株主総会終結の日までの期間を除く。

② 当初転換価額

優先株式1株につき599円90銭とする。

③ 転換価額の修正

転換価額は、平成18年8月1日にその時点の時価である735円に修正された。本優先株式において「時価」とは、当該時点に先立つ45取引日目時点で普通株式が上場又は店頭登録されている場合は（複数の市場に上場又は店頭登録されている場合には、当該45取引日の間の出来高の合計額が最も多い市場による。）、当該時点に先立つ45取引日目に始まる30取引日の当該取引所又は当該店頭市場における普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値とし、それ以外の場合は直近期末における発行済本優先株式の発行価額総額控除後の連結貸借対照表資本の部合計金額を、発行済普通株式数及び発行済甲種優先株式を発行条件に従い普通株式に転換したと仮定した場合の普通株式数の合計数で除した、1株当たりの純資産額とする。

④ 転換価額の調整

普通株式の時価を下回る価額で発行する場合その他一定の場合には、転換価額の調整をマーケットプライス方式により行う。

上記②においては、平成16年7月1日付の新株予約権（ストックオプション）の発行により、上限転換価額については800円から799円90銭に、下限転換価額については600円から599円90銭に調整されているため、その調整を反映させている。

(4) 普通株式への一斉転換

平成19年7月31日までに転換請求のなかった本優先株式は、平成19年8月1日をもって、優先株式1株の払込金相当額を当行定款第11条の9に定める一定の金額で除して得られる数の普通株式に転換される。ただし本優先株式1株に対して3分の2株を上限とし2分の1株を下限とするとともに、普通株式の併合又は分割が行われた場合には、当該併合又は分割前の上限株数又は下限株数に普通株式1株の併合又は分割後の株数を乗じた株数を、当該併合又は分割後の上限株数又は下限株数とする。

(5) 議決権

優先株主は、株主総会において議決権を有しない。ただし、当行定款第11条の2で定める優先配当金が支払われない場合は、その間議決権を有する。

(6) 新株予約権等

法令に定める場合を除き、本優先株式について株式の併合又は分割は行わない。優先株主には、新株予約権又は新株予約権付社債の割当てを受ける権利を与えない。

(7) 本優先株式は、残余財産分配権及び配当請求権において甲種優先株式と同順位とする。

(2) 【新株予約権等の状況】

旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21並びに会社法第238条及び第239条の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

① 平成16年6月24日第4期定時株主総会決議及び同日開催の取締役会決議

	事業年度末現在 (平成19年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成19年5月31日)
新株予約権の数(個)	6,952 (注)1	6,915 (注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	当行普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	6,952,000 (注)2	6,915,000 (注)2
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の目的となる株式1株につき684円 (注)3	同左
新株予約権の行使期間	自平成18年7月1日 至平成26年6月23日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	新株を発行する場合の発行価格は1株につき684円とし、そのうち1株につき342円を資本に組み入れる。ただし、新株予約権の行使に際して、自己株式を移転するときには資本組入額は生じない。	同左
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"><li>・新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続を完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。</li><li>・新株予約権者は、平成18年7月1日から平成19年6月30日までの間は、付与された新株予約権の数の2分の1以内(1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切上げる)に限って権利を行使することができる。</li><li>・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。</li><li>・その他の条件については、平成16年6月24日開催の第4期定時株主総会及び同日開催の取締役会決議に基づき、当行と新株予約権の割当を受ける当行の取締役(社外取締役を除く)・執行役・従業員及び当行完全子会社の取締役(社外取締役を除く)・従業員との間で締結した新株予約権付与契約の定めるところによる。</li></ul>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	<ul style="list-style-type: none"><li>・新株予約権を譲渡するときは、当行の取締役会の承認を要するものとする。</li><li>・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。</li></ul>	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1. 新株予約権1個の目的たる株式の種類及び数は当行普通株式1,000株とする。ただし、下記2.に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。

2. 当行が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数の株式については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割} \cdot \text{併合の比率}$$

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める新株予約権の目的となる株式数の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権発行日以降、当行が株式分割・併合及び株主割当として時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{分割・併合・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}}$$

(株式併合の場合は減少株式数を減じる)

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとする。

② 平成16年6月24日第4期定時株主総会決議及び平成16年9月17日開催の取締役会決議

	事業年度末現在 (平成19年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成19年5月31日)
新株予約権の数(個)	101 (注)1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	当行普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	101,000 (注)2	同左
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の目的となる株式1株につき646円 (注)3	同左
新株予約権の行使期間	自平成18年7月1日 至平成26年6月23日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	新株を発行する場合の発行価格は1株につき646円とし、そのうち1株につき323円を資本に組み入れる。ただし、新株予約権の行使に際して、自己株式を移転するときには資本組入額は生じない。	同左
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続を完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。</li> <li>・新株予約権者は、平成18年7月1日から平成19年6月30日までの間は、付与された新株予約権の数の2分の1以内(1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切上げる)に限って権利を行使することができる。</li> <li>・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。</li> <li>・その他の条件については、平成16年6月24日開催の第4期定時株主総会及び平成16年9月17日開催の取締役会決議に基づき、当行と新株予約権の割当を受ける当行の取締役(社外取締役を除く)・執行役・従業員及び当行完全子会社の取締役(社外取締役を除く)・従業員との間で締結した第2回新株予約権付与契約の定めるところによる。</li> </ul>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新株予約権を譲渡するときは、当行の取締役会の承認を要するものとする。</li> <li>・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。</li> </ul>	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1. 新株予約権1個の目的たる株式の種類及び数は当行普通株式1,000株とする。ただし、下記2. に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。

2. 当行が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数の株式については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める新株予約権の目的となる株式数の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権発行日以降、当行が株式分割・併合及び株主割当として時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{分割・併合・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}}$$

(株式併合の場合は減少株式数を減じる)

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとする。

③ 平成16年6月24日第4期定時株主総会決議及び平成16年12月2日開催の取締役会決議

	事業年度末現在 (平成19年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成19年5月31日)
新株予約権の数(個)	25 (注)1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	当行普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	25,000 (注)2	同左
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の目的となる株式1株につき697円 (注)3	同左
新株予約権の行使期間	自平成18年7月1日 至平成26年6月23日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	新株を発行する場合の発行価格は1株につき697円とし、そのうち1株につき349円を資本に組み入れる。ただし、新株予約権の行使に際して、自己株式を移転するときには資本組入額は生じない。	同左
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続を完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。</li> <li>新株予約権者は、平成18年7月1日から平成19年6月30日までの間は、付与された新株予約権の数の2分の1以内(1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切上げる)に限って権利を行使することができる。</li> <li>新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。</li> <li>その他の条件については、平成16年6月24日開催の第4期定時株主総会及び平成16年12月2日開催の取締役会決議に基づき、当行と新株予約権の割当を受ける当行の取締役(社外取締役を除く)・執行役・従業員及び当行完全子会社の取締役(社外取締役を除く)・従業員との間で締結した第3回新株予約権付与契約の定めるところによる。</li> </ul>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>新株予約権を譲渡するときは、当行の取締役会の承認を要するものとする。</li> <li>新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。</li> </ul>	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1. 新株予約権1個の目的たる株式の種類及び数は当行普通株式1,000株とする。ただし、下記2.に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。

2. 当行が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数の株式については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める新株予約権の目的となる株式数の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権発行日以降、当行が株式分割・併合及び株主割当として時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{分割・併合・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}}$$

(株式併合の場合は減少株式数を減じる)

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとする。

④ 平成16年6月24日第4期定時株主総会決議及び平成17年5月24日開催の取締役会決議

	事業年度末現在 (平成19年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成19年5月31日)
新株予約権の数(個)	250 (注)1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	当行普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	250,000 (注)2	同左
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の目的となる株式1株につき551円 (注)3	同左
新株予約権の行使期間	自平成18年7月1日 至平成26年6月23日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	新株を発行する場合の発行価格は1株につき551円とし、そのうち1株につき276円を資本に組み入れる。ただし、新株予約権の行使に際して、自己株式を移転するときには資本組入額は生じない。	同左
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続を完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。</li> <li>・新株予約権者は、平成18年7月1日から平成19年6月30日までの間は、付与された新株予約権の数の2分の1以内(1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切上げる)に限って権利を行使することができる。</li> <li>・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。</li> <li>・その他の条件については、平成16年6月24日開催の第4期定時株主総会及び平成17年5月24日開催の取締役会決議に基づき、当行と新株予約権の割当を受ける当行の取締役(社外取締役を除く)・執行役・従業員及び当行完全子会社の取締役(社外取締役を除く)・従業員との間で締結した第4回新株予約権付与契約の定めるところによる。</li> </ul>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新株予約権を譲渡するときは、当行の取締役会の承認を要するものとする。</li> <li>・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。</li> </ul>	同左

	事業年度末現在 (平成19年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成19年5月31日)
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

- (注) 1. 新株予約権1個の目的たる株式の種類及び数は当行普通株式1,000株とする。ただし、下記2.に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。
2. 当行が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数の株式については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める新株予約権の目的となる株式数の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権発行日以降、当行が株式分割・併合及び株主割当として時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{分割・併合・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}}$$

(株式併合の場合は減少株式数を減じる)

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとする。

⑤ 平成17年6月24日第5期定時株主総会決議及び同日開催の取締役会決議

	事業年度末現在 (平成19年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成19年5月31日)
新株予約権の数(個)	3,927 (注)1	3,919 (注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	当行普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	3,927,000 (注)2	3,919,000 (注)2
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の目的となる株式1株につき601円 (注)3	同左
新株予約権の行使期間	自平成19年7月1日 至平成27年6月23日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	新株を発行する場合の発行価格は1株につき601円とし、そのうち1株につき301円を資本に組み入れる。ただし、新株予約権の行使に際して、自己株式を移転するときには資本組入額は生じない。	同左
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続を完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。</li> <li>・新株予約権者は、平成19年7月1日から平成20年6月30日までの間は、原則として付与された新株予約権の数の2分の1以内(1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切上げる)に限って権利を行使することができる。ただし、第5回新株予約権付与契約の定めにより、全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。</li> <li>・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。</li> </ul>	同左

	事業年度末現在 (平成19年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成19年5月31日)
新株予約権の行使の条件（続き）	・その他の条件については、平成17年6月24日開催の第5期定時株主総会及び同日開催の取締役会決議に基づき、当行と新株予約権の割当を受ける当行の取締役・執行役・従業員及び当行完全子会社の取締役・従業員との間で締結した第5回新株予約権付与契約の定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	・新株予約権を譲渡するときは、当行の取締役会の承認を要するものとする。 ・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1. 新株予約権1個の目的たる株式の種類及び数は当行普通株式1,000株とする。ただし、下記2.に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。

2. 当行が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数の株式については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める新株予約権の目的となる株式数の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権発行日以降、当行が株式分割・併合及び株主割当として時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{分割・併合・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}}$$

(株式併合の場合は減少株式数を減じる)

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとする。

⑥ 平成17年6月24日第5期定時株主総会決議及び同日開催の取締役会決議

	事業年度末現在 (平成19年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成19年5月31日)
新株予約権の数（個）	2,548（注）1	2,543（注）1
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	当行普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	2,548,000（注）2	2,543,000（注）2
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の目的となる株式1株につき601円（注）3	同左
新株予約権の行使期間	自平成17年7月1日 至平成27年6月23日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	新株を発行する場合の発行価格は1株につき601円とし、そのうち1株につき301円を資本に組み入れる。ただし、新株予約権の行使に際して、自己株式を移転するときには資本組入額は生じない。	同左



	事業年度末現在 (平成19年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成19年5月31日)
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続を完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。</li> <li>新株予約権者が権利行使を行うことができるのは、原則として平成19年7月1日以降とし、さらに平成19年7月1日から平成20年6月30日までの間は、付与された新株予約権の数の2分の1以内（1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切上げる）に限って権利を行使することができる。ただし、第6回新株予約権付与契約の定めにより、全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。</li> <li>新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。</li> <li>その他の条件については、平成17年6月24日開催の第5期定時株主総会及び同日開催の取締役会決議に基づき、当行と新株予約権の割当を受ける当行の取締役・執行役・従業員及び当行完全子会社の取締役・従業員との間で締結した第6回新株予約権付与契約の定めるところによる。</li> </ul>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>新株予約権を譲渡するときは、当行の取締役会の承認を要するものとする。</li> <li>新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。</li> </ul>	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

- (注) 1. 新株予約権1個の目的たる株式の種類及び数は当行普通株式1,000株とする。ただし、下記2. に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。
2. 当行が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数の株式については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める新株予約権の目的となる株式数の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権発付日以降、当行が株式分割・併合及び株主割当として時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{分割・併合・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}}$$

(株式併合の場合は減少株式数を減じる)

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとする。

⑦ 平成17年6月24日第5期定時株主総会決議及び同日開催の取締役会決議

	事業年度末現在 (平成19年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成19年5月31日)
新株予約権の数(個)	1,041 (注)1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	当行普通株式	同左

	事業年度末現在 (平成19年 3月31日)	提出日の前月末現在 (平成19年 5月31日)
新株予約権の目的となる株式の数 (株)	1,041,000 (注) 2	同左
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の目的となる株式 1株につき601円 (注) 3	同左
新株予約権の行使期間	自 平成19年 7月 1日 至 平成27年 6月23日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	新株を発行する場合の発行価格は1株につき601円とし、そのうち1株につき301円を資本に組み入れる。ただし、新株予約権の行使に際して、自己株式を移転するときには資本組入額は生じない。	同左
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続を完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。</li> <li>新株予約権者が権利行使を行うことができるのは、原則として平成20年 7月 1日以降とし、さらに平成20年 7月 1日から平成22年 6月30日までの間は、付与された新株予約権の数の2分の1以内(1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切上げる)に限って権利を行使することができる。ただし、第7回新株予約権付与契約の定めにより、全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。</li> <li>新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。</li> <li>その他の条件については、平成17年 6月24日開催の第5期定時株主総会及び同日開催の取締役会決議に基づき、当行と新株予約権の割当を受ける当行の取締役・執行役・従業員及び当行完全子会社の取締役・従業員との間で締結した第7回新株予約権付与契約の定めるところによる。</li> </ul>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>新株予約権を譲渡するときは、当行の取締役会の承認を要するものとする。</li> <li>新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。</li> </ul>	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

- (注) 1. 新株予約権 1個の目的たる株式の種類及び数は当行普通株式1,000株とする。ただし、下記2. に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。
2. 当行が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数の株式については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める新株予約権の目的となる株式数の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権発行日以降、当行が株式分割・併合及び株主割当として時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{分割・併合・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}}$$

(株式併合の場合は減少株式数を減じる)

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとする。

⑧ 平成17年6月24日第5期定時株主総会決議及び同日開催の取締役会決議

	事業年度末現在 (平成19年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成19年5月31日)
新株予約権の数(個)	432 (注)1	430 (注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	当行普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	432,000 (注)2	430,000 (注)2
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の目的となる株式1株につき601円 (注)3	同左
新株予約権の行使期間	自平成17年7月1日 至平成27年6月23日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	新株を発行する場合の発行価格は1株につき601円とし、そのうち1株につき301円を資本に組み入れる。ただし、新株予約権の行使に際して、自己株式を移転するときには資本組入額は生じない。	同左
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続を完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。</li> <li>・新株予約権者が権利行使を行うことができるのは、原則として平成20年7月1日以降とし、さらに平成20年7月1日から平成22年6月30日までの間は、付与された新株予約権の数の2分の1以内(1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切上げる)に限って権利を行使することができる。ただし、第8回新株予約権付与契約の定めにより、全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。</li> <li>・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。</li> <li>・その他の条件については、平成17年6月24日開催の第5期定時株主総会及び同日開催の取締役会決議に基づき、当行と新株予約権の割当を受ける当行の取締役・執行役・従業員及び当行完全子会社の取締役・従業員との間で締結した第8回新株予約権付与契約の定めるところによる。</li> </ul>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新株予約権を譲渡するときは、当行の取締役会の承認を要するものとする。</li> <li>・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。</li> </ul>	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

- (注) 1. 新株予約権1個の目的たる株式の種類及び数は当行普通株式1,000株とする。ただし、下記2.に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。
2. 当行が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数の株式については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める新株予約権の目的となる株式数の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権発行日以降、当行が株式分割・併合及び株主割当として時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{分割} \cdot \text{併合} \cdot \text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割} \cdot \text{新規発行による増加株式数}}$$

(株式併合の場合は減少株式数を減じる)

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとする。

⑨ 平成17年6月24日第5期定時株主総会決議及び平成17年9月23日開催の取締役会決議

	事業年度末現在 (平成19年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成19年5月31日)
新株予約権の数(個)	157 (注)1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	当行普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	157,000 (注)2	同左
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の目的となる株式1株につき697円 (注)3	同左
新株予約権の行使期間	自平成19年7月1日 至平成27年6月23日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	新株を発行する場合の発行価格は1株につき697円とし、そのうち1株につき349円を資本に組み入れる。ただし、新株予約権の行使に際して、自己株式を移転するときには資本組入額は生じない。	同左
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続を完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。</li> <li>・新株予約権者は、平成19年7月1日から平成20年6月30日までの間は、原則として付与された新株予約権の数の2分の1以内(1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切上げる)に限って権利を行使することができる。ただし、第9回新株予約権付与契約の定めにより、全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。</li> <li>・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。</li> <li>・その他の条件については、平成17年6月24日開催の第5期定時株主総会及び平成17年9月23日開催の取締役会決議に基づき、当行と新株予約権の割当を受ける当行の取締役・執行役・従業員及び当行完全子会社の取締役・従業員との間で締結した第9回新株予約権付与契約の定めるところによる。</li> </ul>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新株予約権を譲渡するときは、当行の取締役会の承認を要するものとする。</li> <li>・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。</li> </ul>	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

- (注) 1. 新株予約権1個の目的たる株式の種類及び数は当行普通株式1,000株とする。ただし、下記2.に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。
2. 当行が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数の株式については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割} \cdot \text{併合の比率}$$

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める新株予約権の目的となる株式数の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権発行日以降、当行が株式分割・併合及び株主割当として時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{分割・併合・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}}$$

(株式併合の場合は減少株式数を減じる)

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとする。

⑩ 平成17年6月24日第5期定時株主総会決議及び平成17年9月23日開催の取締役会決議

	事業年度末現在 (平成19年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成19年5月31日)
新株予約権の数(個)	53 (注)1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	当行普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	53,000 (注)2	同左
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の目的となる株式1株につき697円 (注)3	同左
新株予約権の行使期間	自平成19年7月1日 至平成27年6月23日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	新株を発行する場合の発行価格は1株につき697円とし、そのうち1株につき349円を資本に組み入れる。ただし、新株予約権の行使に際して、自己株式を移転するときには資本組入額は生じない。	同左
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続を完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。</li> <li>・新株予約権者が権利行使を行うことができるのは、原則として平成20年7月1日以降とし、さらに平成20年7月1日から平成22年6月30日までの間は、付与された新株予約権の数の2分の1以内(1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切上げる)に限って権利を行使することができる。ただし、第10回新株予約権付与契約の定めにより、全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。</li> <li>・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。</li> <li>・その他の条件については、平成17年6月24日開催の第5期定時株主総会及び平成17年9月23日開催の取締役会決議に基づき、当行と新株予約権の割当を受ける当行の取締役・執行役員・従業員及び当行完全子会社の取締役・従業員との間で締結した第10回新株予約権付与契約の定めるところによる。</li> </ul>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新株予約権を譲渡するときは、当行の取締役会の承認を要するものとする。</li> <li>・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。</li> </ul>	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

- (注) 1. 新株予約権 1 個の目的たる株式の種類及び数は当行普通株式1,000株とする。ただし、下記2. に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。
2. 当行が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数の株式については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める新株予約権の目的となる株式数の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権発行日以降、当行が株式分割・併合及び株主割当として時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{分割・併合・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}}$$

(株式併合の場合は減少株式数を減じる)

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとする。

① 平成17年6月24日第5期定時株主総会決議及び平成18年2月28日開催の取締役会決議

	事業年度末現在 (平成19年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成19年5月31日)
新株予約権の数(個)	50 (注)1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	当行普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	50,000 (注)2	同左
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の目的となる株式1株につき774円 (注)3	同左
新株予約権の行使期間	自平成19年7月1日 至平成27年6月23日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	新株を発行する場合の発行価格は1株につき774円とし、そのうち1株につき387円を資本に組み入れる。ただし、新株予約権の行使に際して、自己株式を移転するときには資本組入額は生じない。	同左
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続を完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。</li> <li>・新株予約権者は、平成19年7月1日から平成20年6月30日までの間は、原則として付与された新株予約権の数の2分の1以内(1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切上げる)に限って権利を行使することができる。ただし、第11回新株予約権付与契約の定めにより、全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。</li> <li>・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。</li> <li>・その他の条件については、平成17年6月24日開催の第5期定時株主総会及び平成18年2月28日開催の取締役会決議に基づき、当行と新株予約権の割当を受ける当行の取締役・執行役・従業員及び当行完全子会社の取締役・従業員との間で締結した第11回新株予約権付与契約の定めるところによる。</li> </ul>	同左

	事業年度末現在 (平成19年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成19年5月31日)
新株予約権の譲渡に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新株予約権を譲渡するときは、当行の取締役会の承認を要するものとする。</li> <li>・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。</li> </ul>	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

- (注) 1. 新株予約権1個の目的たる株式の種類及び数は当行普通株式1,000株とする。ただし、下記2.に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。
2. 当行が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数の株式については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める新株予約権の目的となる株式数の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権発行日以降、当行が株式分割・併合及び株主割当として時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{分割・併合・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}}$$

(株式併合の場合は減少株式数を減じる)

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとする。

⑫ 平成17年6月24日第5期定時株主総会決議及び平成18年2月28日開催の取締役会決議

	事業年度末現在 (平成19年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成19年5月31日)
新株予約権の数(個)	17 (注)1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	当行普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	17,000 (注)2	同左
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の目的となる株式1株につき774円 (注)3	同左
新株予約権の行使期間	自平成19年7月1日 至 平成27年6月23日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	新株を発行する場合の発行価格は1株につき774円とし、そのうち1株につき387円を資本に組み入れる。ただし、新株予約権の行使に際して、自己株式を移転するときには資本組入額は生じない。	同左
新株予約権の行使の条件	・新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続を完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。	同左

	事業年度末現在 (平成19年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成19年5月31日)
新株予約権の行使の条件(続き)	<ul style="list-style-type: none"> <li>新株予約権者が権利行使を行うことができるのは、原則として平成20年7月1日以降とし、さらに平成20年7月1日から平成22年6月30日までの間は、付与された新株予約権の数の2分の1以内(1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切上げる)に限って権利を行使することができる。ただし、第12回新株予約権付与契約の定めにより、全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。</li> <li>新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。</li> <li>その他の条件については、平成17年6月24日開催の第5期定時株主総会及び平成18年2月28日開催の取締役会決議に基づき、当行と新株予約権の割当を受ける当行の取締役・執行役・従業員及び当行完全子会社の取締役・従業員との間で締結した第12回新株予約権付与契約の定めるところによる。</li> </ul>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>新株予約権を譲渡するときは、当行の取締役会の承認を要するものとする。</li> <li>新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。</li> </ul>	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1. 新株予約権1個の目的たる株式の種類及び数は当行普通株式1,000株とする。ただし、下記2.に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。

2. 当行が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数の株式については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める新株予約権の目的となる株式数の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権発行日以降、当行が株式分割・併合及び株主割当として時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{分割・併合・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}}$$

(株式併合の場合は減少株式数を減じる)

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとする。

⑬ 平成17年6月24日第5期定時株主総会決議及び平成18年5月23日開催の取締役会決議

	事業年度末現在 (平成19年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成19年5月31日)
新株予約権の数(個)	4,684 (注)1	4,649 (注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	当行普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	4,684,000 (注)2	4,649,000 (注)2



	事業年度末現在 (平成19年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成19年5月31日)
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の目的となる株式1株につき825円 (注)3	同左
新株予約権の行使期間	自平成20年6月1日 至平成27年6月23日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	新株を発行する場合の発行価格は1株につき825円とし、そのうち1株につき413円を資本に組み入れる。ただし、新株予約権の行使に際して、自己株式を移転するときには資本組入額は生じない。	同左
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続を完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。</li> <li>・新株予約権者は、原則として平成20年6月1日から平成21年5月31日までの間は、付与された新株予約権の数の2分の1以内(1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切上げる)に限って権利を行使することができる。ただし、第13回新株予約権付与契約の定めにより、全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。</li> <li>・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。</li> <li>・その他の条件については、平成17年6月24日開催の第5期定時株主総会及び平成18年5月23日開催の取締役会決議に基づき、当行と新株予約権の割当を受ける当行の取締役・執行役員・従業員及び当行完全子会社の取締役・従業員との間で締結した第13回新株予約権付与契約の定めるところによる。</li> </ul>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新株予約権を譲渡するときは、当行の取締役会の承認を要するものとする。</li> <li>・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。</li> </ul>	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1. 新株予約権1個の目的たる株式の種類及び数は当行普通株式1,000株とする。ただし、下記2.に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。

2. 当行が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数の株式については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める新株予約権の目的となる株式数の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権発行日以降、当行が株式分割・併合及び株主割当として時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{分割・併合・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}}$$

(株式併合の場合は減少株式数を減じる)

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとする。

⑭ 平成17年6月24日第5期定時株主総会決議及び平成18年5月23日開催の取締役会決議

	事業年度末現在 (平成19年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成19年5月31日)
新株予約権の数(個)	2,680 (注)1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	当行普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	2,680,000 (注)2	同左
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の目的となる株式1株につき825円 (注)3	同左
新株予約権の行使期間	自平成18年6月1日 至平成27年6月23日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	新株を発行する場合の発行価格は1株につき825円とし、そのうち1株につき413円を資本に組み入れる。ただし、新株予約権の行使に際して、自己株式を移転するときには資本組入額は生じない。	同左
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続を完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。</li> <li>・新株予約権者が権利行使を行うことができるのは、原則として平成20年6月1日以降とし、さらに平成20年6月1日から平成21年5月31日までの間は、付与された新株予約権の数の2分の1以内(1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切上げる)に限って権利を行使することができる。ただし、第14回新株予約権付与契約の定めにより、全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。</li> <li>・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。</li> <li>・その他の条件については、平成17年6月24日開催の第5期定時株主総会及び平成18年5月23日開催の取締役会決議に基づき、当行と新株予約権の割当を受ける当行の取締役・執行役・従業員及び当行完全子会社の取締役・従業員との間で締結した第14回新株予約権付与契約の定めるところによる。</li> </ul>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新株予約権を譲渡するときは、当行の取締役会の承認を要するものとする。</li> <li>・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。</li> </ul>	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1. 新株予約権1個の目的たる株式の種類及び数は当行普通株式1,000株とする。ただし、下記2. に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。

2. 当行が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数の株式については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める新株予約権の目的となる株式数の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権発行日以降、当行が株式分割・併合及び株主割当として時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{分割} \cdot \text{併合} \cdot \text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割} \cdot \text{新規発行による増加株式数}}$$

(株式併合の場合は減少株式数を減じる)

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとする。

⑮ 平成17年6月24日第5期定時株主総会決議及び平成18年5月23日開催の取締役会決議

	事業年度末現在 (平成19年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成19年5月31日)
新株予約権の数(個)	1,261 (注)1	1,259 (注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	当行普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,261,000 (注)2	1,259,000 (注)2
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の目的となる株式1株につき825円 (注)3	同左
新株予約権の行使期間	自平成20年6月1日 至平成27年6月23日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	新株を発行する場合の発行価格は1株につき825円とし、そのうち1株につき413円を資本に組み入れる。ただし、新株予約権の行使に際して、自己株式を移転するときには資本組入額は生じない。	同左
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続を完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。</li> <li>・新株予約権者が権利行使を行うことができるのは、原則として平成21年6月1日以降とし、さらに平成21年6月1日から平成23年5月31日までの間は、付与された新株予約権の数の2分の1以内(1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切上げる)に限って権利を行使することができる。ただし、第15回新株予約権付与契約の定めにより、全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。</li> <li>・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。</li> <li>・その他の条件については、平成17年6月24日開催の第5期定時株主総会及び平成18年5月23日開催の取締役会決議に基づき、当行と新株予約権の割当を受ける当行の取締役・執行役・従業員及び当行完全子会社の取締役・従業員との間で締結した第15回新株予約権付与契約の定めるところによる。</li> </ul>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新株予約権を譲渡するときは、当行の取締役会の承認を要するものとする。</li> <li>・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。</li> </ul>	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1. 新株予約権1個の目的たる株式の種類及び数は当行普通株式1,000株とする。ただし、下記2.に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。

2. 当行が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数の株式については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める新株予約権の目的となる株式数の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権発行日以降、当行が株式分割・併合及び株主割当として時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{分割・併合・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}}$$

(株式併合の場合は減少株式数を減じる)

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとする。

⑩ 平成17年6月24日第5期定時株主総会決議及び平成18年5月23日開催の取締役会決議

	事業年度末現在 (平成19年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成19年5月31日)
新株予約権の数(個)	215 (注)1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	当行普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	215,000 (注)2	同左
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の目的となる株式1株につき825円 (注)3	同左
新株予約権の行使期間	自平成18年6月1日 至平成27年6月23日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	新株を発行する場合の発行価格は1株につき825円とし、そのうち1株につき413円を資本に組み入れる。ただし、新株予約権の行使に際して、自己株式を移転するときには資本組入額は生じない。	同左
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続を完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。</li> <li>・新株予約権者が権利行使を行うことができるのは、原則として平成21年6月1日以降とし、さらに平成21年6月1日から平成23年5月31日までの間は、付与された新株予約権の数の2分の1以内(1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切上げる)に限って権利を行使することができる。ただし、第16回新株予約権付与契約の定めにより、全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。</li> <li>・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。</li> <li>・その他の条件については、平成17年6月24日開催の第5期定時株主総会及び平成18年5月23日開催の取締役会決議に基づき、当行と新株予約権の割当を受ける当行の取締役・執行役・従業員及び当行完全子会社の取締役・従業員との間で締結した第16回新株予約権付与契約の定めるところによる。</li> </ul>	同左

	事業年度末現在 (平成19年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成19年5月31日)
新株予約権の譲渡に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新株予約権を譲渡するときは、当行の取締役会の承認を要するものとする。</li> <li>・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。</li> </ul>	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

- (注) 1. 新株予約権1個の目的たる株式の種類及び数は当行普通株式1,000株とする。ただし、下記2.に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。
2. 当行が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数の株式については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める新株予約権の目的となる株式数の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権発行日以降、当行が株式分割・併合及び株主割当として時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{分割・併合・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}}$$

(株式併合の場合は減少株式数を減じる)

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとする。

⑰ 平成18年6月27日第6期定時株主総会決議及び平成19年5月9日開催の取締役会決議

	事業年度末現在 (平成19年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成19年5月31日)
新株予約権の数(個)	—	3,306(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	—	当行普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	—	3,306,000(注)2
新株予約権の行使時の払込金額	—	新株予約権の目的となる株式1株につき555円(注)3
新株予約権の行使期間	—	自平成21年6月1日 至平成29年5月8日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	—	新株を発行する場合の発行価格は1株につき555円とし、増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
新株予約権の行使の条件	—	・新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続を完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。

	事業年度末現在 (平成19年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成19年5月31日)
新株予約権の行使の条件（続き）	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新株予約権者が権利行使を行うことができるのは、原則として平成21年6月1日以降とし、さらに平成21年6月1日から平成23年5月31日までの間は、付与された本新株予約権の数の2分の1以内（1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切上げる）に限って権利を行使することができる。ただし、第17回新株予約権付与契約の定めにより、全ての本新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。</li> <li>・本新株予約権の質入れその他一切の処分は認めないものとする。</li> <li>・権利行使日の前取引日における東京証券取引所における当行普通株式の普通取引の終値が600円を超えるときにおいてのみ、行使可能とする。ただし、当行の甲種及び乙種優先株式（優先株式の取得条項又は取得請求権に基づく当行による取得の対価として当行普通株式が交付された場合には当該普通株式を含む。）を、預金保険機構もしくは株式会社整理回収機構、又は、その承継者として指定された者が保有しなくなった場合はこの限りではない。</li> <li>・その他の条件については、平成18年6月27日開催の第6期定時株主総会及び平成19年5月9日開催の取締役会決議に基づき、当行と本新株予約権の割当を受ける当行の取締役・執行役・従業員及び当行完全子会社の取締役・従業員との間で締結する第17回新株予約権付与契約の定めるところによる。</li> </ul>
新株予約権の譲渡に関する事項	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本新株予約権を譲渡するときは、当行の取締役会の承認を要するものとする。</li> <li>・本新株予約権の質入れその他一切の処分は認めないものとする。</li> </ul>
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	<p>当行が消滅会社となる合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転を行う場合には、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画に従い、本新株予約権に代えて、当該合併後存続する株式会社、当該合併により設立する株式会社、当該吸収分割に際して吸収分割会社の事業に係る権利義務を承継する株式会社、当該新設分割により設立する株式会社、当該株式交換により株式交換完全親会社となる株式会社又は株式移転により設立する株式会社の新株予約権が交付される。（注）4</p>

（注）1. 新株予約権1個の目的たる株式の種類及び数は当行普通株式1,000株とする。ただし、下記2. に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。

2. 当行が株式の併合、株式の分割又は株式無償割当を行う場合、次の算式により目的である株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数の株式については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{株式の併合、分割又は無償割当の比率}$$

また、当行が他社と当行が存続会社となる吸収合併を行う場合、当行が株式交換による他の株式会社の発行済株式全部の取得を行う場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割もしくは吸収分割による他の会社とその事業に関して有する権利義務の全部もしくは一部の承継を行う場合、当行は必要と認める株式数の調整を行うことができるものとする。

3. 本新株予約権発行日以降、当行が株式の併合又は分割及び株主に対する割当として時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{株式の併合又は分割・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{株式の分割・新規発行による増加株式数}}$$

(株式の併合の場合は減少株式数を減じる)

また、当行が他社と当行が存続会社となる吸収合併を行う場合、当行が株式交換による他の株式会社の発行済株式全部の取得を行う場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割もしくは吸収分割による他の会社とその事業に関して有する権利義務の全部もしくは一部の承継を行う場合、当行は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとする。

4. この場合に、交付されうる新株予約権の条件は、以下に定めるとおりとする。

①新株予約権の目的である株式

合併後存続する株式会社、合併により設立する株式会社、吸収分割に際して吸収分割会社の事業に係る権利義務を承継する株式会社、新設分割により設立する株式会社、株式交換により株式交換完全親会社となる株式会社又は株式移転により設立する株式会社の同種の株式。

②新株予約権の目的である株式の数

合併、会社分割、株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。調整の結果、新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数が生じる場合、これを切り捨てる。

③新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（行使価額）

合併、会社分割、株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

④新株予約権を行使することができる期間、新株予約権の行使の条件、会社が新株予約権を取得することができる事由等

合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定める。

⑤譲渡制限

新株予約権の譲渡については、新株予約権を交付する会社の取締役会の承認を要する。

⑱ 平成18年6月27日第6期定時株主総会決議及び平成19年5月9日開催の取締役会決議

	事業年度末現在 (平成19年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成19年5月31日)
新株予約権の数(個)	—	1,480(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	—	当行普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	—	1,480,000(注)2
新株予約権の行使時の払込金額	—	新株予約権の目的となる株式1株につき555円(注)3
新株予約権の行使期間	—	自平成19年6月1日 至平成29年5月8日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	—	新株を発行する場合の発行価格は1株につき555円とし、増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
新株予約権の行使の条件	—	・新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続を完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。

	事業年度末現在 (平成19年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成19年5月31日)
新株予約権の行使の条件（続き）	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新株予約権者が権利行使を行うことができるのは、原則として平成21年6月1日以降とし、さらに平成21年6月1日から平成23年5月31日までの間は、付与された本新株予約権の数の2分の1以内（1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切上げる）に限って権利を行使することができる。ただし、第18回新株予約権付与契約の定めにより、全ての本新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。</li> <li>・本新株予約権の質入れその他一切の処分は認めないものとする。</li> <li>・権利行使日の前取引日における東京証券取引所における当行普通株式の普通取引の終値が600円を超えるときにおいてのみ、行使可能とする。ただし、当行の甲種及び乙種優先株式（優先株式の取得条項又は取得請求権に基づく当行による取得の対価として当行普通株式が交付された場合には当該普通株式を含む。）を、預金保険機構もしくは株式会社整理回収機構、又は、その承継者として指定された者が保有しなくなった場合はこの限りではない。</li> <li>・その他の条件については、平成18年6月27日開催の第6期定時株主総会及び平成19年5月9日開催の取締役会決議に基づき、当行と本新株予約権の割当を受ける当行の取締役・執行役・従業員及び当行完全子会社の取締役・従業員との間で締結する第18回新株予約権付与契約の定めるところによる。</li> </ul>
新株予約権の譲渡に関する事項	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本新株予約権を譲渡するときは、当行の取締役会の承認を要するものとする。</li> <li>・本新株予約権の質入れその他一切の処分は認めないものとする。</li> </ul>
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	<p>当行が消滅会社となる合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転を行う場合には、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画に従い、本新株予約権に代えて、当該合併後存続する株式会社、当該合併により設立する株式会社、当該吸収分割に際して吸収分割会社の事業に係る権利義務を承継する株式会社、当該新設分割により設立する株式会社、当該株式交換により株式交換完全親会社となる株式会社又は株式移転により設立する株式会社の新株予約権が交付される。（注）4</p>

（注）1. 新株予約権1個の目的たる株式の種類及び数は当行普通株式1,000株とする。ただし、下記2. に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。

2. 当行が株式の併合、株式の分割又は株式無償割当を行う場合、次の算式により目的である株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数の株式については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{株式の併合、分割又は無償割当の比率}$$

また、当行が他社と当行が存続会社となる吸収合併を行う場合、当行が株式交換による他の株式会社の発行済株式全部の取得を行う場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割もしくは吸収分割による他の会社とその事業に関して有する権利義務の全部もしくは一部の承継を行う場合、当行は必要と認める株式数の調整を行うことができるものとする。



3. 本新株予約権発行日以降、当行が株式の併合又は分割及び株主に対する割当として時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{株式の併合又は分割} \cdot \text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{株式の分割} \cdot \text{新規発行による増加株式数}}$$

(株式の併合の場合は減少株式数を減じる)

また、当行が他社と当行が存続会社となる吸収合併を行う場合、当行が株式交換による他の株式会社の発行済株式全部の取得を行う場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割もしくは吸収分割による他の会社とその事業に関して有する権利義務の全部もしくは一部の承継を行う場合、当行は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとする。

4. この場合に、交付されうる新株予約権の条件は、以下に定めるとおりとする。

①新株予約権の目的である株式

合併後存続する株式会社、合併により設立する株式会社、吸収分割に際して吸収分割会社の事業に係る権利義務を承継する株式会社、新設分割により設立する株式会社、株式交換により株式交換完全親会社となる株式会社又は株式移転により設立する株式会社の同種の株式。

②新株予約権の目的である株式の数

合併、会社分割、株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。調整の結果、新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数が生じる場合、これを切り捨てる。

③新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（行使価額）

合併、会社分割、株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

④新株予約権を行使することができる期間、新株予約権の行使の条件、会社が新株予約権を取得することができる事由等

合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定める。

⑤譲渡制限

新株予約権の譲渡については、新株予約権を交付する会社の取締役会の承認を要する。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数 (千株)	発行済株式総数 残高 (千株)	資本金増減 額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千 円)	資本準備金 残高 (千円)
平成15年7月29日 (注1)	△1,358,537	2,033,065	—	451,296,960	—	18,558,337
平成18年7月31日 (注2)	△99,966	1,933,098	—	451,296,960	—	18,558,337
平成18年11月16日 (注3)	△85,000	1,848,098	—	451,296,960	—	18,558,337

(注1) 普通株式2株を1株とする株式併合であります。

株式併合後の発行済普通株式数 1,358,537千株

(注2) 第三回乙種優先株式300,000千株に係る優先株主の取得請求による普通株式200,033千株の交付、及び、当該優先株式300,000千株の消却によるものであります。

(注3) 自己株式(普通株式)85,000千株の消却であります。

## (5) 【所有者別状況】

## ① 普通株式

平成19年3月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数1,000株）								単元未満株式の状況 (株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	証券会社	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	—	111	72	684	472	56	53,128	54,523	—
所有株式数 (単元)	—	202,143	29,224	11,469	892,831	93,008	244,778	1,473,453	117,944
所有株式数の 割合（%）	—	13.72	1.98	0.78	60.59	6.31	16.61	100.00	—

- (注) 1. 当行の知り得る範囲で、実質所有により記載しております。  
 2. 自己株式96,418,370株は「個人その他」に96,418単元、「単元未満株式の状況」に370株含まれております。  
 3. 当行の関連会社であるシンキ株式会社が保有している株式20,000株は「その他の法人」に20単元含まれております。  
 4. 「その他の法人」欄には、証券保管振替機構名義の株式が18単元含まれております。

## ② 第二回甲種優先株式

平成19年3月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数1,000株）								単元未満株式の状況 (株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	証券会社	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	—	—	—	1	—	—	—	1	—
所有株式数 (単元)	—	—	—	74,528	—	—	—	74,528	—
所有株式数の 割合（%）	—	—	—	100.00	—	—	—	100.00	—

## ③ 第三回乙種優先株式

平成19年3月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数1,000株）								単元未満株式の状況 (株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	証券会社	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	—	—	—	1	—	—	—	1	—
所有株式数 (単元)	—	—	—	300,000	—	—	—	300,000	—
所有株式数の 割合（%）	—	—	—	100.00	—	—	—	100.00	—

## (6) 【大株主の状況】

## ① 普通株式

平成19年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数 に対する所有株式 数の割合(%)
ザチェースマンハッタンバンクエヌエイ ロンドン (常任代理人 株式会社みずほコーポレ ト銀行 兜町証券決済業務室)	WOOLGATE HOUSE, COLEMAN STREET LONDON EC2P 2HD ENGLAND (東京都中央区日本橋兜町6番7号)	133,306	9.04
ステートストリートバンクアンドトラ ストカンパニー (常任代理人 株式会社みずほコーポレ ト銀行 兜町証券決済業務室)	P. O. BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U. S. A. (東京都中央区日本橋兜町6番7号)	110,122	7.47
株式会社新生銀行	東京都千代田区内幸町2丁目1番8号	96,418	6.54
J. クリストファー フラワーズ	1000 HARBOR BOULEVARD, WEEHAWKEN, N. J. 07086 U. S. A. ユービーエス ファイナンシャル サービス スペシャル リザーブ アカ운ツ エク スクルーシブ ベネフィット カスタマー (常任代理人 シティバンク、エヌ・エイ 東京支店 東京都品川区東品川2丁目3番14 号 気付)	92,670	6.28
サントンデールインベストメントエス シーセントラルヴァローレ (常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行 決済事業部)	ADVA CANTABRIA S/N 28660 BOADILLA DEL MONTE. MADRID. SPAIN (東京都千代田区丸の内2丁目7番1号)	65,184	4.42
ステートストリートバンクアンドトラ ストカンパニー505103 (常任代理人 株式会社みずほコーポレ ト銀行 兜町証券決済業務室)	P. O. BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U. S. A. (東京都中央区日本橋兜町6番7号)	48,502	3.29
日本マスタートラスト信託銀行株式会 社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	39,131	2.65
日本トラスティ・サービス信託銀行株式 会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	29,846	2.02
メロンバンクエヌエーアズエージェン トフォーイッククライアントメロンオム ニバスユーエスペンション (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	ONE BOSTON PLACE BOSTON MASSACHUSETTS 02108 U. S. A. (東京都中央区日本橋3丁目11番1号)	28,219	1.91
ザバンクオブニューヨークトリート イヤスデツクアカウント (常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行 決済事業部)	AVENUE DES ARTS, 35 KUNSTLAAN, 1040 BRUSSELS, BELGIUM (東京都千代田区丸の内2丁目7番1号)	22,810	1.54
ヒーローアンドカンパニー (常任代理人 株式会社三井住友銀行 資金証券サービス部)	90 WASHINGTON STREET NEW YORK, NY 10015 U. S. A. (東京都千代田区丸の内1丁目3番2号)	19,542	1.32
計	—	685,755	46.53

(注) 1. 当行の知り得る範囲で、実質所有により記載しております。

2. J. クリストファー フラワーズ氏は、当行の取締役であります。

3. モルガン・スタンレー証券株式会社及びその共同保有者である下記5社が平成19年1月22日付で同年1月15日を報告義務発生日とする大量保有報告書の変更報告書(No.1)を提出しておりますが、当行としては実質所有株式数が確認できませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、当該変更報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数(株)	株券等保有割合(%)(*1)
モルガン・スタンレー証券株式会社	東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号 恵比寿ガーデンプレイスタワー	2,819,000	0.15
モルガン・スタンレー・アンド・カンパニー・インターナショナル・リミテッド	25 Cabot Square Canary Wharf London E14 4QA U.K.	15,593,249	0.84
モルガン・スタンレー・セキュリティーズ・リミテッド	25 Cabot Square Canary Wharf London E14 4QA U.K.	3,405,279	0.18
モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・リミテッド	25 Cabot Square Canary Wharf London E14 4QA U.K.	24,296,000	1.31
モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インク	1221 Avenue of the Americas, New York, NY 10020, USA	52,320,000	2.83
モルガン・スタンレー・インベストメント・アドバイザーズ・インク	1221 Avenue of the Americas, New York, NY 10020, USA	1,955,000	0.11
合計	—	100,388,528	5.43

(\*1) 甲種優先株式・乙種優先株式も含めた平成19年1月15日現在の発行済株式総数として当該報告書に記載された株式数(1,848,098,000株)に対する割合。

4. テンプルトン・グローバル・アドバイザーズ・リミテッド及びその共同保有者である下記2社が平成19年2月7日付で同年1月31日を報告義務発生日とする大量保有報告書の変更報告書(No.1)を提出しておりますが、当行としては実質所有株式数が確認できませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、当該変更報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数(株)	株券等保有割合(%)(*1)
テンプレートン・グローバル・アドバイザーズ・リミテッド	バハマ連邦、ナッソー、ライフオード・ケイ、BOX N-7759	125,133,661	6.77
テンプレートン・インベストメント・カウンセル・エルエルシー	アメリカ合衆国 33394、フロリダ州、 フォート・ローダデル、スイート2100、 イースト・ブロード・ブルヴァール500	4,717,478	0.26
テンプレートン・アセット・マネジメント・リミテッド	シンガポール共和国 038987、サンテック・ タワー・ワン#38-03、テマセク・ブルヴァール7	6,436,000	0.35
合計	—	136,287,139	7.37

(\*1) 甲種優先株式・乙種優先株式も含めた平成19年1月31日現在の発行済株式総数(1,848,098,944株)に対する割合。

5. パークレイズ・グローバル・インベスターズ信託銀行株式会社及びその共同保有者である下記8社が平成19年1月9日付で平成18年12月31日を報告義務発生日とする大量保有報告書を提出しておりますが、当行としては実質所有株式数が確認できませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、当該報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数(株)	株券等保有割合(%)(*1)
パークレイズ・グローバル・インベスターズ信託銀行株式会社	〒150-8402 東京都渋谷区広尾1丁目1番39号	3,756,000	0.20
パークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社	〒150-8402 東京都渋谷区広尾1丁目1番39号	41,767,000	2.26
パークレイズ・グローバル・インベスターズ、エヌ・エイ	〒94105 米国 カリフォルニア州 サンフランシスコ市 フリーモント・ストリート45	28,594,400	1.55
パークレイズ・グローバル・ファンド・アドバイザーズ	〒94105 米国 カリフォルニア州 サンフランシスコ市 フリーモント・ストリート45	10,325,000	0.56
パークレイズ・グローバル・インベスターズ・オーストラリア・リミテッド	〒2000 オーストラリア ニュー・サウス・ウェールズ州 シドニー ハーリントン・ストリート111	1,865,700	0.10
パークレイズ・グローバル・インベスターズ・リミテッド	〒EC3N 4HH 英国 ロンドン市 ロイヤル・ミント・コート1	21,448,000	1.16
パークレイズ・ライフ・アシュアランス・カンパニー・リミテッド	〒EC3N 4HH 英国 ロンドン市 ロイヤル・ミント・コート1 ムーレイハウス	54,000	0.00
パークレイズ・バンク・ピーエルシー	〒E14 5HP 英国 ロンドン市 チャーチル・プレイス1	112,000	0.01
パークレイズ・グローバル・インベスターズ・カナダ・リミテッド	〒M5J 2S1 カナダ オンタリオ州 トロント市 ベイ・ストリート161、2500号	124,000	0.01
合計	—	108,046,100	5.85

(\*1) 甲種優先株式・乙種優先株式も含めた平成18年12月31日現在の発行済株式総数(1,848,098,944株)に対する割合。

② 第二回甲種優先株式

平成19年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(千株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
預金保険機構	東京都千代田区有楽町1丁目12番1号	74,528	100.00
計	—	74,528	100.00

③ 第三回乙種優先株式

平成19年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(千株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社整理回収機構	東京都中野区本町2丁目46番1号	300,000	100.00
計	—	300,000	100.00

## (7) 【議決権の状況】

## ① 【発行済株式】

平成19年3月31日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	第二回 甲種優先株式 74,528,000 第三回 乙種優先株式 300,000,000	—	優先株式の内容は「(1) 株式の総数等」の「②発行済株式」の注記に記載しております。
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	普通株式 96,438,000	—	(注) 1
完全議決権株式 (その他)	普通株式 1,377,015,000	1,377,015	(注) 2
単元未満株式	普通株式 117,944	—	(注) 3
発行済株式総数	1,848,098,944	—	—
総株主の議決権	—	1,377,015	—

(注) 1. 自己保有株式が96,418,000株、当行の関連会社であるシンキ株式会社が保有している株式が20,000株含まれております。

2. 証券保管振替機構名義の株式が18,000株 (議決権18個) 含まれております。

3. 当行所有の自己株式が370株含まれております。

## ② 【自己株式等】

平成19年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数 (株)	他人名義所有 株式数 (株)	所有株式数の 合計 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合 (%)
株式会社新生銀行	東京都千代田区内幸町 二丁目1番8号	96,418,000	—	96,418,000	5.22
シンキ株式会社	東京都新宿区西新宿 一丁目6番1号 (新宿エルタワー28F)	20,000	—	20,000	0.00
計	—	96,438,000	—	96,438,000	5.22

(注) 上記「①発行済株式」の「完全議決権株式 (自己株式等)」の内訳であります。

(8) 【ストックオプション制度の内容】

当行は新株予約権方式によるストックオプション制度を採用しております。

当該制度は、旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき、当行の取締役等に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを平成16年6月24日開催の第4期定時株主総会及び平成17年6月24日開催の第5期定時株主総会において特別決議されたもの、会社法第238条及び第239条の規定に基づき、当行の取締役等に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを平成18年6月27日開催の第6期定時株主総会及び平成19年6月20日開催の第7期定時株主総会において特別決議されたものであります。当該制度の内容は次のとおりであります。

決 議 年 月 日	平成16年6月24日
付与対象者の区分及び人数（名）	<p>当行取締役（社外取締役を除く）・執行役・従業員及び当行完全子会社の取締役（社外取締役を除く）・従業員</p> <p>①平成16年6月24日開催取締役会にて発行決議された新株予約権 当行取締役1名、当行執行役10名、当行従業員2,182名及び 当行完全子会社の取締役3名</p> <p>②平成16年9月17日開催取締役会にて発行決議された新株予約権 当行従業員3名</p> <p>③平成16年12月2日開催取締役会にて発行決議された新株予約権 当行従業員1名</p> <p>④平成17年5月24日開催取締役会にて発行決議された新株予約権 当行執行役1名</p>
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上（注）
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 新株予約権発行日以降、当行が株式分割・併合及び株主割当として時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{分割・併合・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}}$$

（株式併合の場合は減少株式数を減じる）

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、または当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとする。



決議年月日	平成17年6月24日
付与対象者の区分及び人数（名）	当行取締役・執行役・従業員及び当行完全子会社の取締役・従業員の一部 ①平成17年6月24日開催取締役会にて発行決議された新株予約権 当行取締役17名、当行執行役8名、当行従業員437名 ②平成17年6月24日開催取締役会にて発行決議された新株予約権 当行取締役1名、当行執行役4名、当行従業員35名 ③平成17年6月24日開催取締役会にて発行決議された新株予約権 当行執行役8名、当行従業員127名 ④平成17年6月24日開催取締役会にて発行決議された新株予約権 当行執行役1名、当行従業員34名 ⑤平成17年9月23日開催取締役会にて発行決議された新株予約権 当行従業員2名 ⑥平成17年9月23日開催取締役会にて発行決議された新株予約権 当行従業員2名 ⑦平成18年2月28日開催取締役会にて発行決議された新株予約権 当行従業員2名 ⑧平成18年2月28日開催取締役会にて発行決議された新株予約権 当行従業員2名 ⑨平成18年5月23日開催取締役会にて発行決議された新株予約権 当行取締役17名、当行執行役12名、当行従業員559名 ⑩平成18年5月23日開催取締役会にて発行決議された新株予約権 当行取締役2名、当行執行役1名、当行従業員28名 ⑪平成18年5月23日開催取締役会にて発行決議された新株予約権 当行執行役12名、当行従業員159名 ⑫平成18年5月23日開催取締役会にて発行決議された新株予約権 当行従業員19名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上（注）
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

（注） 新株予約権発行日以降、当行が株式分割・併合及び株主割当として時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{分割・併合・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}}$$

（株式併合の場合は減少株式数を減じる）

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、または当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとする。

決議年月日	平成18年6月27日
付与対象者の区分及び人数(名)	当行及び当行子会社の取締役・執行役・従業員並びに当行のシニアアドバイザー ①平成19年5月9日開催取締役会にて発行決議された新株予約権 当行取締役12名、当行執行役13名、当行従業員110名 ②平成19年5月9日開催取締役会にて発行決議された新株予約権 当行執行役3名、当行従業員23名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上(注)
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 1. 本新株予約権発行日以降、当行が株式の併合又は分割及び株主に対する割当として時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{株式の併合又は分割} \cdot \text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{株式の分割} \cdot \text{新規発行による増加株式数}}$$

(株式の併合の場合は減少株式数を減じる)

また、当行が他社と当行が存続会社となる吸収合併を行う場合、当行が株式交換による他の株式会社の発行済株式全部の取得を行う場合、又は当行が新設分割若しくは吸収分割若しくは吸収分割による他の会社がある事業に関して有する権利義務の全部もしくは一部の承継を行う場合、当行は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとする。

決議年月日	平成19年6月20日
付与対象者の区分及び人数(名)	当行及び当行子会社の取締役、執行役、従業員並びに当行のシニアアドバイザー
新株予約権の目的となる株式の種類	当行普通株式
株式の数(株)	合計9,000,000株を上限とする。(注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	(注) 2
新株予約権の行使期間	本新株予約権割当日から平成30年6月23日までの範囲で、当行取締役会が決定する。
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本新株予約権者が死亡した場合、本新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続を完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。</li> <li>・本新株予約権の質入れその他一切の処分は認めないものとする。</li> <li>・その他の条件については、平成19年6月20日開催の第7期定時主総会及びその後の当行取締役会決議に基づき、当行と本新株予約権者との間で締結する新株予約権付与契約に定めるところによる。</li> </ul>
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を譲渡するときは当行取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—

組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当行が消滅会社となる合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転を行う場合には、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画に従い、本新株予約権に代えて、当該合併後存続する株式会社、当該合併により設立する株式会社、当該吸収分割に際して吸収分割会社の事業に係る権利義務を承継する株式会社、当該新設分割により設立する株式会社、当該株式交換により株式交換完全親会社となる株式会社又は株式移転により設立する株式会社の新株予約権が交付される。</p> <p>(注) 3</p>
-------------------------	--

(注) 1. 発行する本新株予約権の数は9,000個（新株予約権1個につき当行普通株式1,000株）を上限とする。

なお、当行が株式の併合、株式の分割又は株式無償割当を行う場合、次の算式により目的である株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数の株式については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{株式の併合、分割又は無償割当の比率}$$

また、当行が他社と当行が存続会社となる吸収合併を行う場合、当行が株式交換による他の株式会社の発行済株式全部の取得を行う場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割もしくは吸収分割による他の会社とその事業に関して有する権利義務の全部もしくは一部の承継を行う場合、当行は必要と認める株式数の調整を行うことができるものとする。

2. 本新株予約権の行使に際して出資される、本新株予約権1個当たりの財産（金銭に限る。）の価額は、次により決定される1株当たりの出資価額（以下、「行使価額」という。）に上記1. に定める本新株予約権1個につき交付される当行普通株式の数を乗じた金額とする。

行使価額は、本新株予約権の割当日の翌日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の各日（取引が成立していない日を除く）の東京証券取引所における当行普通株式の普通取引の終値の平均値とし、1円未満の端数は切上げる。ただし、その価額が割当日の終値を下回る場合は、割当日の終値とする。

なお、本新株予約権割当日以降、当行が株式の併合又は分割及び株主に対する割当として時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{株式の併合又は分割} \cdot \text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{株式の分割} \cdot \text{新規発行による増加株式数}}$$

（株式の併合の場合は減少株式数を減じる）

また、当行が他社と当行が存続会社となる吸収合併を行う場合、当行が株式交換による他の株式会社の発行済株式全部の取得を行う場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割もしくは吸収分割による他の会社とその事業に関して有する権利義務の全部もしくは一部の承継を行う場合、当行は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとする。

3. この場合に、交付される新株予約権の条件は、以下に定めるとおりとする。

(i) 新株予約権の目的である株式

合併後存続する株式会社、合併により設立する株式会社、吸収分割に際して吸収分割会社の事業に係る権利義務を承継する株式会社、新設分割により設立する株式会社、株式交換により株式交換完全親会社となる株式会社又は株式移転により設立する株式会社の同種の株式

(ii) 新株予約権の目的である株式の数

合併、会社分割、株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。

調整の結果、新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数が生じる場合、これを切り捨てる。

(iii) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（行使価額）

合併、会社分割、株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。

調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

- (iv) 新株予約権を行使することができる期間、新株予約権の行使の条件、会社が新株予約権を取得することができる事由等  
合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定める。
- (v) 譲渡制限  
新株予約権の譲渡については、新株予約権を交付する会社の取締役会の承認を要する。

## 2【自己株式の取得等の状況】

### 【株式の種類等】

旧商法第210条第1項の規定に基づく定時株主総会決議による普通株式の取得、会社法第155条第3号の規定に基づく定時株主総会決議による普通株式及び第二回甲種優先株式の取得、会社法第155条第4号の規定に基づく第三回乙種優先株式の取得、並びに旧商法第211条第6項の規定に基づく単元未満株式の買取請求による普通株式の取得及び会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

#### (1)【株主総会決議による取得の状況】

##### ①普通株式

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
株主総会(平成17年6月24日)での決議状況 (取得期間 平成17年6月24日開催の第5期定時株主総会終結の時から次回定時株主総会終結の時まで)	25,000,000	17,500,000,000
当事業年度前における取得自己株式	—	—
当事業年度における取得自己株式	6,154,000	4,544,084,000
残存授權株式の総数及び価額の総額	18,846,000	12,955,916,000
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	75.4	74.0
当期間における取得自己株式	—	—
提出日現在の未行使割合(%)	75.4	74.0

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
株主総会(平成18年6月27日)での決議状況 (取得期間 平成18年6月27日開催の第6期定時株主総会終結の時から1年間)	30,000,000	30,000,000,000
当事業年度前における取得自己株式	—	—
当事業年度における取得自己株式	—	—
残存授權株式の総数及び価額の総額	30,000,000	30,000,000,000
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	100.0	100.0
当期間における取得自己株式	—	—
提出日現在の未行使割合(%)	100.0	100.0

##### ②第二回甲種優先株式

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
株主総会(平成19年6月20日)での決議状況 (取得期間 平成19年6月20日開催の第7期定時株主総会終結の時から強制転換日(平成20年4月1日)の前日まで)	74,528,000	225,000,000,000
当事業年度前における取得自己株式	—	—
当事業年度における取得自己株式	—	—
残存授權株式の総数及び価額の総額	—	—
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	—	—
当期間における取得自己株式	—	—
提出日現在の未行使割合(%)	100.0	100.0

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

①普通株式

区分	株式数 (株)	価額の総額 (円)
取締役会 (平成18年7月31日) での決議状況 (取得期間 平成18年8月1日から平成19年6月20日開催の 第7期定時株主総会終結の時まで)	201,000,000	154,000,000,000
当事業年度前における取得自己株式	—	—
当事業年度における取得自己株式	175,466,000	132,125,898,000
残存決議株式の総数及び価額の総額	25,534,000	21,874,102,000
当事業年度の末日現在の未行使割合 (%)	12.7	14.2
当期間における取得自己株式	—	—
提出日現在の未行使割合 (%)	12.7	14.2

区分	株式数 (株)	価額の総額 (円)
取締役会 (平成19年6月20日) での決議状況 (取得期間 平成19年6月21日から1年間) (注)	20,000,000	16,000,000,000
当事業年度前における取得自己株式	—	—
当事業年度における取得自己株式	—	—
残存決議株式の総数及び価額の総額	—	—
当事業年度の末日現在の未行使割合 (%)	—	—
当期間における取得自己株式	—	—
提出日現在の未行使割合 (%)	100.0	100.0

(注) 価額の総額は、会社法第461条に定める分配可能額上限を上回ることはできません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないもの内容】

①普通株式

区分	株式数 (株)	価額の総額 (円)
当事業年度における取得自己株式	4,598	3,408,448
当期間における取得自己株式	1,500	788,900

(注) 当期間における取得自己株式は平成19年6月18日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含まれておりません。

②第三回乙種優先株式

区分	株式数 (株)	価額の総額 (円)
当事業年度における取得自己株式	300,000,000	(注)
当期間における取得自己株式	—	—

(注) 当行は、第三回乙種優先株式300,000,000株の取得と引換えに、当行普通株式200,033,338株を交付いたしました。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

①普通株式

区分	当事業年度		当期間	
	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	85,000,000	63,963,504,844	—	—
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他 (注)	216,000	145,464,000	—	—
保有自己株式数	96,418,370	—	—	—

(注) 新株予約権の権利行使によるものであります。なお、当期間については、平成19年6月18日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の権利行使に伴うものは含まれておりません。

②第二回甲種優先株式

区分	当事業年度		当期間	
	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
保有自己株式数	—	—	—	—

③第三回乙種優先株式

区分	当事業年度		当期間	
	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式 (注)	300,000,000	—	—	—
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
保有自己株式数	—	—	—	—

(注) 当該自己株式は当行普通株式の交付と引換えに取得したものであり取得原価はゼロであったことから、処分価額の総額については該当ありません。

### 3【配当政策】

第7期の1株当たりの配当につきましては、優先株式につき、発行条件どおりの配当、即ち第二回甲種優先株式について年当たり13円00銭（うち中間配当金6円50銭）、第三回乙種優先株式については同4円84銭（同2円42銭）、普通株式につき、同2円66銭（同1円66銭）と致しました。

普通株式の配当金につきましては、中間配当としては1円66銭を実施いたしました。が、消費者金融ビジネスに係る減損の発生に伴う当期純損失の計上等を勘案し、期末配当金を1円とさせていただきます。

当行は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。これらの剰余金の配当決定機関は、取締役会であります。

当行は「取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる」旨定款に定めております。

なお、当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりです。

決議年月日	配当金の総額 (百万円)	種類	1株当たり配当額 (円)
平成18年11月15日 取締役会決議	3,496	普通株式	1円66銭
		第二回甲種優先株式	6円50銭
		第三回乙種優先株式	2円42銭
平成19年5月9日 取締役会決議	2,587	普通株式	1円00銭
		第二回甲種優先株式	6円50銭
		第三回乙種優先株式	2円42銭

中長期的な今後の配当方針といたしましては、優先株式については所定の配当を支払うほか、普通株式の配当につきましては、収益動向等の経営成績やその将来の見通しを踏まえたグローバルスタンダードに基づく収益配分を基本方針と考えておりますが、安全性や内部留保とのバランス及び公的資金の注入を受けている銀行として経営健全化計画にも留意して決定してまいりたいと考えております。

なお、当行の普通株式の配当につきましては、下記のとおり経営健全化計画等に基づく制約を受けております。

1. 原則として、経営健全化計画に記載された普通株式配当金の数値が当該年度の配当金の上限であると考えられております。
2. 普通株式の配当利回りは、優先株式の配当率以下とすることを原則とします（平成11年3月12日付金融再生委員会「申請金融機関に対する資本増強の基本的考え方及び審査結果について」に基づくもの）。



#### 4【株価の推移】

##### (1)【普通株式】

###### ①【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期
決算年月	平成15年3月	平成16年3月	平成17年3月	平成18年3月	平成19年3月
最高(円)	—	904	832	826	894
最低(円)	—	731	580	511	543

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

なお、平成16年2月19日付をもって同取引所に株式を上場いたしましたので、それ以前の株価については該当事項はありません。

###### ②【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成18年10月	11月	12月	平成19年1月	2月	3月
最高(円)	723	691	719	761	679	646
最低(円)	672	618	674	653	615	543

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

##### (2)【第二回甲種優先株式・第三回乙種優先株式】

当株式は証券取引所に上場されておりません。

## 5【役員の状況】

### (1) 取締役の状況

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役	代表執行役 社長	ティエリー ポルテ	昭和32年6月28日生	昭和54年9月 モルガン・スタンレー入社 平成3年1月 同社マネージングディレクター 平成7年9月 モルガン・スタンレー・ジャパ ン社長 平成15年11月 当行執行役員副会長 平成16年6月 当行取締役代表執行役員副会長 平成17年6月 当行取締役代表執行役社長（現 職）	(注1)	487
取締役	代表執行役 会長	杉山 淳二	昭和21年4月15日生	昭和45年5月 株式会社三和銀行（現株式会社 三菱東京UFJ銀行）入行 平成8年6月 同行取締役 平成11年6月 同行常務執行役員 平成13年4月 株式会社UFJホールディング ス（現株式会社三菱UFJフィ ナンシャル・グループ）常務執 行役員 平成14年1月 同社専務執行役員 平成14年4月 株式会社アプラス顧問 平成14年6月 同社代表取締役社長 平成17年6月 当行取締役代表執行役員副会長 平成18年6月 当行取締役代表執行役会長（現 職） 平成19年3月 株式会社アプラス取締役会長 （現職）	(注1)	—
取締役		マイケル J. ボスキン	昭和20年9月23日生	昭和45年9月 スタンフォード大学助教授 昭和53年9月 同大学教授 平成元年1月 大統領経済諮問委員会委員長 平成5年9月 スタンフォード大学フーパー研 究所T. M. フリードマン経済学 教授上級研究員（現職） 平成6年4月 オラクル・コーポレーション取 締役（現職） 平成8年1月 エクソン・コーポレーション （現エクソン・モービル・コー ポレーション）取締役（現職） 平成11年6月 ボーダフォン・グループ取締役 （現職） 平成12年3月 当行取締役（現職）	(注1)	105
取締役		エミリオ ボティン	昭和9年10月1日生	昭和33年10月 サンタンデール銀行入行 昭和52年10月 同行最高経営責任者 昭和61年12月 同行会長 平成11年4月 バンコ・サンタンデール・セン トラル・イスパーノ会長（現 職） 平成12年4月 当行取締役（現職） 平成15年7月 サンタンデールグループ会長 （現職）	(注1)	—

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役		J. クリストファー フラワーズ	昭和32年10月27日生	昭和54年3月 ゴールドマン・サックス社入社 昭和63年12月 同社パートナー 平成8年10月 エンスターグループ取締役(現職) 平成12年3月 当行取締役(現職) 平成14年11月 J. C. フラワーズ社会長(現職) 平成17年12月 N I B C 銀行スーパーバイザリーボードメンバー(現職) 平成18年6月 フォックス・ピット・ケルトン社取締役(現職) 平成18年10月 H S H ノルド銀行スーパーバイザリーボードメンバー(現職)	(注1)	92,670
取締役		伊藤 侑徳	昭和11年3月8日生	昭和37年4月 日本輸出入銀行(現国際協力銀行)入行 平成3年6月 同行理事 平成7年4月 三菱商事株式会社顧問 平成14年4月 帝京大学経済学部教授 平成15年1月 A O C ホールディングス株式会社監査役 平成18年7月 N P O 法人全国社外取締役ネットワークシニア・フェロー(現職) 平成19年3月 株式会社C E A Japan代表取締役社長(現職) 平成19年6月 当行取締役(現職)	(注1)	3
取締役		可児 滋	昭和18年9月20日生	昭和41年4月 日本銀行入行 昭和63年10月 同行岡山支店長 平成4年5月 東京金融先物取引所常任監事 平成8年5月 日本銀行文書局長 平成11年5月 東京証券取引所常務理事 平成14年4月 日本電気株式会社顧問 平成16年6月 当行取締役(現職) 平成18年4月 横浜商科大学教授(現職)	(注1)	—
取締役		フレッド H. ラングハマー	昭和19年1月13日生	昭和45年9月 ドットウェルジャパン株式会社輸入部門ゼネラルマネージャー 昭和50年1月 エスティローダー・ジャパン社長 昭和60年9月 エスティローダー株式会社最高執行責任者 平成7年9月 同社社長兼最高執行責任者 平成12年1月 同社社長兼最高経営責任者 平成16年7月 同社海外事業専属会長(現職) 平成17年1月 ウォルト・ディズニー社取締役(現職) 平成17年6月 当行取締役(現職) 平成18年1月 アメリカン・インターナショナル・グループ取締役(現職)	(注1)	—

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役		榎原 稔	昭和5年1月12日生	昭和31年3月 三菱商事株式会社入社 昭和46年4月 米国三菱商事会社ワシントン駐在員首席 昭和61年6月 三菱商事株式会社取締役(米国在勤) 昭和62年6月 米国三菱商事会社社長 平成4年6月 三菱商事株式会社取締役社長 平成10年4月 同社取締役会長 平成12年3月 当行取締役(現職) 平成12年5月 社団法人経済団体連合会(現社団法人日本経済団体連合会)副会長 平成16年4月 三菱商事株式会社取締役相談役 平成16年6月 同社相談役(現職) 平成16年9月 米IBM社取締役(現職)	(注1)	—
取締役		長島 安治	大正15年6月22日生	昭和28年4月 弁護士登録 昭和36年1月 長島・大野法律事務所(現長島・大野・常松法律事務所)パートナー 平成9年1月 同事務所顧問(現職) 平成15年4月 東京大学法科大学院運営諮問委員会委員(現職) 平成16年6月 当行取締役(現職)	(注1)	—
取締役		ルシオ A. ノト	昭和13年4月24日生	昭和37年6月 モービル・コーポレーション入社 平成6年3月 同社会長兼最高経営責任者 平成7年2月 米IBM社取締役(現職) 平成10年1月 アルトリア・グループ取締役(現職) 平成11年12月 エクソン・モービル・コーポレーション副会長 平成13年3月 ミッドストリーム・パートナーズ マネージングパートナー(現職) 平成13年5月 ユナイテッド・オート・グループ取締役(現職) 平成17年6月 当行取締役(現職) 平成18年2月 コマーシャル・インターナショナル銀行取締役(現職)	(注1)	24
取締役		小川 信明	昭和14年3月13日生	昭和43年4月 弁護士登録 昭和45年8月 小川法律事務所(現小川・友野法律事務所)パートナー(現職) 平成4年4月 東京弁護士会副会長 平成8年4月 日本弁護士連合会事務総長 平成10年11月 当行監査役 平成12年3月 当行取締役(現職)	(注1)	—

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役		高橋 弘幸	昭和12年3月1日生	昭和34年4月 三井物産株式会社入社 平成8年6月 同社代表取締役常務取締役人事 部長 平成9年6月 同社監査役 平成12年6月 同社顧問 平成12年10月 社団法人日本監査役協会専務理 事兼事務局長 平成17年10月 同協会理事 平成18年6月 当行取締役 (現職) 平成18年6月 松下電器産業株式会社監査役 (現職)	(注1)	—
取締役		ジョン S. ワズワース Jr.	昭和14年9月12日生	昭和38年8月 ファースト・ボストン・コーポ レーション入社 昭和53年10月 モルガン・スタンレー入社 昭和62年3月 モルガン・スタンレー・ジャパ ン社長 平成4年1月 モルガン・スタンレー・アジア リミテッド会長 平成13年2月 モルガン・スタンレー アドバ イザリーディレクター (現職) 平成13年8月 マニトウ・ベンチャー パート ナー (現職) 平成17年5月 シーユアン・ベンチャー会長 (現職) 平成17年6月 当行取締役 (現職)	(注1)	20
計						93,311

(注) 1. 平成19年6月20日開催の第7期定時株主総会終結の時から、平成20年6月開催予定の第8期定時株主総会終結の時まで。

2. 所有株式数は、平成19年6月18日現在であります。

3. マイケル J. ボスキン、エミリオ ボティン、伊藤 侑徳、可児 滋、フレッド H. ラングハマー、榎原 稔、長島 安治、ルシオ A. ノト、小川 信明、高橋 弘幸及びジョン S. ワズワース Jr. の各氏は社外取締役であります。

4. 当行の委員会体制については次のとおりであります。

指名委員会 委員長；榎原 稔

委 員；マイケル J. ボスキン、  
J. クリストファー フラワーズ、ルシオ A. ノト、  
ティエリー ボルテ

監査委員会 委員長；高橋 弘幸

委 員；伊藤 侑徳、可児 滋、長島 安治、小川 信明

報酬委員会 委員長；ジョン S. ワズワース Jr.

委 員；エミリオ ボティン、J. クリストファー フラワーズ、  
フレッド H. ラングハマー、榎原 稔

## (2) 執行役の状況

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
代表 執行役	社長	ティエリー ポルテ	昭和32年6月28日生	「(1) 取締役の状況」参照	(注1)	同左
代表 執行役	会長	杉山 淳二	昭和21年4月15日生	「(1) 取締役の状況」参照	(注1)	同左
専務 執行役	グループ最 高情報責任 者金融イン フラ部門長	ダナンジャヤ デュイベディ	昭和21年9月7日生	昭和49年 シティバンク・エヌ・エイ入社 平成8年 同社グローバル コンシューマ ー バンク テクノロジー ユニット 平成10年 同社リージョナル オペレーショ ンズ アンドテクノロジー マネジメ ント 平成12年5月 当行執行役員金融インフラ部門長 兼システム企画部長兼システム企 画部システム運営室長 平成13年7月 当行執行役員金融インフラ部門長 兼システム企画部長兼システム企 画部システム運営室長兼リテール サービス本部長 平成15年5月 当行執行役員金融インフラ部門長 兼システム企画部長兼リテールサ ービス本部長 平成16年6月 当行専務執行役員金融インフラ部門 長兼システム企画部長兼リテール サービス本部長 平成17年9月 当行アドバイザー 平成18年6月 当行専務執行役員グループ最高情報 責任者金融インフラ部門長 平成18年7月 当行専務執行役員グループ最高情報 責任者金融インフラ部門長兼事務 管理本部長兼事務管理部長 平成18年7月 当行専務執行役員グループ最高情報 責任者金融インフラ部門長 (現 職)	(注1)	20

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
専務 執行役	最高財務責任者財務部門長兼グループ企業開発部長	ラファール グプタ	昭和34年8月13日生	昭和61年12月 ソシエテジェネラル（インド）ヘッド・オブ・ファイナンス 平成元年12月 香港上海銀行（インド）ファイナンシャルコントロールマネージャー 平成8年9月 ドイツ銀行（インド）ディレクター・アンド・チーフコントローラー 平成10年10月 同社（シンガポール） アジアパシフィックヘッドオフィスディレクター・アンド・チーフコントローラー 平成13年3月 DBS銀行（シンガポール） マネージングディレクター・アンド・グループファイナンシャルコントロールラー 平成17年9月 当行入行、専務執行役最高財務責任者財務部門長兼キャピタルマーケットツプロダクトコントロール部長 平成18年7月 当行専務執行役最高財務責任者財務部門長 平成18年10月 当行専務執行役最高財務責任者財務部門長兼グループ企業開発部長（現職）	(注1)	—
専務 執行役	インスティテューショナルバンキング部門長（金融法人・公共法人担当役員）兼金融法人本部長	加藤 正純	昭和27年1月29日生	昭和49年4月 当行入行 平成10年10月 当行金融法人営業部長 平成11年3月 当行金融法人営業部長兼公共法人部長 平成12年1月 当行金融法人部長 平成12年3月 当行執行役員金融法人部門長兼金融法人本部長 平成12年5月 当行執行役員金融法人部門長兼金融法人本部長兼金融法人第一部長 平成14年1月 当行執行役員金融法人本部長兼金融法人第一部長 平成15年12月 当行執行役員金融法人・キャピタルマーケットツ本部長 平成16年6月 当行執行役員金融法人・キャピタルマーケットツ本部長兼金融法人第二部長 平成16年6月 当行常務執行役金融法人・キャピタルマーケットツ本部長 平成17年9月 当行専務執行役金融法人・キャピタルマーケットツ本部長 平成18年7月 当行専務執行役インスティテューショナルバンキング部門長（金融法人・公共法人担当役員）兼金融法人本部長（現職）	(注1)	6

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
専務 執行役	インスティテューショナルバンキング部門最高責任者部門長兼 I B 業務管理部長	サンホー ソン	昭和37年3月9日生	<p>昭和59年5月 安田信託銀行株式会社（現みずほ信託銀行） 入行</p> <p>平成12年9月 当行入行、マーチャントバンキング部部長（特命）</p> <p>平成12年12月 当行法人戦略本部部長（特命）</p> <p>平成13年4月 当行法人管理部部长（特命）</p> <p>平成13年5月 当行法人管理部部长</p> <p>平成15年3月 当行コーポレートアドバイザー部長</p> <p>平成15年11月 当行企業再生本部長</p> <p>平成17年7月 当行企業再生本部長兼スペシャルティファイナンス部長</p> <p>平成18年7月 当行インスティテューショナルバンキング部門長兼アドバイザー本部長兼スペシャルティファイナンス部長</p> <p>平成19年1月 当行インスティテューショナルバンキング部門長兼スペシャルティファイナンス部長</p> <p>平成19年3月 当行専務執行役インスティテューショナルバンキング部門最高責任者部門長兼 I B 業務管理部長兼スペシャルティファイナンス部長</p> <p>平成19年5月 当行専務執行役インスティテューショナルバンキング部門最高責任者部門長兼 I B 業務管理部長（現職）</p>	(注1)	26
専務 執行役	リテール部門長兼リテール部門最高執行責任者長兼マーケティング部長兼プラチナバンキング部長	寺井 宏隆	昭和28年10月22日生	<p>昭和51年4月 株式会社三和銀行（現株式会社三菱東京UFJ銀行） 入行</p> <p>平成18年10月 当行入行、リテール部門部長</p> <p>平成18年11月 リテール部門副部門長</p> <p>平成19年1月 専務執行役リテール部門長兼リテール部門最高執行責任者兼リテール商品部長兼顧客支援推進部長兼マーケティング部長</p> <p>平成19年2月 専務執行役リテール部門長兼リテール部門最高執行責任者兼マーケティング部長</p> <p>平成19年5月 専務執行役部門長兼リテール部門最高執行責任者兼マーケティング部長兼プラチナバンキング部長（現職）</p>	(注1)	—



役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
専務 執行役	インスティテューショナルバンキング部門長 (事業法人担当役員)	富井 順三	昭和26年11月1日生	昭和50年4月 当行入行 平成10年9月 当行事業推進部部長 平成10年10月 当行営業第七部長 平成12年5月 当行事業法人本部副部长兼法務・コンプライアンス統轄部参事役 平成12年12月 当行法人戦略部長 平成15年3月 当行企業再生本部長 平成15年6月 当行執行役員企業再生本部長 平成16年6月 当行常務執行役員企業再生本部長 平成16年10月 当行常務執行役員企業再生本部長兼ビジネスソリューション第二部長 平成17年1月 当行常務執行役員事業法人本部長兼企業再生本部長兼ビジネスソリューション第二部長 平成17年5月 当行常務執行役員事業法人本部長 平成17年9月 当行専務執行役員事業法人本部長 平成18年7月 当行専務執行役員インスティテューショナルバンキング部門長 (事業法人担当役員) (現職)	(注1)	11
常務 執行役	コーポレートアフエアーズ部門長	小島 一美	昭和32年11月11日生	昭和55年4月 当行入行 平成5年8月 当行日本橋支店次長 平成8年10月 当行情報システムグループ副参事役 平成10年12月 当行池袋支店長 平成12年3月 当行広報部長 平成17年6月 当行執行役員コーポレートアフエアーズ部門長兼広報部長兼広報部社会文化貢献推進室長 平成17年9月 当行常務執行役員コーポレートアフエアーズ部門長兼広報部長兼広報部社会文化貢献推進室長 平成18年7月 当行常務執行役員コーポレートアフエアーズ部門長 (現職)	(注1)	1
執行役	公共金融本部長	藤本 和也	昭和28年5月19日生	昭和51年4月 当行入行 平成11年6月 当行営業第五部長 平成14年3月 当行営業第十部長 平成16年4月 当行第四営業統轄部長兼営業第十部長 平成17年5月 当行公共金融本部長 平成17年9月 当行執行役員公共金融本部長 (現職)	(注1)	1
執行役	戦略推進室長	船山 範雄	昭和32年4月28日生	昭和56年4月 当行入行 平成6年12月 アジア長銀(香港)出向 平成10年7月 アジア長銀(香港)出向兼当行香港支店次長 平成11年9月 当行総合企画部副参事役 平成14年1月 当行企業戦略部長 平成17年9月 当行執行役員企業戦略部長 平成18年11月 当行執行役員戦略推進室長 (現職)	(注1)	—

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
執行役	公共・金融 法人部長	本多 道昌	昭和32年11月4日生	昭和55年4月 当行入行 平成7年4月 当行広島支店次長 平成10年4月 当行営業第一部次長 平成12年3月 当行吉祥寺支店長 平成13年11月 当行東京支店長 平成14年9月 当行金融法人第三部長 平成17年9月 当行執行役金融法人第三部長 平成18年7月 当行執行役公共・金融法人部長 (現職)	(注1)	—
執行役	オペレーシ ョン本部長 兼リテール サービス本 部長兼リテ ール事務部 長兼プロセ スコントロ ール部長兼 事務集中部 長兼ケイマ ン支店長兼 リテールシ ステム部長	岡野 道征	昭和35年12月31日生	昭和59年4月 長銀システム開発株式会社入社 平成13年5月 当行入行、システム企画部コンサル タント 平成17年9月 当行執行役金融インフラ部門長兼 金融インフラ部門チーフオペレー ティングオフィサー兼システム企 画部長兼リテールサービス本部長 兼事務管理部長兼プロセスコント ロール部長 平成18年5月 当行執行役金融インフラ部門長兼 金融インフラ部門チーフオペレー ティングオフィサー兼リテールサ ービス本部長兼事務管理部長兼プ ロセスコントロール部長兼チャン ネルサービス部長 平成18年6月 当行執行役金融インフラ部門チーフ オペレーティングオフィサー兼 リテールサービス本部長兼事務管 理部長兼プロセスコントロール部 長兼チャンネルサービス部長 平成18年7月 当行執行役オペレーション本部長 兼リテール事務部長兼プロセスコ ントロール部長兼チャンネルサー ビス部長 平成18年10月 当行執行役オペレーション本部長 兼リテールサービス本部長兼リテ ール事務部長兼プロセスコントロ ール部長兼チャンネルサービス部 長兼事務集中部長兼ケイマン支店 長 平成19年2月 当行執行役オペレーション本部長 兼リテールサービス本部長兼リテ ール事務部長兼プロセスコントロ ール部長兼事務集中部長兼ケイマ ン支店長兼リテールシステム部長 (現職)	(注1)	—

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
執行役	システム本部長兼システム企画部長兼テクノロジーサポート部長	佐藤 芳和	昭和33年1月14日生	昭和55年4月 日本エヌ・シー・アール株式会社入社 昭和63年9月 シティバンク・エヌ・エイ入社 平成12年7月 当行入行、システム企画部 平成17年9月 当行執行役金融インフラ部門長兼システム企画部長兼リテールサービス本部長兼事務管理部部長 平成17年11月 当行執行役金融インフラ部門長兼システム企画部長兼リテールサービス本部長 平成18年6月 当行執行役システム企画部長兼リテールサービス本部長 平成18年7月 当行執行役システム本部長兼システム企画部長兼テクノロジーサポート部長兼リテールサービス本部長 平成19年3月 当行執行役システム本部長兼システム企画部長兼テクノロジーサポート部長 (現職)	(注1)	11
執行役	大阪支店長兼事業法人本部部長	土屋 貴	昭和27年5月22日生	昭和51年4月 当行入行 平成7年7月 当行新宿営業第一部長 平成9年10月 当行法人業務部参事役 平成10年9月 当行営業第三部長 平成16年4月 当行第二営業統轄部長兼営業第四部長 平成17年5月 当行ストラテジービジネスユニット1ユニット長 平成17年9月 当行執行役ストラテジービジネスユニット1ユニット長 平成17年11月 当行執行役ストラテジービジネスユニット1ユニット長兼事業法人本部部長 平成18年5月 当行執行役大阪支店長兼事業法人本部部長 (現職)	(注1)	3
計						80

(注) 1. 平成19年6月20日開催の第7期定時株主総会終結後最初に開催された同日付取締役会終結の時から、平成20年6月開催予定の第8期定時株主総会の終結後最初に招集される取締役会の終結の時まで。

2. 所有株式数は、平成19年6月18日現在であります。

## 6【コーポレート・ガバナンスの状況】

コーポレート・ガバナンスに対する基本的な考え方

当行は、透明、厳正かつ効率的なガバナンス体制を確立し、事業活動を通じて長期的・安定的に利益を計上し、健全に存続し続けることにより、株主の負託に応えるよう努めております。

当行は新銀行として発足以後、取締役会と業務執行陣の責任と役割を明確にすることにより、長期的な経営戦略に関する基本的な方針の決定を行いつつ、環境変化や顧客ニーズに柔軟かつ迅速に応じていくという体制を確立し、業務を進めてまいりました。この考え方を一層確固たるものとするために、平成16年6月の定時株主総会終了時をもって委員会等設置会社に移行し、会社法施行後も引き続き委員会設置会社として、これまでの体制を維持・進化させております。なお、取締役、執行役の員数はそれぞれ20名以内と定款において定めています。

(1) 会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況等

### ① 会社の機関の内容

当行は委員会設置会社であり、取締役会は経営方針など重要事項の決定・業務執行の監督に専念する一方、日常の業務執行を行う執行役は、取締役会から業務執行に関する権限を委譲されることによって迅速な業務執行・意思決定を行っております。

[取締役会及び指名・監査・報酬の各委員会]

取締役会につきましては、これを構成する取締役14人のうち11人が国内外の経済界で豊富な経験を有する経営者や法律専門家などの社外取締役であり、専門的かつグローバルな視点からの経営の監督や戦略方針の策定を行っております。

法令に基づき設置される指名委員会、監査委員会及び報酬委員会は、指名委員2名、報酬委員1名を除きいずれも社外取締役により構成され、各委員会の規則に従って、客観的かつ高度な観点から議論を行うことが可能な体制を確保しております。なお、この3委員会は委員会等設置会社移行に伴い設置されたものではありませんが、監査委員会は当行が従前に自主的に設置・運営しておりました監査委員会と監査役会の機能の一部を移行したものであり、取締役・執行役の職務の執行状況を監査しております。また指名委員会と報酬委員会は、従前に同じく設置しておりました人事委員会の取締役候補者指名及び取締役・執行役の報酬決定の機能をそれぞれ移行したものとっております。各委員会とも迅速かつ円滑に活動を開始しており、経営の透明性の向上と経営の妥当性・効率性の確保に注力しております。

[業務執行]

取締役会から業務執行権限の移譲を受ける執行役は、取締役会により選任されており、各部門の部門長、本部長等として、業務執行に当たっております。業務執行に関する重要事項については、執行役社長が業務執行に関する決定を行う機関として設けられた経営委員会にて、協議や意思決定が行われています。また、個別の業務運営において重要な事項については、部門横断的に各種の委員会を設置し、担当執行役を中心に審議・検討を経て意思決定をする体制としております。

### ② 内部統制システムの整備とリスク管理体制の状況

日常の業務執行のための内部統制システムの概略は、取締役会で規定された「内部統制規程」に定められており、執行役が自らの所管業務に関する内部統制システムを構築・運用する義務を負うとともに、全執行役・従業員がこれに従うことが義務付けられております。内部統制規程は会社法第416条第1項第1号ロ・ホ及び会社法施行規則第112条に基づき必要な体制を定めたものであり、子会社・関連会社ポリシー、情報セキュリティポリシー、新生銀行リスクマネジメントポリシー、執行役規程、新生銀行行動規範及び内部監査規程を基礎となる規程として定め、連結企業グループ全体を通じた業務の適正・透明性・効率性の確保に努めるものとなっております。

前述の新生銀行リスクマネジメントポリシーは、金融機関として健全性・収益性の高い業務運営を確保するために当行及び当行グループの抱える様々なリスクをコントロールする必要があるとの認識のもと、そのリスクの総和を把握し、能動的な管理を行うための基本方針として定められているものです。このポリシーの下で、信用リスク、ALM・流動性・市場リスク、リーガル・事務・システムのオペレーショナルリスクなど、各種リスクの内容に応じてリスク・投資委員会、ALM委員会、新規事業・商品委員会等の各種委員会を設置し、一元的に管理する体制が構築されております。中でもコンプライアンスについては、新銀行の発足当時よりリスク管理と並んで経営の最重要課題と位置づけており、執行役社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設け、2名の弁護士を外部委員として招聘し、第三者によるチェックの体制も備えております。

(なお、当行及び当行グループに関するリスク要因となる可能性があると考えられる主な事項の詳細については、「第一部 企業情報」「第2 事業の状況」「4 事業等のリスク」の項をご参照ください。)

### ③ 内部監査及び監査委員会監査の状況

#### [内部監査体制]

内部監査については、公認内部監査人などの資格保有者を多く擁し、執行役社長に直属する監査部が担当しております。監査部は41名から構成され、前述の内部監査規程に則り、社内及び一部の子会社に対する定期的な内部監査を行っております。また、必要に応じて定期的な内部監査のほか個別の目的にて監査活動を行うこともあります。

内部監査にあたっては全監査対象のリスクアセスメント等に基づき監査プログラムを策定し、課題の発見・指摘に加え指摘事項の解決方法も含めた指導を行っており、執行役社長のほかに監査委員会に対しても直接報告しています。

#### [監査委員会の体制及び会計監査人等との相互連携]

監査委員会は社外取締役5名により構成されており、月1回程度の頻度で開催されております。取締役が承認した当行及び当行グループに必要な内部統制のフレームワークを、執行役が的確に構築し、業務の推進に当たって有効かつ効率的に運用しているかを監視・検証し、執行役に対して必要な勧告等も行っております。

監査委員会の職務を補佐するため監査委員会事務局(3名)が設置され、監査委員会事務局部長他1名が執行役の指揮命令に属さない監査委員会の職務を補助すべき使用人となっております。監査委員会の監査は、取締役会で定めた監査委員会規則に従うほか、監査委員会が定めた監査規程及び事業年度毎に策定する監査計画に基づいて遂行されています。

なお監査委員会は、内部統制に関連する各部署(リスク管理部門、財務部門、法務部・コンプライアンス統轄部を含む法務・コーポレートガバナンス部門、与信管理部を含むコーポレートアフェアーズ部門、戦略推進室、監査部等)から報告を受け連携を保っております。子会社等については所管する当行執行役や子会社等の取締役、監査役から報告を受けるとともに、グループ監査役連絡会を通じて、子会社の常勤監査役との連携を図っております。また会計監査人については、監査委員会毎に招請し、会計監査人の立場での当行及びグループ会社に関する内部統制の検証状況や会計についての重要事項の説明を受け、意見交換を行い、効率的な監査の実施に努めております。

### ④ 会計監査の状況

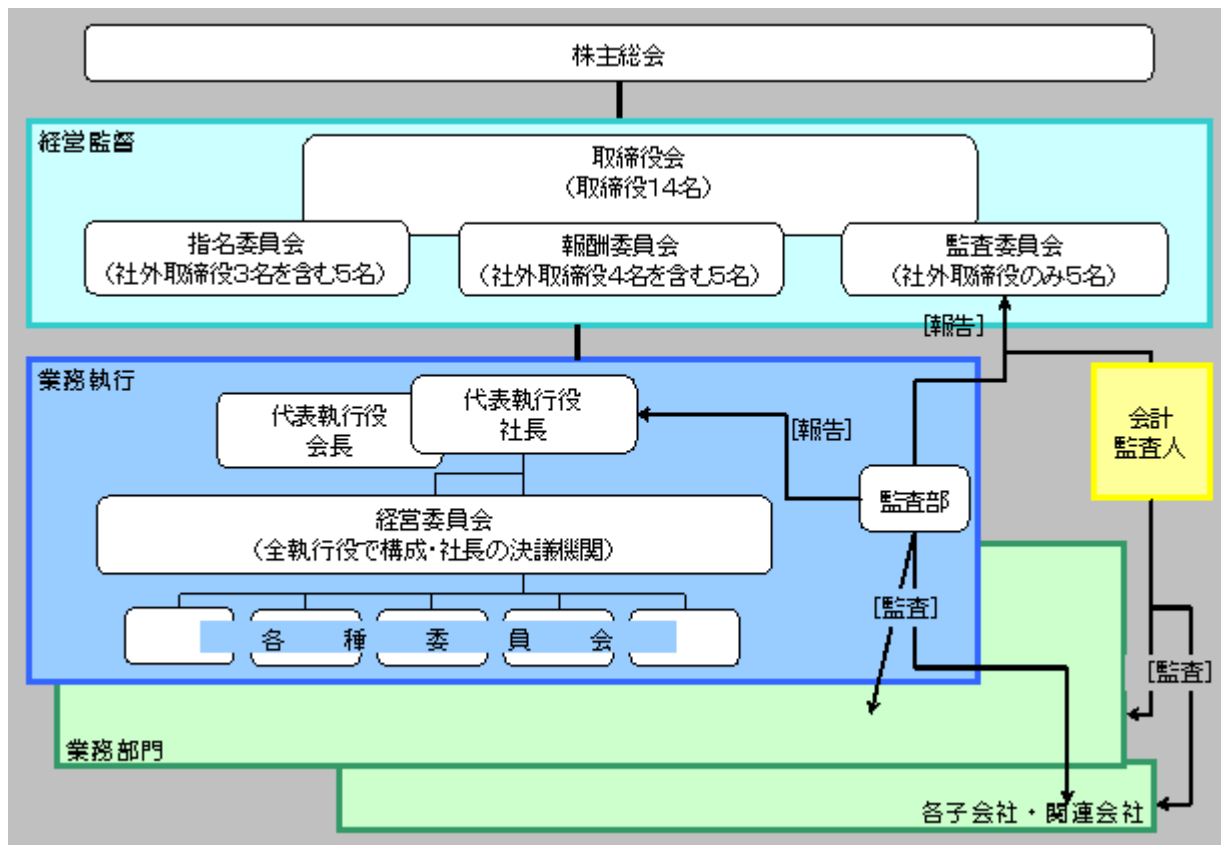
当行は監査法人トーマツと監査契約を締結し、会計監査を受けております。当期において業務を執行した公認会計士(指定社員)は、後藤順子氏(継続監査年数(\*)5年)及び宮崎茂氏(同6年)です。

(\*)継続年数は、会社法及び旧商法監査の継続年数を記載しております。証券取引法監査の継続監査年数については、後藤氏が5年及び宮崎氏が6年となります(なお、監査対象年度を基準にした年数です)。

補助者は、税務、デリバティブリスク評価、年金数理、不動産評価、システムなどの専門家も含め計48名となっております。

⑤ 業務執行・監督・監査の仕組み

以下の図のとおりであります。



(2) 役員報酬の状況

当事業年度に係る当行の取締役・執行役に対する役員報酬は以下のとおりであります。

取締役（15名）に対する報酬	137百万円
うち、執行役を兼務する取締役（2名）に対する報酬	－百万円
うち、その他の取締役（13名）に対する報酬	137百万円
執行役（17名）に対する報酬	1,762百万円
合計	1,899百万円

なお、退職慰労金が、上記のその他の取締役に対する報酬には3百万円、執行役に対する報酬には69百万円、それぞれ含まれております。当行は、執行役を兼務する取締役には取締役としての報酬は支給しておりません。また、当行は、上記役員報酬とは別に、取締役及び執行役に対して新株予約権を付与しております。なお、新株予約権の内容については、「第一部 企業情報 第4 提出会社の状況 1. 株式等の状況」中の「(2)新株予約権等の状況」及び「(8)ストックオプション制度の内容」をご参照ください。

当行の報酬委員会によって定められた取締役及び執行役の報酬等の額又はその算定方法に係る決定に関する方針は、次のとおりであります。

① 基本方針

役員報酬は、以下の項目に基づき決定するものとする。

- ・ 役員の業績
- ・ 当行の収益動向
- ・ マーケット水準

役員報酬は、トータル報酬という観点から決定するものとする。

② 取締役報酬について

グローバル・スタンダードに基づき、トータル報酬を決定するものとする。またトータル報酬は定額報酬、株価連動報酬、退職慰労金その他の適切な報酬により構成されるものとする。

### ③ 執行役報酬について

トータル報酬の目的は以下のとおりとする。

- ・業務執行能力の高い人材の確保
- ・当行の業績向上への然るべきインセンティブを与えること

トータル報酬は定額報酬、業績連動報酬、株価連動報酬、退職慰労金その他の適切な報酬により構成されるものとする。トータル報酬は当行業績への貢献を勘案の上決定するものとする。また外国人執行役にはこれを考慮した一定のフリンジベネフィットを供与するものとする。なお、ここでは取締役兼執行役は執行役として分類するものとする。

### (3) 監査報酬

当連結会計年度における、当行及び当行連結子会社の監査法人トーマツ及び同法人が所属する国際的会計事務所デロイト トウシュ トーマツのメンバーファームに対する公認会計士法（昭和23年法律第103号）第2条第1項に規定する業務に基づく報酬及びその他の報酬は以下のとおりであります。なお、括弧内は監査法人トーマツに対する報酬で内書きであります。

第2条第1項に規定する業務に基づく報酬	534百万円（471百万円）
うち監査契約に基づく監査証明に係る報酬	483百万円（421百万円）
その他の報酬	277百万円（10百万円）

### (4) 社外取締役と提出会社の人的・資本的または取引上の関係

社外取締役11名は当行と会社法第427条第1項に基づき責任限定契約を締結しております。その内容は任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定するものであり、当行に損害を与えた場合、社外取締役が職務を行うにつき善意で重大な過失がない時は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負担するものとなっております。

社外取締役であるマイケル J. ボスキン、伊藤 侑徳、ルシオ A. ノト及びジョン S. ワズワース Jr. は、当行の株式を保有(\*)しております。

(\*)実質的に保有している株式を含んでおります。

社外取締役は、当行のその他の取締役・業務執行者と人的関係を有さず、当行との間に特に利害関係はありません。

### (5) 剰余金の配当等の決定機関

当行は、剰余金の配当等会社法第459条第1項1号（但し優先株式についての会社法第156条第1項各号に掲げる事項を除きます。）および第2号から第4号までに定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める旨定款に定めております。これは、委員会設置会社として、剰余金の配当等を取締役会の権限とすることにより、株主への機動的な利益還元を行うことを目的としております。

### (6) 株主総会の特別決議要件

当行は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的としております。

## 第5【経理の状況】

1. 当行の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。  
なお、前連結会計年度（自平成17年4月1日 至平成18年3月31日）は改正前の連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき作成し、当連結会計年度（自平成18年4月1日 至平成19年3月31日）は改正後の連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき作成しております。
2. 当行の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。  
なお、前事業年度（自平成17年4月1日 至平成18年3月31日）は改正前の財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき作成し、当事業年度（自平成18年4月1日 至平成19年3月31日）は改正後の財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき作成しております。
3. 当連結会計年度（自平成18年4月1日 至平成19年3月31日）及び当事業年度（自平成18年4月1日 至平成19年3月31日）は、連結株主資本等変動計算書及び株主資本等変動計算書の作成初年度であるため、前連結会計年度及び前事業年度との対比は行っておりません。
4. 前連結会計年度（自平成17年4月1日 至平成18年3月31日）及び当連結会計年度（自平成18年4月1日 至平成19年3月31日）の連結財務諸表並びに前事業年度（自平成17年4月1日 至平成18年3月31日）及び当事業年度（自平成18年4月1日 至平成19年3月31日）の財務諸表は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、監査法人トーマツの監査証明を受けております。



# 1 【連結財務諸表等】

## (1) 【連結財務諸表】

### ① 【連結貸借対照表】

区分	注記 番号	前連結会計年度末 (平成18年3月31日)		当連結会計年度末 (平成19年3月31日)	
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
(資産の部)					
現金預け金	※10	488,601	5.20	448,554	4.14
コールローン及び買入手形		50,000	0.53	43,100	0.40
債券貸借取引支払保証金		33,107	0.35	11,050	0.10
買入金銭債権		273,937	2.91	366,505	3.38
特定取引資産	※2	193,581	2.06	303,389	2.80
金銭の信託		456,167	4.85	502,332	4.64
有価証券	※1, 2, 10, 21	1,494,489	15.89	1,854,682	17.11
貸出金	※3, 4, 5, 6, 7, 8 9, 10, 11	4,087,561	43.46	5,146,306	47.49
外国為替	※9	12,140	0.13	15,047	0.14
その他資産	※3, 4, 5, 6, 10, 12, 13	974,398	10.36	870,375	8.03
動産不動産	※10, 14, 15, 16	415,522	4.42	—	—
有形固定資産	※15, 16	—	—	382,460	3.53
建物		—	—	39,216	0.36
土地		—	—	41,756	0.39
建設仮勘定		—	—	139	0.00
有形リース資産		—	—	294,473	2.72
その他の有形固定資産		—	—	6,874	0.06
無形固定資産		—	—	244,155	2.25
ソフトウェア		—	—	24,221	0.22
のれん		—	—	158,066	1.46
無形資産		—	—	19,826	0.18
無形リース資産		—	—	41,912	0.39
その他の無形固定資産		—	—	127	0.00
債券繰延資産		177	0.00	103	0.00
繰延税金資産		30,022	0.32	42,474	0.39
連結調整勘定		226,692	2.41	—	—
支払承諾見返		813,480	8.65	754,420	6.96
貸倒引当金		△144,868	△1.54	△147,275	△1.36
資産の部合計		9,405,013	100.00	10,837,683	100.00

区分	注記 番号	前連結会計年度末 (平成18年3月31日)		当連結会計年度末 (平成19年3月31日)	
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
(負債の部)					
預金	※10	3,914,385	41.62	4,940,730	45.59
譲渡性預金		157,373	1.67	480,199	4.43
債券		1,018,909	10.83	703,298	6.49
コールマネー及び売渡手形		30,000	0.32	692,792	6.39
債券貸借取引受入担保金	※10	-	-	8,333	0.08
コマーシャル・ペーパー		133,200	1.42	171,300	1.58
特定取引負債		149,990	1.59	99,255	0.92
借入金	※10, 17	1,205,765	12.82	1,122,688	10.36
外国為替		39	0.00	118	0.00
社債	※18	298,002	3.17	400,485	3.69
その他負債	※10	535,753	5.70	498,358	4.60
賞与引当金		13,886	0.15	13,134	0.12
役員賞与引当金		13	0.00	359	0.00
退職給付引当金		3,309	0.04	3,521	0.03
利息返還損失引当金		-	-	10,353	0.10
特別法上の引当金		2	0.00	3	0.00
繰延税金負債		13,718	0.15	5,075	0.05
支払承諾	※10	813,480	8.65	754,420	6.96
負債の部合計		8,287,832	88.13	9,904,430	91.39
(少数株主持分)					
少数株主持分		261,845	2.78	—	—
(資本の部)					
資本金	※19	451,296	4.80	—	—
資本剰余金		18,558	0.20	—	—
利益剰余金		379,502	4.03	—	—
その他有価証券評価差額金		2,208	0.02	—	—
為替換算調整勘定		3,781	0.04	—	—
自己株式	※20	△12	△0.00	—	—
資本の部合計		855,335	9.09	—	—
負債、少数株主持分 及び資本の部合計		9,405,013	100.00	—	—

区分	注記 番号	前連結会計年度末 (平成18年3月31日)		当連結会計年度末 (平成19年3月31日)	
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
(純資産の部)					
資本金		—	—	451,296	4.16
資本剰余金		—	—	18,558	0.17
利益剰余金		—	—	245,499	2.27
自己株式		—	—	△72,560	△0.67
株主資本合計		—	—	642,794	5.93
その他有価証券評価差額金		—	—	5,091	0.04
繰延ヘッジ損益		—	—	△7,744	△0.07
為替換算調整勘定		—	—	2,952	0.03
評価・換算差額等合計		—	—	299	0.00
新株予約権		—	—	517	0.01
少数株主持分		—	—	289,642	2.67
純資産の部合計		—	—	933,253	8.61
負債及び純資産の部合計		—	—	10,837,683	100.00

②【連結損益計算書】

区分	注記 番号	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)		当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	
		金額 (百万円)	百分比 (%)	金額 (百万円)	百分比 (%)
経常収益		529,057	100.00	560,016	100.00
資金運用収益		125,029		172,818	
貸出金利息		104,438		126,815	
有価証券利息配当金		16,879		32,309	
コールローン利息及び買 入手形利息		22		210	
債券貸借取引受入利息		30		480	
預け金利息		2,369		4,284	
その他の受入利息		1,288		8,717	
役務取引等収益		68,263		70,858	
特定取引収益		27,665		18,128	
その他業務収益	※1	268,611		271,274	
その他経常収益	※2	39,487		26,935	
経常費用		457,586	86.49	536,843	95.86
資金調達費用		42,729		77,322	
預金利息		16,872		33,164	
譲渡性預金利息		62		1,176	
債券利息		4,709		3,006	
コールマネー利息及び売 渡手形利息		95		5,652	
売現先利息		0		—	
債券貸借取引支払利息		27		245	
コマースヤル・ペーパー 利息		160		906	
借用金利息		14,598		11,312	
社債利息		3,149		10,409	
その他の支払利息		3,053		11,448	
役務取引等費用		22,767		24,409	
特定取引費用		152		319	
その他業務費用	※3	186,283		183,117	
営業経費		136,596		171,034	
のれん償却額		—		12,507	
無形資産償却額		—		8,293	
その他の営業経費		—		150,233	
その他経常費用		69,057		80,641	
貸倒引当金繰入額		25,962		48,427	
連結調整勘定償却額		20,397		—	

		前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)		当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	
区分	注記 番号	金額 (百万円)	百分比 (%)	金額 (百万円)	百分比 (%)
無形資産償却額		9,047		—	
その他の経常費用	※4	13,649		32,213	
経常利益		71,471	13.51	23,172	4.14
特別利益		3,703	0.70	15,278	2.73
動産不動産処分益		25		—	
固定資産処分益		—		2,532	
償却債権取立益		989		294	
その他の特別利益	※5	2,688		12,451	
特別損失		1,463	0.28	104,159	18.60
動産不動産処分損		228		—	
固定資産処分損		—		1,093	
のれん減損損失	※6	—		55,085	
無形資産減損損失	※6	—		40,061	
その他の減損損失		—		544	
証券取引責任準備金繰入額		0		1	
その他の特別損失	※7	1,234		7,373	
税金等調整前当期純利益 (△は税金等調整前当期純損失)		73,711	13.93	△65,708	△11.73
法人税、住民税及び事業税		3,733	0.71	3,249	0.58
法人税等調整額		△11,414	△2.16	△24,615	△4.39
少数株主利益		5,293	1.00	16,643	2.97
当期純利益 (△は当期純損失)		76,099	14.38	△60,984	△10.89

③【連結剰余金計算書及び連結株主資本等変動計算書】

(連結剰余金計算書)

		前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
区分	注記 番号	金額 (百万円)
(資本剰余金の部)		
資本剰余金期首残高		18,558
資本剰余金期末残高		18,558
(利益剰余金の部)		
利益剰余金期首残高		311,039
利益剰余金増加高		76,099
当期純利益		76,099
利益剰余金減少高		7,636
配当金		7,635
役員賞与		0
利益剰余金期末残高		379,502

(連結株主資本等変動計算書)  
当連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成18年3月31日残高 (百万円)	451,296	18,558	379,502	△12	849,345
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当(注)			△3,947		△3,947
剰余金の配当			△3,496		△3,496
当期純損失			△60,984		△60,984
自己株式の取得				△136,672	△136,672
自己株式の処分			△15	160	145
自己株式の消却			△63,963	63,963	-
持分法適用除外に伴う増加高			65		65
持分法適用除外に伴う減少高			△1,661		△1,661
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計 (百万円)	-	-	△134,002	△72,548	△206,550
平成19年3月31日残高 (百万円)	451,296	18,558	245,499	△72,560	642,794

	評価・換算差額等				新株予約権	少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	評価・換算差額等合計			
平成18年3月31日残高 (百万円)	2,208	—	3,781	5,990	-	261,845	1,117,180
連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当(注)							△3,947
剰余金の配当							△3,496
当期純損失							△60,984
自己株式の取得							△136,672
自己株式の処分							145
自己株式の消却							-
持分法適用除外に伴う増加高							65
持分法適用除外に伴う減少高							△1,661
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	2,882	△7,744	△829	△5,690	517	27,797	22,623
連結会計年度中の変動額合計 (百万円)	2,882	△7,744	△829	△5,690	517	27,797	△183,927
平成19年3月31日残高 (百万円)	5,091	△7,744	2,952	299	517	289,642	933,253

(注) 平成18年3月期の利益処分項目であります。

## ④【連結キャッシュ・フロー計算書】

		前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
区分	注記 番号	金額 (百万円)	金額 (百万円)
I 営業活動によるキャッシュ・フロー			
税金等調整前当期純利益(△は税金等調整前当期純損失)		73,711	△65,708
減価償却費 (リース資産を除く)		4,198	11,805
リース資産減価償却費		138,104	131,762
連結調整勘定償却額		20,397	—
のれん償却額		—	12,507
無形資産償却額		9,047	8,293
のれん減損損失		—	55,085
無形資産減損損失		—	40,061
その他の減損損失		—	544
持分法による投資損益 (△)		△4,114	12,779
貸倒引当金の増減 (△) 額		△4,940	2,406
賞与引当金の増減 (△) 額		3,483	△764
退職給付引当金の増減 (△) 額		△654	211
動産不動産処分損失引当金の増減 (△) 額		△153	—
利息返還損失引当金の増減 (△) 額		—	10,353
特別法上の引当金の増減 (△) 額		—	1
資金運用収益		△125,029	△172,818
資金調達費用		42,729	77,322
有価証券関係損益 (△)		△5,788	△19,563
金銭の信託の運用損益 (△)		△6,648	△9,019
為替差損益 (△)		△779	3,811
動産不動産処分損益 (△)		203	—
固定資産処分損益 (△)		—	△1,439
リース資産処分損益 (△)		△1,761	△6,056
特定取引資産の純増 (△) 減		△25,079	△109,808
特定取引負債の純増減 (△)		80,889	△50,735
貸出金の純増 (△) 減		△698,761	△1,058,658
預金の純増減 (△)		834,179	1,026,345



		前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
区分	注記 番号	金額 (百万円)	金額 (百万円)
譲渡性預金の純増減 (△)		△215,234	322,826
債券の純増減 (△)		△223,723	△315,610
借入金 (劣後特約付借入金を除く) の純増減 (△)		76,499	△47,062
社債 (劣後特約付社債を除く) の純 増減 (△)		18,001	7,141
預け金 (無利息預け金を除く) の純 増 (△) 減		△28,707	△28,630
コールローン等の純増 (△) 減		20,000	6,900
買入金銭債権の純増 (△) 減		48,179	△88,459
債券貸借取引支払保証金の純増 (△) 減		△29,363	22,057
コールマネー等の純増減 (△)		△174,295	662,792
コマーシャル・ペーパーの純増減 (△)		119,900	38,100
債券貸借取引受入担保金の純増減 (△)		—	8,333
外国為替 (資産) の純増 (△) 減		△3,589	△2,907
外国為替 (負債) の純増減 (△)		18	79
信託勘定借の純増減 (△)		936	△25,265
資金運用による収入		142,198	166,959
資金調達による支出		△41,464	△78,506
売買目的有価証券の純増 (△) 減		△114,114	46,072
運用目的の金銭の信託の純増 (△) 減		△59,176	△61,663
リース資産の取得・売却等による純 支出		△125,396	△121,645
その他		△22,844	12,304
小計		△278,941	422,532
法人税等の支払額		△2,056	△5,684
営業活動によるキャッシュ・フロー		△280,998	416,847
<b>II 投資活動によるキャッシュ・フロー</b>			
有価証券の取得による支出		△3,380,505	△2,539,598
有価証券の売却による収入		688,041	220,364
有価証券の償還による収入		2,825,196	1,911,506

		前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
区分	注記 番号	金額 (百万円)	金額 (百万円)
金銭の信託の設定による支出		△38,803	△16,130
金銭の信託の解約・配当による収入		20,685	40,566
動産不動産（リース資産を除く）の 取得による支出		△6,488	—
有形固定資産（リース資産を除く） の取得による支出		—	△3,734
動産不動産（リース資産を除く）の 売却による収入		2,136	—
有形固定資産（リース資産を除く） の売却による収入		—	6,616
新規連結子会社株式の取得による支 出		△10,239	—
連結子会社株式の売却による収入		32,616	3,077
その他		3,103	△17,832
投資活動によるキャッシュ・フロー		135,741	△395,165
III 財務活動によるキャッシュ・フロー			
劣後特約付借入による収入		46,000	62,000
劣後特約付借入金返済による支出		△77,000	△98,000
劣後特約付社債の発行による収入		199,870	92,161
劣後特約付社債の償還による支出		△11,166	△10,945
少数株主からの払込による収入		174,958	20,253
少数株主への子会社減資による支出		—	△1,227
配当金支払額		△7,635	△7,443
少数株主への配当金支払額		△1,310	△11,175
自己株式の取得による支出		△1	△136,672
自己株式の売却による収入		—	145
財務活動によるキャッシュ・フロー		323,713	△90,903
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額		31	1
V 現金及び現金同等物の増減（△）額		178,487	△69,220
VI 現金及び現金同等物の期首残高		162,226	340,713
VII 現金及び現金同等物の期末残高	※	340,713	271,493

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1. 連結の範囲に関する事項	<p>(1) 連結子会社 82社</p> <p>主要な連結子会社名は、「第1 企業の概況4. 関係会社の状況」に記載しているため省略しました。</p> <p>株式会社ビーエムファイナンスは、当連結会計年度中に、新生銀ファイナンス株式会社に会社名を変更しています。</p> <p>なお、全日信販株式会社(注)は株式取得により、Shinsei Finance (Cayman) Limited、Shinsei Finance II (Cayman) Limited他5社は設立により、Bronwyn Investments (Ireland) Limitedは支配権の獲得により、当連結会計年度から連結しております。</p> <p>また、新生カード株式会社及び有限責任中間法人WAHOOアセットファンディングは解散により、連結の範囲から除外しております。株式会社エス・エル・エスは昭和リース株式会社との合併により消滅しております。</p> <p>(注)全日信販株式会社は、平成18年3月24日付で当行の子会社となったことから、当連結会計年度は、貸借対照表のみを連結しております。</p> <p>(2) 非連結子会社 79社</p> <p>主要な会社名 華和国际租賃有限公司</p> <p>非連結子会社は、主として匿名組合方式による賃貸事業を行う営業者であり、その資産、経常収益、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。</p>	<p>(1) 連結子会社 95社</p> <p>主要な連結子会社名は、「第1 企業の概況4. 関係会社の状況」に記載しているため省略しました。</p> <p>なお、Shinsei Corporate Advisory Services Private Limited他16社は設立により、Uchisai Partners, L.P.は平成18年9月8日に企業会計基準委員会より公表された実務対応報告第20号「投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の適用に関する実務上の取扱い」の適用に伴い、当連結会計年度から連結しております。</p> <p>また、Hub Asset Funding Limited他4社は、清算により、連結の範囲から除外しております。</p> <p>(2) 非連結子会社 90社</p> <p>主要な会社名 華和国际租賃有限公司</p> <p>子会社エス・エル・パシフィック株式会社他68社は、匿名組合方式による賃貸事業を行う営業者であり、その資産及び損益は実質的に匿名組合員に帰属し、当該子会社及びその親会社には帰属しないものであり、かつ、当該子会社との間に重要な取引がないため、連結財務諸表等規則第5条第1項第2号により、連結の範囲から除外しております。</p> <p>また、その他の非連結子会社は、その資産、経常収益、当期純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及び繰延ヘッジ損益(持分に見合う額)等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の</p>

	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
		範囲から除外しております。
2. 持分法の適用に関する事項	<p>(1) 持分法適用の非連結子会社 0社 (2) 持分法適用の関連会社 13社 主要な会社名 シンキ株式会社 Hillcot Holdings Limited BlueBay Asset Management Limited</p> <p>なお、Woori-SB Asset Management Co.,Ltd.及びTerwin Holdings LLCは株式取得により、Consus SB First Securitization Speciality Co.,Ltd.他3社は設立により、当連結会計年度から持分法を適用しております。</p> <p>また、昭和オートリース山形株式会社及びNorthern Halk Maritime S.A.は株式売却により、持分法適用の範囲から除外しております。</p> <p>(3) 持分法非適用の非連結子会社 79社 主要な会社名 華和国际租賃有限公司</p> <p>持分法非適用の非連結子会社は、主として匿名組合方式による賃貸事業を行う営業者であり、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。</p> <p>(4) 持分法非適用の関連会社 0社</p>	<p>(1) 持分法適用の非連結子会社 0社 (2) 持分法適用の関連会社 27社 主要な会社名 シンキ株式会社 Hillcot Holdings Limited 日盛金融控股股份有限公司</p> <p>なお、日盛金融控股股份有限公司は株式取得により、新生マッコリーアドバイザリー株式会社他4社は設立により、ラフィア投資事業有限責任組合他9社は平成18年9月8日に企業会計基準委員会より公表された実務対応報告第20号「投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の適用に関する実務上の取扱い」の適用に伴い、当連結会計年度から持分法を適用しております。</p> <p>また、BlueBay Asset Management Limitedは株式売却により、エム・ユー・フロンティア債権回収株式会社は影響力の低下により、持分法適用の範囲から除外しております。</p> <p>(3) 持分法非適用の非連結子会社 90社 主要な会社名 華和国际租賃有限公司</p> <p>子会社エス・エル・パシフィック株式会社他68社は、匿名組合方式による賃貸事業を行う営業者であり、その資産及び損益は実質的に匿名組合員に帰属し、当該子会社及びその親会社には帰属しないものであり、かつ、当該子会社との間に重要な取引がないため、連結財務諸表等規則第10条第1項第2号より、持分法の対象から除いております。</p> <p>その他の持分法非適用の非連結子会社は、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及び繰延ヘッジ損益（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。</p> <p>(4) 持分法非適用の関連会社 0社</p>

	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
3. 連結子会社の事業年度等に関する事項	<p>(1) 連結子会社の決算日は次のとおりであります。</p> <p>12月末日 23社 1月末日 3社 3月末日 56社</p> <p>(2) 12月末日を決算日とする連結子会社のうち3社は、3月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により、他の20社はそれぞれの決算日の財務諸表により連結しております。</p> <p>1月末日を決算日とする連結子会社は、それぞれの決算日の財務諸表により連結しております。</p> <p>連結決算日と上記の決算日等との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。</p>	<p>(1) 連結子会社の決算日は次のとおりであります。</p> <p>12月末日 34社 3月末日 61社</p> <p>(2) 12月末日を決算日とする連結子会社のうち6社は、3月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により、またその他の連結子会社は、それぞれの決算日の財務諸表により連結しております。</p> <p>連結決算日と上記の決算日等との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。</p>
4. 会計処理基準に関する事項	<p>(1) 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>(イ) 有価証券の評価は、売買目的有価証券(特定取引を除く)については時価法(売却原価は移動平均法により算定)、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、持分法非適用の非連結子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法(定額法)により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。</p> <p>(ロ) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記(イ)と同じ方法により行っております。</p> <p>(2) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準</p> <p>金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下「特定取引目的」という)の取引については、取引の約定時点を基準とし、連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を連結損益計算書上「特定</p>	<p>(1) 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>(イ) 有価証券の評価は、売買目的有価証券(特定取引を除く)については時価法(売却原価は移動平均法により算定)、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、持分法非適用の非連結子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法(定額法)により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p> <p>(ロ) 同 左</p> <p>(2) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準</p> <p>同 左</p>

	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。</p> <p>特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については連結決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。</p> <p>また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当連結会計年度中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前連結会計年度末と当連結会計年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当連結会計年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。</p> <p>なお、特定取引資産及び特定取引負債に含まれる派生商品のみなし決済額の見積に当たり、流動性リスク及び信用リスクを加味した評価を行っております。</p>	
	<p>(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法</p> <p>デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く）の評価は、時価法により行っております。</p>	<p>(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法</p> <p style="text-align: center;">同 左</p>
	<p>(4) 買入金銭債権の評価基準及び評価方法</p> <p>売買目的の買入金銭債権（特定取引を除く）の評価は、時価法によるおります。</p>	<p>(4) 買入金銭債権の評価基準及び評価方法</p> <p style="text-align: center;">同 左</p>
	<p>(5) 減価償却の方法</p> <p>① 動産不動産</p> <p>当行及び連結子会社の動産不動産は、建物及び当行の動産のうちパソコン以外の電子計算機（ATM等）については主として定額法、その他の動産については主として定率法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <p style="padding-left: 2em;">建物：3年～50年 動産：2年～15年</p>	<p>(5) 減価償却の方法</p> <p>① 有形固定資産</p> <p>有形固定資産（有形リース資産を除く）の減価償却は、建物及び当行の動産のうちパソコン以外の電子計算機（ATM等）については主として定額法、その他の動産については主として定率法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <p style="padding-left: 2em;">建物：3年～50年 動産：2年～15年</p>

	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)																																																						
	<p>② ソフトウェア            自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間（主として5年または8年）に基づく定額法により償却しております。</p> <p>③ 無形資産            株式会社アプラス、昭和リース株式会社及びそれらの連結子会社に対する支配権獲得時における全面時価評価法の適用により計上された無形資産の償却方法及び償却期間は次のとおりであります。なお、当該無形資産の償却額は「その他経常費用」に計上しております。また、無形資産は「その他資産」に含めて計上しております。</p> <p>(株式会社アプラス)</p> <table border="1" data-bbox="478 963 877 1164"> <thead> <tr> <th></th> <th>償却方法</th> <th>償却期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>商標価値</td> <td>定額法</td> <td>10年</td> </tr> <tr> <td>商権価値 (顧客関係)</td> <td>級数法</td> <td>10年</td> </tr> <tr> <td>商権価値 (加盟店関係)</td> <td>級数法</td> <td>20年</td> </tr> </tbody> </table> <p>(昭和リース株式会社)</p> <table border="1" data-bbox="478 1254 877 1456"> <thead> <tr> <th></th> <th>償却方法</th> <th>償却期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>商標価値</td> <td>定額法</td> <td>10年</td> </tr> <tr> <td>商権価値 (顧客関係)</td> <td>級数法</td> <td>20年</td> </tr> <tr> <td>契約価値 (保守契約関係)</td> <td>定額法</td> <td>契約残存 年数による</td> </tr> <tr> <td>契約価値 (サブリース 契約関係)</td> <td>定額法</td> <td>契約残存 年数による</td> </tr> </tbody> </table> <p>④ その他            連結子会社の保有するリース資産については、リース期間を償却年数とするリース期間定額法によっております。</p>		償却方法	償却期間	商標価値	定額法	10年	商権価値 (顧客関係)	級数法	10年	商権価値 (加盟店関係)	級数法	20年		償却方法	償却期間	商標価値	定額法	10年	商権価値 (顧客関係)	級数法	20年	契約価値 (保守契約関係)	定額法	契約残存 年数による	契約価値 (サブリース 契約関係)	定額法	契約残存 年数による	<p>② 無形固定資産            無形固定資産のうち「無形資産」は、株式会社アプラス、昭和リース株式会社及びそれらの連結子会社に対する支配権獲得時における全面時価評価法の適用により計上されたものであり、償却方法及び償却期間は次のとおりであります。</p> <p>(株式会社アプラス)</p> <table border="1" data-bbox="957 560 1356 761"> <thead> <tr> <th></th> <th>償却方法</th> <th>償却期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>商標価値</td> <td>定額法</td> <td>10年</td> </tr> <tr> <td>商権価値 (顧客関係)</td> <td>級数法</td> <td>10年</td> </tr> <tr> <td>商権価値 (加盟店関係)</td> <td>級数法</td> <td>20年</td> </tr> </tbody> </table> <p>(昭和リース株式会社)</p> <table border="1" data-bbox="957 851 1356 1052"> <thead> <tr> <th></th> <th>償却方法</th> <th>償却期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>商標価値</td> <td>定額法</td> <td>10年</td> </tr> <tr> <td>商権価値 (顧客関係)</td> <td>級数法</td> <td>20年</td> </tr> <tr> <td>契約価値 (保守契約関係)</td> <td>定額法</td> <td>契約残存 年数による</td> </tr> <tr> <td>契約価値 (サブリース 契約関係)</td> <td>定額法</td> <td>契約残存 年数による</td> </tr> </tbody> </table> <p>また、のれんの償却については、主として20年間で均等償却しております。但し、重要性の乏しいものについては、発生年度に一括償却しております。</p> <p>上記以外の無形固定資産（無形リース資産を除く）の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間（主として5年または8年）に基づいて償却しております。</p> <p>③ その他            同 左</p>		償却方法	償却期間	商標価値	定額法	10年	商権価値 (顧客関係)	級数法	10年	商権価値 (加盟店関係)	級数法	20年		償却方法	償却期間	商標価値	定額法	10年	商権価値 (顧客関係)	級数法	20年	契約価値 (保守契約関係)	定額法	契約残存 年数による	契約価値 (サブリース 契約関係)	定額法	契約残存 年数による
	償却方法	償却期間																																																						
商標価値	定額法	10年																																																						
商権価値 (顧客関係)	級数法	10年																																																						
商権価値 (加盟店関係)	級数法	20年																																																						
	償却方法	償却期間																																																						
商標価値	定額法	10年																																																						
商権価値 (顧客関係)	級数法	20年																																																						
契約価値 (保守契約関係)	定額法	契約残存 年数による																																																						
契約価値 (サブリース 契約関係)	定額法	契約残存 年数による																																																						
	償却方法	償却期間																																																						
商標価値	定額法	10年																																																						
商権価値 (顧客関係)	級数法	10年																																																						
商権価値 (加盟店関係)	級数法	20年																																																						
	償却方法	償却期間																																																						
商標価値	定額法	10年																																																						
商権価値 (顧客関係)	級数法	20年																																																						
契約価値 (保守契約関係)	定額法	契約残存 年数による																																																						
契約価値 (サブリース 契約関係)	定額法	契約残存 年数による																																																						

	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>(6) 繰延資産の処理方法            当行の繰延資産は、次のとおり償却しております。</p> <p>(イ) その他資産のうち社債発行費は、旧商法施行規則の規定する最長期間（3年間）内で、償還期限までの期間に対応して償却しております。</p> <p>(ロ) 債券繰延資産（債券発行費用）は、旧商法施行規則の規定する最長期間（3年間）内で、償還期限までの期間に対応して償却しております。</p>	<p>(6) 繰延資産の処理方法            当行の繰延資産は、次のとおり償却しております。</p> <p>(イ) その他資産のうち社債発行費は、社債の償還期間にわたり定額法により償却しております。            (会計処理の変更)            従来、旧商法施行規則の規定する最長期間（3年間）内で、償還期限までの期間に対応して償却しておりましたが、「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」（企業会計基準委員会実務対応報告第19号平成18年8月11日）が公表日以後終了する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から同実務対応報告を適用し、社債の償還期間にわたり定額法により償却しております。これによる連結貸借対照表等に与える影響は軽微であります。</p> <p>なお、平成18年3月31日に終了する連結会計年度の連結貸借対照表に計上した社債発行費は、同実務対応報告の経過措置に基づき従前の会計処理を適用し、旧商法施行規則の規定する最長期間（3年間）内で、償還期限までの期間に対応して償却しております。</p> <p>(ロ) 債券繰延資産（債券発行費用）は、債券の償還期間にわたり定額法により償却しております。            (会計処理の変更)            従来、旧商法施行規則の規定する最長期間（3年間）内で、償還期限までの期間に対応して償却しておりましたが、「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」（企業会計基準委員会実務対応報告第19号平成18年8月11日）が公表日以後終了する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から同実務対応報告を適用し、債券の償還期間にわたり定額法により償却しております。これによる連結貸借対照表等に与える影響は軽微であります。</p> <p>なお、平成18年3月31日に終了する連結会計年度の連結貸借対照表に計上した債券繰延資産（債券発行費</p>



	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>(ハ) その他資産のうち社債発行差金は、償還期限までの期間に対応して償却しております。</p> <p>連結子会社の社債発行費は、償還期限までの期間に対応して償却しております。</p> <p>また、連結子会社の創立費及び新株発行費は、支出時に全額費用として処理しております。</p>	<p>用)は、同実務対応報告の経過措置に基づき従前の会計処理を適用し、旧商法施行規則の規定する最長期間(3年間)内で、償還期限までの期間に対応して償却しております。</p> <p>連結子会社の社債発行費は、社債の償還期間にわたり定額法により償却しております。</p> <p>また、連結子会社の創立費及び株式交付費は、支出時に全額費用として処理しております。</p>
	<p>(7) 貸倒引当金の計上基準</p> <p>当行及び国内信託銀行子会社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下、「破綻懸念先」という)に係る債権については、以下の大口債務者に係る債権を除き、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。</p> <p>当行では破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者及び従来よりキャッシュ・フロー見積法(後述)による引当を行っていた債務者で、今後の債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債務者のうち、与信額が一定額以上の大口債務者に係る債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子</p>	<p>(7) 貸倒引当金の計上基準</p> <p>当行及び国内信託銀行子会社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下、「破綻懸念先」という)に係る債権については、以下の大口債務者に係る債権を除き、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。</p> <p>当行では破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者及び従来よりキャッシュ・フロー見積法(後述)による引当を行っていた債務者で、今後の債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債務者のうち、与信額が一定額以上の大口債務者に係る債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子</p>

	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により引き当てております。また、将来キャッシュ・フローを合理的に見積もることが困難な債務者のうち与信額が一定額以上の大口債務者に係る債権については、個別的に残存期間を算定し、その残存期間に対応する今後の一定期間における予想損失額を引き当てております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>国内信託銀行子会社以外の連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p> <p>なお、当行及び一部の連結子会社では破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は28,106百万円であります。</p>	<p>率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により引き当てております。また、将来キャッシュ・フローを合理的に見積もることが困難な債務者のうち与信額が一定額以上の大口債務者に係る債権については、個別的に残存期間を算定し、その残存期間に対応する今後の一定期間における予想損失額を引き当てております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>国内信託銀行子会社以外の連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p> <p>なお、当行及び一部の連結子会社では破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は39,758百万円であります。</p> <p>(追加情報)</p> <p>当行の貸倒実績率については、従来、過去3算定期間の平均値により算出しておりましたが、急速な貸倒実績の減少により算定基礎としての合理性が低下したことから、当連結会計年度より、貸倒実績の観測可能な平成10年度以降の全算定期間の平均値により算出する方式と従来方式のいずれか高い値を採用することといたしました。こ</p>

	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
		の結果、従来の方式に比較して、貸倒引当金及び貸倒引当金繰入額が23,205百万円増加し、経常利益が同額減少し、税金等調整前当期純損失が同額増加しております。
	(8) 賞与引当金の計上基準 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。	(8) 賞与引当金の計上基準 同 左
	(9) 役員賞与引当金の計上基準 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。	(9) 役員賞与引当金の計上基準 同 左
	(10) 退職給付引当金の計上基準 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の損益処理方法は以下のとおりであります。 過去勤務債務：その発生年度の従業員の平均残存勤務期間による定額法により損益処理 数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間による定額法により按分した額を主としてそれぞれの発生年度から損益処理 なお、当行の会計基準変更時差異(9,081百万円)については、15年による按分額を費用処理しております。	(10) 退職給付引当金の計上基準 同 左
		(11) 利息返還損失引当金の計上基準 連結子会社の利息返還損失引当金は、将来の利息返還の請求に伴う損失に備え、過去の返還実績等を勘案した必要額を計上しております。 (追加情報) 従来、利息返還に伴う損失に対する引当金(前連結会計年度末残高1,050百万円)については「貸倒引当金」に含めて計上しておりましたが、日本公認会計士協会より「消費者金融会社等の利息返還請求による損失に係る引当金の計上に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別委員会報告第37号平成18年10月13日)が公表された

	<p style="text-align: center;">前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)</p>	<p style="text-align: center;">当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>
		<p>ことを踏まえ、当連結会計年度において、より適切な見積方法に基づき「利息返還損失引当金」として計上しております。</p> <p>なお、期首時点における見積方法変更差額909百万円については「その他の特別損失」に計上しております。</p>
	<p>(12) 特別法上の引当金の計上基準</p> <p>特別法上の引当金は、証券取引責任準備金であり、以下のとおり計上しております。</p> <p>証券先物取引等に関して生じた事故による損失の補てんに充てるため、国内証券連結子会社は、証券取引法第51条の規定に基づき、証券会社に関する内閣府令第35条の定めるところにより算出した額を計上しております。</p>	<p>(12) 特別法上の引当金の計上基準</p> <p style="text-align: center;">同 左</p>
	<p>(13) 外貨建資産・負債の換算基準</p> <p>当行の外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、取得時の為替相場による円換算額を付す非連結子会社株式及び関連会社株式を除き、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。</p> <p>連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの決算日等の為替相場により換算しております。</p>	<p>(13) 外貨建資産・負債の換算基準</p> <p style="text-align: center;">同 左</p>
	<p>(14) リース取引の処理方法</p> <p>当行及び国内連結子会社のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。</p>	<p>(14) リース取引の処理方法</p> <p style="text-align: center;">同 左</p>
	<p>(15) 重要なヘッジ会計の方法</p> <p>(イ) 金利リスク・ヘッジ</p> <p>当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は繰延ヘッジによっております。</p> <p>「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という)に規定する繰延ヘッジのヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の期間毎にグル</p>	<p>(15) 重要なヘッジ会計の方法</p> <p>(イ) 金利リスク・ヘッジ</p> <p>当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は繰延ヘッジによっております。</p> <p>「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という)に規定する繰延ヘッジのヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の期間毎にグル</p>

	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>ーピングのうえ特定し評価しております。</p> <p>また、当連結会計年度末の連結貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号）を適用して実施してありました多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、移行後の各連結会計年度において従来の基準に従い、ヘッジ手段の残存期間にわたり、資金調達費用又は資金運用収益として期間配分しております。</p> <p>なお、当連結会計年度末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は72百万円であります。</p> <p>一部の連結子会社のヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジまたは金利スワップの特例処理によっております。なお、国内リース連結子会社において、部分的に「リース業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第19号）に規定する繰延ヘッジを適用しております。</p> <p>(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジまたは時価ヘッジによっております。</p> <p>「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という。）に規定する繰延ヘッジのヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。</p>	<p>ーピングのうえ特定し評価しております。</p> <p>また、当連結会計年度末の連結貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号）を適用して実施してありました多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、移行後の各連結会計年度において従来の基準に従い、ヘッジ手段の残存期間にわたり、資金調達費用又は資金運用収益として期間配分しております。</p> <p>なお、当連結会計年度末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は21百万円（税効果額控除前）であります。</p> <p>一部の連結子会社のヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジまたは金利スワップの特例処理によっております。</p> <p>(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ 同 左</p>

	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>また、外貨建有効証券（債券以外）の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有効証券の銘柄を特定し、当該外貨建有効証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして繰延ヘッジ及び時価ヘッジを適用しております。</p> <p>(ハ) 内部取引等            デリバティブ取引のうち連結会社間及び特定取引勘定とそれ以外の勘定との間の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等に対して、業種別監査委員会報告第24号及び同第25号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等から生じる収益及び費用は消去せずに損益認識又は繰延処理を行っております。</p>	<p>(ハ) 内部取引等            同 左</p>
	<p>(16) 消費税等の会計処理            当行及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。</p>	<p>(16) 消費税等の会計処理            同 左</p>
	<p>(17) その他連結財務諸表作成のための重要な事項</p> <p>(イ) 連結納税制度の適用            当行及び一部の国内連結子会社は、当行を連結納税親会社として、連結納税制度を適用しております。</p> <p>(ロ) 信販業務の収益計上方法            信販業務の収益の計上は、期日到来基準とし、主として次の方法によっております。</p> <p>(アドオン方式契約)            総合・個品あっせん 7・8分法            信用保証(保証料契約            時一括受領) 7・8分法            信用保証(保証料分割            受領) 定額法</p> <p>(残債方式契約)            総合・個品あっせん 残債方式            信用保証(保証料分            割受領) 残債方式</p> <p>(注)計上方法の内容は次のとおりであります。</p>	<p>(17) その他連結財務諸表作成のための重要な事項</p> <p>(イ) 連結納税制度の適用            同 左</p> <p>(ロ) 信販業務の収益計上方法            同 左</p>

	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>(1)7・8分法とは、手数料総額を分割回数×積数で按分し、各返済期日到来の都度積数按分額を収益計上する方法であります。</p> <p>(2)残債方式とは、元本残高に対して一定率の料率で手数料を算出し、各返済期日の都度算出額を収益計上する方法であります。</p> <p>(ハ)リース業務の収益計上方法 リース業務の収益の計上はリース契約上収受すべきリース料総額をリース期間に相当する月数で均等割した月当たりリース料を基準として、その経過期間に対応する額を計上しております。</p>	<p>(ハ)リース業務の収益計上方法 同 左</p>
5. 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項	連結子会社の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。	同 左
6. 連結調整勘定の償却に関する事項	連結調整勘定の償却については、20年間で均等償却しております。但し、重要性の乏しいものについては、発生年度に一括償却しております。	—————
7. 利益処分項目等の取扱いに関する事項	連結剰余金計算書は、連結会計期間において確定した利益処分に基づいて作成しております。	—————
8. 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び無利息預け金であります。	同 左

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

<p>前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)</p>	<p>当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>
	<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準) 「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」 (企業会計基準第5号平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日)を当連結会計年度から適用しております。</p> <p>当連結会計年度末における従来の「資本の部」の合計に相当する金額は650,838百万円であります。</p> <p>なお、当連結会計年度における連結貸借対照表の純資産の部については、連結財務諸表規則及び銀行法施行規則の改正に伴い、改正後の連結財務諸表規則及び銀行法施行規則により作成しております。</p> <p>(投資事業組合に関する実務対応報告) 「投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の適用に関する実務上の取扱い」(企業会計基準委員会実務対応報告第20号平成18年9月8日)が公表日以後終了する連結会計年度に係る連結財務諸表から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から同実務対応報告を適用しております。これによる連結貸借対照表等に与える影響は軽微であります。</p> <p>(ストック・オプション等に関する会計基準) 「ストック・オプション等に関する会計基準」(企業会計基準第8号平成17年12月27日)及び「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第11号平成17年12月27日)が会社法の施行日以後に付与されるストック・オプション、自社株式オプション及び交付される自社の株式について適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から同会計基準及び適用指針を適用しております。これにより、その他の営業経費が517百万円増加し、経常利益が同額減少し、税金等調整前当期純損失が同額増加しております。</p> <p>(金融商品に関する会計基準) 従来、社債発行差金については資産として計上し、社債の償還期限までの期間に対応して償却しておりましたが、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号平成18年8月11日)が一部改正され、改正会計基準の公表日以後終了する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から改正会計基準を適用し、社債は償却原価法(定額法)に基づいて算定された価額をもって連結貸借対照表価額としております。これによる連結貸借対照表等に与える影響は軽微であります。</p> <p>なお、平成18年3月31日に終了する連結会計年度の連結貸借対照表に計上した社債発行差金は、「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」(企業会計基準委員会実務対応報告第19号平成18年8月11日)の経過措置に基づき従前の会計処理を適用し、社債の償還期限までの期間に対応して償却するとともに未償却残高を社債から直接控除しております。</p>



表示方法の変更

<p>前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)</p>	<p>当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>
<p>—————</p>	<p>「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第60号平成18年4月28日)により改正され、平成18年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から以下のとおり表示を変更しております。</p> <p>(連結貸借対照表・連結損益計算書関係)</p> <p>(1) 純額で繰延ヘッジ損失または繰延ヘッジ利益として「その他資産」または「その他負債」に含めて計上していたヘッジ手段に係る損益または評価差額は、税効果額を控除のうえ評価・換算差額等の「繰延ヘッジ損益」として相殺表示しております。</p> <p>(2) 負債の部に次に表示していた「少数株主持分」は、純資産の部に表示しております。</p> <p>(3) 「動産不動産」は、「有形固定資産」、「無形固定資産」または「その他資産」に区分して表示しております。</p> <p>これにより、従来の「動産不動産」中の建物土地動産については、「有形固定資産」中の「建物」「土地」「その他の有形固定資産」として、建設仮払金については「有形固定資産」中の「建設仮勘定」として、また、有形リース資産については、「有形固定資産」中の「有形リース資産」として表示しております。</p> <p>また、「動産不動産」中の保証金権利金のうち、権利金は「無形固定資産」中の「その他の無形固定資産」に、保証金は「その他資産」にそれぞれ含めて表示しております。</p> <p>なお、「動産不動産処分益」及び「動産不動産処分損」は、それぞれ「固定資産処分益」及び「固定資産処分損」として表示しております。</p> <p>(4) 「その他資産」に含めて表示していたソフトウェア、無形資産及び無形リース資産は、それぞれ「無形固定資産」中の「ソフトウェア」、「無形資産」及び「無形リース資産」として表示しております。なお、無形資産償却額は、従来、「その他経常費用」中の「無形資産償却額」として表示しておりましたが、下記「のれん償却額」と同様に、当連結会計年度からは「営業経費」中の「無形資産償却額」として表示しております。</p> <p>(5) 資産の部に独立掲記していた「連結調整勘定」は、「無形固定資産」中の「のれん」として表示しております。なお、連結調整勘定償却額は、従来、「その他経常費用」中の「連結調整勘定償却額」として表示しておりましたが、当連結会計年度からは「営業経費」中の「のれん償却額」として表示しております。</p>

<p style="text-align: center;">前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)</p>	<p style="text-align: center;">当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>
	<p style="text-align: center;">(連結キャッシュ・フロー計算書関係)</p> <p>(1) 「連結調整勘定償却額」は「のれん償却額」として表示しております。</p> <p>(2) 「動産不動産処分損益(△)」は、連結貸借対照表の「動産不動産」が「有形固定資産」、「無形固定資産」等に区分されたことに伴い、「固定資産処分損益(△)」等として表示しております。</p> <p>また、「動産不動産(リース資産を除く)の取得による支出」は「有形固定資産(リース資産を除く)の取得による支出」等として、「動産不動産(リース資産を除く)の売却による収入」は「有形固定資産(リース資産を除く)の売却による収入」等として表示しております。</p>

注記事項

(連結貸借対照表関係)

前連結会計年度末 (平成18年3月31日)	当連結会計年度末 (平成19年3月31日)
<p>※1. 有価証券には非連結子会社及び関連会社の株式35,505百万円を含んでおります。</p> <p>※2. 無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により借り入れている有価証券、現先取引並びに現金担保付債券貸借取引等により受け入れている有価証券及びデリバティブ取引の担保として受け入れている有価証券のうち、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、当連結会計年度末に当該処分をせずに所有しているものは59,797百万円であります。</p> <p>※3. 貸出金のうち、破綻先債権額は1,889百万円、延滞債権額は36,347百万円であります。          なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。          また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。          「その他資産」に含まれる割賦売掛金のうち、破綻先債権額は1,301百万円、延滞債権額は3,631百万円であります。</p> <p>※4. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は3,125百万円であります。          なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。          「その他資産」に含まれる割賦売掛金のうち、3カ月以上延滞債権額は1,337百万円であります。</p> <p>※5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は42,832百万円であります。          なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。          「その他資産」に含まれる割賦売掛金のうち、貸出条件緩和債権額は16,265百万円であります。</p>	<p>※1. 有価証券には非連結子会社及び関連会社の株式54,461百万円及び出資金9,131百万円を含んでおります。</p> <p>※2. 無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により借り入れている有価証券、現先取引並びに現金担保付債券貸借取引等により受け入れている有価証券及びデリバティブ取引の担保として受け入れている有価証券のうち、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、(再)担保に差し入れている有価証券は4,604百万円、当連結会計年度末に当該処分をせずに所有しているものは60,379百万円であります。</p> <p>※3. 貸出金のうち、破綻先債権額は1,748百万円、延滞債権額は21,849百万円であります。          なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。          また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。          「その他資産」に含まれる割賦売掛金のうち、破綻先債権額は279百万円、延滞債権額は3,192百万円であります。</p> <p>※4. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は4,792百万円あります。          なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。          「その他資産」に含まれる割賦売掛金のうち、3カ月以上延滞債権額は1,733百万円あります。</p> <p>※5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は36,422百万円あります。          なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。          「その他資産」に含まれる割賦売掛金のうち、貸出条件緩和債権額は10,271百万円あります。</p>

前連結会計年度末 (平成18年3月31日)	当連結会計年度末 (平成19年3月31日)																																
<p>※6. 貸出金のうち、破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は84,195百万円であります。</p> <p>「その他資産」に含まれる割賦売掛金のうち、破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は22,536百万円であります。</p> <p>なお、上記3. から6. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※7. ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、参加者に売却したものとして会計処理した貸出金元本の当連結会計年度末残高の総額は、124,475百万円であります。</p> <p>※8. 貸出債権証券化（CLO-Collateralized Loan Obligation）により、会計上売却処理をした貸出金元本の当連結会計年度末残高の総額は、252,812百万円であります。なお、当行はCLOの劣後受益権を97,622百万円継続保有し貸出金に計上しているため、売却処理済みの優先受益権も含めた元本総額350,434百万円に係る貸倒引当金を計上しております。</p> <p>※9. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は401百万円であります。</p> <p>※10. 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <table border="0" data-bbox="175 1433 718 1691"> <tr> <td colspan="2">担保に供している資産</td> </tr> <tr> <td>現金預け金</td> <td>70百万円</td> </tr> <tr> <td>有価証券</td> <td>284,378百万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">担保資産に対応する債務</td> </tr> <tr> <td>預金</td> <td>2,500百万円</td> </tr> <tr> <td>借用金</td> <td>602百万円</td> </tr> <tr> <td>その他負債</td> <td>910百万円</td> </tr> </table>	担保に供している資産		現金預け金	70百万円	有価証券	284,378百万円	担保資産に対応する債務		預金	2,500百万円	借用金	602百万円	その他負債	910百万円	<p>※6. 貸出金のうち、破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は64,813百万円であります。</p> <p>「その他資産」に含まれる割賦売掛金のうち、破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は15,476百万円であります。</p> <p>なお、上記3. から6. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※7. ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、参加者に売却したものとして会計処理した貸出金元本の当連結会計年度末残高の総額は、83,124百万円であります。</p> <p>原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、連結貸借対照表計上額は、93,818百万円であります。</p> <p>※8. 当行の貸出債権証券化（CLO-Collateralized Loan Obligation）により、会計上売却処理をした貸出金元本の当連結会計年度末残高の総額は、129,695百万円であります。なお、当行はCLOの劣後受益権を43,862百万円継続保有し貸出金に計上しているため、売却処理済みの優先受益権も含めた元本総額173,557百万円に係る貸倒引当金を計上しております。</p> <p>※9. 当行の手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は179百万円であります。</p> <p>※10. 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <table border="0" data-bbox="813 1433 1356 1758"> <tr> <td colspan="2">担保に供している資産</td> </tr> <tr> <td>現金預け金</td> <td>70百万円</td> </tr> <tr> <td>有価証券</td> <td>240,740百万円</td> </tr> <tr> <td>貸出金</td> <td>2,576百万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">担保資産に対応する債務</td> </tr> <tr> <td>預金</td> <td>568百万円</td> </tr> <tr> <td>債券貸借取引受入担保金</td> <td>8,333百万円</td> </tr> <tr> <td>借用金</td> <td>20,218百万円</td> </tr> <tr> <td>支払承諾</td> <td>902百万円</td> </tr> </table>	担保に供している資産		現金預け金	70百万円	有価証券	240,740百万円	貸出金	2,576百万円	担保資産に対応する債務		預金	568百万円	債券貸借取引受入担保金	8,333百万円	借用金	20,218百万円	支払承諾	902百万円
担保に供している資産																																	
現金預け金	70百万円																																
有価証券	284,378百万円																																
担保資産に対応する債務																																	
預金	2,500百万円																																
借用金	602百万円																																
その他負債	910百万円																																
担保に供している資産																																	
現金預け金	70百万円																																
有価証券	240,740百万円																																
貸出金	2,576百万円																																
担保資産に対応する債務																																	
預金	568百万円																																
債券貸借取引受入担保金	8,333百万円																																
借用金	20,218百万円																																
支払承諾	902百万円																																

<p style="text-align: center;">前連結会計年度末 (平成18年3月31日)</p>	<p style="text-align: center;">当連結会計年度末 (平成19年3月31日)</p>
<p>なお、上記借入金の担保として、未経過リース債権455百万円を差し入れております。</p> <p>上記のほか、為替決済、スワップ等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券173,124百万円を差し入れております。</p> <p>また、動産不動産のうち保証金権利金は14,663百万円、その他資産のうち先物取引差入証拠金は15,322百万円であります。</p> <p>※11. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、4,092,758百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のものまたは任意の時期に無条件で取消可能なものが3,922,148百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>※12. ヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、純額で繰延ヘッジ損失として「その他資産」に含めて計上しております。なお、上記相殺前の繰延ヘッジ損失の総額は15,654百万円、繰延ヘッジ利益の総額は4,143百万円あります。</p> <p>※13. その他資産には、株式会社アプラス、昭和リース株式会社及びそれらの連結子会社に対する支配権獲得時における全面時価評価法の適用により計上された無形資産68,181百万円が含まれております。また、無形リース資産43,694百万円及び割賦売掛金472,901百万円が含まれております。</p> <p>※14. 動産不動産には、有形リース資産308,432百万円が含まれております。</p> <p>※15. 動産不動産の減価償却累計額 134,847百万円</p> <p>※16. 動産不動産の圧縮記帳額 2,985百万円 (当連結会計年度圧縮記帳額 一百万円)</p> <p>※17. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金144,000百万円が含まれております。</p>	<p>なお、上記借入金の担保として、未経過リース債権30,862百万円を差し入れております。</p> <p>上記のほか、為替決済、スワップ等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券141,344百万円を差し入れております。</p> <p>また、その他資産のうち先物取引差入証拠金は13,432百万円、保証金は15,320百万円であります。</p> <p>※11. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、4,456,538百万円あります。このうち原契約期間が1年以内のものまたは任意の時期に無条件で取消可能なものが4,118,334百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>—————</p> <p>※13. その他資産には、割賦売掛金440,864百万円が含まれております。</p> <p>—————</p> <p>※15. 有形固定資産の減価償却累計額231,096百万円</p> <p>※16. 有形固定資産の圧縮記帳額2,985百万円 (当連結会計年度圧縮記帳額 一百万円)</p> <p>※17. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金108,000百万円が含まれております。</p>

前連結会計年度末 (平成18年3月31日)	当連結会計年度末 (平成19年3月31日)				
<p>※18. 社債には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付社債262,293百万円が含まれております。</p>	<p>※18. 社債には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付社債357,166百万円が含まれております。</p>				
<p>※19. 当行の発行済株式の総数</p> <table data-bbox="177 365 707 432"> <tr> <td>普通株式</td> <td>1,358,537千株</td> </tr> <tr> <td>優先株式</td> <td>674,528千株</td> </tr> </table>	普通株式	1,358,537千株	優先株式	674,528千株	<p>_____</p>
普通株式	1,358,537千株				
優先株式	674,528千株				
<p>※20. 連結会社及び持分法を適用した関連会社が保有する当行の株式の数</p> <table data-bbox="177 521 707 555"> <tr> <td>普通株式</td> <td>17,059株</td> </tr> </table> <p>_____</p>	普通株式	17,059株	<p>_____</p>		
普通株式	17,059株				
	<p>※21. 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募（証券取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は90,671百万円であります。</p>				

(連結損益計算書関係)

前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>※1. その他業務収益には、リース収入168,352百万円を含んでおります。</p> <p>※2. その他経常収益には、金銭の信託運用益23,505百万円を含んでおります。</p> <p>※3. その他業務費用には、リース原価152,163百万円を含んでおります。</p> <p>—————</p> <p>※5. その他の特別利益には、子会社株式売却益2,570百万円を含んでおります。</p> <p>—————</p>	<p>※1. その他業務収益には、リース収入164,136百万円を含んでおります。</p> <p>※2. その他経常収益には、金銭の信託運用益15,123百万円を含んでおります。</p> <p>※3. その他業務費用には、リース原価148,222百万円を含んでおります。</p> <p>※4. その他の経常費用には、金銭の信託運用損488百万円を含んでおります。</p> <p>※5. その他の特別利益には、関連会社株式売却益11,651百万円を含んでおります。</p> <p>※6. 特別損失ののれん減損損失及び無形資産減損損失は、株式会社アプラス及びその連結子会社に対する投資にかかるものであります。平成18年度中における「貸金業の規制等に関する法律」の改正による上限金利の引き下げ等、法規制の変化による同社グループのコンシューマーファイナンス事業への影響を鑑み、同社グループが営む事業を1つのグループ単位として減損処理を行っております。のれん及び無形資産を含む同社グループの当行連結上の純資産帳簿価額が回収可能価額を上回る金額のうち、無形資産について当初の事業取得時においてパーチェス法を適用したと同様の方法で算定した減損損失金額を控除し、その残額をのれんの減損損失として認識しております。回収可能価額については、割引キャッシュフロー (DCF) 方式を採用し、向こう10年間のキャッシュフロー予測と長期成長率2.0%を前提とした継続価値の合計額に、割引率9.5%を適用して算定した使用価値として算定しております。</p> <p>※7. その他の特別損失には、株式会社アプラス及び全日信販株式会社に関して計上された希望退職による特別退職金等7,347百万円を含んでおります。</p>

(連結株主資本等変動計算書関係)

当連結会計年度(自平成18年4月1日至平成19年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度末 株式数(千株)	当連結会計年度増 加株式数(千株)	当連結会計年度減 少株式数(千株)	当連結会計年度末 株式数(千株)	摘要
発行済株式					
普通株式	1,358,537	200,033	85,000	1,473,570	(注)1,4
第二回甲種優先株式	74,528	-	-	74,528	
第三回乙種優先株式	600,000	-	300,000	300,000	(注)2
合計	2,033,065	200,033	385,000	1,848,098	
自己株式					
普通株式	17	181,624	85,216	96,425	(注)3,4
第三回乙種優先株式	-	300,000	300,000	-	(注)2
合計	17	481,624	385,216	96,425	

(注)1. 当連結会計年度中に増加した発行済株式数は、平成18年7月31日付にて当行発行の第三回乙種優先株式600,000千株のうち300,000千株について、取得請求により普通株式200,033千株を交付したものであります。

2. 上記取得請求に係る第三回乙種優先株式の取得及び消却であります。

3. 当連結会計年度中に増加した自己株式数のうち、175,466千株は上記により交付した普通株式の一部を取得したものであります。

4. 当連結会計年度中に減少した普通株式の発行済株式数及び自己株式数のうち85,000千株は、消却によるものであります。

2. 新株予約権に関する事項

新株予約権は、すべて当行のストックオプションとしての新株予約権であります。

3. 配当に関する事項

当行の配当については、次のとおりであります。

当連結会計年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの 金額(円)	基準日	効力発生日
平成18年5月23日 取締役会	普通株式	2,010	1.48	平成18年3月31日	平成18年6月8日
	第二回甲種優先株式	484	6.50	平成18年3月31日	平成18年6月8日
	第三回乙種優先株式	1,452	2.42	平成18年3月31日	平成18年6月8日
平成18年11月15日 取締役会	普通株式	2,286	1.66	平成18年9月30日	平成18年12月8日
	第二回甲種優先株式	484	6.50	平成18年9月30日	平成18年12月8日
	第三回乙種優先株式	726	2.42	平成18年9月30日	平成18年12月8日



基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たりの 金額 (円)	基準日	効力発生日
平成19年5月9日 取締役会	普通株式	1,377	その他利益 剰余金	1.00	平成19年3月31日	平成19年5月30日
	第二回甲種 優先株式	484	その他利益 剰余金	6.50	平成19年3月31日	平成19年5月30日
	第三回乙種 優先株式	726	その他利益 剰余金	2.42	平成19年3月31日	平成19年5月30日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
※. 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に 掲記されている科目の金額との関係 平成18年3月31日現在 現金預け金勘定 488,601百万円 有利息預け金 <u>△147,887百万円</u> 現金及び現金同等物 <u>340,713百万円</u>	※. 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に 掲記されている科目の金額との関係 平成19年3月31日現在 現金預け金勘定 448,554百万円 有利息預け金 <u>△177,061百万円</u> 現金及び現金同等物 <u>271,493百万円</u>

[次へ](#)

## (リース取引関係)

前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)																																																																																																								
<p>1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (借手側)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び年度末残高相当額</li> </ul> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2">取得価額相当額</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">動産</td> <td style="text-align: right;">2,983百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">その他</td> <td style="text-align: right;">267百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">3,250百万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">減価償却累計額相当額</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">動産</td> <td style="text-align: right;">1,029百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">その他</td> <td style="text-align: right;">141百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">1,171百万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">年度末残高相当額</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">動産</td> <td style="text-align: right;">1,953百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">その他</td> <td style="text-align: right;">126百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">2,079百万円</td> </tr> <li>・未経過リース料年度末残高相当額</li> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">1年内</td> <td style="text-align: right;">796百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">1年超</td> <td style="text-align: right;">1,365百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">2,161百万円</td> </tr> </table> <li>・支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額</li> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">支払リース料</td> <td style="text-align: right;">835百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">減価償却費相当額</td> <td style="text-align: right;">768百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">支払利息相当額</td> <td style="text-align: right;">77百万円</td> </tr> </table> <li>・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</li> <li>・利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各連結会計年度への配分方法については、利息法によっております。</li> <p>(貸手側)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・リース物件の取得価額、減価償却累計額及び年度末残高</li> </ul> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2">取得価額</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">動産</td> <td style="text-align: right;">383,009百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">その他</td> <td style="text-align: right;">67,011百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">450,020百万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">減価償却累計額</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">動産</td> <td style="text-align: right;">102,461百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">その他</td> <td style="text-align: right;">16,685百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">119,147百万円</td> </tr> </table> </table>	取得価額相当額		動産	2,983百万円	その他	267百万円	合計	3,250百万円	減価償却累計額相当額		動産	1,029百万円	その他	141百万円	合計	1,171百万円	年度末残高相当額		動産	1,953百万円	その他	126百万円	合計	2,079百万円	1年内	796百万円	1年超	1,365百万円	合計	2,161百万円	支払リース料	835百万円	減価償却費相当額	768百万円	支払利息相当額	77百万円	取得価額		動産	383,009百万円	その他	67,011百万円	合計	450,020百万円	減価償却累計額		動産	102,461百万円	その他	16,685百万円	合計	119,147百万円	<p>1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (借手側)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び年度末残高相当額</li> </ul> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2">取得価額相当額</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">動産</td> <td style="text-align: right;">2,992百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">その他</td> <td style="text-align: right;">235百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">3,227百万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">減価償却累計額相当額</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">動産</td> <td style="text-align: right;">1,718百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">その他</td> <td style="text-align: right;">146百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">1,864百万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">年度末残高相当額</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">動産</td> <td style="text-align: right;">1,274百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">その他</td> <td style="text-align: right;">88百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">1,362百万円</td> </tr> <li>・未経過リース料年度末残高相当額</li> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">1年内</td> <td style="text-align: right;">785百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">1年超</td> <td style="text-align: right;">647百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">1,432百万円</td> </tr> </table> <li>・支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額</li> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">支払リース料</td> <td style="text-align: right;">909百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">減価償却費相当額</td> <td style="text-align: right;">839百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">支払利息相当額</td> <td style="text-align: right;">58百万円</td> </tr> </table> <li>・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</li> <li>・利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各連結会計年度への配分方法については、利息法によっております。</li> <p>(貸手側)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・リース物件の取得価額、減価償却累計額及び年度末残高</li> </ul> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2">取得価額</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">動産</td> <td style="text-align: right;">437,458百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">その他</td> <td style="text-align: right;">78,470百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">515,928百万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">減価償却累計額</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">動産</td> <td style="text-align: right;">166,331百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">その他</td> <td style="text-align: right;">30,198百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">196,529百万円</td> </tr> </table> </table>	取得価額相当額		動産	2,992百万円	その他	235百万円	合計	3,227百万円	減価償却累計額相当額		動産	1,718百万円	その他	146百万円	合計	1,864百万円	年度末残高相当額		動産	1,274百万円	その他	88百万円	合計	1,362百万円	1年内	785百万円	1年超	647百万円	合計	1,432百万円	支払リース料	909百万円	減価償却費相当額	839百万円	支払利息相当額	58百万円	取得価額		動産	437,458百万円	その他	78,470百万円	合計	515,928百万円	減価償却累計額		動産	166,331百万円	その他	30,198百万円	合計	196,529百万円
取得価額相当額																																																																																																									
動産	2,983百万円																																																																																																								
その他	267百万円																																																																																																								
合計	3,250百万円																																																																																																								
減価償却累計額相当額																																																																																																									
動産	1,029百万円																																																																																																								
その他	141百万円																																																																																																								
合計	1,171百万円																																																																																																								
年度末残高相当額																																																																																																									
動産	1,953百万円																																																																																																								
その他	126百万円																																																																																																								
合計	2,079百万円																																																																																																								
1年内	796百万円																																																																																																								
1年超	1,365百万円																																																																																																								
合計	2,161百万円																																																																																																								
支払リース料	835百万円																																																																																																								
減価償却費相当額	768百万円																																																																																																								
支払利息相当額	77百万円																																																																																																								
取得価額																																																																																																									
動産	383,009百万円																																																																																																								
その他	67,011百万円																																																																																																								
合計	450,020百万円																																																																																																								
減価償却累計額																																																																																																									
動産	102,461百万円																																																																																																								
その他	16,685百万円																																																																																																								
合計	119,147百万円																																																																																																								
取得価額相当額																																																																																																									
動産	2,992百万円																																																																																																								
その他	235百万円																																																																																																								
合計	3,227百万円																																																																																																								
減価償却累計額相当額																																																																																																									
動産	1,718百万円																																																																																																								
その他	146百万円																																																																																																								
合計	1,864百万円																																																																																																								
年度末残高相当額																																																																																																									
動産	1,274百万円																																																																																																								
その他	88百万円																																																																																																								
合計	1,362百万円																																																																																																								
1年内	785百万円																																																																																																								
1年超	647百万円																																																																																																								
合計	1,432百万円																																																																																																								
支払リース料	909百万円																																																																																																								
減価償却費相当額	839百万円																																																																																																								
支払利息相当額	58百万円																																																																																																								
取得価額																																																																																																									
動産	437,458百万円																																																																																																								
その他	78,470百万円																																																																																																								
合計	515,928百万円																																																																																																								
減価償却累計額																																																																																																									
動産	166,331百万円																																																																																																								
その他	30,198百万円																																																																																																								
合計	196,529百万円																																																																																																								

前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)																																																																				
<p>年度末残高</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">動産</td> <td style="text-align: right;">280,548百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">50,325百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">330,873百万円</td> </tr> </table> <p>・未経過リース料年度末残高相当額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">1年内</td> <td style="text-align: right;">113,478百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">226,059百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">339,538百万円</td> </tr> </table> <p>・受取リース料、減価償却費及び受取利息相当額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">受取リース料</td> <td style="text-align: right;">144,213百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費</td> <td style="text-align: right;">120,067百万円</td> </tr> <tr> <td>受取利息相当額</td> <td style="text-align: right;">14,832百万円</td> </tr> </table> <p>・利息相当額の算出方法 リース料総額とリース物件の取得価額との差額を利息相当額とし、各連結会計年度への配分方法については、利息法によっております。</p> <p>2. オペレーティング・リース取引 (借手側)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2">・未経過リース料</td> </tr> <tr> <td style="width: 10%;">1年内</td> <td style="text-align: right;">1,374百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">4,934百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">6,308百万円</td> </tr> </table> <p>(貸手側)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2">・未経過リース料</td> </tr> <tr> <td style="width: 10%;">1年内</td> <td style="text-align: right;">7,814百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">7,437百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">15,252百万円</td> </tr> </table>	動産	280,548百万円	その他	50,325百万円	合計	330,873百万円	1年内	113,478百万円	1年超	226,059百万円	合計	339,538百万円	受取リース料	144,213百万円	減価償却費	120,067百万円	受取利息相当額	14,832百万円	・未経過リース料		1年内	1,374百万円	1年超	4,934百万円	合計	6,308百万円	・未経過リース料		1年内	7,814百万円	1年超	7,437百万円	合計	15,252百万円	<p>年度末残高</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">動産</td> <td style="text-align: right;">271,126百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">48,272百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">319,398百万円</td> </tr> </table> <p>・未経過リース料年度末残高相当額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">1年内</td> <td style="text-align: right;">109,918百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">224,660百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">334,579百万円</td> </tr> </table> <p>・受取リース料、減価償却費及び受取利息相当額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">受取リース料</td> <td style="text-align: right;">132,182百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費</td> <td style="text-align: right;">117,389百万円</td> </tr> <tr> <td>受取利息相当額</td> <td style="text-align: right;">14,613百万円</td> </tr> </table> <p>・利息相当額の算出方法 リース料総額とリース物件の取得価額との差額を利息相当額とし、各連結会計年度への配分方法については、利息法によっております。</p> <p>2. オペレーティング・リース取引 (借手側)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2">・未経過リース料</td> </tr> <tr> <td style="width: 10%;">1年内</td> <td style="text-align: right;">1,429百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">4,270百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">5,699百万円</td> </tr> </table> <p>(貸手側)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2">・未経過リース料</td> </tr> <tr> <td style="width: 10%;">1年内</td> <td style="text-align: right;">7,810百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">7,704百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">15,514百万円</td> </tr> </table>	動産	271,126百万円	その他	48,272百万円	合計	319,398百万円	1年内	109,918百万円	1年超	224,660百万円	合計	334,579百万円	受取リース料	132,182百万円	減価償却費	117,389百万円	受取利息相当額	14,613百万円	・未経過リース料		1年内	1,429百万円	1年超	4,270百万円	合計	5,699百万円	・未経過リース料		1年内	7,810百万円	1年超	7,704百万円	合計	15,514百万円
動産	280,548百万円																																																																				
その他	50,325百万円																																																																				
合計	330,873百万円																																																																				
1年内	113,478百万円																																																																				
1年超	226,059百万円																																																																				
合計	339,538百万円																																																																				
受取リース料	144,213百万円																																																																				
減価償却費	120,067百万円																																																																				
受取利息相当額	14,832百万円																																																																				
・未経過リース料																																																																					
1年内	1,374百万円																																																																				
1年超	4,934百万円																																																																				
合計	6,308百万円																																																																				
・未経過リース料																																																																					
1年内	7,814百万円																																																																				
1年超	7,437百万円																																																																				
合計	15,252百万円																																																																				
動産	271,126百万円																																																																				
その他	48,272百万円																																																																				
合計	319,398百万円																																																																				
1年内	109,918百万円																																																																				
1年超	224,660百万円																																																																				
合計	334,579百万円																																																																				
受取リース料	132,182百万円																																																																				
減価償却費	117,389百万円																																																																				
受取利息相当額	14,613百万円																																																																				
・未経過リース料																																																																					
1年内	1,429百万円																																																																				
1年超	4,270百万円																																																																				
合計	5,699百万円																																																																				
・未経過リース料																																																																					
1年内	7,810百万円																																																																				
1年超	7,704百万円																																																																				
合計	15,514百万円																																																																				

(有価証券関係)

(注1) 連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「特定取引資産」中の商品有価証券、特定取引有価証券及びその他の特定取引資産を含めて記載しております。

(注2) 「子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの」については、財務諸表における注記事項として記載しております。

I 前連結会計年度

1. 売買目的有価証券(平成18年3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額(百万円)	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額(百万円)
売買目的有価証券	205,044	3,471

2. 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成18年3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
国債	160,454	157,949	△2,505	0	2,505

(注) 1. 時価は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づいております。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

3. その他有価証券で時価のあるもの(平成18年3月31日現在)

	取得原価(百万円)	連結貸借対照表計上額(百万円)	評価差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
株式	19,087	24,652	5,564	5,678	114
債券	679,034	674,341	△4,693	66	4,760
国債	322,705	318,123	△4,582	4	4,587
地方債	81,164	81,132	△32	0	32
社債	275,164	275,085	△78	62	140
その他	153,281	155,931	2,675	3,390	715
合計	851,404	854,925	3,546	9,136	5,590

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

3. 上記の評価差額には、複合金融商品の評価差額として損益に計上した評価差額(損)25百万円は含まれておりません。

4. 「その他」は主として外国債券であります。

5. 時価が取得価額に比べて50%程度以上下落した場合には、合理的な反証がない限り、回復する見込みのないほど著しい下落があったものとみなして、減損処理を行っております。さらに、たとえ50%程度を下回る下落率であっても、下落率が30%以上の場合には時価の回復可能性の判定を実施し、必要な減損処理を行っております。

6. その他有価証券で時価のあるものについて、10百万円の減損処理を行っております。

4. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券（自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日）

	売却額（百万円）	売却益の合計額 （百万円）	売却損の合計額 （百万円）
その他有価証券	688,993	8,054	2,403

5. 時価評価されていない有価証券の主な内容及び連結貸借対照表計上額（平成18年3月31日現在）

	金額（百万円）
その他有価証券	280,939
非上場株式	5,969
非上場地方債	4
非上場社債	212,439
非上場外国証券	52,879
その他の有価証券	9,646
非連結子会社・関連会社株式	35,505

6. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の償還予定額（平成18年3月31日現在）

	1年以内 （百万円）	1年超5年以内 （百万円）	5年超10年以内 （百万円）	10年超 （百万円）
債券	547,772	450,434	2,477	46,556
国債	146,674	282,916	2,431	46,556
地方債	81,122	4	9	—
社債	319,974	167,512	36	—
その他	7,125	102,566	53,078	22,953
合計	554,897	553,000	55,555	69,509

[次へ](#)

## II 当連結会計年度

### 1. 売買目的有価証券（平成19年3月31日現在）

	連結貸借対照表計上額（百万円）	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額（百万円）
売買目的有価証券	315,829	4,299

### 2. 満期保有目的の債券で時価のあるもの（平成19年3月31日現在）

	連結貸借対照表計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）	うち益（百万円）	うち損（百万円）
国債	364,526	363,337	△1,188	159	1,347
社債	42,474	42,440	△33	8	42
合計	407,000	405,777	△1,222	168	1,390

(注) 1. 時価は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づいております。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

### 3. その他有価証券で時価のあるもの（平成19年3月31日現在）

	取得原価（百万円）	連結貸借対照表計上額（百万円）	評価差額（百万円）	うち益（百万円）	うち損（百万円）
株式	21,395	22,402	1,006	2,372	1,366
債券	577,671	574,301	△3,370	413	3,783
国債	389,570	385,883	△3,686	23	3,709
地方債	53,262	53,251	△11	8	19
社債	134,838	135,166	327	381	53
その他	409,045	419,611	10,566	11,372	806
合計	1,008,112	1,016,315	8,202	14,159	5,956

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

3. 「その他」は主として外国債券であります。

4. その他有価証券の時価が取得価額に比べて50%程度以上下落した場合には、合理的な反証がない限り、回復する見込みのないほど著しい下落があったものとみなして、減損処理を行っております。さらに、たとえ50%程度を下回る下落率であっても、下落率が30%以上の場合には時価の回復可能性の判定を実施し、必要な減損処理を行っております。

5. その他有価証券で時価のあるものについて、517百万円の減損処理を行っております。

### 4. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

	売却額（百万円）	売却益の合計額（百万円）	売却損の合計額（百万円）
その他有価証券	207,162	9,056	2,470

5. 時価評価されていない有価証券の主な内容及び連結貸借対照表計上額（平成19年3月31日現在）

	金額（百万円）
その他有価証券	260,311
非上場株式	7,969
非上場地方債	4
非上場社債	156,939
非上場外国証券	72,553
その他	22,845
非連結子会社・関連会社株式	54,461

6. 保有目的を変更した有価証券

当連結会計年度において、従来関連会社株式として保有していたBlueBay Asset Management Limitedの株式（9,524百万円）及びエム・ユー・フロンティア債権回収株式会社の株式（200百万円）の保有目的を、それぞれ株式売却及び影響力の低下に伴い、その他有価証券に変更しております。

7. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の償還予定額（平成19年3月31日現在）

	1年以内 （百万円）	1年超5年以内 （百万円）	5年超10年以内 （百万円）	10年超 （百万円）
債券	510,341	554,039	26,892	46,970
国債	319,016	384,422	—	46,970
地方債	51,554	507	1,193	—
社債	139,770	169,110	25,699	—
その他	4,342	128,751	164,895	161,583
合計	514,684	682,791	191,787	208,554



(金銭の信託関係)

I 前連結会計年度

1. 運用目的の金銭の信託 (平成18年3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)
運用目的の金銭の信託	277,434	△5,730

2. 満期保有目的の金銭の信託 (平成18年3月31日現在)

該当ありません。

3. その他の金銭の信託 (運用目的及び満期保有目的以外) (平成18年3月31日現在)

	取得原価 (百万円)	連結貸借対照表計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
その他の金銭の信託	178,732	178,732	—	—	—

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

II 当連結会計年度

1. 運用目的の金銭の信託 (平成19年3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)
運用目的の金銭の信託	339,097	△5,629

2. 満期保有目的の金銭の信託 (平成19年3月31日現在)

該当ありません。

3. その他の金銭の信託 (運用目的及び満期保有目的以外) (平成19年3月31日現在)

	取得原価 (百万円)	連結貸借対照表計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
その他の金銭の信託	163,235	163,235	—	—	—

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

(売買目的の買入金銭債権)

I 前連結会計年度 (平成18年3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)
売買目的の買入金銭債権	177,314	△5,028

II 当連結会計年度 (平成19年3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)
売買目的の買入金銭債権	281,034	△7,717

(その他有価証券評価差額金)

## I 前連結会計年度

○その他有価証券評価差額金(平成18年3月31日現在)

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	3,609
その他有価証券(注)	3,609
その他の金銭の信託	—
(△)繰延税金負債	△1,472
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	2,137
(△)少数株主持分相当額	△154
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	225
その他有価証券評価差額金	2,208

(注)時価評価されていない有価証券に区分している投資事業有限責任組合等の構成資産であるその他有価証券に係る評価差額金63百万円が含まれております。

## II 当連結会計年度

○その他有価証券評価差額金(平成19年3月31日現在)

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	8,364
その他有価証券(注)	8,364
その他の金銭の信託	—
(△)繰延税金負債	△3,406
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	4,957
(△)少数株主持分相当額	△55
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	188
その他有価証券評価差額金	5,091

(注)時価評価されていない有価証券に区分している投資事業有限責任組合等の構成資産であるその他有価証券に係る評価差額161百万円が含まれております。

[次へ](#)

## (デリバティブ取引関係)

### I 前連結会計年度

#### 1. 取引の状況に関する事項

##### (1) 取引の内容

当行の行っている主なデリバティブ取引は以下のとおりであります。

- |         |                               |
|---------|-------------------------------|
| ① 金利関連  | 金利スワップ、金利先物、金利オプション、金利スワップション |
| ② 通貨関連  | 通貨スワップ、為替予約、通貨オプション           |
| ③ 株式関連  | 株式指数先物、株式指数オプション、有価証券店頭オプション等 |
| ④ 債券関連  | 債券先物                          |
| ⑤ 商品関連  | 商品スワップ                        |
| ⑥ クレジット | クレジット・デフォルト・オプション             |
- デリバティブ関連

##### (2) 取組方針

デリバティブ取引は、国際的な金融自由化の進展及び金融技術の進歩に伴い多様化する価格変動リスクの有効なコントロール手段であります。

デリバティブ取引には、市場リスク、信用リスク、流動性リスク、オペレーショナル・リスク、リーガル・リスク等が存在しておりますが、当行は、これらのリスクを把握し管理する統合的なリスク管理体制の下で取引を行っております。

##### (3) 利用目的

当行が行うデリバティブ取引の利用目的は、顧客の財務マネジメントニーズに対応した多様な商品の提供のための対顧取引目的及びそのカバー取引、自己勘定による収益極大化を目的とする取引、当行の資産負債から発生するリスクをコントロールし当行全体の収益を安定的に確保するためのALM目的等となっております。

また、リスクの減殺効果をより適切に財務諸表に反映するため、当行の資産・負債について、「金融商品会計基準」（以下、「基準」）において定められている繰延ヘッジまたは時価ヘッジを採用しております。なおALM目的等のために行うデリバティブ取引については、日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱いについて」（以下、「会計上及び監査上の取扱い」）に基づく包括ヘッジを行っております。

これらのヘッジ会計においては、主に金利スワップをヘッジ手段として、上記の「基準」及び、「会計上及び監査上の取扱い」に定められた要件に基づき、ヘッジ有効性の評価を行っております。

これらの取引につきまして、当行はあらかじめ定められたリスク運営方針の下で、その遵守状況を管理するために設定された指標の枠組みの範囲内において、信用リスクの限定された取引所取引や、定型化され流動性の高い店頭取引を中心に取引を行っております。

##### (4) 取引に係るリスク内容

デリバティブ取引に係るリスクのうち、特に管理に留意すべきリスクは市場リスク、信用リスク、流動性リスクであります。

###### ① 市場リスク

市場リスクは、取引対象商品の市場価格の変動と、デリバティブ取引に固有のボラティリティー等の変動によって損失を被るリスクであります。

市場リスクについては、円、米ドル、ユーロを中心とするOECD主要国の長短金利、為替相場、国内上場企業の信用リスクを、主なリスク取得の対象としております。

これらのリスク量につきましては、主にバリュー・アット・リスク（VAR）法を用いて管理しております。

なお、VAR法による平成17年4月1日から平成18年3月31日の間における当行トレーディング業務の市場リスク計測値は平均値9.5億円、最大値16.5億円、となっております。（方法：分散・共分散法、変動幅：2.33標準偏差（99%の確率事象をカバー）、保有期間：10日）

###### ② 信用リスク

信用リスクは、取引の相手方が倒産等により当初定めた契約条件の履行が不可能となった場合に損失を被るリスクであります。

これらの信用リスクは合理的な算定方法に基づき、特定取引資産等の減価により財務会計に反映させており、平成18年3月末日の信用リスクに伴う減価額は1,227百万円であります。なお、「2. 取引の時価等に関する事項」に記載の定量的情報は、当該信用リスクの減価前の数値であります。

信用リスクについては、カレントエクスポージャー・ポテンシャルエクスポージャーを合算し、各取引の相手毎にクレジットラインを設定して管理しております。平成18年3月末日の自己資本比率（国内基準）に基づく連結ベースでの信用リスク・アセット（市場リスクとして認識しているクレジットデリバティブを除く）は988億円であります。

③ 流動性リスク

所有する金融商品について、ポジションをクローズする場合に追加的にコストが生じるリスクであります。

これらのコストは合理的な算定方法に基づき特定取引資産等の減価により財務会計に反映させており、平成18年3月末日の連結ベースでの上記の減価額は3,630百万円であります。なお、「2. 取引の時価等に関する事項」に記載の定量的情報は、当該流動性リスクの減価前の数値であります。

④ オペレーショナル・リスク

取引相手先を含む事務処理上の錯誤、システム機能の停止、オペレーション上の過誤により損失を被るリスクであります。

⑤ リーガル・リスク

契約上の不備あるいは法令・当局規制等に抵触することで損失を被る、あるいは業務運営に支障をきたすリスクであります。

(5) 取引に係るリスク管理体制

当行では、独立したリスク管理機能を持つリスク管理部門において統合的なリスク管理を行っております。

① 市場リスクの管理体制

市場リスク管理部は、恣意性を排除した業務運営を可能とするため、業務の理念や戦略、リスク管理方針、リスク管理手続、ポジション及び損益の計測定義に係る諸規定を制定し、原則として1年毎に、必要な場合は随時、見直しを行っております。また、バンキング、トレーディング両部門の市場リスク状況を日次で統合的に把握し、モニタリングし、経営に対し報告を行っており、その枠組においてトレーディングデリバティブ取引についてもモニタリングが行われております。

なお、ALMを中心とするバンキングのデリバティブ取引については、全体の資産負債構造が持つリスクが月次で把握されALM委員会にて報告されております。

② 信用リスクの管理体制

信用リスクの管理は、同一の基本理念、管理手法に基づき各顧客本部が作成したオフバランス取引の進達規定に基づいて行っており、同規定には、申請方法、決裁権限、進達手順及び事後管理方法等が定められております。

取引は、あらかじめ主要なデリバティブ商品については統合されたクレジットラインを設定し、その範囲内で行われております。

クレジットラインの遵守状況のモニタリングは、フロント部門、バック部門でそれぞれ行っております。また、事後管理として、時価評価による評価損があらかじめ定められた金額を超える場合には、担保を徴求する等の必要な措置を講じております。

③ 流動性リスクの管理体制

流動性リスクは、取扱可能取引を限定し管理しております。

当行にとって新しいリスク・商品性のデリバティブ取引は、新商品コミッティーの取引承認を必要とし、同コミッティーにおいては当該商品の市場流動性も取引承認の重要な判断材料としております。

(6) 定量的情報の補足説明

先物取引の契約金額やスワップ取引の想定元本は、取引規模等を表すものであり、市場リスク、信用リスク等のリスク量を示すものではありません。

2. 取引の時価等に関する事項

(1) 金利関連取引（平成18年3月31日現在）

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
取引所	金利先物				
	売建	301,098	33,357	734	734
	買建	335,842	46,737	△597	△597
	金利オプション				
	売建	23,765	—	△26	△13
	買建	20,034	—	33	18
店頭	金利先渡契約				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	3,933,423	3,481,987	△78,260	△78,260
	受取変動・支払固定	2,528,672	2,002,349	33,658	33,658
	受取変動・支払変動	614,399	563,692	3,470	3,470
	受取固定・支払固定	4,732	—	△0	△0
	金利スワップション				
	売建	1,591,499	1,519,853	△28,749	△11,716
	買建	2,028,730	1,912,083	86,178	81,734
	金利オプション				
	売建	365,478	252,535	△1,316	2,263
	買建	325,500	200,205	571	△529
	その他				
売建	—	—	—	—	
買建	—	—	—	—	
	合計	—	—	15,697	30,761

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）等に基づき、ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

2. 時価の算定

取引所取引につきましては、東京金融先物取引所等における最終の価格によっております。店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

## (2) 通貨関連取引（平成18年3月31日現在）

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
取引所	通貨先物				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	通貨オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
店頭	通貨スワップ	505,296	439,175	3,442	3,442
	為替予約				
	売建	513,678	68,290	△8,071	△8,071
	買建	275,672	170,701	10,993	10,993
	通貨オプション				
	売建	393,870	268,803	△17,767	△1,013
	買建	451,841	254,277	18,939	6,245
	その他				
	売建	—	—	—	—
買建	—	—	—	—	
	合計	—	—	7,536	11,595

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の連結貸借対照表表示に反映されているもの、又は当該外貨建金銭債権債務等が連結手続上消去されたものについては、上記記載から除いております。

## 2. 時価の算定

割引現在価値やオプション価値計算モデル等により算定しております。

## (3) 株式関連取引（平成18年3月31日現在）

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
取引所	株式指数先物				
	売建	—	—	—	—
	買建	36,576	—	2,605	2,605
	株式指数オプション				
	売建	3,692	—	△1,396	△970
	買建	12,127	—	2,129	1,382
	個別株オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
店頭	有価証券店頭オプション				
	売建	198,324	81,292	△20,082	△10,244
	買建	121,705	39,460	11,833	7,097
	有価証券店頭指数等スワップ				
	株価指数変化率受取	—	—	—	—
	・短期変動金利支払	—	—	—	—
	短期変動金利受取	—	—	—	—
	・株価指数変化率支払	—	—	—	—
	その他				
	売建	9,003	8,300	△47	30
買建	169,726	161,915	10,328	7,723	
	合計	—	—	5,368	7,624

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

## 2. 時価の算定

取引所取引につきましては、東京証券取引所等における最終の価格によっております。店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。



## (4) 債券関連取引（平成18年3月31日現在）

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
取引所	債券先物				
	売建	4,547	—	10	10
	買建	63,939	—	△7	△7
	債券先物オプション				
	売建	3,578	—	4	△2
	買建	3,073	—	11	5
店頭	債券店頭オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	その他				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	合計	—	—	18	6

- (注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。  
 なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。
2. 時価の算定  
 取引所取引につきましては、東京証券取引所等における最終の価格によっております。店頭取引につきましては、オプション価格計算モデル等により算定しております。

## (5) 商品関連取引（平成18年3月31日現在）

該当ありません。

## (6) クレジットデリバティブ取引（平成18年3月31日現在）

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	クレジット・デフォルト・オプション				
	売建	695,368	673,907	1,355	1,355
	買建	679,636	659,850	△1,797	△1,797
	その他				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	合計	—	—	△442	△442

- (注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。  
 なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。
2. 時価の算定  
 割引現在価値等により算定しております。
3. 「売建」は信用リスクの引受取引、「買建」は信用リスクの引渡取引であります。

[次へ](#)

## II 当連結会計年度

### 1. 取引の状況に関する事項

#### (1) 取引の内容

当行の行っている主なデリバティブ取引は以下のとおりであります。

- |         |                               |
|---------|-------------------------------|
| ① 金利関連  | 金利スワップ、金利先物、金利オプション、金利スワップション |
| ② 通貨関連  | 通貨スワップ、為替予約、通貨オプション           |
| ③ 株式関連  | 株式指数先物、株式指数オプション、有価証券店頭オプション等 |
| ④ 債券関連  | 債券先物                          |
| ⑤ クレジット | クレジット・デフォルト・オプション             |
- デリバティブ関連

#### (2) 取組方針

デリバティブ取引は、国際的な金融自由化の進展及び金融技術の進歩に伴い多様化する価格変動リスクの有効なコントロール手段であります。

デリバティブ取引には、市場リスク、信用リスク、流動性リスク、オペレーショナル・リスク、リーガル・リスク等が存在しておりますが、当行は、これらのリスクを把握し管理する統合的なリスク管理体制の下で取引を行っております。

#### (3) 利用目的

当行が行うデリバティブ取引の利用目的は、顧客の財務マネージメントニーズに対応した多様な商品の提供のための対顧客取引目的及びそのカバー取引、自己勘定による収益極大化を目的とする取引、当行の資産負債から発生するリスクをコントロールし当行全体の収益を安定的に確保するためのALM目的等となっております。

また、リスクの減殺効果をより適切に財務諸表に反映するため、当行の資産・負債について、「金融商品会計基準」（以下、「基準」）において定められている繰延ヘッジまたは時価ヘッジを採用しております。なおALM目的等のために行うデリバティブ取引については、日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱いについて」（以下、「会計上及び監査上の取扱い」）に基づく包括ヘッジを行っております。

これらのヘッジ会計においては、主に金利スワップをヘッジ手段として、上記の「基準」及び、「会計上及び監査上の取扱い」に定められた要件に基づき、ヘッジ有効性の評価を行っております。

これらの取引につきまして、当行はあらかじめ定められたリスク運営方針の下で、その遵守状況を管理するために設定された指標の枠組みの範囲内において、信用リスクの限定された取引所取引や、定型化され流動性の高い店頭取引を中心に取引を行っております。

#### (4) 取引に係るリスク内容

デリバティブ取引に係るリスクのうち、特に管理に留意すべきリスクは市場リスク、信用リスク、流動性リスクであります。

##### ① 市場リスク

市場リスクは、取引対象商品の市場価格の変動と、デリバティブ取引に固有のボラティリティー等の変動によって損失を被るリスクであります。

市場リスクについては、円、米ドル、ユーロを中心とするOECD主要国の長短金利、為替相場、国内上場企業の信用リスクを、主なリスク取得の対象としております。

これらのリスク量につきましては、主にバリュー・アット・リスク（VAR）法を用いて管理しております。

##### ② 信用リスク

信用リスクは、取引の相手方が倒産等により当初定めた契約条件の履行が不可能となった場合に損失を被るリスクであります。

これらの信用リスクは合理的な算定方法に基づき、特定取引資産等の減価により財務会計に反映させており、平成19年3月末日の信用リスクに伴う減価額は1,270百万円であります。なお、「2. 取引の時価等に関する事項」に記載の定量的情報は、当該信用リスクの減価前の数値であります。

信用リスクについては、カレントエクスポージャー・ポテンシャルエクスポージャーを合算し、各取引の相手毎にクレジットラインを設定して管理しております。

③ 流動性リスク

所有する金融商品について、ポジションをクローズする場合に追加的にコストが生じるリスクであります。

これらのコストは合理的な算定方法に基づき特定取引資産等の減価により財務会計に反映させており、平成19年3月末日の連結ベースでの上記の減価額は5,717百万円であります。なお、「2. 取引の時価等に関する事項」に記載の定量的情報は、当該流動性リスクの減価前の数値であります。

④ オペレーショナル・リスク

取引相手先を含む事務処理上の錯誤、システム機能の停止、オペレーション上の過誤により損失を被るリスクであります。

⑤ リーガル・リスク

契約上の不備あるいは法令・当局規制等に抵触することで損失を被る、あるいは業務運営に支障をきたすリスクであります。

(5) 取引に係るリスク管理体制

当行では、独立したリスク管理機能を持つリスク管理部門において統合的なリスク管理を行っております。

① 市場リスクの管理体制

市場リスク管理部は、恣意性を排除した業務運営を可能とするため、業務の理念や戦略、リスク管理方針、リスク管理手続、ポジション及び損益の計測定義に係る諸規定を制定し、原則として1年毎に、必要な場合は随時、見直しを行っております。また、バンキング、トレーディング両部門の市場リスク状況を日次で統合的に把握し、モニタリングし、経営に対し報告を行っており、その枠組においてトレーディングデリバティブ取引についてもモニタリングが行われております。

なお、ALMを中心とするバンキングのデリバティブ取引については、全体の資産負債構造が持つリスクが月次で把握されALM委員会にて報告されております。

② 信用リスクの管理体制

信用リスクの管理は、同一の基本理念、管理手法に基づき各顧客本部が作成したオフバランス取引の進達規定に基づいて行っており、同規定には、申請方法、決裁権限、進達手順及び事後管理方法等が定められております。

取引は、あらかじめ主要なデリバティブ商品については統合されたクレジットラインを設定し、その範囲内で行われております。

クレジットラインの遵守状況のモニタリングは、フロント部門、バック部門でそれぞれ行っております。また、事後管理として、時価評価による評価損があらかじめ定められた金額を超える場合には、担保を徴求する等の必要な措置を講じております。

③ 流動性リスクの管理体制

流動性リスクは、取扱可能取引を限定し管理しております。

当行にとって新しいリスク・商品性のデリバティブ取引は、新商品コミッティーの取引承認を必要とし、同コミッティーにおいては当該商品の市場流動性も取引承認の重要な判断材料としております。

(6) 定量的情報の補足説明

先物取引の契約金額やスワップ取引の想定元本は、取引規模等を表すものであり、市場リスク、信用リスク等のリスク量を示すものではありません。

2. 取引の時価等に関する事項

(1) 金利関連取引（平成19年3月31日現在）

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
取引所	金利先物				
	売建	66,572	673	2	2
	買建	48,334	—	14	14
	金利オプション				
	売建	—	—	—	—
買建	—	—	—	—	
店頭	金利先渡契約				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	5,454,666	4,857,923	△10,310	△10,310
	受取変動・支払固定	4,085,929	3,086,394	△789	△789
	受取変動・支払変動	496,769	278,105	2,785	2,785
	受取固定・支払固定	—	—	—	—
	金利スワップション				
	売建	2,024,726	1,935,214	△18,169	4,628
	買建	2,692,636	2,478,374	38,764	28,651
	金利オプション				
	売建	210,364	181,413	△261	2,528
	買建	249,709	152,321	221	△1,230
	その他				
売建	—	—	—	—	
買建	—	—	—	—	
	合計	—	—	12,257	26,280

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）等に基づき、ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

2. 時価の算定

取引所取引につきましては、東京金融先物取引所等における最終の価格によっております。店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

## (2) 通貨関連取引（平成19年3月31日現在）

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
取引所	通貨先物				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	通貨オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
店頭	通貨スワップ	1,162,620	990,613	22,633	22,633
	為替予約				
	売建	1,064,019	234,304	△16,593	△16,593
	買建	622,873	333,651	22,283	22,283
	通貨オプション				
	売建	2,230,954	985,096	△51,526	3,852
	買建	2,564,734	1,157,296	49,334	4,945
	その他				
売建	—	—	—	—	
買建	—	—	—	—	
	合計	—	—	26,130	37,121

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の連結貸借対照表表示に反映されているもの、又は当該外貨建金銭債権債務等が連結手続上消去されたものについては、上記記載から除いております。

## 2. 時価の算定

割引現在価値やオプション価値計算モデル等により算定しております。

## (3) 株式関連取引（平成19年3月31日現在）

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
取引所	株式指数先物				
	売建	1,924	—	△31	△31
	買建	65,740	—	444	444
	株式指数オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	3,353	—	43	26
	個別株オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
店頭	有価証券店頭オプション				
	売建	230,724	42,848	△16,587	△4,216
	買建	108,836	25,052	11,930	4,548
	有価証券店頭指数等スワップ				
	株価指数変化率受取	—	—	—	—
	・短期変動金利支払				
	短期変動金利受取	1,000	1,000	52	52
	・株価指数変化率支払				
その他					
売建	21,418	21,418	△728	△728	
買建	163,711	162,139	3,687	3,563	
	合計	—	—	△1,190	3,658

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

## 2. 時価の算定

取引所取引につきましては、東京証券取引所等における最終の価格によっております。店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

## (4) 債券関連取引（平成19年3月31日現在）

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
取引所	債券先物				
	売建	3,622	—	0	0
	買建	8,422	—	△6	△6
	債券先物オプション				
	売建	—	—	—	—
買建	13,400	—	57	3	
店頭	債券店頭オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	その他				
	売建	—	—	—	—
買建	—	—	—	—	
	合計	—	—	51	△2

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

## 2. 時価の算定

取引所取引につきましては、東京証券取引所等における最終の価格によっております。店頭取引につきましては、オプション価格計算モデル等により算定しております。

## (5) 商品関連取引（平成19年3月31日現在）

該当ありません。

## (6) クレジットデリバティブ取引（平成19年3月31日現在）

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	クレジット・デフォルト・オプション				
	売建	1,026,477	997,004	21,457	3,239
	買建	1,075,426	1,047,060	△4,351	△4,351
	その他				
	売建	—	—	—	—
買建	—	—	—	—	
	合計	—	—	17,106	△1,112

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

## 2. 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

## 3. 「売建」は信用リスクの引受取引、「買建」は信用リスクの引渡取引であります。

[次へ](#)

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当行は、規約型確定給付企業年金制度を採用しております。

また、連結子会社のうち、株式会社アプラスは確定給付企業年金基金制度及び退職一時金制度、昭和リース株式会社は適格退職年金制度及び退職一時金制度をそれぞれ採用しており、全日信販株式会社は適格退職年金制度及び退職一時金制度を採用しているほか、全国信販厚生年金基金制度に加盟しております。

なお、その他の連結子会社の一部は、退職一時金制度を採用しております。

2. 退職給付債務に関する事項

区分		前連結会計年度末 (平成18年3月31日)	当連結会計年度末 (平成19年3月31日)
		金額 (百万円)	金額 (百万円)
退職給付債務 (注) 1	(A)	△69,904	△68,303
年金資産 (注) 2	(B)	71,339	69,467
未積立退職給付債務	(C)=(A)+(B)	1,435	1,164
未認識年金資産	(D)	—	—
会計基準変更時差異の未処理額	(E)	5,470	4,852
未認識数理計算上の差異	(F)	1,251	2,418
未認識過去勤務債務	(G)	△4,867	△4,295
連結貸借対照表計上額純額	(H)=(C)+(D)+(E)+(F)+(G)	3,289	4,140
前払年金費用	(I)	6,599	7,661
退職給付引当金	(H)-(I)	△3,309	△3,521

(注) 1. 株式会社アプラス、全日信販株式会社及び昭和リース株式会社以外の連結子会社は、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。

2. 年金資産には退職給付信託による資産が含まれております。

3. 退職給付費用に関する事項

区分	前連結会計年度 (自平成17年4月1日 至平成18年3月31日)	当連結会計年度 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)
	金額 (百万円)	金額 (百万円)
勤務費用 (注) 1	3,149	3,295
利息費用	1,347	1,471
期待運用収益	△1,265	△1,597
過去勤務債務の損益処理額	△382	△438
数理計算上の差異の損益処理額	521	594
会計基準変更時差異の費用処理額	610	610
その他 (注) 2	364	6,057
退職給付費用	4,344	9,994

(注) 1. 簡便法を採用している連結子会社の退職給付費用は、一括して「勤務費用」に含めて計上しております。

2. 臨時に計上した割増退職金等であります。なお、当連結会計年度については、株式会社アプラスで計上した希望退職による特別退職金等が含まれております。



4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

区分	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
(1) 割引率	1.5%～2.2%	同 左
(2) 期待運用収益率	1.5%～3.5%	同 左
(3) 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準	同 左
(4) 過去勤務債務の額の処理年数	5.00～14.74年（その発生年度の従業員の平均残存勤務期間による定額法により損益処理）	同 左
(5) 数理計算上の差異の処理年数	5.00～14.74年（各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間による定額法により按分した額を主としてそれぞれの発生年度から損益処理）	同 左
(6) 会計基準変更時差異の処理年数	期間15年による按分額を費用処理	同 左

[次へ](#)

(ストック・オプション等関係)

I 当連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

1. スtock・オプションにかかる当連結会計年度における費用計上額及び科目名

その他の営業経費 517百万円

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

当連結会計年度において存在したストック・オプション

	第1回新株予約権		第2回新株予約権	
付与対象者の区分及び人数	執行役 11名 従業員 2,185名		従業員 3名	
株式の種類別のストック・オプションの数 (注)1	普通株式 5,343,000株	普通株式 4,112,000株	普通株式 82,000株	普通株式 79,000株
付与日	平成16年7月1日		平成16年10月1日	
権利確定条件	(注)2		(注)2	
対象勤務期間	平成16年7月1日から平成18年7月1日まで	平成16年7月1日から平成19年7月1日まで	平成16年10月1日から平成18年7月1日まで	平成16年10月1日から平成19年7月1日まで
権利行使期間	平成18年7月1日から平成26年6月23日まで	平成19年7月1日から平成26年6月23日まで	平成18年7月1日から平成26年6月23日まで	平成19年7月1日から平成26年6月23日まで

	第3回新株予約権		第4回新株予約権	
付与対象者の区分及び人数	従業員 1名		執行役 1名	
株式の種類別のストック・オプションの数 (注)1	普通株式 13,000株	普通株式 12,000株	普通株式 125,000株	普通株式 125,000株
付与日	平成16年12月10日		平成17年6月1日	
権利確定条件	(注)2		(注)2	
対象勤務期間	平成16年12月10日から平成18年7月1日まで	平成16年12月10日から平成19年7月1日まで	平成17年6月1日から平成18年7月1日まで	平成17年6月1日から平成19年7月1日まで
権利行使期間	平成18年7月1日から平成26年6月23日まで	平成19年7月1日から平成26年6月23日まで	平成18年7月1日から平成26年6月23日まで	平成19年7月1日から平成26年6月23日まで

	第5回新株予約権		第6回新株予約権	
付与対象者の区分及び人数	取締役 15名 執行役 10名 従業員 437名		執行役 5名 従業員 35名	
株式の種類別のストック・オプションの数 (注) 1	普通株式 2,609,000株	普通株式 2,313,000株	普通株式 1,439,000株	普通株式 1,417,000株
付与日	平成17年6月27日		平成17年6月27日	
権利確定条件	(注) 2		(注) 2	
対象勤務期間	平成17年6月27日から平成19年7月1日まで	平成17年6月27日から平成20年7月1日まで	平成17年6月27日から平成19年7月1日まで	平成17年6月27日から平成20年7月1日まで
権利行使期間	平成19年7月1日から平成27年6月23日まで	平成20年7月1日から平成27年6月23日まで	平成19年7月1日から平成27年6月23日まで	平成20年7月1日から平成27年6月23日まで

	第7回新株予約権		第8回新株予約権	
付与対象者の区分及び人数	執行役 8名 従業員 127名		執行役 1名 従業員 34名	
株式の種類別のストック・オプションの数 (注) 1	普通株式 678,000株	普通株式 609,000株	普通株式 287,000株	普通株式 274,000株
付与日	平成17年6月27日		平成17年6月27日	
権利確定条件	(注) 2		(注) 2	
対象勤務期間	平成17年6月27日から平成20年7月1日まで	平成17年6月27日から平成22年7月1日まで	平成17年6月27日から平成20年7月1日まで	平成17年6月27日から平成22年7月1日まで
権利行使期間	平成20年7月1日から平成27年6月23日まで	平成22年7月1日から平成27年6月23日まで	平成20年7月1日から平成27年6月23日まで	平成22年7月1日から平成27年6月23日まで

	第9回新株予約権		第10回新株予約権	
付与対象者の区分及び人数	従業員 2名		従業員 2名	
株式の種類別のストック・オプションの数 (注) 1	普通株式 79,000株	普通株式 78,000株	普通株式 27,000株	普通株式 26,000株
付与日	平成17年9月28日		平成17年9月28日	
権利確定条件	(注) 2		(注) 2	
対象勤務期間	平成17年9月28日から平成19年7月1日まで	平成17年9月28日から平成20年7月1日まで	平成17年9月28日から平成20年7月1日まで	平成17年9月28日から平成22年7月1日まで
権利行使期間	平成19年7月1日から平成27年6月23日まで	平成20年7月1日から平成27年6月23日まで	平成20年7月1日から平成27年6月23日まで	平成22年7月1日から平成27年6月23日まで

	第11回新株予約権		第12回新株予約権	
付与対象者の区分及び人数	従業員 2名		従業員 2名	
株式の種類別のストック・オプションの数 (注) 1	普通株式 26,000株	普通株式 24,000株	普通株式 9,000株	普通株式 8,000株
付与日	平成18年3月1日		平成18年3月1日	
権利確定条件	(注) 2		(注) 2	
対象勤務期間	平成18年3月1日から平成19年7月1日まで	平成18年3月1日から平成20年7月1日まで	平成18年3月1日から平成20年7月1日まで	平成18年3月1日から平成22年7月1日まで
権利行使期間	平成19年7月1日から平成27年6月23日まで	平成20年7月1日から平成27年6月23日まで	平成20年7月1日から平成27年6月23日まで	平成22年7月1日から平成27年6月23日まで

	第13回新株予約権		第14回新株予約権	
付与対象者の区分及び人数	取締役 15名 執行役 14名 従業員 559名		執行役 3名 従業員 28名	
株式の種類別のストック・オプションの数 (注) 1	普通株式 2,854,000株	普通株式 2,488,000株	普通株式 1,522,000株	普通株式 1,505,000株
付与日	平成18年5月25日		平成18年5月25日	
権利確定条件	(注) 2		(注) 2	
対象勤務期間	平成18年5月25日から平成20年6月1日まで	平成18年5月25日から平成21年6月1日まで	平成18年5月25日から平成20年6月1日まで	平成18年5月25日から平成21年6月1日まで
権利行使期間	平成20年6月1日から平成27年6月23日まで	平成21年6月1日から平成27年6月23日まで	平成20年6月1日から平成27年6月23日まで	平成21年6月1日から平成27年6月23日まで

	第15回新株予約権		第16回新株予約権	
付与対象者の区分及び人数	執行役 12名 従業員 159名		従業員 19名	
株式の種類別のストック・オプションの数 (注) 1	普通株式 749,000株	普通株式 690,000株	普通株式 170,000株	普通株式 161,000株
付与日	平成18年5月25日		平成18年5月25日	
権利確定条件	(注) 2		(注) 2	
対象勤務期間	平成18年5月25日から平成21年6月1日まで	平成18年5月25日から平成23年6月1日まで	平成18年5月25日から平成21年6月1日まで	平成18年5月25日から平成23年6月1日まで
権利行使期間	平成21年6月1日から平成27年6月23日まで	平成23年6月1日から平成27年6月23日まで	平成21年6月1日から平成27年6月23日まで	平成23年6月1日から平成27年6月23日まで

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。

2. 原則として、対象勤務期間を通じて継続して勤務することにより権利が確定します。但し、「新株予約権付与契約」に定められた一定の事由が生じた場合には、権利が確定または失効する場合があります。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

	第1回	第2回	第3回	第4回
権利確定前 (株)				
前連結会計年度末	7,243,000	161,000	25,000	250,000
付与	—	—	—	—
失効	625,000	—	—	—
権利確定	3,738,000	82,000	13,000	125,000
未確定残	2,880,000	79,000	12,000	125,000
権利確定後 (株)				
前連結会計年度末	490,000	—	—	—
権利確定	3,738,000	82,000	13,000	125,000
権利行使	156,000	60,000	—	—
失効	—	—	—	—
未行使残	4,072,000	22,000	13,000	125,000

	第5回	第6回	第7回	第8回
権利確定前 (株)				
前連結会計年度末	4,070,000	2,579,000	981,000	514,000
付与	—	—	—	—
失効	640,000	251,000	154,000	108,000
権利確定	30,000	—	—	—
未確定残	3,400,000	2,328,000	827,000	406,000
権利確定後 (株)				
前連結会計年度末	497,000	220,000	214,000	26,000
権利確定	30,000	—	—	—
権利行使	—	—	—	—
失効	—	—	—	—
未行使残	527,000	220,000	214,000	26,000

	第9回	第10回	第11回	第12回
権利確定前 (株)				
前連結会計年度末	157,000	53,000	50,000	17,000
付与	—	—	—	—
失効	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—
未確定残	157,000	53,000	50,000	17,000
権利確定後 (株)				
前連結会計年度末	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—
権利行使	—	—	—	—
失効	—	—	—	—
未行使残	—	—	—	—

	第13回	第14回	第15回	第16回
権利確定前 (株)				
前連結会計年度末	—	—	—	—
付与	5,342,000	3,027,000	1,439,000	331,000
失効	658,000	347,000	178,000	116,000
権利確定	227,000	—	66,000	—
未確定残	4,457,000	2,680,000	1,195,000	215,000
権利確定後 (株)				
前連結会計年度末	—	—	—	—
権利確定	227,000	—	66,000	—
権利行使	—	—	—	—
失効	—	—	—	—
未行使残	227,000	—	66,000	—

② 単価情報

	第1回	第2回	第3回	第4回
権利行使価格 (円)	684	646	697	551
権利行使時平均株価 (円)	721	739	—	—

	第5回	第6回	第7回	第8回
権利行使価格 (円)	601	601	601	601
権利行使時平均株価 (円)	—	—	—	—

	第9回	第10回	第11回	第12回
権利行使価格 (円)	697	697	774	774
権利行使時平均株価 (円)	—	—	—	—

	第13回		第14回	
権利行使期間	平成20年6月1日 から平成27年6月 23日まで	平成21年6月1日 から平成27年6月 23日まで	平成20年6月1日 から平成27年6月 23日まで	平成21年6月1日 から平成27年6月 23日まで
権利行使価格 (円)	825		825	
権利行使時平均株価 (円)	—		—	
付与日における公正な評価単価 (円)	163	173	163	173

	第15回		第16回	
権利行使期間	平成21年6月1日 から平成27年6月 23日まで	平成23年6月1日 から平成27年6月 23日まで	平成21年6月1日 から平成27年6月 23日まで	平成23年6月1日 から平成27年6月 23日まで
権利行使価格 (円)	825		825	
権利行使時平均株価 (円)	—		—	
付与日における公正な評価単価 (円)	173	192	173	192

[次へ](#)

### 3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与されたストック・オプション（第13回～第16回）についての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

(1) 使用した評価技法 ブラック・ショールズ式

(2) 主な基礎数値及び見積方法

	第13回		第14回	
	平成20年6月1日から平成27年6月23日まで	平成21年6月1日から平成27年6月23日まで	平成20年6月1日から平成27年6月23日まで	平成21年6月1日から平成27年6月23日まで
権利行使期間				
株価変動性 (注) 1	26.3%	26.3%	26.3%	26.3%
予想残存期間 (注) 2	5年7ヶ月	6年1ヶ月	5年7ヶ月	6年1ヶ月
予想配当 (注) 3	2.96円/株	2.96円/株	2.96円/株	2.96円/株
無リスク利率 (注) 4	1.46%	1.53%	1.46%	1.53%



	第15回		第16回	
権利行使期間	平成21年6月1日から平成27年6月23日まで	平成23年6月1日から平成27年6月23日まで	平成21年6月1日から平成27年6月23日まで	平成23年6月1日から平成27年6月23日まで
株価変動性 (注) 1	26.3%	26.3%	26.3%	26.3%
予想残存期間 (注) 2	6年1ヶ月	7年1ヶ月	6年1ヶ月	7年1ヶ月
予想配当 (注) 3	2.96円/株	2.96円/株	2.96円/株	2.96円/株
無リスク利率 (注) 4	1.53%	1.65%	1.53%	1.65%

(注) 1. 2年間(平成16年6月から平成18年5月まで)の株価実績に基づき算定しております。

2. 十分なデータの蓄積が無く、合理的な見積りが困難であるため、権利行使期間の中間点において行使されるものと推定して見積もっております。

3. 平成18年3月期の配当実績によっております。

4. 予想残存期間に対応する期間に対応する国債の利回りであります。

#### 4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

[次へ](#)

## (税効果会計関係)

前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)																																																																																						
<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <p>繰延税金資産</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>税務上の繰越欠損金</td><td style="text-align: right;">173,435百万円</td></tr> <tr><td>貸倒引当金及び貸出金償却損金</td><td style="text-align: right;">99,277百万円</td></tr> <tr><td>算入限度超過額</td><td></td></tr> <tr><td>有価証券価格償却超過額</td><td style="text-align: right;">20,618百万円</td></tr> <tr><td>減損損失等否認</td><td style="text-align: right;">13,547百万円</td></tr> <tr><td>退職給付引当金繰入超過額</td><td style="text-align: right;">8,888百万円</td></tr> <tr><td>繰延割賦利益否認</td><td style="text-align: right;">7,212百万円</td></tr> <tr><td>賞与引当金繰入超過額</td><td style="text-align: right;">5,950百万円</td></tr> <tr><td>割賦売掛金償却否認</td><td style="text-align: right;">3,750百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">23,394百万円</td></tr> <tr><td>繰延税金資産小計</td><td style="text-align: right;">356,075百万円</td></tr> <tr><td>評価性引当額</td><td style="text-align: right;">△310,214百万円</td></tr> <tr><td>繰延税金資産合計</td><td style="text-align: right;">45,860百万円</td></tr> <tr><td>繰延税金負債との相殺</td><td style="text-align: right;">△15,838百万円</td></tr> <tr><td>繰延税金資産の純額</td><td style="text-align: right;">30,022百万円</td></tr> </table> <p>繰延税金負債</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>全面時価評価法の適用に係る一時差異(主として無形資産)</td><td style="text-align: right;">28,084百万円</td></tr> <tr><td>その他有価証券評価差額金</td><td style="text-align: right;">1,472百万円</td></tr> <tr><td>繰延税金負債合計</td><td style="text-align: right;">29,557百万円</td></tr> <tr><td>繰延税金資産との相殺</td><td style="text-align: right;">△15,838百万円</td></tr> <tr><td>繰延税金負債の純額</td><td style="text-align: right;">13,718百万円</td></tr> </table>	税務上の繰越欠損金	173,435百万円	貸倒引当金及び貸出金償却損金	99,277百万円	算入限度超過額		有価証券価格償却超過額	20,618百万円	減損損失等否認	13,547百万円	退職給付引当金繰入超過額	8,888百万円	繰延割賦利益否認	7,212百万円	賞与引当金繰入超過額	5,950百万円	割賦売掛金償却否認	3,750百万円	その他	23,394百万円	繰延税金資産小計	356,075百万円	評価性引当額	△310,214百万円	繰延税金資産合計	45,860百万円	繰延税金負債との相殺	△15,838百万円	繰延税金資産の純額	30,022百万円	全面時価評価法の適用に係る一時差異(主として無形資産)	28,084百万円	その他有価証券評価差額金	1,472百万円	繰延税金負債合計	29,557百万円	繰延税金資産との相殺	△15,838百万円	繰延税金負債の純額	13,718百万円	<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <p>繰延税金資産</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>税務上の繰越欠損金</td><td style="text-align: right;">160,913百万円</td></tr> <tr><td>貸倒引当金及び貸出金償却損金</td><td style="text-align: right;">83,963百万円</td></tr> <tr><td>算入限度超過額</td><td></td></tr> <tr><td>有価証券価格償却超過額</td><td style="text-align: right;">19,767百万円</td></tr> <tr><td>債権処分損否認</td><td style="text-align: right;">11,406百万円</td></tr> <tr><td>退職給付引当金繰入超過額</td><td style="text-align: right;">8,470百万円</td></tr> <tr><td>減損損失否認</td><td style="text-align: right;">5,303百万円</td></tr> <tr><td>繰延ヘッジ損失に係る一時差異</td><td style="text-align: right;">5,181百万円</td></tr> <tr><td>賞与引当金繰入超過額</td><td style="text-align: right;">5,172百万円</td></tr> <tr><td>繰延割賦利益否認</td><td style="text-align: right;">3,616百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">33,119百万円</td></tr> <tr><td>繰延税金資産小計</td><td style="text-align: right;">336,915百万円</td></tr> <tr><td>評価性引当額</td><td style="text-align: right;">△284,678百万円</td></tr> <tr><td>繰延税金資産合計</td><td style="text-align: right;">52,236百万円</td></tr> <tr><td>繰延税金負債との相殺</td><td style="text-align: right;">△9,762百万円</td></tr> <tr><td>繰延税金資産の純額</td><td style="text-align: right;">42,474百万円</td></tr> </table> <p>繰延税金負債</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>全面時価評価法の適用に係る一時差異(主として無形資産)</td><td style="text-align: right;">8,692百万円</td></tr> <tr><td>その他有価証券評価差額金</td><td style="text-align: right;">3,406百万円</td></tr> <tr><td>繰延ヘッジ利益に係る一時差異</td><td style="text-align: right;">1,670百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">1,069百万円</td></tr> <tr><td>繰延税金負債合計</td><td style="text-align: right;">14,837百万円</td></tr> <tr><td>繰延税金資産との相殺</td><td style="text-align: right;">△9,762百万円</td></tr> <tr><td>繰延税金負債の純額</td><td style="text-align: right;">5,075百万円</td></tr> </table>	税務上の繰越欠損金	160,913百万円	貸倒引当金及び貸出金償却損金	83,963百万円	算入限度超過額		有価証券価格償却超過額	19,767百万円	債権処分損否認	11,406百万円	退職給付引当金繰入超過額	8,470百万円	減損損失否認	5,303百万円	繰延ヘッジ損失に係る一時差異	5,181百万円	賞与引当金繰入超過額	5,172百万円	繰延割賦利益否認	3,616百万円	その他	33,119百万円	繰延税金資産小計	336,915百万円	評価性引当額	△284,678百万円	繰延税金資産合計	52,236百万円	繰延税金負債との相殺	△9,762百万円	繰延税金資産の純額	42,474百万円	全面時価評価法の適用に係る一時差異(主として無形資産)	8,692百万円	その他有価証券評価差額金	3,406百万円	繰延ヘッジ利益に係る一時差異	1,670百万円	その他	1,069百万円	繰延税金負債合計	14,837百万円	繰延税金資産との相殺	△9,762百万円	繰延税金負債の純額	5,075百万円
税務上の繰越欠損金	173,435百万円																																																																																						
貸倒引当金及び貸出金償却損金	99,277百万円																																																																																						
算入限度超過額																																																																																							
有価証券価格償却超過額	20,618百万円																																																																																						
減損損失等否認	13,547百万円																																																																																						
退職給付引当金繰入超過額	8,888百万円																																																																																						
繰延割賦利益否認	7,212百万円																																																																																						
賞与引当金繰入超過額	5,950百万円																																																																																						
割賦売掛金償却否認	3,750百万円																																																																																						
その他	23,394百万円																																																																																						
繰延税金資産小計	356,075百万円																																																																																						
評価性引当額	△310,214百万円																																																																																						
繰延税金資産合計	45,860百万円																																																																																						
繰延税金負債との相殺	△15,838百万円																																																																																						
繰延税金資産の純額	30,022百万円																																																																																						
全面時価評価法の適用に係る一時差異(主として無形資産)	28,084百万円																																																																																						
その他有価証券評価差額金	1,472百万円																																																																																						
繰延税金負債合計	29,557百万円																																																																																						
繰延税金資産との相殺	△15,838百万円																																																																																						
繰延税金負債の純額	13,718百万円																																																																																						
税務上の繰越欠損金	160,913百万円																																																																																						
貸倒引当金及び貸出金償却損金	83,963百万円																																																																																						
算入限度超過額																																																																																							
有価証券価格償却超過額	19,767百万円																																																																																						
債権処分損否認	11,406百万円																																																																																						
退職給付引当金繰入超過額	8,470百万円																																																																																						
減損損失否認	5,303百万円																																																																																						
繰延ヘッジ損失に係る一時差異	5,181百万円																																																																																						
賞与引当金繰入超過額	5,172百万円																																																																																						
繰延割賦利益否認	3,616百万円																																																																																						
その他	33,119百万円																																																																																						
繰延税金資産小計	336,915百万円																																																																																						
評価性引当額	△284,678百万円																																																																																						
繰延税金資産合計	52,236百万円																																																																																						
繰延税金負債との相殺	△9,762百万円																																																																																						
繰延税金資産の純額	42,474百万円																																																																																						
全面時価評価法の適用に係る一時差異(主として無形資産)	8,692百万円																																																																																						
その他有価証券評価差額金	3,406百万円																																																																																						
繰延ヘッジ利益に係る一時差異	1,670百万円																																																																																						
その他	1,069百万円																																																																																						
繰延税金負債合計	14,837百万円																																																																																						
繰延税金資産との相殺	△9,762百万円																																																																																						
繰延税金負債の純額	5,075百万円																																																																																						
<p>2. 連結財務諸表提出会社の法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>法定実効税率</td><td style="text-align: right;">40.7%</td></tr> <tr><td>(調整)</td><td></td></tr> <tr><td>交際費等永久に損金に算入されない項目</td><td style="text-align: right;">0.9</td></tr> <tr><td>受取配当金等永久に益金に算入されない項目</td><td style="text-align: right;">△20.3</td></tr> <tr><td>連結調整勘定償却額</td><td style="text-align: right;">11.2</td></tr> <tr><td>持分法投資損益</td><td style="text-align: right;">△2.2</td></tr> <tr><td>評価性引当額の増減</td><td style="text-align: right;">△105.3</td></tr> <tr><td>繰越欠損金の切り捨てによる影響</td><td style="text-align: right;">69.7</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">△5.1</td></tr> <tr><td>税効果会計適用後の法人税等の負担</td><td style="text-align: right;">△10.4%</td></tr> </table>	法定実効税率	40.7%	(調整)		交際費等永久に損金に算入されない項目	0.9	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△20.3	連結調整勘定償却額	11.2	持分法投資損益	△2.2	評価性引当額の増減	△105.3	繰越欠損金の切り捨てによる影響	69.7	その他	△5.1	税効果会計適用後の法人税等の負担	△10.4%	<p>2. 連結財務諸表提出会社の法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>法定実効税率</td><td style="text-align: right;">△40.7%</td></tr> <tr><td>(調整)</td><td></td></tr> <tr><td>交際費等永久に損金に算入されない項目</td><td style="text-align: right;">0.7</td></tr> <tr><td>のれん償却額</td><td style="text-align: right;">41.9</td></tr> <tr><td>持分法投資損益</td><td style="text-align: right;">7.9</td></tr> <tr><td>評価性引当額の増減</td><td style="text-align: right;">△46.1</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">3.8</td></tr> <tr><td>税効果会計適用後の法人税等の負担</td><td style="text-align: right;">△32.5%</td></tr> </table>	法定実効税率	△40.7%	(調整)		交際費等永久に損金に算入されない項目	0.7	のれん償却額	41.9	持分法投資損益	7.9	評価性引当額の増減	△46.1	その他	3.8	税効果会計適用後の法人税等の負担	△32.5%																																																		
法定実効税率	40.7%																																																																																						
(調整)																																																																																							
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.9																																																																																						
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△20.3																																																																																						
連結調整勘定償却額	11.2																																																																																						
持分法投資損益	△2.2																																																																																						
評価性引当額の増減	△105.3																																																																																						
繰越欠損金の切り捨てによる影響	69.7																																																																																						
その他	△5.1																																																																																						
税効果会計適用後の法人税等の負担	△10.4%																																																																																						
法定実効税率	△40.7%																																																																																						
(調整)																																																																																							
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.7																																																																																						
のれん償却額	41.9																																																																																						
持分法投資損益	7.9																																																																																						
評価性引当額の増減	△46.1																																																																																						
その他	3.8																																																																																						
税効果会計適用後の法人税等の負担	△32.5%																																																																																						

(セグメント情報)

**【事業の種類別セグメント情報】**

前連結会計年度（自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日）

連結会社は銀行業以外に一部で証券、信託等の事業を営んでおりますが、それらの事業の全セグメントに占める割合が僅少であるため、事業の種類別セグメント情報は記載しておりません。

当連結会計年度（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

連結会社は銀行業以外に一部で証券、信託等の事業を営んでおりますが、それらの事業の全セグメントに占める割合が僅少であるため、事業の種類別セグメント情報は記載しておりません。

**【所在地別セグメント情報】**

前連結会計年度（自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日）

全セグメントの経常収益の合計額及び全セグメントの資産の金額の合計額に占める本邦の割合が90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

当連結会計年度（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

全セグメントの経常収益の合計額及び全セグメントの資産の金額の合計額に占める本邦の割合が90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

**【海外経常収益】**

前連結会計年度（自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日）

海外経常収益の連結経常収益に占める割合が10%未満のため、海外経常収益の記載を省略しております。

当連結会計年度（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

海外経常収益の連結経常収益に占める割合が10%未満のため、海外経常収益の記載を省略しております。

【関連当事者との取引】

I 前連結会計年度（自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日）

(1) 親会社及び法人主要株主等

記載すべき重要なものはありません。

(2) 役員及び個人主要株主等

属性	会社名	住所	資本金 又は出資金	事業の内容	議決権 等の所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等(当該会社等の子会社を含む)	New NIB Partners LP (注1)	米国 ニューヨーク州	(千ユーロ) 1,511,500	金融業	— (注2)	—	リミテッド パートナーシップ	出資の引受け (注3)	25,002	—	—
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等(当該会社等の子会社を含む)	Hillcot Holdings Limited (注4)	英国領 バミューダ ハミルトン市	(千米ドル) 24	保険持株 会社	33.7	2 (1)	出資	増資の引受け	5,105	—	—
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等(当該会社等の子会社を含む)	Hillcot Re Limited (注5)	英国 ロンドン 市	(千英ポンド) 28,184	再保険会 社	33.7 (33.7)	1 (1)	出資先 の子会 社	保証 (注6)	—	支払承諾	410
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等(当該会社等の子会社を含む)	NIBC Bank Ltd (注7)	シンガポ ール	(千シンガ ポールド ル) 143,720	金融業	—	—	—	債権の購入 (注8)	2,065	—	—

(注1) 当行役員 J. クリストファー フラワーズが会長を務める J. C. フラワーズ社 (J. C. Flowers & Co. LLC) が実質的に支配権を有するリミテッドパートナーシップであります。

(注2) 出資比率は11.6%であります。

(注3) 当行子会社である Shinsei NIB (Cayman) Limited を通じて出資しております。

(注4) 当行役員 J. クリストファー フラワーズが間接的に議決権の過半数を保有しております。また、当行の持分法適用会社であります。

(注5) Hillcot Holdings Limited の100%子会社であります。

(注6) Hillcot Holdings Limited による買収後も、買収元が当社に対する再保険債務の保証を引き続き行っており、その再保険の支払が生じた場合に対する支払保証であります。買収時の合意事項の一環であるため、保証料は特段定めておりません。また保証残存年数は4年となっております。

(注7) 当行役員 J. クリストファー フラワーズが会長を務める J. C. フラワーズ社 (J. C. Flowers & Co. LLC) が実質的に支配権を有する NIBC Holding N. V. が議決権の100%を間接的に保有しております。

(注8) 独立第三者間取引と同様の一般的な取引条件で行っております。

(注9) 「議決権等の所有割合」欄の ( ) 内は、間接所有の割合 (内書)、 「関係内容」の「役員の兼任等」欄の ( ) 内は、当行の役員 (内書) であります。

(3) 子会社等

記載すべき重要なものではありません。

(4) 兄弟会社等

記載すべき重要なものではありません。

II 当連結会計年度（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

(1) 親会社及び法人主要株主等

記載すべき重要なものはありません。

(2) 役員及び個人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金 又は出資金	事業の 内容	議決権 等の所 有割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
						役員の 兼任等	事業 上の 関係				
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等(当該会社等の子会社を含む)	J. C. Flowers II L. P. (注1)	英国領 ケイマ ン諸島 グラン ドケイ マン	(千米ドル) 1,436,875	投資業 務	—	1 (1)	役務 の提 供	管理報酬の 受入(注 2) 出資(注 3)	288  4,423	前受収 益  —	51  —
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等(当該会社等の子会社を含む)	NIBC Bank N. V. (注4)	オラン ダ ハーグ 市	(千ユーロ) 80,000	金融業	—	—	—	コミットメ ントライ ン 取引 (注5)	14,366	—	—
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等(当該会社等の子会社を含む)	NIBC Bank Ltd (注6)	シンガ ポール	(千シンガ ポールド ル) 143,720	金融業	—	—	—	貸出参加 (注7)	139	証書貸 付	139
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等(当該会社等の子会社を含む)	Hillcot Re Limited (注8)	英国 ロンド ン市	(千英ポ ンド) 28,184	再保険 会社	33.7 (33.7)	1 (1)	出資 先の子 会社	保証 (注9)	—	支払承 諾	462

属性	会社等の名称	住所	資本金 又は出資 金	事業の 内容	議決権 等の所有 割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万 円)
						役員の 兼任等	事業 上の 関係				
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等(当該会社等の子会社を含む)	Brampton Insurance Company Limited (注10)	英国 ロンドン 市	(千英ポンド) 116,000	再保険 会社	33.7 (33.7)	1 (0)	出資 先の 子会 社	出資金戻り (注11) 出資金戻り (注12)	2,472 1,310	- -	- -

(注1) 当行役員J.クリストファー フラワーズが会長を務めるJ.C.フラワーズ社(J.C.Flowers&Co.LLC)によって運営されているファンドであります。

(注2) 有限責任組合員のファンドに対する出資割合に基づき、管理報酬金額を決定しております。

(注3) パートナーシップ契約に基づき出資しております。なお、出資約束額は2億米ドルであります。

(注4) 当行役員J.クリストファー フラワーズが会長を務めるJ.C.フラワーズ社(J.C.Flowers&Co.LLC)が実質的に支配権を有するNIBC Holding N.V.が議決権の100%を間接的に保有しております。

(注5) 市場実勢を勘案して、独立第三者間取引と同様の一般的な取引条件で行っており、融資枠の設定額を取引金額として記載しております。

(注6) 当行役員J.クリストファー フラワーズが会長を務めるJ.C.フラワーズ社(J.C.Flowers&Co.LLC)が実質的に支配権を有するNIBC Holding N.V.が議決権の100%を間接的に保有しております。

(注7) 市場実勢を勘案して、独立第三者間取引と同様の一般的な取引条件で行っております。

(注8) 当行の持分法適用会社であるHillcot Holdings Limitedの100%子会社であります。

(注9) Hillcot Holdings Limitedによる買収後も、買収元が当社に対する再保険債務の保証を引き続き行っており、その再保険の支払が生じた場合に対する支払保証であります。買収時の合意事項の一環であるため、保証料は特段定められておりません。また保証残存年数は3年となっております。

(注10) 当行役員J.クリストファー フラワーズが間接的に議決権の過半数を保有し、かつ当行の持分法適用会社であるHillcot Holdings Limitedの100%子会社であります。旧社名はAioi Insurance Company of Europe Limitedであります。

(注11) Hillcot Holdings Limitedにおける買収代金の一部リファイナンス資金を出資金の一部返済に充てたものであります。

(注12) 余剰資本の自社株消却により出資金の一部が返済されたものであります。

(注13) 「議決権等の所有割合」欄の( )内は、間接所有の割合(内書)、「関係内容」の「役員の兼任等」欄の( )内は、当行の役員(内書)であります。

(3) 子会社等

記載すべき重要なものではありません。

(4) 兄弟会社等

記載すべき重要なものではありません。

## (1株当たり情報)

		前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1株当たり純資産額	円	380.20	308.60
1株当たり当期純利益 (△は1株当たり当期純損失)	円	53.16	△45.92
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	円	37.75	—

(注) 1. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

(追加情報)

「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号平成14年9月25日)が平成18年1月31日付で改正され、会社法施行日以後終了する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から同適用指針を適用し、1株当たりの純資産額は「繰延ヘッジ損益」を含めて算出しております。

		前連結会計年度末 (平成18年3月31日)	当連結会計年度末 (平成19年3月31日)
純資産の部の合計額	百万円	—	933,253
純資産の部の合計額から控除する金額	百万円	—	508,256
うち優先株式発行価額	百万円	—	216,886
うち優先配当額	百万円	—	1,210
うち新株予約権	百万円	—	517
うち少数株主持分	百万円	—	289,642
普通株式に係る期末の純資産額	百万円	—	424,997
1株当たり純資産額の算定に用いられた連結会計年度末の普通株式の数	千株	—	1,377,145



2. 1株当たり当期純利益（又は1株当たり当期純損失）及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、次のとおりであります。

なお、当連結会計年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当期純損失が計上されているため記載しておりません。

		前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1株当たり当期純利益 (1株当たり当期純損失)			
当期純利益（△は当期純損失）	百万円	76,099	△60,984
普通株主に帰属しない金額	百万円	3,872	2,420
うち利益処分による役員賞与金	百万円	—	—
うち利益処分による優先配当額	百万円	1,936	—
うち優先配当額	百万円	—	1,210
うち中間優先配当額	百万円	1,936	1,210
普通株式に係る当期純利益 (△は普通株式に係る当期純損失)	百万円	72,226	△63,405
普通株式の期中平均株式数	千株	1,358,521	1,380,628
潜在株式調整後1株当たり当期純利益			
当期純利益調整額	百万円	3,872	—
うち支払利息(税額相当額控除後)	百万円	—	—
うち利益処分による優先配当額	百万円	1,936	—
うち中間優先配当額	百万円	1,936	—
普通株式増加数	千株	657,311	—
うち優先株式	千株	656,350	—
うち新株予約権	千株	960	—
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要		新株予約権4種類（新株予約権の数9,547個）。なお、新株予約権の概要は「第4提出会社の状況、1.株式等の状況（2）新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	新株予約権6種類（新株予約権の数8,907個）。なお、新株予約権の概要は「第4提出会社の状況、1.株式等の状況（2）新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

(重要な後発事象)

<p>前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)</p>	<p>当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>
<p>1. 自己株式の取得</p> <p>平成18年5月23日開催の当行取締役会において、当行及び当行子会社の役職員に対しストックオプションを実施するため、会社法第156条の規定に基づく自己株式の取得について、平成18年6月27日開催予定の当行第6期定時株主総会にて付議することを決議いたしました。決議の内容は以下の通りであります。</p> <p>(イ)取得する株式の種類 当行普通株式</p> <p>(ロ)取得する株式の総数 30百万株 (上限) (発行済普通株式総数に対する割合 2.21%)</p> <p>(ハ)株式の取得金額の総額 300億円 (上限)</p> <p>(ニ)自己株式取得の期間 平成18年6月27日開催予定の当行第6期定時株主総会終結の時から1年間</p>	<p>1. 自己株式の取得</p> <p>平成19年5月9日開催の当行取締役会において、公的資金の返済をさらに進めるための財務上の柔軟性を確保するため、会社法第156条の規定に基づく自己優先株式の取得について、平成19年6月20日開催予定の当行第7期定時株主総会にて付議することを決議いたしました。決議の内容は以下の通りであります。</p> <p>(イ)取得する株式の種類 当行第二回甲種優先株式</p> <p>(ロ)取得する株式の総数 74,528千株 (上限) (発行済第二回甲種優先株式総数に対する割合 100.00%)</p> <p>(ハ)株式の取得金額の総額 2,250億円 (上限)</p> <p>(ニ)自己株式取得の期間 平成19年6月20日開催予定の当行第7期定時株主総会終結の時から強制転換日(平成20年4月1日)の前日まで</p> <p>2. 子会社株式の売却</p> <p>当行連結子会社である新生プロパティファイナンス株式会社は、その保有するライフ住宅ローン株式会社の発行済株式10,000株の全株式を住友信託銀行株式会社に譲渡いたしました。当該取引は、当行グループの住宅ローン業務をより付加価値の高いマーケットに集中し、他のビジネスとのさらなるシナジーを実現することを目的としたものです。</p> <p>① 当該事象の発生日</p> <p>譲渡契約締結日 平成19年4月10日</p> <p>譲渡日 平成19年5月18日</p> <p>② 当該事象の内容</p> <p>売却株式 ライフ住宅ローン株式会社 普通株式 10,000株</p> <p>売却株式の連結上の簿価 4,631百万円</p> <p>売却価額の総額 25,000百万円</p> <p>売却後の持分比率 ー%</p> <p>③ 当該事象の連結損益に与える影響</p> <p>これにより、子会社株式売却益20,368百万円を平成20年3月期の特別利益として計上する予定であります。</p>

## ⑤【連結附属明細表】

## 【社債・金融債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	前連結会計年度末残高 (百万円)	当連結会計年度末残高 (百万円)	利率／割引率 (%)	担保	償還期限
当行	5年物利付 長期信用債券 (注) 1	平成13年4月～ 平成19年3月	667,498	630,284 [75,228]	0.10～1.75	なし	平成18年4月～ 平成24年4月
	3年物利付 長期信用債券 (注) 2	平成15年4月～ 平成17年3月	180,200	54,000 [54,000]	0.20～0.60	なし	平成18年4月～ 平成20年3月
	2年物利付 長期信用債券 (注) 3	平成16年4月～ 平成16年9月	151,200	-	0.30～0.40	なし	平成18年4月～ 平成18年9月
	ユーロ円建 長期信用債券 (注) 4	平成16年6月～ 平成17年10月	18,601	17,600	0.00～11.00 (注) 10	なし	平成20年8月～ 平成37年2月
	米ドル建 長期信用債券 (注) 5	平成16年10月～ 平成17年10月	1,409 (12,000千 米ドル)	1,413 (12,000千 米ドル) [235]	0.00～31.25 (注) 10	なし	平成19年5月～ 平成21年10月
	ユーロ円建 普通社債 (注) 6	平成17年10月～ 平成19年3月	20,127	26,191 [1,501]	0.00～21.50 (注) 10	なし	平成18年5月～ 平成49年1月
	米ドル建 普通社債 (注) 7	平成17年11月～ 平成19年3月	587 (5,000千 米ドル)	3,694 (31,366 千米ドル) [235]	0.00～35.00 (注) 10	なし	平成19年4月～ 平成27年1月
	円建 劣後社債 (注) 8	平成17年3月及び 平成17年10月	100,000	100,000	1.96及び 2.01	なし	平成27年3月及び 平成27年10月
	ユーロ建 劣後社債	平成18年2月	142,870 (1,000,000千 ユーロ)	156,490 (995,991千 ユーロ)	3.75	なし	平成28年2月
	ユーロ円建 永久劣後社債 (注) 9	平成17年10月	7,000	7,000	2.35及び 2.435	なし	—
	英ポンド建 永久劣後社債	平成18年12月	-	92,175 (398,736千 英ポンド)	5.625	なし	—
昭和リース株式会社	円建 普通社債 (注) 11	平成18年1月31日 及び 平成18年9月29日	2,700	10,000	0.79及び 1.135	なし	平成21年1月30日 及び 平成21年9月30日

会社名	銘柄	発行年月日	前連結会計年度末残高 (百万円)	当連結会計年度末残高 (百万円)	利率／割引率 (%)	担保	償還期限
Shinsei Bank Finance N.V.	米ドル建 普通社債	平成9年1月29日	587 (5,000千 米ドル)	-	7.50 (注)12	なし	平成19年1月29日
	円建 劣後社債	平成9年10月24日 及び 平成9年11月19日	1,000	1,000	2.49056～ 3.60257 (注)12	なし	平成24年10月24日 及び 平成24年11月19日
	円建 永久劣後社債	平成7年7月26日 ～ 平成9年8月28日	5,550	500	1.5775～ 6.00 (注)12	なし	-
	米ドル建 永久劣後社債	平成8年9月4日 ～ 平成8年9月11日	5,873 (50,000千 米ドル)	-	6.64～6.69 (注)12	なし	-
Woori SB First Asset Securitization Specialty Co.,Ltd. 他4社(注)13	韓国ウォン建 普通社債 (注)14	平成16年3月31日 ～ 平成18年12月19日	11,706 (97,069百万 韓国ウォン)	3,433 (27,422百万 韓国ウォン) [231]	10.00	(注) 15	平成20年3月31日 ～ 平成22年12月19日
合計	-	-	1,316,911 [386,421]	1,103,783 [131,432]	-	-	-

- (注) 1. 5年物利付長期信用債券は第581回～第652回長期信用債券、売出第670回～第755回長期信用債券、第323回～第467回長期信用債券(利子一括払)、第581回～第653回長期信用債券(財形)、第234回～第306回長期信用債券(財形利子一括払)をまとめて記載しております。
2. 3年物利付長期信用債券は第10回～第21回長期信用債券(3年)をまとめて記載しております。
3. 2年物利付長期信用債券は第102回～第106回長期信用債券(2年)をまとめて記載しております。
4. ユーロ円建長期信用債券は、ユーロ・ノート・プログラムに基づき発行したユーロ円建長期信用債券をまとめて記載しております。
5. 米ドル建長期信用債券は、ユーロ・ノート・プログラムに基づき発行した米ドル建長期信用債券をまとめて記載しております。
6. ユーロ円建普通社債は、ユーロ・ノート・プログラムに基づき発行したユーロ円建普通社債をまとめて記載しております。
7. 米ドル建普通社債は、ユーロ・ノート・プログラムに基づき発行した米ドル建普通社債をまとめて記載しております。
8. 円建劣後社債は、第1回及び第2回無担保社債(劣後特約付)をまとめて記載しております。
9. ユーロ円建永久劣後社債は、ユーロ・ノート・プログラムに基づき発行したユーロ円建永久劣後特約付社債をまとめて記載しております。
10. 連結決算日現在において確定していない利率については、契約上の最大値、最小値を記載しております。
11. 第1回及び第2回無担保社債をまとめて記載しております。
12. Shinsei Bank Finance N.V.の発行した社債は固定利付債、変動利付債があります。変動利付債の利率は、主としてロンドン銀行間金利(6ヶ月)に基づき決定されます。
13. 連結子会社Woori SB First Asset Securitization Specialty Co., Ltd.、Woori SB Third Asset Securitization Specialty Co.,Ltd.、Woori SB Fifth Asset Securitization Specialty Co.,Ltd.、Woori SB Sixth Asset Securitization Specialty Co.,Ltd.、及びWoori SB Seventh Asset Securitization Specialty Co.,Ltd.の発行した社債をまとめて表示しております。
14. Woori SB First Asset Securitization Specialty Co., Ltd.他4社の発行した社債は固定利付債であります。

15. Woori SB First Asset Securitization Specialty Co., Ltd.他4社の発行した社債は、同社の保有する買入金銭債権を裏付資産とした資産担保証券であります。
16. 「当連結会計年度末残高」欄の〔 〕書きは、1年以内に償還が予定されている金額であります。
17. 「前連結会計年度末残高」及び「当連結会計年度末残高」欄の（ ）書きは、外貨建ての金額であります。
18. 連結決算日後5年内における償還予定額は以下のとおりであります。

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
金額（百万円）	131,432	164,173	143,593	154,328	130,024

【借入金等明細表】

区 分	前連結会計年度末残高 （百万円）	当連結会計年度末残高 （百万円）	平均利率 （%）	返済期限
借入金	1,205,765	1,122,688	1.27	—
再割引手形	—	—	—	—
借入金	1,205,765	1,122,688	1.27	平成18年4月～永久

（注）1. 「平均利率」は、連結決算日現在の「利率」及び「当連結会計年度末残高」により算出（加重平均）しております。

2. 借入金の連結決算日後5年以内における返済額は以下のとおりであります。

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
借入金（百万円）	470,472	186,467	109,378	99,295	42,492

銀行業は、預金の受入れ、コール・手形市場からの資金の調達・運用等を営業活動として行っているため、借入金等明細表については連結貸借対照表中「負債の部」の「借入金」勘定の内訳を記載しております。

（参考）なお、営業活動として資金調達を行っているコマーシャル・ペーパーの発行状況は、次のとおりであります。

	前連結会計年度末残高 （百万円）	当連結会計年度末残高 （百万円）	平均利率 （%）	返済期限
コマーシャル・ペーパー	133,200	171,300	0.76	平成18年4月～平成19年8月

(2) 【その他】

平成19年6月20日開催の当行第7期定時株主総会において決議されました自己株式の取得につきましては、「第一部 企業情報 第4 提出会社の状況」中、「2. 自己株式の取得等の状況」をご参照ください。

## 2【財務諸表等】

### (1)【財務諸表】

#### ①【貸借対照表】

区 分	注記 番号	前事業年度 (平成18年3月31日)		当事業年度 (平成19年3月31日)	
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
(資産の部)					
現金預け金	※10	315,282	4.37	190,003	2.18
現金		8,451		9,668	
預け金		306,830		180,335	
コールローン		50,000	0.69	43,100	0.49
債券貸借取引支払保証金		33,107	0.46	11,050	0.13
買入金銭債権		40,233	0.56	69,856	0.80
特定取引資産	※2	173,315	2.41	284,137	3.26
商品有価証券		183		129	
特定取引有価証券		34,768		186,150	
特定取引有価証券派生商品		2,078		3,671	
特定金融派生商品		136,285		93,529	
その他の特定取引資産		—		657	
金銭の信託		556,448	7.72	687,346	7.88
有価証券	※2, 10	1,809,798	25.11	2,062,064	23.62
国債		474,458		747,280	
地方債		81,136		53,255	
社債	※17	517,967		345,778	
株式	※1	352,730		273,657	
その他の証券	※1	383,505		642,093	
投資損失引当金		—	—	△15,908	△0.18
貸出金	※3, 4, 5, 6, 8, 9, 11	3,961,246	54.95	5,075,281	58.14
割引手形	※7	401		10	
手形貸付		133,715		91,941	
証書貸付		3,183,803		4,312,770	
当座貸越		643,326		670,559	
外国為替		12,140	0.17	15,047	0.17
外国他店預け		10,860		14,259	
買入外国為替	※7	—		169	
取立外国為替		1,280		619	

区 分	注記 番号	前事業年度 (平成18年3月31日)		当事業年度 (平成19年3月31日)	
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
その他資産		282,669	3.92	325,654	3.73
前払費用		1,499		1,904	
未収収益		15,407		24,749	
先物取引差入証拠金		4,629		199	
先物取引差金勘定		46		27	
金融派生商品		49,583		124,808	
繰延ヘッジ損失	※12	12,421		—	
社債発行差金		719		—	
社債発行費		762		1,008	
その他の資産	※10	197,598		172,956	
動産不動産	※13,14	26,701	0.37	—	—
土地建物動産		21,285		—	
建設仮払金		246		—	
保証金権利金		5,169		—	
有形固定資産	※13,14	—	—	20,768	0.24
建物		—		14,753	
土地		—		80	
建設仮勘定		—		132	
その他の有形固定資産		—		5,801	
無形固定資産		—	—	13,475	0.15
ソフトウェア		—		13,391	
その他の無形固定資産		—		84	
債券繰延資産		177	0.00	103	0.00
債券発行費用		177		103	
繰延税金資産		27,965	0.39	35,559	0.41
支払承諾見返		30,985	0.43	18,357	0.21
貸倒引当金		△111,421	△1.55	△106,977	△1.23
資産の部合計		7,208,651	100.00	8,728,921	100.00

区 分	注記 番号	前事業年度 (平成18年3月31日)		当事業年度 (平成19年3月31日)	
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
(負債の部)					
預金	※10	4,000,819	55.50	4,991,263	57.18
当座預金		54,849		26,869	
普通預金		1,268,207		1,572,639	
通知預金		24,128		37,660	
定期預金		2,343,174		2,938,004	
その他の預金		310,460		416,089	
譲渡性預金		157,373	2.18	480,199	5.50
債券		1,021,419	14.17	703,908	8.06
債券発行高		1,021,419		703,908	
コールマネー		30,000	0.42	692,792	7.94
債券貸借取引受入担保金	※10	—	—	8,333	0.10
特定取引負債		129,059	1.79	87,361	1.00
特定取引有価証券派生商品		2,124		3,619	
特定金融派生商品		126,935		83,742	
借入金	※15	314,789	4.37	276,760	3.17
借入金		314,789		276,760	
外国為替		325	0.00	397	0.01
外国他店預り		288		281	
未払外国為替		37		116	
社債	※16	447,024	6.20	562,457	6.44
その他負債	※10	213,567	2.96	237,614	2.72
未払法人税等		1,179		444	
未払費用		45,181		53,426	
前受収益		827		1,016	
先物取引差金勘定		183		32	
借入特定取引有価証券		17,241		7,933	
借入有価証券		21,136		2,593	
金融派生商品		51,717		92,250	
その他の負債		76,099		79,916	
賞与引当金		10,040	0.14	9,850	0.11
退職給付引当金		200	0.00	756	0.01
支払承諾	※10	30,985	0.43	18,357	0.21
負債の部合計		6,355,605	88.16	8,070,054	92.45



区 分	注記 番号	前事業年度 (平成18年3月31日)		当事業年度 (平成19年3月31日)	
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
(資本の部)					
資本金	※18	451,296	6.26	—	—
資本剰余金		18,558	0.26	—	—
資本準備金		18,558		—	
利益剰余金	※19	380,526	5.28	—	—
利益準備金		7,777		—	
当期未処分利益		372,749		—	
その他有価証券評価差額金		2,670	0.04	—	—
自己株式	※20	△6	△0.00	—	—
資本の部合計		853,046	11.84	—	—
負債及び資本の部合計		7,208,651	100.00	—	—
(純資産の部)					
資本金		—	—	451,296	5.17
資本剰余金		—	—	18,558	0.21
資本準備金		—		18,558	
利益剰余金		—	—	267,144	3.06
利益準備金		—		9,266	
その他利益剰余金		—		257,878	
繰越利益剰余金		—		257,878	
自己株式		—	—	△72,555	△0.83
株主資本合計		—	—	664,444	7.61
その他有価証券評価差額金		—	—	4,181	0.05
繰延ヘッジ損益		—	—	△10,275	△0.12
評価・換算差額等合計		—	—	△6,094	△0.07
新株予約権		—	—	517	0.01
純資産の部合計		—	—	658,866	7.55
負債及び純資産の部合計		—	—	8,728,921	100.00

②【損益計算書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)		当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	
		金額 (百万円)	百分比 (%)	金額 (百万円)	百分比 (%)
経常収益		197,284	100.00	232,034	100.00
資金運用収益		82,620		129,046	
貸出金利息		57,895		75,357	
有価証券利息配当金		21,036		40,427	
コールローン利息		22		206	
債券貸借取引受入利息		30		480	
買入手形利息		—		4	
預け金利息		2,019		3,668	
金利スワップ受入利息		697		7,197	
その他の受入利息		919		1,704	
役務取引等収益		22,065		28,198	
受入為替手数料		954		1,028	
その他の役務収益		21,111		27,169	
特定取引収益		20,740		15,339	
商品有価証券収益		—		8	
特定取引有価証券収益		2,236		6,424	
特定金融派生商品収益		18,503		8,906	
その他業務収益		23,523		18,661	
外国為替売買益		10,266		9,171	
国債等債券売却益		4,611		5,381	
その他の業務収益		8,645		4,108	
その他経常収益		48,334		40,787	
株式等売却益		5,083		7,858	
金銭の信託運用益		39,787		31,255	
その他の経常収益		3,464		1,674	

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)		当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	
		金額 (百万円)	百分比 (%)	金額 (百万円)	百分比 (%)
経常費用		136,787	69.34	184,888	79.68
資金調達費用		32,398		77,534	
預金利息		16,932		33,276	
譲渡性預金利息		62		1,176	
債券利息		4,720		3,009	
コールマネー利息		95		5,639	
売現先利息		0		—	
債券貸借取引支払利息		27		245	
売渡手形利息		—		12	
借入金利息		5,800		2,138	
社債利息		1,738		20,776	
その他の支払利息		3,021		11,258	
役務取引等費用		10,659		13,164	
支払為替手数料		1,941		2,285	
その他の役務費用		8,717		10,879	
特定取引費用		463		436	
商品有価証券費用		4		—	
その他の特定取引費用		458		436	
その他業務費用		5,415		6,561	
国債等債券売却損		1,203		216	
債券発行費用償却		231		187	
社債発行費償却		422		432	
金融派生商品費用		430		4,908	
その他の業務費用		3,127		817	
営業経費		73,860		77,865	
その他経常費用		13,990		9,325	
貸出金償却		187		1,887	
株式等売却損		2,990		1,520	
株式等償却		6,963		824	
金銭の信託運用損		278		488	
その他の経常費用		3,570		4,603	
経常利益		60,497	30.66	47,146	20.32

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)		当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	
		金額 (百万円)	百分比 (%)	金額 (百万円)	百分比 (%)
特別利益		6,261	3.17	14,385	6.20
動産不動産処分益		0		—	
貸倒引当金戻入益		—		2,086	
償却債権取立益		763		60	
その他の特別利益	※1	5,498		12,238	
特別損失		119	0.06	116,546	50.23
動産不動産処分損		119		—	
固定資産処分損		—		884	
その他の特別損失	※2	—		115,661	
税引前当期純利益 (△は税引前当期純損失)		66,639	33.77	△55,015	△23.71
法人税、住民税及び事業税		△5,991	△3.04	△2,779	△1.20
法人税等調整額		△2,260	△1.15	△10,276	△4.43
当期純利益 (△は当期純損失)		74,890	37.96	△41,960	△18.08
前期繰越利益		302,595		—	
中間配当額		3,947		—	
中間配当に伴う利益準備金積立額		789		—	
当期未処分利益		372,749		—	

③【利益処分計算書及び株主資本等変動計算書】

(利益処分計算書)

		前事業年度 (取締役会承認日 平成18年5月23日)
区分	注記 番号	金額 (百万円)
当期末処分利益		372,749
利益処分額		4,737
利益準備金		790
第二回甲種優先株式配当金	(1株につき6円50銭)	484
第三回乙種優先株式配当金	(1株につき2円42銭)	1,452
普通株式配当金	(1株につき1円48銭)	2,010
次期繰越利益		368,012

## (株主資本等変動計算書)

当事業年度（自平成18年4月1日 至平成19年3月31日）

	株主資本							株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			自己株式	
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
平成18年3月31日残高 (百万円)	451,296	18,558	18,558	7,777	372,749	380,526	△6	850,375
事業年度中の変動額								
剰余金の配当(注)				790	△4,737	△3,947		△3,947
剰余金の配当				699	△4,195	△3,496		△3,496
当期純損失					△41,960	△41,960		△41,960
自己株式の取得							△136,673	△136,673
自己株式の処分					△15	△15	160	145
自己株式の消却					△63,963	△63,963	63,963	—
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額)								
事業年度中の変動額合計 (百万円)	—	—	—	1,489	△114,871	△113,382	△72,549	△185,931
平成19年3月31日残高 (百万円)	451,296	18,558	18,558	9,266	257,878	267,144	△72,555	664,444

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等 合計		
平成18年3月31日残高 (百万円)	2,670	—	2,670	—	853,046
事業年度中の変動額					
剰余金の配当(注)					△3,947
剰余金の配当					△3,496
当期純損失					△41,960
自己株式の取得					△136,673
自己株式の処分					145
自己株式の消却					—
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額)	1,510	△10,275	△8,765	517	△8,247
事業年度中の変動額合計 (百万円)	1,510	△10,275	△8,765	517	△194,179
平成19年3月31日残高 (百万円)	4,181	△10,275	△6,094	517	658,866

(注) 平成18年3月期の利益処分項目であります。

重要な会計方針

	<p>前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)</p>	<p>当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>
<p>1. 有価証券の評価基準及び評価方法</p>	<p>(1) 有価証券の評価は、売買目的有価証券（特定取引を除く）については時価法（売却原価は移動平均法により算定）、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法（定額法）により行っております。</p> <p>また、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。</p> <p>(2) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記(1)と同じ方法により行っております。</p>	<p>(1) 有価証券の評価は、売買目的有価証券（特定取引を除く）については時価法（売却原価は移動平均法により算定）、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法（定額法）により行っております。</p> <p>また、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p> <p>(会計方針の変更)</p> <p>従来、その他有価証券が関連会社株式に該当することになった場合は、時価で関連会社株式に振替え、「その他有価証券評価差額金」及び「繰延税金負債（貸借対照表では「繰延税金資産」と相殺して表示）」を計上しておりましたが、「金融商品会計に関する実務指針」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号 平成12年1月31日）が平成18年4月27日付で一部改正され、平成18年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当事業年度において、「その他有価証券評価差額金」及び「繰延税金負債」を振戻す会計処理を実施しております。これにより、従来の方法に比べて「株式」中の関連会社株式が4,951百万円、「その他有価証券評価差額金」が2,936百万円減少し、「繰延税金資産」が2,014百万円増加しております。</p> <p>(2) 同 左</p>

	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
2. 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準	<p>金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下「特定取引目的」という）の取引については、取引の約定時点を基準とし、貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。</p> <p>特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については決算日において決済したものとみなした額により行っております。</p> <p>また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当事業年度中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前事業年度末と当事業年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前事業年度末と当事業年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。</p> <p>なお、特定取引資産及び特定取引負債に含まれる派生商品のみなし決済額の見積りに当たり、流動性リスク及び信用リスクを加味した評価を行っております。</p>	同 左
3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	<p>デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く）の評価は、時価法により行っております。</p>	同 左
4. 買入金銭債権の評価基準及び評価方法	<p>売買目的の買入金銭債権（特定取引を除く）の評価は、時価法により行っております。</p>	同 左
5. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 動産不動産</p> <p>動産不動産は、建物及び動産のうちパソコン以外の電子計算機（ATM等）については定額法、その他の動産については定率法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <p>建物 13年～50年 動産 2年～15年</p> <p>(2) ソフトウェア</p> <p>自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（主として5年）に基づく定額法により償却しております。</p>	<p>(1) 有形固定資産</p> <p>有形固定資産は、建物及び動産のうちパソコン以外の電子計算機（ATM等）については定額法、その他の動産については定率法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <p>建物 13年～50年 動産 2年～15年</p> <p>(2) 無形固定資産</p> <p>無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。</p>



	<p style="text-align: center;">前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)</p>	<p style="text-align: center;">当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>
<p>6. 繰延資産の処理方法</p>	<p>繰延資産は、次のとおり償却しております。</p> <p>(1) その他資産のうち社債発行費は、旧商法施行規則の規定する最長期間（3年間）内で、償還期限までの期間に対応して償却しております。</p> <p>(2) 債券繰延資産（債券発行費用）は、旧商法施行規則の規定する最長期間（3年間）内で、償還期限までの期間に対応して償却しております。</p>	<p>繰延資産は、次のとおり償却しております。</p> <p>(1) その他資産のうち社債発行費は、社債の償還期間にわたり定額法により償却しております。 (会計処理の変更)</p> <p>従来、旧商法施行規則の規定する最長期間（3年間）内で、償還期限までの期間に対応して償却しておりましたが、「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」（企業会計基準委員会実務対応報告第19号 平成18年8月11日）が公表日以後終了する事業年度から適用されることになったことに伴い、当事業年度から同実務対応報告を適用し、社債の償還期間にわたり定額法により償却しております。これによる貸借対照表等に与える影響は軽微であります。</p> <p>なお、平成18年3月31日に終了する事業年度の貸借対照表に計上した社債発行費は、同実務対応報告の経過措置に基づき従前の会計処理を適用し、旧商法施行規則の規定する最長期間（3年間）内で、償還期限までの期間に対応して償却しております。</p> <p>(2) 債券繰延資産（債券発行費用）は、債券の償還期間にわたり定額法により償却しております。 (会計処理の変更)</p> <p>従来、旧商法施行規則の規定する最長期間（3年間）内で、償還期限までの期間に対応して償却しておりましたが、「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」（企業会計基準委員会実務対応報告第19号 平成18年8月11日）が公表日以後終了する事業年度から適用されることになったことに伴い、当事業年度から同実務対応報告を適用し、債券の償還期間にわたり定額法により償却しております。これによる貸借対照表等に与える影響は軽微であります。</p> <p>なお、平成18年3月31日に終了する事業年度の貸借対照表に計上した債券繰延資産（債券発行費用）は、同実務対応報告の経過措置に基づき従前の会計処理を適用し、旧商法施行規則の規定する最長期間（3年間）内で、償還期限までの期間に対応して償却しております。</p>

	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	(3) その他資産のうち社債発行差金は、償還期限までの期間に対応して償却しております。	—————
7. 外貨建て資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社株式及び関連会社株式を除き、決算日の為替相場による円換算額を付しております。	同 左
8. 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金</p> <p>貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という）に係る債権については、以下の大口債務者に係る債権を除き、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。</p> <p>破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者及び従来よりキャッシュ・フロー見積法（後述）による引当を行っていた債務者で、今後の債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債務者のうち、与信額が一定額以上の大口債務者に係る債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ</p>	<p>(1) 貸倒引当金</p> <p>貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という）に係る債権については、以下の大口債務者に係る債権を除き、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。</p> <p>破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者及び従来よりキャッシュ・フロー見積法（後述）による引当を行っていた債務者で、今後の債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債務者のうち、与信額が一定額以上の大口債務者に係る債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ</p>

	<p style="text-align: center;">前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)</p>	<p style="text-align: center;">当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>
	<p>ユ・フロー見積法)により引き当てております。また、将来キャッシュ・フローを合理的に見積もることが困難な債務者のうち与信額が一定額以上の大口債務者に係る債権については、個別に残存期間を算定し、その残存期間に対応する今後の一定期間における予想損失額を引き当てております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は2,441百万円であります。</p>	<p>ユ・フロー見積法)により引き当てております。また、将来キャッシュ・フローを合理的に見積もることが困難な債務者のうち与信額が一定額以上の大口債務者に係る債権については、個別に残存期間を算定し、その残存期間に対応する今後の一定期間における予想損失額を引き当てております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は6,379百万円であります。</p> <p>(追加情報)</p> <p>従来、貸倒実績率については、過去3算定期間の平均値により算出しておりましたが、急速な貸倒実績の減少により算定基礎としての合理性が低下したことから、当事業年度より、貸倒実績の観測可能な平成10年度以降の全算定期間の平均値により算出する方式と従来方式のいずれか高い値を採用することといたしました。この結果、従来方式に比較して、貸倒引当金が23,417百万円増加し、貸倒引当金戻入益が同額減少したため、税引前当期純損失が同額増加しております。</p>
	—————	<p>(2) 投資損失引当金</p> <p>投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。</p>

	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	(3) 賞与引当金 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。	(3) 賞与引当金 同 左
	(4) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の損益処理方法は以下のとおりであります。 過去勤務債務：その発生年度の従業員の平均残存勤務期間による定額法により損益処理 数理計算上の差異：各発生年度の従業員の平均残存勤務期間による定額法により按分した額をそれぞれの発生年度から損益処理 なお、会計基準変更時差異(9,081百万円)については、15年による按分額を費用処理しております。	(4) 退職給付引当金 同 左
9. リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。	同 左
10. ヘッジ会計の方法	(イ) 金利リスク・ヘッジ 金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。 「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という)に規定する繰延ヘッジのヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。	(イ) 金利リスク・ヘッジ 金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。 「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という)に規定する繰延ヘッジのヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。

	<p style="text-align: center;">前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)</p>	<p style="text-align: center;">当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>
	<p>また、当事業年度末の貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)を適用して実施しております。また多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、移行後の各事業年度において従来の基準に従い、ヘッジ手段の残存期間にわたり、資金調達費用又は資金運用収益として期間配分しております。</p> <p>なお、当事業年度末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は72百万円であります。</p> <p>(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジまたは時価ヘッジによっております。</p> <p>「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という)に規定する繰延ヘッジのヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。</p> <p>また、外貨建子会社株式及び関連会社株式並びに外貨建その他有価証券(債券以外)の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして繰延ヘッジ及び時価ヘッジを適用しております。</p>	<p>また、当事業年度末の貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)を適用して実施しております。また多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、移行後の各事業年度において従来の基準に従い、ヘッジ手段の残存期間にわたり、資金調達費用又は資金運用収益として期間配分しております。</p> <p>なお、当事業年度末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は21百万円(税効果額控除前)であります。</p> <p>(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ</p> <p style="text-align: center;">同 左</p>

	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	(ハ) 内部取引等 デリバティブ取引のうち特定取引勘定とそれ以外の勘定との間の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等に対して、業種別監査委員会報告第24号及び同第25号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等から生じる収益及び費用は消去せずに損益認識又は繰延処理を行っております。	(ハ) 内部取引等 同 左
11. 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。	同 左
12. その他財務諸表作成のための重要な事項	当行を連結納税親会社として、連結納税制度を適用しております。	同 左

会計方針の変更

<p>前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)</p>	<p>当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>
	<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準) 「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」 (企業会計基準第5号平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日)を当事業年度から適用しております。</p> <p>当事業年度末における従来の「資本の部」の合計に相当する金額は668,625百万円であります。</p> <p>なお、当事業年度における貸借対照表の純資産の部については、財務諸表等規則及び銀行法施行規則の改正に伴い、改正後の財務諸表等規則及び銀行法施行規則により作成しております。</p> <p>(ストック・オプション等に関する会計基準) 「ストック・オプション等に関する会計基準」(企業会計基準第8号平成17年12月27日)及び「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第11号平成17年12月27日)が会社法の施行日以後に付与されるストック・オプション、自社株式オプション及び交付される自社の株式について適用されることになったことに伴い、当事業年度から同会計基準及び適用指針を適用しております。これにより、営業経費が477百万円増加し、経常利益が同額減少し、税引前当期純損失が同額増加しております。</p> <p>(金融商品に関する会計基準) 従来、社債発行差金については資産として計上し、社債の償還期限までの期間に対応して償却しておりましたが、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号平成18年8月11日)が一部改正され、改正会計基準の公表日以後終了する事業年度から適用されることになったことに伴い、当事業年度から改正会計基準を適用し、社債は償却原価法(定額法)に基づいて算定された価額をもって貸借対照表価額としております。これによる貸借対照表等に与える影響は軽微であります。</p> <p>なお、平成18年3月31日に終了する事業年度の貸借対照表に計上した社債発行差金は、「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」(企業会計基準委員会実務対応報告第19号平成18年8月11日)の経過措置に基づき従前の会計処理を適用し、社債の償還期限までの期間に対応して償却するとともに未償却残高を社債から直接控除しております。</p>

表示方法の変更

<p>前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)</p>	<p>当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>
<p>(貸借対照表関係)</p> <p>「金融安定化拠出基金拠出金」(当事業年度末70,239百万円)については、前事業年度は区分掲記しておりましたが、当事業年度において資産総額の1/100以下となったことから「その他の資産」に含めて表示しております。</p>	<p>「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第60号平成18年4月28日)により改正され、平成18年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当事業年度から以下のとおり表示を変更しております。</p> <p>(貸借対照表関係)</p> <p>(1) 「利益剰余金」に内訳表示していた「当期末処分利益」は、「その他利益剰余金」の「繰越利益剰余金」として表示しております。</p> <p>(2) 純額で「繰延ヘッジ損失」又は「繰延ヘッジ利益」として「その他資産」又は「その他負債」に含めて計上していたヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、税効果額を控除のうえ評価・換算差額等の「繰延ヘッジ損益」として相殺表示しております。</p> <p>(3) 「動産不動産」は、「有形固定資産」、「無形固定資産」又は「その他資産」に区分して表示しております。</p> <p>① 「動産不動産」中の「土地建物動産」は、「有形固定資産」中の「建物」、「土地」又は「その他の有形固定資産」に区分表示し、「建設仮払金」は、「有形固定資産」中の「建設仮勘定」として表示しております。</p> <p>② 「動産不動産」中の「保証金権利金」のうち権利金は、「無形固定資産」中の「その他の無形固定資産」として、保証金は、「その他資産」中の「その他の資産」として表示しております。</p> <p>(4) 「その他資産」中の「その他の資産」に含めて表示していたソフトウェアは、「無形固定資産」中の「ソフトウェア」として表示しております。</p> <p>(損益計算書関係)</p> <p>(1) 「動産不動産処分損」は、貸借対照表の「動産不動産」が「有形固定資産」、「無形固定資産」等に区分されたことに伴い、「固定資産処分損」として表示しております。</p> <p>(2) 従来、貸倒引当金取崩額(前事業年度5,498百万円)は、「その他の特別利益」に含めて表示しておりましたが、当事業年度から「貸倒引当金戻入益」として区分掲記しております。</p>



注記事項

(貸借対照表関係)

前事業年度 (平成18年3月31日)	当事業年度 (平成19年3月31日)
<p>※1 子会社の株式総額 352,967百万円 なお、本項の子会社は、銀行法第2条第8項に規定する子会社であります。</p> <p>※2 無担保の消費貸借契約（債券貸借取引）により借り入れている有価証券、現先取引並びに現金担保付債券貸借取引等により受け入れている有価証券及びデリバティブ取引の担保として受け入れている有価証券のうち、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、当事業年度末に当該処分をせず所有しているものは、59,597百万円であります。</p> <p>※3 貸出金のうち、破綻先債権額は586百万円、延滞債権額は20,443百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※4 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は24百万円 であります。 なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※5 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は21,069百万円 であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※6 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は42,123百万円 であります。 なお、3. から6. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p>	<p>※1 関係会社の株式及び出資総額 361,060百万円</p> <p>※2 無担保の消費貸借契約（債券貸借取引）により借り入れている有価証券、現先取引並びに現金担保付債券貸借取引等により受け入れている有価証券及びデリバティブ取引の担保として受け入れている有価証券のうち、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、（再）担保に差し入れている有価証券は4,604百万円、当事業年度末に当該処分をせず所有しているものは、60,227百万円 あります。</p> <p>※3 貸出金のうち、破綻先債権額は654百万円、延滞債権額は10,614百万円 あります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※4 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は21百万円 であります。 なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※5 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は16,194百万円 であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※6 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は27,485百万円 であります。 なお、上記3. から6. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p>

前事業年度 (平成18年3月31日)	当事業年度 (平成19年3月31日)																										
<p>※7 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は401百万円であります。</p>	<p>※7 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は179百万円であります。</p>																										
<p>※8 ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、参加者に売却したものとして会計処理した貸出金元本の当事業年度末残高の総額は、124,475百万円であります。</p>	<p>※8 ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、参加者に売却したものとして会計処理した貸出金元本の当事業年度末残高の総額は、83,124百万円あります。 原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、貸借対照表計上額は、93,818百万円あります。</p>																										
<p>※9 貸出債権証券化(CLO-Collateralized Loan Obligation)により、会計上売却処理をした貸出金元本の当事業年度末残高の総額は、252,812百万円あります。なお、当行はCLOの劣後受益権を97,622百万円継続保有し貸出金に計上しているため、売却処理済みの優先受益権も含めた元本総額350,434百万円に係る貸倒引当金を計上していません。</p>	<p>※9 貸出債権証券化(CLO-Collateralized Loan Obligation)により、会計上売却処理をした貸出金元本の当事業年度末残高の総額は、129,695百万円あります。なお、当行はCLOの劣後受益権を43,862百万円継続保有し貸出金に計上しているため、売却処理済みの優先受益権も含めた元本総額173,557百万円に係る貸倒引当金を計上していません。</p>																										
<p>※10 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <table border="0" data-bbox="175 1120 718 1344"> <tr> <td colspan="2">担保に供している資産</td> </tr> <tr> <td>現金預け金</td> <td>10百万円</td> </tr> <tr> <td>有価証券</td> <td>282,005百万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">担保資産に対応する債務</td> </tr> <tr> <td>預金</td> <td>2,500百万円</td> </tr> <tr> <td>その他負債</td> <td>910百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済、スワップ等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券173,089百万円を差し入れております。</p>	担保に供している資産		現金預け金	10百万円	有価証券	282,005百万円	担保資産に対応する債務		預金	2,500百万円	その他負債	910百万円	<p>※10 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <table border="0" data-bbox="813 1120 1356 1344"> <tr> <td colspan="2">担保に供している資産</td> </tr> <tr> <td>現金預け金</td> <td>10百万円</td> </tr> <tr> <td>有価証券</td> <td>239,743百万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">担保資産に対応する債務</td> </tr> <tr> <td>預金</td> <td>568百万円</td> </tr> <tr> <td>債券貸借取引受入担保金</td> <td>8,333百万円</td> </tr> <tr> <td>支払承諾</td> <td>902百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済、スワップ等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券141,309百万円を差し入れております。</p>	担保に供している資産		現金預け金	10百万円	有価証券	239,743百万円	担保資産に対応する債務		預金	568百万円	債券貸借取引受入担保金	8,333百万円	支払承諾	902百万円
担保に供している資産																											
現金預け金	10百万円																										
有価証券	282,005百万円																										
担保資産に対応する債務																											
預金	2,500百万円																										
その他負債	910百万円																										
担保に供している資産																											
現金預け金	10百万円																										
有価証券	239,743百万円																										
担保資産に対応する債務																											
預金	568百万円																										
債券貸借取引受入担保金	8,333百万円																										
支払承諾	902百万円																										
<p>※11 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、2,952,367百万円あります。このうち原契約期間が1年以内のものまたは任意の時期に無条件で取消可能なものが2,777,363百万円あります。</p>	<p>※11 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、3,175,391百万円あります。このうち原契約期間が1年以内のものまたは任意の時期に無条件で取消可能なものが2,832,139百万円あります。</p>																										

<p style="text-align: center;">前事業年度 (平成18年3月31日)</p>	<p style="text-align: center;">当事業年度 (平成19年3月31日)</p>
<p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>	<p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>
<p>※12 ヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、純額で「繰延ヘッジ損失」として計上しております。なお、上記相殺前の繰延ヘッジ損失の総額は16,617百万円、繰延ヘッジ利益の総額は4,196百万円であります。</p>	<p style="text-align: center;">—————</p>
<p>※13 動産不動産の減価償却累計額 12,475百万円</p>	<p>※13 有形固定資産の減価償却累計額 14,858百万円</p>
<p>※14 動産不動産の圧縮記帳額 2,985百万円 (当事業年度圧縮記帳額 ー百万円)</p>	<p>※14 有形固定資産の圧縮記帳額 2,985百万円 (当事業年度圧縮記帳額 ー百万円)</p>
<p>※15 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金156,423百万円が含まれております。</p>	<p>※15 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金109,500百万円が含まれております。</p>
<p>※16 社債には、劣後特約付社債419,309百万円、永久劣後特約付社債7,000百万円が含まれております。</p>	<p>※16 社債には、劣後特約付社債532,571百万円が含まれております。</p>
<p style="text-align: center;">—————</p> <p>※18 会社が発行する株式の総数</p> <p style="padding-left: 20px;">普通株式 2,500,000千株</p> <p style="padding-left: 20px;">優先株式 674,528千株</p> <p>発行済株式の総数</p> <p style="padding-left: 20px;">普通株式 1,358,537千株</p> <p style="padding-left: 20px;">優先株式 674,528千株</p>	<p style="text-align: center;">—————</p>
<p>※19 旧商法施行規則第124条第3号に規定する時価を付したことにより増加した純資産額は、26,856百万円であります。</p>	<p style="text-align: center;">—————</p>
<p>※20 当行が保有する自己株式の数</p> <p style="padding-left: 20px;">普通株式 9,772株</p>	<p style="text-align: center;">—————</p>
<p>21 配当制限</p> <p>当行の定款の定めるところにより、平成10年3月31日発行の第二回甲種優先株式所有の株主に対しては、優先配当金（1株につき年13円）を超えて配当することはありません。</p> <p>同様に平成12年4月1日発行の第三回乙種優先株式所有の株主に対しては、優先配当金（1株につき年4円84銭）を超えて配当することはありません。</p>	<p>21 配当制限</p> <p>(1) 同 左</p>

前事業年度 (平成18年3月31日)	当事業年度 (平成19年3月31日)
	<p>(2) 銀行法第18条の定めにより剰余金の配当に制限を受けております。</p> <p>剰余金の配当をする場合には、会社法第445条第4項（資本金の額及び準備金の額）の規定にかかわらず、当該剰余金の配当により減少する剰余金の額に5分の1を乗じて得た額を資本準備金又は利益準備金として計上しております。</p> <p>当事業年度における当該剰余金の配当に係る利益準備金の計上額は、1,489百万円であります。</p>

(損益計算書関係)

前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
※1 その他の特別利益は、貸倒引当金取崩額5,498百万円であります。  _____	※1 その他の特別利益には、関連会社株式売却益11,519百万円を含んでおります。 ※2 その他の特別損失には、子会社株式評価損99,392百万円、投資損失引当金繰入額15,908百万円を含んでおります。 上記子会社株式評価損のうち、98,072百万円は当行の子会社である株式会社ワイエムエス・シックスを通じて保有する、子会社である株式会社アプラスの優先株式に対する当行投資の実質価額と投資簿価の差額であります。当該子会社株式評価損にかかる実質価額は、向こう10年間のキャッシュ・フロー予測、長期成長率2.0%を前提とした継続価値の合計額に、割引率9.5%を用いて算定した割引キャッシュフロー(DCF)方式によって算定しております。 また、投資損失引当金繰入額15,908百万円は、株式会社アプラスの普通株式への当行投資分及び持分法適用会社であるシンキ株式会社への当行投資分に対するものであり、市場価格と帳簿価額の差額に相当する額を計上しております。

## (株主資本等変動計算書関係)

当事業年度（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

## 1. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末 株式数 (千株)	当事業年度増 加株式数 (千株)	当事業年度減 少株式数 (千株)	当事業年度末 株式数 (千株)	摘要
自己株式					
普通株式	9	181,624	85,216	96,418	(注1)
第三回乙種優先株式	—	300,000	300,000	—	(注2)
合計	9	481,624	385,216	96,418	

(注1) 当事業年度中に増加した自己株式数のうち、175,466千株は、平成18年7月31日付にて当行発行の第三回乙種優先株式600,000千株のうち300,000千株について、取得請求により交付した普通株式200,033千株の一部を取得したものであります。また、当事業年度中に減少した自己株式数のうち85,000千株は、消却によるものであります。

(注2) 上記取得請求に係る第三回乙種優先株式の取得及び消却であります。

2. その他有価証券評価差額金の変動額の純額には、重要な会計方針1.に記載している影響額が含まれております。

3. 当行の配当については、次のとおりであります。

当事業年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの金 額 (円)	基準日	効力発生日
平成18年 5月23日 取締役会	普通株式	2,010	1.48	平成18年 3月31日	平成18年 6月8日
	第二回甲種優先株式	484	6.50	平成18年 3月31日	平成18年 6月8日
	第三回乙種優先株式	1,452	2.42	平成18年 3月31日	平成18年 6月8日
平成18年 11月15日 取締役会	普通株式	2,286	1.66	平成18年 9月30日	平成18年 12月8日
	第二回甲種優先株式	484	6.50	平成18年 9月30日	平成18年 12月8日
	第三回乙種優先株式	726	2.42	平成18年 9月30日	平成18年 12月8日

基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当事業年度の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たりの金 額 (円)	基準日	効力発生日
平成19年5月9日 取締役会	普通株式	1,377	その他利益 剰余金	1.00	平成19年3月31日	平成19年5月30日
	第二回甲種 優先株式	484	その他利益 剰余金	6.50	平成19年3月31日	平成19年5月30日
	第三回乙種 優先株式	726	その他利益 剰余金	2.42	平成19年3月31日	平成19年5月30日

## (リース取引関係)

前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)																																																																																				
<p>1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額</li> </ul> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2">取得価額相当額</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">動産</td> <td style="text-align: right;">71百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">71百万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">減価償却累計額相当額</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">動産</td> <td style="text-align: right;">28百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">28百万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">期末残高相当額</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">動産</td> <td style="text-align: right;">43百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">43百万円</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>未経過リース料期末残高相当額</li> </ul> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">1年内</td> <td style="text-align: right;">14百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">1年超</td> <td style="text-align: right;">30百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">45百万円</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>当期の支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額</li> </ul> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">支払リース料</td> <td style="text-align: right;">19百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">減価償却費相当額</td> <td style="text-align: right;">18百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">支払利息相当額</td> <td style="text-align: right;">1百万円</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</li> <li>利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。</li> </ul> <p>2. オペレーティング・リース取引 (借手側)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>未経過リース料</li> </ul> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">1年内</td> <td style="text-align: right;">1,096百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">1年超</td> <td style="text-align: right;">3,307百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">4,404百万円</td> </tr> </table> <p>(貸手側)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>未経過リース料</li> </ul> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">1年内</td> <td style="text-align: right;">77百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">1年超</td> <td style="text-align: right;">703百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">781百万円</td> </tr> </table>	取得価額相当額		動産	71百万円	合計	71百万円	減価償却累計額相当額		動産	28百万円	合計	28百万円	期末残高相当額		動産	43百万円	合計	43百万円	1年内	14百万円	1年超	30百万円	合計	45百万円	支払リース料	19百万円	減価償却費相当額	18百万円	支払利息相当額	1百万円	1年内	1,096百万円	1年超	3,307百万円	合計	4,404百万円	1年内	77百万円	1年超	703百万円	合計	781百万円	<p>1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額</li> </ul> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2">取得価額相当額</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">動産</td> <td style="text-align: right;">63百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">63百万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">減価償却累計額相当額</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">動産</td> <td style="text-align: right;">35百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">35百万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">期末残高相当額</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">動産</td> <td style="text-align: right;">27百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">27百万円</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>未経過リース料期末残高相当額</li> </ul> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">1年内</td> <td style="text-align: right;">12百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">1年超</td> <td style="text-align: right;">15百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">28百万円</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>当期の支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額</li> </ul> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">支払リース料</td> <td style="text-align: right;">14百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">減価償却費相当額</td> <td style="text-align: right;">14百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">支払利息相当額</td> <td style="text-align: right;">0百万円</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</li> <li>利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。</li> </ul> <p>2. オペレーティング・リース取引 (借手側)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>未経過リース料</li> </ul> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">1年内</td> <td style="text-align: right;">1,151百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">1年超</td> <td style="text-align: right;">2,925百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">4,076百万円</td> </tr> </table> <p>(貸手側)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>未経過リース料</li> </ul> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">1年内</td> <td style="text-align: right;">119百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">1年超</td> <td style="text-align: right;">662百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">782百万円</td> </tr> </table>	取得価額相当額		動産	63百万円	合計	63百万円	減価償却累計額相当額		動産	35百万円	合計	35百万円	期末残高相当額		動産	27百万円	合計	27百万円	1年内	12百万円	1年超	15百万円	合計	28百万円	支払リース料	14百万円	減価償却費相当額	14百万円	支払利息相当額	0百万円	1年内	1,151百万円	1年超	2,925百万円	合計	4,076百万円	1年内	119百万円	1年超	662百万円	合計	782百万円
取得価額相当額																																																																																					
動産	71百万円																																																																																				
合計	71百万円																																																																																				
減価償却累計額相当額																																																																																					
動産	28百万円																																																																																				
合計	28百万円																																																																																				
期末残高相当額																																																																																					
動産	43百万円																																																																																				
合計	43百万円																																																																																				
1年内	14百万円																																																																																				
1年超	30百万円																																																																																				
合計	45百万円																																																																																				
支払リース料	19百万円																																																																																				
減価償却費相当額	18百万円																																																																																				
支払利息相当額	1百万円																																																																																				
1年内	1,096百万円																																																																																				
1年超	3,307百万円																																																																																				
合計	4,404百万円																																																																																				
1年内	77百万円																																																																																				
1年超	703百万円																																																																																				
合計	781百万円																																																																																				
取得価額相当額																																																																																					
動産	63百万円																																																																																				
合計	63百万円																																																																																				
減価償却累計額相当額																																																																																					
動産	35百万円																																																																																				
合計	35百万円																																																																																				
期末残高相当額																																																																																					
動産	27百万円																																																																																				
合計	27百万円																																																																																				
1年内	12百万円																																																																																				
1年超	15百万円																																																																																				
合計	28百万円																																																																																				
支払リース料	14百万円																																																																																				
減価償却費相当額	14百万円																																																																																				
支払利息相当額	0百万円																																																																																				
1年内	1,151百万円																																																																																				
1年超	2,925百万円																																																																																				
合計	4,076百万円																																																																																				
1年内	119百万円																																																																																				
1年超	662百万円																																																																																				
合計	782百万円																																																																																				

(有価証券関係)

- 子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

I 前事業年度 (平成18年3月31日現在)

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
関連会社株式	20,101	26,887	6,785

(注) 時価は、決算日における市場価格に基づいております。

II 当事業年度 (平成19年3月31日現在)

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (△は損) (百万円)
関連会社株式	15,150	8,527	△6,622

(注) 時価は、決算日における市場価格に基づいております。

差額の金額につき、投資損失引当金を計上しております。



## (税効果会計関係)

前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)																																																												
<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <p>繰延税金資産</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>税務上の繰越欠損金</td><td style="text-align: right;">90,240百万円</td></tr> <tr><td>貸倒引当金及び貸出金償却損金</td><td style="text-align: right;">46,330百万円</td></tr> <tr><td>算入限度超過額</td><td></td></tr> <tr><td>有価証券価格償却超過額</td><td style="text-align: right;">23,066百万円</td></tr> <tr><td>退職給付引当金繰入超過額</td><td style="text-align: right;">7,476百万円</td></tr> <tr><td>賞与引当金繰入超過額</td><td style="text-align: right;">4,085百万円</td></tr> <tr><td>睡眠現物債券収益計上</td><td style="text-align: right;">2,229百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">10,998百万円</td></tr> <tr><td>繰延税金資産小計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">184,428百万円</td></tr> <tr><td>評価性引当額</td><td style="text-align: right;">△154,630百万円</td></tr> <tr><td>繰延税金資産合計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">29,798百万円</td></tr> </table> <p>繰延税金負債</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>その他有価証券の時価評価に係る一時差異</td><td style="text-align: right;">1,832百万円</td></tr> <tr><td>繰延税金負債合計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">1,832百万円</td></tr> <tr><td>繰延税金資産の純額</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">27,965百万円</td></tr> </table>	税務上の繰越欠損金	90,240百万円	貸倒引当金及び貸出金償却損金	46,330百万円	算入限度超過額		有価証券価格償却超過額	23,066百万円	退職給付引当金繰入超過額	7,476百万円	賞与引当金繰入超過額	4,085百万円	睡眠現物債券収益計上	2,229百万円	その他	10,998百万円	繰延税金資産小計	184,428百万円	評価性引当額	△154,630百万円	繰延税金資産合計	29,798百万円	その他有価証券の時価評価に係る一時差異	1,832百万円	繰延税金負債合計	1,832百万円	繰延税金資産の純額	27,965百万円	<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <p>繰延税金資産</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>税務上の繰越欠損金</td><td style="text-align: right;">63,958百万円</td></tr> <tr><td>有価証券価格償却超過額</td><td style="text-align: right;">59,489百万円</td></tr> <tr><td>貸倒引当金及び貸出金償却損金</td><td></td></tr> <tr><td>算入限度超過額</td><td style="text-align: right;">46,124百万円</td></tr> <tr><td>退職給付引当金繰入超過額</td><td style="text-align: right;">7,655百万円</td></tr> <tr><td>投資損失引当金繰入超過額</td><td style="text-align: right;">6,473百万円</td></tr> <tr><td>繰延ヘッジ損失に係る一時差異</td><td style="text-align: right;">5,181百万円</td></tr> <tr><td>賞与引当金繰入超過額</td><td style="text-align: right;">4,008百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">17,867百万円</td></tr> <tr><td>繰延税金資産小計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">210,759百万円</td></tr> <tr><td>評価性引当額</td><td style="text-align: right;">△170,660百万円</td></tr> <tr><td>繰延税金資産合計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">40,098百万円</td></tr> </table> <p>繰延税金負債</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>その他有価証券の時価評価に係る一時差異</td><td style="text-align: right;">2,868百万円</td></tr> <tr><td>繰延ヘッジ利益に係る一時差異</td><td style="text-align: right;">1,670百万円</td></tr> <tr><td>繰延税金負債合計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">4,538百万円</td></tr> <tr><td>繰延税金資産の純額</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">35,559百万円</td></tr> </table>	税務上の繰越欠損金	63,958百万円	有価証券価格償却超過額	59,489百万円	貸倒引当金及び貸出金償却損金		算入限度超過額	46,124百万円	退職給付引当金繰入超過額	7,655百万円	投資損失引当金繰入超過額	6,473百万円	繰延ヘッジ損失に係る一時差異	5,181百万円	賞与引当金繰入超過額	4,008百万円	その他	17,867百万円	繰延税金資産小計	210,759百万円	評価性引当額	△170,660百万円	繰延税金資産合計	40,098百万円	その他有価証券の時価評価に係る一時差異	2,868百万円	繰延ヘッジ利益に係る一時差異	1,670百万円	繰延税金負債合計	4,538百万円	繰延税金資産の純額	35,559百万円
税務上の繰越欠損金	90,240百万円																																																												
貸倒引当金及び貸出金償却損金	46,330百万円																																																												
算入限度超過額																																																													
有価証券価格償却超過額	23,066百万円																																																												
退職給付引当金繰入超過額	7,476百万円																																																												
賞与引当金繰入超過額	4,085百万円																																																												
睡眠現物債券収益計上	2,229百万円																																																												
その他	10,998百万円																																																												
繰延税金資産小計	184,428百万円																																																												
評価性引当額	△154,630百万円																																																												
繰延税金資産合計	29,798百万円																																																												
その他有価証券の時価評価に係る一時差異	1,832百万円																																																												
繰延税金負債合計	1,832百万円																																																												
繰延税金資産の純額	27,965百万円																																																												
税務上の繰越欠損金	63,958百万円																																																												
有価証券価格償却超過額	59,489百万円																																																												
貸倒引当金及び貸出金償却損金																																																													
算入限度超過額	46,124百万円																																																												
退職給付引当金繰入超過額	7,655百万円																																																												
投資損失引当金繰入超過額	6,473百万円																																																												
繰延ヘッジ損失に係る一時差異	5,181百万円																																																												
賞与引当金繰入超過額	4,008百万円																																																												
その他	17,867百万円																																																												
繰延税金資産小計	210,759百万円																																																												
評価性引当額	△170,660百万円																																																												
繰延税金資産合計	40,098百万円																																																												
その他有価証券の時価評価に係る一時差異	2,868百万円																																																												
繰延ヘッジ利益に係る一時差異	1,670百万円																																																												
繰延税金負債合計	4,538百万円																																																												
繰延税金資産の純額	35,559百万円																																																												
<p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>法定実効税率 (調整)</td><td style="text-align: right;">40.7%</td></tr> <tr><td>交際費等永久に損金に算入されない項目</td><td style="text-align: right;">0.6</td></tr> <tr><td>受取配当金等永久に益金に算入されない項目</td><td style="text-align: right;">△21.8</td></tr> <tr><td>評価性引当額の増減</td><td style="text-align: right;">△107.2</td></tr> <tr><td>繰越欠損金の切り捨てによる影響</td><td style="text-align: right;">77.1</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">△1.8</td></tr> <tr><td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">△12.4%</td></tr> </table>	法定実効税率 (調整)	40.7%	交際費等永久に損金に算入されない項目	0.6	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△21.8	評価性引当額の増減	△107.2	繰越欠損金の切り捨てによる影響	77.1	その他	△1.8	税効果会計適用後の法人税等の負担率	△12.4%	<p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>法定実効税率 (調整)</td><td style="text-align: right;">△40.7%</td></tr> <tr><td>交際費等永久に損金に算入されない項目</td><td style="text-align: right;">4.5</td></tr> <tr><td>受取配当金等永久に益金に算入されない項目</td><td style="text-align: right;">△4.6</td></tr> <tr><td>評価性引当額の増減</td><td style="text-align: right;">17.9</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">△0.8</td></tr> <tr><td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">△23.7%</td></tr> </table>	法定実効税率 (調整)	△40.7%	交際費等永久に損金に算入されない項目	4.5	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△4.6	評価性引当額の増減	17.9	その他	△0.8	税効果会計適用後の法人税等の負担率	△23.7%																																		
法定実効税率 (調整)	40.7%																																																												
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.6																																																												
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△21.8																																																												
評価性引当額の増減	△107.2																																																												
繰越欠損金の切り捨てによる影響	77.1																																																												
その他	△1.8																																																												
税効果会計適用後の法人税等の負担率	△12.4%																																																												
法定実効税率 (調整)	△40.7%																																																												
交際費等永久に損金に算入されない項目	4.5																																																												
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△4.6																																																												
評価性引当額の増減	17.9																																																												
その他	△0.8																																																												
税効果会計適用後の法人税等の負担率	△23.7%																																																												

## (1株当たり情報)

		前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1株当たり純資産額	円	378.51	319.68
1株当たり当期純利益 (△は1株当たり当期純損失)	円	52.27	△32.14
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	円	37.15	—

(注) 1. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

(追加情報)

「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号平成14年9月25日)が平成18年1月31日付で改正され、会社法施行日以後終了する事業年度から適用されることになったことに伴い、当事業年度から同適用指針を適用し、1株当たりの純資産額は「繰延ヘッジ損益」を含めて算出しております。

		前事業年度末 (平成18年3月31日)	当事業年度末 (平成19年3月31日)
純資産の部の合計額	百万円	—	658,866
純資産の部の合計額から控除する金額	百万円	—	218,614
うち優先株式発行価額	百万円	—	216,886
うち優先配当額	百万円	—	1,210
うち新株予約権	百万円	—	517
普通株式に係る期末の純資産額	百万円	—	440,252
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数	千株	—	1,377,152

2. 1株当たり当期純利益（又は1株当たり当期純損失）及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、次のとおりであります。

なお、当事業年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当期純損失が計上されているため記載しておりません。

		前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1株当たり当期純利益（1株当たり当期純損失）			
当期純利益（△は当期純損失）	百万円	74,890	△41,960
普通株主に帰属しない金額	百万円	3,872	2,420
うち利益処分による役員賞与金	百万円	—	—
うち利益処分による優先配当額	百万円	1,936	—
うち優先配当額	百万円	—	1,210
うち中間優先配当額	百万円	1,936	1,210
普通株式に係る当期純利益（△は普通株式に係る当期純損失）	百万円	71,017	△44,381
普通株式の期中平均株式数	千株	1,358,528	1,380,635
潜在株式調整後1株当たり当期純利益			
当期純利益調整額	百万円	3,872	—
うち支払利息(税額相当額控除後)	百万円	—	—
うち利益処分による優先配当額	百万円	1,936	—
うち中間優先配当額	百万円	1,936	—
普通株式増加数	千株	657,311	—
うち優先株式	千株	656,350	—
うち新株予約権	千株	960	—
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要		新株予約権4種類（新株予約権の数9,547個）。なお、新株予約権の概要は「第4提出会社の状況、1.株式等の状況（2）新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	新株予約権6種類（新株予約権の数8,907個）。なお、新株予約権の概要は「第4提出会社の状況、1.株式等の状況（2）新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

(重要な後発事象)

前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>1. 自己株式の取得</p> <p>平成18年5月23日開催の取締役会において、当行及び当行子会社の役職員に対しストックオプションを実施するため、会社法第156条の規定に基づく自己株式の取得について、平成18年6月27日開催予定の第6期定時株主総会にて付議することを決議いたしました。決議の内容は以下の通りであります。</p> <p>(イ)取得する株式の種類 当行普通株式 (ロ)取得する株式の総数 30百万株 (上限) (発行済普通株式総数に対する割合 2.21%) (ハ)株式の取得金額の総額 300億円 (上限) (ニ)自己株式取得の期間 平成18年6月27日開催予定の第6期定時株主総会終結の時から1年間</p>	<p>1. 自己株式の取得</p> <p>平成19年5月9日開催の取締役会において、公的資金の返済をさらに進めるための財務上の柔軟性を確保するため、会社法第156条の規定に基づく自己優先株式の取得について、平成19年6月20日開催予定の第7期定時株主総会にて付議することを決議いたしました。決議の内容は以下の通りであります。</p> <p>(イ)取得する株式の種類 当行第二回甲種優先株式 (ロ)取得する株式の総数 74,528千株 (上限) (発行済第二回甲種優先株式総数に対する割合 100.00%) (ハ)株式の取得金額の総額 2,250億円 (上限) (ニ)自己株式取得の期間 平成19年6月20日開催予定の第7期定時株主総会終結の時から強制転換日(平成20年4月1日)の前日まで</p>

## ④【附属明細表】

当事業年度（平成18年4月1日から平成19年3月31日まで）

## 【有形固定資産等明細表】

資産の種類	前期末残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価 却累計額又は 償却累計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末残 高 (百万円)
有形固定資産							
土地	—	—	—	80	—	—	80
建物	—	—	—	20,017	5,263	867	14,753
動産	—	—	—	15,396	9,594	2,014	5,801
建設仮勘定	—	—	—	132	—	—	132
有形固定資産計	—	—	—	35,627	14,858	2,882	20,768
無形固定資産							
ソフトウェア	—	—	—	23,778	10,386	4,104	13,391
その他の無形固定資産	—	—	—	278	194	19	84
無形固定資産計	—	—	—	24,057	10,581	4,124	13,475
繰延資産							
社債発行差金	734	—	734	—	—	—	—
社債発行費	1,184	757	236	1,705	697	432	1,008
債券発行費用	404	112	357	160	56	187	103
繰延資産計	2,323	869	1,327	1,866	754	619	1,112

- (注) 1. 有形固定資産及び無形固定資産については、その金額が資産総額の1%以下であるため、「前期末残高」、「当期増加額」及び「当期減少額」の記載を省略しております。
2. 動産は、貸借対照表では「その他の有形固定資産」に計上しております。
3. 社債発行差金の当期減少は、会計方針の変更に記載の通りであります。

【引当金明細表】

区分	前期末残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金					
一般貸倒引当金	60,220	65,434	6	(注) 1 60,213	65,434
個別貸倒引当金	(注) 4 (△6) 51,202	9,304	2,357	(注) 2 16,615	41,533
うち非居住者向け債権分	(注) 4 (△6) 2,298	—	2,240	49	8
特定海外債権引当勘定	5	9	—	(注) 1 5	9
投資損失引当金	—	15,908	—	—	15,908
賞与引当金	10,040	9,504	9,498	(注) 3 195	9,850
計	(注) 4 (△6) 121,468	100,160	11,862	77,029	132,736

- (注) 1. 洗替による取崩額であります。  
 2. 主として回収による取崩額であります。  
 3. 賞与引当金設定対象者の退職等による取崩額であります。  
 4. ( ) 内は、為替換算差額であります。

○ 未払法人税等

区分	前期末残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
未払法人税等	1,179	443	797	380	444
未払法人税等	31	30	30	—	30
未払事業税	1,148	413	767	380	413

(2) 【主な資産及び負債の内容】

当事業年度末（平成19年3月31日現在）の主な資産及び負債の内容は、次のとおりであります。

① 資産の部

預け金	日本銀行への預け金43,413百万円、他の銀行への預け金134,551百万円その他であります。
その他の証券	外国証券612,614百万円その他であります。
前払費用	営業経費1,531百万円その他であります。
未収収益	貸付金利息11,515百万円、有価証券利息6,564百万円その他であります。
その他の資産	拋出金70,489百万円、仮払金46,126百万円、未収金24,408百万円その他であります。

② 負債の部

その他の預金	外貨預金363,868百万円、別段預金38,776百万円その他であります。
未払費用	預金利息28,425百万円、社債利息10,963百万円その他であります。
前受収益	金利スワップ受入利息408百万円、貸付金利息347百万円その他であります。
その他の負債	未払債券元利金32,795百万円、未払金28,264百万円その他であります。

(3) 【その他】

平成19年6月20日開催の第7期定時株主総会において決議されました自己株式の取得につきましては、「第一部 企業情報 第4 提出会社の状況」中、「2. 自己株式の取得等の状況」をご参照ください。

## 第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
株券の種類	普通株式 1,000株券、10,000株券、100,000株券、1,000,000株券、 10,000,000株券、100,000,000株券 優先株式 1,000株券、10,000株券、100,000株券、1,000,000株券、 10,000,000株券、100,000,000株券
剰余金の配当の基準日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当行の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</li> <li>・当行の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。</li> <li>・上記のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</li> </ul>
1単元の株式数	1,000株
株式の名義書換え	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番4号 住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	大阪市中央区北浜四丁目5番33号 住友信託銀行株式会社
取次所	住友信託銀行株式会社 全国本支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	無料（注）
単元未満株式の買取り・売渡し	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番4号 住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	大阪市中央区北浜四丁目5番33号 住友信託銀行株式会社
取次所	住友信託銀行株式会社 全国本支店
買取・売渡し手数料	無料
公告掲載方法	当行の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して、これを行う。 公告掲載URLは次のとおり。http://www.shinseibank.com
株主に対する特典	ありません。

- (注) 1. 株券喪失登録申請及び抹消の申請についての手数料は、1件につき10,000円、1枚につき500円であります。
2. 当行定款の定めにより、当行の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができません。
- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
  - (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
  - (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
  - (4) その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式の売渡請求をする権利



## 第7【提出会社の参考情報】

### 1【提出会社の親会社等の情報】

当行は、法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

### 2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

#### (1)有価証券報告書及びその添付書類

事業年度（第6期）（自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日）平成18年6月27日関東財務局長に提出。

#### (2)有価証券報告書の訂正報告書

(イ)上記(1)に関し、平成19年3月23日関東財務局長に提出。

(ロ)上記(1)に関し、平成19年5月28日関東財務局長に提出。

#### (3)半期報告書及びその添付書類

事業年度（第7期中）（自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日）平成18年12月18日関東財務局長に提出。

#### (4)訂正発行登録書

(イ)平成17年9月30日関東財務局長に提出した発行登録書（社債）及びその添付書類に関し、平成18年5月23日関東財務局長に提出。

(ロ)平成17年9月30日関東財務局長に提出した発行登録書（社債）及びその添付書類に関し、平成18年5月25日関東財務局長に提出。

(ハ)平成17年9月30日関東財務局長に提出した発行登録書（社債）及びその添付書類に関し、平成18年6月27日関東財務局長に提出。

(ニ)平成17年9月30日関東財務局長に提出した発行登録書（社債）及びその添付書類に関し、平成18年8月1日関東財務局長に提出。

(ホ)平成17年9月30日関東財務局長に提出した発行登録書（社債）及びその添付書類に関し、平成18年8月17日関東財務局長に提出。

(ヘ)平成17年9月30日関東財務局長に提出した発行登録書（社債）及びその添付書類に関し、平成18年10月2日関東財務局長に提出。

(ト)平成17年9月30日関東財務局長に提出した発行登録書（社債）及びその添付書類に関し、平成18年12月18日関東財務局長に提出。

(チ)平成17年9月30日関東財務局長に提出した発行登録書（社債）及びその添付書類に関し、平成19年3月23日関東財務局長に提出。

(リ)平成17年9月30日関東財務局長に提出した発行登録書（社債）及びその添付書類に関し、平成19年5月9日関東財務局長に提出。

(ヌ)平成17年9月30日関東財務局長に提出した発行登録書（社債）及びその添付書類に関し、平成19年5月25日関東財務局長に提出。

(ル)平成17年9月30日関東財務局長に提出した発行登録書（社債）及びその添付書類に関し、平成19年5月28日関東財務局長に提出。

#### (5)臨時報告書

(イ)平成18年5月23日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づく臨時報告書であります。

(ロ)平成18年8月1日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づく臨時報告書であります。

(ハ)平成18年8月17日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づく臨時報告書であります。

(ニ)平成18年10月2日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づく臨時報告書であります。

(ホ)平成19年5月9日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づく臨時報告書であります。

(6) 臨時報告書の訂正報告書

- (イ) 上記(5) (イ) に関し、平成18年5月25日関東財務局長に提出。
- (ロ) 上記(5) (ホ) に関し、平成19年5月25日関東財務局長に提出。

(7) 自己株券買付状況報告書

- (イ) 報告期間 (自 平成18年3月1日 至 平成18年3月31日) 平成18年4月3日関東財務局長に提出。
- (ロ) 報告期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年4月30日) 平成18年5月1日関東財務局長に提出。
- (ハ) 報告期間 (自 平成18年5月1日 至 平成18年5月31日) 平成18年6月1日関東財務局長に提出。
- (ニ) 報告期間 (自 平成18年6月1日 至 平成18年6月27日) 平成18年7月3日関東財務局長に提出。
- (ホ) 報告期間 (自 平成18年6月27日 至 平成18年6月30日) 平成18年7月3日関東財務局長に提出。
- (ヘ) 報告期間 (自 平成18年7月1日 至 平成18年7月31日) 平成18年8月1日関東財務局長に提出。
- (ト) 報告期間 (自 平成18年8月1日 至 平成18年8月31日) 平成18年9月1日関東財務局長に提出。
- (チ) 報告期間 (自 平成18年9月1日 至 平成18年9月30日) 平成18年10月2日関東財務局長に提出。
- (リ) 報告期間 (自 平成18年10月1日 至 平成18年10月31日) 平成18年11月1日関東財務局長に提出。
- (ヌ) 報告期間 (自 平成18年11月1日 至 平成18年11月30日) 平成18年12月1日関東財務局長に提出。
- (ル) 報告期間 (自 平成18年12月1日 至 平成18年12月31日) 平成19年1月4日関東財務局長に提出。
- (ヲ) 報告期間 (自 平成19年1月1日 至 平成19年1月31日) 平成19年2月1日関東財務局長に提出。
- (ワ) 報告期間 (自 平成19年2月1日 至 平成19年2月28日) 平成19年3月1日関東財務局長に提出。
- (カ) 報告期間 (自 平成19年3月1日 至 平成19年3月31日) 平成19年4月2日関東財務局長に提出。
- (ヨ) 報告期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年4月30日) 平成19年5月1日関東財務局長に提出。
- (タ) 報告期間 (自 平成19年5月1日 至 平成19年5月31日) 平成19年6月1日関東財務局長に提出。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成18年 6 月23日

株式会社新生銀行

取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員 業務執行 社員	公認会計士	古澤 茂	印
--------------------	-------	------	---

指定社員 業務執行 社員	公認会計士	後藤 順子	印
--------------------	-------	-------	---

指定社員 業務執行 社員	公認会計士	宮崎 茂	印
--------------------	-------	------	---

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社新生銀行の平成17年4月1日から平成18年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結剰余金計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社新生銀行及び連結子会社の平成18年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

※ 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行（有価証券報告書提出会社）が連結財務諸表に添付する形で別途保管しております。

## 独立監査人の監査報告書

平成19年 6月18日

株式会社新生銀行

取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員  
業務執行  
社員 公認会計士 後藤 順子 印

指定社員  
業務執行  
社員 公認会計士 宮崎 茂 印

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社新生銀行の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社新生銀行及び連結子会社の平成19年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 追記情報

「重要な後発事象 2. 子会社株式の売却」に記載されているとおり、連結子会社である新生プロパティファイナンス株式会社は、平成19年5月18日付でその保有するライフ住宅ローン株式会社の全株式を売却し、子会社株式売却益20,368百万円を平成20年3月期の特別利益に計上予定である。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※ 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行（有価証券報告書提出会社）が連結財務諸表に添付する形で別途保管しております。

## 独立監査人の監査報告書

平成18年 6 月23日

株式会社新生銀行

取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員  
業務執行  
社員 公認会計士 古澤 茂 印

指定社員  
業務執行  
社員 公認会計士 後藤 順子 印

指定社員  
業務執行  
社員 公認会計士 宮崎 茂 印

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社新生銀行の平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第6期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、利益処分計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社新生銀行の平成18年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

※ 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行（有価証券報告書提出会社）が財務諸表に添付する形で別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成19年 6 月18日

株式会社新生銀行

取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員 業務執行 社員	公認会計士	後藤 順子	印
--------------------	-------	-------	---

指定社員 業務執行 社員	公認会計士	宮崎 茂	印
--------------------	-------	------	---

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社新生銀行の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第7期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社新生銀行の平成19年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※ 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行（有価証券報告書提出会社）が財務諸表に添付する形で別途保管しております。